Ⅴ　資料編

目　　次

Ⅴ　資料編

1　協定・協力等

【自治体間協定】

資料 10-001　練馬区と福島県塙町との災害時における相互援助に関する協定書（福島県塙町）　…… 1
資料 10-002　練馬区と西東京市との災害時における相互応援に関する協定書（東京都西東京市）　… 3
資料 10-003　練馬区と和光市との災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）　…… 5
資料 10-004　練馬区と下仁田町との災害時における物資等の支援に関する協定書
（群馬県下仁田町）　…… 7
資料 10-005　練馬区と前橋市との災害時における相互応援に関する協定書（群馬県前橋市）　…… 9
資料 10-006　練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県新座市）　…… 11
資料 10-007　練馬区と武蔵野市との災害時における相互応援に関する協定書（東京都武蔵野市）　… 13
資料 10-008　練馬区と館林市との災害時における物資等の支援に関する協定書（群馬県館林市）　… 15
資料 10-009　練馬区と上田市との災害時における相互応援に関する協定書（長野県上田市）　…… 17
資料 10-010　練馬区と上尾市との災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県上尾市）　…… 19
資料 10-011　特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定（特別区）　…… 21
資料 10-012　特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定実施細目（特別区）　…… 24

【情報の収集と伝達】

資料 11-001　防災情報等の広報に関する協定書（株式会社ジェイコム東京）　…… 42
資料 11-002　防災情報等の提供に関する協定書
（ネオス株式会社、東京コカ・コーラボトリング株式会社）　…… 43
資料 11-003　防災情報等の提供に関する協定細目（東京コカ・コーラボトリング株式会社）　…… 45
資料 11-004　防災情報等の提供に関する協定書（サントリーフーズ株式会社）　…… 46
資料 11-005　防災情報等の提供に関する協定書（株式会社ユウシステム）　…… 48
資料 11-006　防災情報等の提供に関する協定細目（株式会社ユウシステム）　…… 49
資料 11-007　災害情報支援に関する協定書（株式会社レスキューナウ）　…… 50
資料 11-008　防災情報等の提供に関する協定書（株式会社ワールド・アメニティー）　…… 51
資料 11-009　防災情報等の提供に関する協定細目（株式会社ワールド・アメニティー）　…… 52
資料 11-010　防災情報等の提供に関する協定書（アサヒカルピスビバレッジ株式会社）　…… 53
資料 11-011　防災情報等の提供に関する協定細目（アサヒカルピスビバレッジ株式会社）　…… 54
資料 11-012　非常通信の運用に関する協定書（東京消防庁練馬消防署）　…… 55
資料 11-013　災害時の情報交換に関する協定書（国土交通省関東地方整備局）　…… 57
資料 11-014　災害時における情報の提供および収集に関する協定書（練馬区新聞販売同業組合）　… 58
資料 11-015　「災害時における情報の提供および収集に関する協定」に関する覚書
（練馬区新聞販売同業組合）　…… 60

【緊急輸送対策】

資料 12-001　災害時における物流業務等の協力に関する協定書（東京都トラック協会練馬支部）……61
資料 12-002　災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書
（東京都石油業協同組合板橋練馬支部）……64
資料 12-003　災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定書
（東京都自動車整備振興会練馬支部）……65
資料 12-004　災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定細目
（東京都自動車整備振興会練馬支部）……67
資料 12-005　災害時における軽自動車緊急輸送業務の協力に関する協定書
（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部）……68
資料 12-006　災害時における車両提供の協力に関する協定書（株式会社トヨタレンタリース東京、
ニッポンレンタカーアーバンネット株式会社東京ディビジョン）……70
資料 12-007　災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書（株式会社北豊島園自動車学校）…72

【消火・救助・救急活動】

資料 13-001　災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定書
（練馬区建設業協会）……74
資料 13-002　災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定細目
（練馬区建設業協会）……76
資料 13-003　災害時の区への練馬区設備防災協力会の協力に関する協定書
（練馬区設備防災協力会）……79
資料 13-004　災害時の区への練馬区設備防災協力会との協力に関する協定細目
（練馬区設備防災協力会）……81
資料 13-005　災害時の区へのサンキュー会の協力に関する協定書（サンキュー会）……82
資料 13-006　災害時の区へのサンキュー会との協力に関する協定細目（サンキュー会）……84
資料 13-007　災害時等の練馬区と日本救助犬協会との協力に関する協定書
（特定非営利活動法人日本救助犬協会）……85
資料 13-008　緊急時における土木工事等に関する協定
（練馬土木協会）……87
資料 13-009　災害時における練馬区と区内三警察署と練馬建物解体業協会との協力連携に関する
協定書（練馬警察署・光が丘警察署・石神井警察署・練馬建物解体業協会）……89
資料 13-010　災害時における応急対策活動の協力に関する協定書（区内警察署・区内企業）……91
資料 13-011　災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（練馬電設防災協力会）……95
資料 13-012　災害時における応急対策業務の協力に関する協定書
（練馬環境造園協会、練馬区ビルダークラブ）……97
資料 13-013　災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定書
（東京都電気工事工業組合練馬地区本部）……99
資料 13-014　災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定細目
（東京都電気工事工業組合練馬地区本部）……100
資料 13-015　道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定書
（練馬土木協会、練馬環境造園協会、東京都電気工事工業組合練馬地区本部）……102
資料 13-016　道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定細目
（練馬土木協会、練馬環境造園協会、東京都電気工事工業組合練馬地区本部）……104

資料 13-017　災害時における資機材等の供給に関する協定書
（株式会社アクティオ、株式会社カナモト、株式会社サンペイ、株式会社鳴浜リース、
株式会社レンタルのニッケン）…… 106

【医療救護活動】

資料 14-001　災害時の医療救護活動についての協定書（練馬区医師会）…… 108
資料 14-002　災害時の医療救護活動実施細目（練馬区医師会）…… 111
資料 14-003　災害時の歯科医療救護活動についての協定書（練馬区歯科医師会）…… 113
資料 14-004　災害時の歯科医療救護活動実施細目（練馬区歯科医師会）…… 115
資料 14-005　災害時の医療救護活動についての協定書（練馬区薬剤師会）…… 116
資料 14-006　災害時の医療救護活動実施細目（練馬区薬剤師会）…… 119
資料 14-007　災害時の医療救護活動についての協定書（東京都柔道整復師会練馬支部）…… 121
資料 14-008　災害時の医療救護活動実施細目（東京都柔道整復師会練馬支部）…… 123
資料 14-009　災害時における応急医薬品および衛生用品等の優先供給に関する協定書
（練馬区薬業協同組合）…… 125
資料 14-010　災害時の区と獣医師会との協力に関する協定書（練馬区獣医師会）…… 127
資料 14-011　災害時の区と獣医師会との協力に関する協定細目（練馬区獣医師会）…… 129
資料 14-012　災害時の被災動物に係る応急薬品・機材等の優先供給に関する協定書
（練馬区獣医師会、森久保薬品株式会社）…… 131
資料 14-013　災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書（アルフレッサ株式会社、株式会社
バイタルネット、株式会社マルタケ、東邦薬品株式会社、株式会社スズケン、酒井薬品
株式会社、株式会社メディセオ）…… 133
資料 14-014　災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書実施細目（アルフレッサ株式会社、
株式会社バイタルネット、株式会社マルタケ、東邦薬品株式会社、株式会社スズケン、
酒井薬品株式会社、株式会社メディセオ）…… 135
資料 14-015　災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（順天堂大学医学部附属練馬病院、
地域医療振興協会練馬光が丘病院）…… 137
資料 14-016　災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（民間救急事業者）…… 141
資料 14-017　災害時における透析患者搬送に関する協定書（練馬区透析患者送迎協議会）…… 143
資料 14-018　災害時における透析患者搬送に関する協定書（透析患者搬送団体）…… 145

【飲料水・食料等の調達と供給】

資料 15-001　災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書
（東京都米穀小売商組合練馬支部）…… 147
資料 15-002　災害時における麺類等の提供に関する協定書（練馬蕎麦商組合、練馬麺業組合、
東京都麺類協同組合練馬支部、石泉麺業組合、東京都麺類協同組合石神井支部）… 149
資料 15-003　災害時における麺類等の提供に関する協定細目（練馬蕎麦商組合、練馬麺業組合、
東京都麺類協同組合練馬支部、石泉麺業組合、東京都麺類協同組合石神井支部）… 151
資料 15-004　災害時における漬物の優先供給に関する協定書（練馬漬物事業組合）…… 152
資料 15-005　災害時における応急食料品の優先供給に関する協定書（株式会社松屋フーズ）…… 153
資料 15-006　災害時における応急食料品の優先供給に関する協定書（株式会社ポパイ）…… 155
資料 15-007　災害時における応急物資の優先供給に関する協定
（株式会社オザキフラワーパーク、株式会社ライフコーポレーション）…… 157

資料 15-008　災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書（サミット株式会社）……159
資料 15-009　災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書（株式会社ダイエー）……161
資料 15-010　震災時における災害対策用物資等の調達に関する協定書（株式会社セレスポ）……163
資料 15-011　震災時における災害対策用物資等の調達に関する協定細目（株式会社セレスポ）……164
資料 15-012　災害時の練馬区と慈雲堂内科病院との協力に関する協定書（慈雲堂内科病院）……165
資料 15-013　災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（ホテルカデンツァ光が丘）……167
資料 15-014　災害時における応急対策業務の協力に関する協定細目（ホテルカデンツァ光が丘）‥169
資料 15-015　災害時における飲料の優先供給等に関する協定書
（東京コカ・コーラボトリング株式会社）……170
資料 15-016　災害時における飲料水確保に関する協定書（防災井戸）……172
資料 15-017　「ミニ防災井戸」の指定に関する協定書……174
資料 15-018　震災時多機能型深層無限水利（深井戸）の管理および活用に係る協定
（東京消防庁練馬消防署）……175
資料 15-019　災害時における応急物資の優先供給に関する協定書（セッツカートン株式会社）‥177
資料 15-020　震災時における応急物資の供給および安全・安心パトロールカーの運用に関する
協定書（株式会社ファミリーマート）……179
資料 15-021　災害時における物資の供給等に関する協定書（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）182

【福祉避難所】

資料 16-001　災害時の福祉避難所の開設と運営に関する協定書（社会福祉法人）……184

【学校施設の利用】

資料 17-001　災害時における学校施設の緊急避難所としての利用に関する協定書
（都立第四商業高校）……187
資料 17-002　災害時における都立学校の利用に関する協定（都立田柄高校）……189
資料 17-003　災害時における都立学校の利用に関する協定（都立井草高校）……190
資料 17-004　避難所指定に関する協定書（都立大泉高校）……191
資料 17-005　災害時における都立学校の利用に関する協定（都立石神井高校）……192
資料 17-006　災害時における都立学校の学校利用に関する協定（都立大泉桜高校）……194
資料 17-007　災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書
（都立石神井特別支援学校）……196
資料 17-008　災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書
（都立大泉特別支援学校）……198
資料 17-009　災害時における都立学校の学校利用に関する協定（都立練馬高校、都立光丘高校）‥200
資料 17-010　災害時における私立学校の利用に関する協定書（学校法人三育学院）……202
資料 17-011　災害時におけるインターナショナルスクールの利用に関する協定書
（株式会社アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズ）……204
資料 17-012　災害時における施設の利用に関する協定書（国立大学法人東京学芸大学）……206
資料 17-013　災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書
（都立練馬特別支援学校）……209
資料 17-014　災害時における都立高校の学校利用に関する協定書
（都立練馬工業高校）……210

【その他の協定】

資料 18-001　災害時における練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合の協力に関する協定書（JA 東京あおば農業協同組合）…… 212
資料 18-002　災害時における練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合の協力に関する協定細目（JA 東京あおば農業協同組合）…… 214
資料 18-003　災害時における浴場の使用および井戸水の提供に関する協定書（東京都公衆浴場業環境衛生同業組合練馬支部）…… 216
資料 18-004　災害時における練馬区と郵便局との相互協力に関する覚書（日本郵便株式会社）…… 218
資料 18-005　災害時の区とボーイスカウトとの協力に関する協定書（日本ボーイスカウト東京連盟練馬地区）…… 220
資料 18-006　災害時の区とボーイスカウトとの協力に関する協定細目（日本ボーイスカウト東京連盟練馬地区）…… 222
資料 18-007　災害時における葬祭等に関する協力協定書（全日本冠婚葬祭互助協会）…… 223
資料 18-008　災害時における葬祭等に関する協力協定書（全東京葬祭業連合会、東京都葬祭業協同組合、東武葬祭協同組合、東都聖典協同組合、山手葬祭協同組合）…… 226
資料 18-009　練馬区民の防災・減災活動への取組支援に関する協定書（株式会社エムビーディー）‥ 229
資料 18-010　災害時における理容活動および資器材等の提供に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合練馬支部）…… 231
資料 18-011　災害時における練馬区と東京電力株式会社荻窪支社との相互協力に関する覚書（東京電力株式会社荻窪支社）…… 233
資料 18-012　災害時における練馬区の施設および用地の提供に関する取り決め（東京電力株式会社荻窪支社）…… 235
資料 18-013　飲料自動販売機による防災情報等および飲料水の提供に関する協定書（株式会社伊藤園練馬支店）…… 236
資料 18-014　飲料自動販売機による防災情報等および飲料水の提供に関する協定細目（株式会社伊藤園練馬支店）…… 238
資料 18-015　災害時における電気設備等の応急復旧作業に関する協定書（関東電気保安協会東京北事業本部練馬事業所）…… 240
資料 18-016　災害時における特別法律相談に関する協定（練馬法律相談クラブ）…… 241
資料 18-017　り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定（東京都）…… 243
資料 18-018　災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（リズモ大泉学園施設管理組合）…… 246
資料 18-019　災害時における福祉用具等物資の優先供給等協力に関する協定（一般社団法人日本福祉用具供給協会）…… 248
資料 18-020　災害時における練馬区と練馬区介護サービス事業者連絡協議会との介護サービス利用者の支援に関する協定書（練馬区介護サービス事業者連絡協議会）…… 250
資料 18-021　災害時における練馬区と練馬区障害福祉サービス事業者連絡会との障害福祉サービス利用者の支援に関する協定書（練馬区障害福祉サービス事業者連絡会）…… 252
資料 18-022　避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書 …… 254
資料 18-023　震災時におけるり災証明書発行に関する協定書（練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署）…… 258

2　参考資料

資料 20-001　練馬区の地震に関する地域危険度（表）……260
資料 20-002　気象庁震度階級関連解説表……263
資料 20-003　用途別対象物数……269
資料 20-004　防災管理対象物の要件……270
資料 20-005　事業所防災計画に規定すべき事項……271
資料 20-006　消防力の現況……273
資料 20-007　「地震に対する 10 の備え」……277
資料 20-008　「地震その時 10 のポイント」……278
資料 20-009　「地震から命を守る７つの問いかけ」……279
資料 20-010　危険物施設の現況……280
資料 20-011　地下貯水槽（４０㎥未満）一覧……282
資料 20-012　防災会一覧……285
資料 20-013　市民消火隊一覧……296
資料 20-014　避難拠点における収容可能人数……297
資料 20-015　練馬区福祉避難所一覧……299
資料 20-016　東京都指定避難場所一覧……303
資料 20-017　飲用可能な受水槽等一覧（避難拠点）……304
資料 20-018　給水拠点一覧(東京都設置）……305
資料 20-019　練馬給水所概要……306
資料 20-020　防災井戸一覧……307
資料 20-021　ミニ防災井戸一覧……308
資料 20-022　備蓄倉庫一覧……310
資料 20-023　移動系防災行政無線一覧……311
資料 20-024　被害程度の認定基準……313
資料 20-025　り災証明書（様式）……316
資料 20-026　生活福祉資金……317
資料 20-027　水防実施状況報告書……318
資料 20-028　水防上注意を要する箇所……319
資料 20-029　橋梁一覧表……321
資料 20-030　急傾斜地崩壊危険箇所……323
資料 20-031　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域……324
資料 20-032　啓開路線指定平面図……325
資料 20-033　啓開路線指定一覧……326
資料 20-034　阪神・淡路大震災発災時の神戸市における時系列別発生事象表……328
資料 20-035　「南海トラフ地震に関連する情報」の発表について……351

資料 10-001　練馬区と福島県塙町との災害時における相互援助に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と、福島県塙町（以下「乙」という。）とは、友好都市提携に基づき、災害時における応急対策および災害復旧（以下「応急対策等」という。）に係わる相互の援助に関し、つぎのとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲または乙のいずれかに非常災害が発生した場合において、相互に協力または援助することにより、迅速かつ円滑な災害対策活動ができるよう、応急対策等に係わる相互援助に関し、必要な事項を定めるものである。

（要請）

第２条　甲または乙は、応急対策等に必要な食糧、物資、資機材（以下「応急物資」という。）について、その地域において十分な調達ができないとき、相手方に対し応急物資の優先供給を要請するものとする。

２　甲または乙は、前項に規定に基づき要請を行うときは、要請する応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示さなければならない。

３　要請の方法については、文書によることを原則とする。ただし、災害時における状況等を勘案し、直接要請の場合は、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第３条　甲または乙は、前条の規定により要請を受けた場合、本協定の趣旨に従い相互援助に努めるものとする。

２　甲または乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、調達できる最大限の量を確保し、要請先へ供給することを目標とする。

（応急物資）

第４条　前条の規定により、甲または乙が供給する応急物資は、次に掲げるものとする。

⑴　甲が乙に供給する物資

ア　備蓄物資

イ　飲料水

ウ　その他

⑵　乙が甲に供給する物資

ア　生鮮食糧品等

イ　飲料水

ウ　その他

（応急物資等の輸送）

第５条　第 3 条第 2 項により供給される応急物資の輸送については、要請を受けたものが行うことを原則とする。

（経費の負担）

第６条　本協定に基づき供給された応急物資等に係わる経費（輸送費も含む。）については、応急物資の供給を要請したものの負担とする。

（応急物資等の資料の交換）

第７条　甲または乙は、備蓄物資、生鮮食糧品等の保有状況等一覧表を作成し、相互に交換することとする。

（協議）

第８条　この協定に疑義が生じたとき、または、この協定に定めのない事項が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定することとする。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保有することとする。

平成７年１２月５日

甲　東京都練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号
東京都練馬区
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　福島県東白川郡塙町大字塙字大町３丁目 21 番地
福島県東白川郡塙町
塙町長　　二 瓶　隆 男

資料 10-002　練馬区と西東京市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と西東京市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策(以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

⑴　被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん

⑵　食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供

⑶　救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん

⑷　消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣

⑸　ボランティア等のあっせん

⑹　被災者を一時的に収容するための施設の提供

⑺　情報支援として、被災都市の住民からの問い合わせの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等

⑻　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第３条　被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴　災害の概況

⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等

⑶　前条第４号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員

⑷　応援場所およびその経路

⑸　応援の期間

⑹　一時的な避難を希望する者の人数および期間

⑺　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

２　被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

⑴　応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

⑵　応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的な活動の実施）
第７条　協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。
（職員指揮権）
第８条　応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。
（訓練等）
第９条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。
２　前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第６条の規定を準用する。
３　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。
４　協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。
（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。
（施行期日）
第 11 条　この協定は平成 22 年 8 月 20 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、署名し、各１通を保有するものとする。

平成２２年８月２０日

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

東京都西東京市南町五丁目６番１３号
西東京市
西東京市長　　坂 口　光 治

資料 10-003　練馬区と和光市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と和光市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策(以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

⑴　被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん

⑵　食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供

⑶　救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん

⑷　消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣

⑸　ボランティア等のあっせん

⑹　被災者を一時的に収容するための施設の提供

⑺　情報支援として、被災都市の住民からの問い合わせの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等

⑻　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第３条　被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴　災害の概況

⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等

⑶　前条第４号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員

⑷　応援場所およびその経路

⑸　応援の期間

⑹　一時的な避難を希望する者の人数および期間

⑺　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

２　被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

⑴　応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

⑵　応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的な応援活動の実施）
第７条　協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。
（職員指揮権）
第８条　応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。
（訓練等）
第９条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換すると　ともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。
２　前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第６条の規定を準用する。
３　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。
４　協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。
（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。
（施行期日）
第 11 条　この協定は平成 22 年 8 月 27 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、署名し、各１通を保有するものとする。

平成２２年８月２７日

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

埼玉県和光市広沢１番５号
和光市
和光市長　　松 本　武 洋

資料 10-004　練馬区と下仁田町との災害時における物資等の支援に関する協定書

練馬区と下仁田町（以下これらを「協定都市」という。）は、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る物資等の支援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、協定都市のうち被災した当事者（以下「被災都市」という。）の要請による応急対策等が円滑に実施できるよう、必要な食糧、物資、資器材等（以下「応急物資」という。）の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条　被災都市が要請することができる支援の内容は、つぎのとおりとする。

⑴　食糧、飲料水、生活必需品およびそれらの供給に必要な資器材の提供

⑵　応急物資の搬送等に必要な車両等の提供

⑶　前２号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（応急物資）

第３条　前条の規定により、支援を行う当事者（以下「支援都市」という。）が供給する応急物資は、つぎに掲げるものとする。

⑴　練馬区が下仁田町に供給する応急物資

ア　備蓄物資

イ　飲料水

ウ　その他

⑵　下仁田町が練馬区に供給する応急物資

ア　生鮮食料品等

イ　飲料水

ウ　その他

⑶　応急物資の供給に必要な資器材および輸送に係る車両

（要請の手続）

第４条　被災都市は、応急物資について、その地域において十分な調達ができないときは、支援都市に対し応急物資の優先供給を要請するものとする。

２　被災都市は、前項の規定に基づき要請を行うときは、要請する応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示さなければならない。

３　被災都市が要請を行うときは、電話その他の通信手段により支援都市に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の内容）

第５条　前条の規定により要請を受けた場合、支援都市は、本協定の趣旨に従い支援に努めるものとする。

２　支援都市は、前条の規定により要請を受けた場合は、調達できる最大限の量を確保し、被災都市に供給することを目標とする。

（応急物資の輸送）

第６条　前条第２項により供給される応急物資の輸送については、支援都市が行うことを原則とする。

（経費の負担）

第７条　本協定に基づき供給された応急物資に係る経費（輸送費を含む。）については、被災都市の負担とする。

（応急物資の資料の交換）

第８条　協定都市は、供給できる応急物資の保有状況等一覧表を作成し、相互に交換することとする。

（自主的な活動の実施）

第９条　協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に支援活動を実施するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第 11 条　この協定は、平成 22 年 11 月 24 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、署名し、各１通を保有するものとする。

平成２２年１１月２４日

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田６８２番地
下仁田町
下仁田町長　　金 井　康 之

資料 10-005　練馬区と前橋市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と前橋市（以下これらを「協定都市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　被災都市が要請することができる応援の内容は、次のとおりとする。

⑴　被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及び斡旋

⑵　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供

⑶　救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋

⑷　救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣

⑸　ボランティア等の斡旋

⑹　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第３条　被災都市が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援を行った当事者（以下「応援都市」という。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴　災害の概況

⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等

⑶　前条第４号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員

⑷　応援場所及びその経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

２　被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

⑴　応援活動に従事した職員が、応援活動中又は被災都市への往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

⑵　応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的活動）

第７条　協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

（職員指揮権）

第８条　応援のために派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。
（訓練等）
第９条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。
２　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。
（相互交流）
第 10 条　協定都市は、災害時に円滑な応援活動をするため、平時における様々な分野の交流を通して、相互の理解と信頼を深めるよう努めるものとする。
（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。
（施行期日）
第 12 条　この協定は、平成 23 年１月 6 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、署名し、各１通を保有するものとする。

平成２３年１月６日

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

群馬県前橋市大手町二丁目１２番１号
前橋市
前橋市長　　高 木　政 夫

資料 10-006　練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と新座市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。
（応援の内容）
被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。
⑴　被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん
⑵　食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの補給に必要な資器材の提供
⑶　救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
⑷　消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の派遣
⑸　ボランティア等のあっせん
⑹　被災者を一時的に収容するための施設の提供
⑺　情報支援として、被災都市の住民からの問合せの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等
⑻　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項
（要請の手続）
第３条　被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。
⑴　災害の概況
⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
⑶　前条第４号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員
⑷　応援場所およびその経路
⑸　応援の期間
⑹　前条第６号に掲げる応援を要請するときは、一時的な避難を希望する者の人数および期間
⑺　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（経費の負担）
第４条　応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。
２　被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。
（連絡の窓口）
第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。
（損害補償等）
第６条　応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。
⑴　応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
⑵　応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的な活動の実施）
第７条　応援都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。
（職員指揮権）
第８条　応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。
（訓練等）
第９条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。
２　前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第 6 条の規定を準用する。
３　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。
４　協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。
（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。
（施行期日）
第 11 条　この協定は平成 23 年 9 月 2 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、署名のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２３年９月２日

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

埼玉県新座市野火止一丁目１番１号
新座市
新座市長　　須 田　健 治

資料 10-007　練馬区と武蔵野市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と武蔵野市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、協定都市の地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。
（応援の内容）
第２条　被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。
⑴　被災者の救出および救護、被災者に対する医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん
⑵　食糧、飲料水、生活必需物資およびそれらの補給に必要な資器材の提供
⑶　救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
⑷　消火、救援、医療、防疫その他の応急対策に必要な職員の派遣
⑸　ボランティア等のあっせん
⑹　被災者を一時的に収容するための施設の提供
⑺　情報支援として、被災都市の住民からの問合せの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成および掲示等
⑻　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項
（要請の手続）
第３条　被災都市が応援を要請する場合には、つぎに掲げる事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。
⑴　災害の概況
⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
⑶　前条第４号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員
⑷　応援場所およびその経路
⑸　応援の期間
⑹　前条第６号に掲げる応援を要請するときは、一時的な避難を希望する者の人数および期間
⑺　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
（経費の負担）
第４条　第２条の規定による応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、この協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。
２　被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。
（連絡の窓口）
第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。
（損害補償等）
第６条　応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。
⑴　応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
⑵　応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的な活動の実施）
第７条　応援都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。
（職員指揮権）
第８条　応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。
（訓練等）
第９条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。
２　前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第 6 条の規定を準用する。
３　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。
４　協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練への参加等を積極的に促すものとする。
（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。
（施行期日）
第 11 条　この協定は、平成 24 年１月 30 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、両自治体の長が署名のうえ、各々1 通を保有するものとする。

平成２４年１月３０日

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

東京都武蔵野市緑町二丁目２番２８号
武蔵野市
武蔵野市長　　邑 上　守 正

資料 10-008　練馬区と館林市との災害時における物資等の支援に関する協定書

練馬区と館林市（以下これらを「協定都市」という。）は、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る物資等の支援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、協定都市のうち被災した当事者（以下「被災都市」という。）の要請による応急対策等が円滑に実施できるよう、必要な食料、飲料水、生活必需品およびそれらの供給に必要な資器材等（以下「応急物資」という。）の支援に関し必要な事項を定めるものとする。
（支援の内容）
第２条　被災都市が要請することができる支援の内容は、つぎのとおりとする。
⑴　応急物資の提供
⑵　応急物資の輸送に必要な車両等の提供
⑶　その他、被災都市が指定する物資
（要請の手続き）
第３条　被災都市は、応急物資について、その地域において十分な調達ができないときは、支援を行う当事者（以下「支援都市」という。）に対し応急物資の供給を要請するものとする。
２　被災都市は、前項の規定に基づき要請を行うときは、要請する応急物資の種類、数量、輸送方法、受領場所その他必要な事項を示さなければならない。
３　被災都市が要請を行うときは、電話その他の通信手段により支援都市に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。
（協力）
第４条　支援都市は、前条の規定により要請を受けた場合、この協定の趣旨に従い支援に努めるものとする。
（応急物資の供給）
第５条　前条の規定により供給される応急物資の輸送は、原則として支援都市が行う。
２　被災都市は、第３条第２項で示した受領場所に職員を派遣し、品目、数量等を確認のうえ、応急物資を受領するものとする。
（経費の負担）
第６条　この協定に基づき供給された応急物資に係る経費（輸送費を含む。）については、原則として被災都市の負担とする。
（連絡の窓口）
第７条　協定都市は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換し、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。
（損害補償等）
第８条　この協定に基づき行う支援活動（以下「支援活動」という。）に従事した職員の損害補償等については、原則として、つぎに掲げる方法により処理するものとする。
⑴　支援活動に従事した職員が、支援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、支援都市がその損害を補償するものとする。
⑵　支援活動に従事した職員が、支援活動中に被災都市の区域において第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその責任により対処するものとする。
（自主的な活動の実施）
第９条　協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの支援要請があったものとして自主的に支援活動を実施するものとする。
（訓練等）

第 10 条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な支援ができるよう、相互の訓練に協力するものとする。
２　前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第 8 条の規定を準用する。
（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。
（施行期日）
第 12 条　この協定は、平成 24 年 3 月 27 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、署名し、各１通を保有するものとする。

平成２４年３月２７日

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

群馬県館林市城町１番１号
館林市
館林市長　　安 樂 岡　一 雄

資料 10-009　練馬区と上田市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と上田市（以下これらを「協定都市」という。）は、友好提携に関する合意書を取り交わした都市として、相互協力の精神に基づき、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援活動が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。
（応援の内容）
第２条　被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。
⑴　被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供および斡旋
⑵　食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供
⑶　救援および救助活動に必要な車両等の提供および斡旋
⑷　救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の応援
⑸　ボランティア等の斡旋
⑹　被災者の一時受入れ
⑺　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項
（要請の手続）
第３条　被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他の通信手段により、応援を行う当事者（以下「応援都市」という。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。
⑴　災害の概況
⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の活動内容、職種および人員
⑷　前条第６号に掲げる応援を要請するときは、一時避難を希望する被災者の人数および期間
⑸　応援場所およびその経路
⑹　応援の期間
⑺　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（経費の負担）
第４条　応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。
２　被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を立て替えるものとする。
（連絡の窓口）
第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。
（損害補償等）
第６条　応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。
⑴　応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市への往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
⑵　応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。
（自主的活動）
第７条　協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連

絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。
（職員指揮権）
第８条　応援のために派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。
（訓練等）
第９条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。
２　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。
（応援協力）
第 10 条　協定都市は、このほかに共に災害時の応急対策等の協定を締結している埼玉県上尾市が被災し、双方に応援要請があった場合は、協力して効果的効率的な応援を行うものとする。
２　前項の場合において、埼玉県上尾市から飲料水の供給に関する応援要請により、上田市が埼玉県上尾市に対し、飲料水を供給するための給水車を派遣するときは、上田市は、練馬区に対して飲料水の補給の要請を行うことができる。
３　練馬区は、前項の要請があったときは、給水車に飲料水の補給を行うものとする。
（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。
（旧協定の失効）
第 12 条　平成 18 年 8 月 18 日付けで協定都市において締結した災害時における相互応援に関する協定は、本協定の施行をもって失効するものとする。
（施行期日）
第 13 条　この協定は、平成２５年４月３日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、署名し、各１通を保有するものとする。

平成２５年４月３日

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　志村　豊志郎

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
上田市
上田市長　　母袋　創一

資料 10-010　練馬区と上尾市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と上尾市（以下これらを「協定都市」という。）は、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援活動が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。
（応援の内容）
被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。
⑴　被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供および斡旋
⑵　食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供
⑶　救援および救助活動に必要な車両等の提供および斡旋
⑷　救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
⑸　ボランティア等の斡旋
⑹　被災者の一時受入れ
⑺　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項
（要請の手続）
第３条　被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他の通信手段により、応援を行う当事者（以下「応援都市」という。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。
⑴　災害の概況
⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
⑶　前条第４号に掲げる応援を要請するときは、職員の活動内容、職種および人員
⑷　前条第６号に掲げる応援を要請するときは、一時避難を希望する被災者の人数および期間
⑸　応援場所およびその経路
⑹　応援の期間
⑺　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（経費の負担）
第４条　応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。
２　被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を立て替えるものとする。
（連絡の窓口）
第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）
第６条　応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。
⑴　応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市への往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
⑵　応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。
（自主的活動）
第７条　協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連

絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。
（職員指揮権）
第８条　応援のために派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。
（訓練等）
第９条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。
２　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。
（応援協力）
第 10 条　協定都市は、このほかに共に災害時の応急対策等の協定を締結している長野県上田市が被災し、双方に応援要請があった場合は、協力して効果的効率的な応援を行うものとする。
（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。
（施行期日）
第 12 条　この協定は、平成２５年４月３日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、署名し、各１通を保有するものとする。

平成２５年４月３日

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
　練馬区長　　志村　豊志郎

埼玉県上尾市本町三丁目１番１号
上尾市
　上尾市長　　島村　穣

資料 10-011　特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

（目的）
第１条　この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。
（支援対策本部の設置）
第２条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。
２　本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
３　本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
４　本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。
５　本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
６　本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。
（支援各区の体制）
第３条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。
２　本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。
３　支援区は、前２項のほか、本部の活動に協力するものとする。
（支援の要請）
第４条　この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。
第４条の２　隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。
（相互協力及び相互支援の内容）
第５条　この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
（１）　職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項
　イ　被災区への応援職員の派遣
　ロ　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
　ハ　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
（２）　救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
　イ　被災区への救援物資の提供
　ロ　支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
　ハ　その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
（３）　避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項
（４）　被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
　イ　被災区へのボランティアの斡旋
　ロ　支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供
　ハ　その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
（５）　被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
（６）　動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
（７）　被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負

担を軽減するために必要な事項
（８） ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
（９） 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
イ　被災区への専門職員等の派遣
ロ　支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
ハ　その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
（10） 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
（11） 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
（12） 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
（13） 仮設住宅の提供に関する次の事項
イ　被災区への職員、物資等の派遣、提供
ロ　支援区での仮設住宅建設用地の確保
ハ　その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
（14） 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
（15） 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
（16） 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
（17） 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

（支援経費の負担）
第６条　支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。
２　支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
３　被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。
（連絡担当部署）
第７条　各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。
（平常時の措置）
第８条　各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。
（実施細目の作成）
第９条　この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。
（協定内容等の見直し）
第 10 条　各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。
（その他）
第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則
１　この協定は、平成２６ 年４月１ 日から適用する。
２　平成８ 年２ 月１６ 日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。
３　この協定の締結を証するため、本協定書を２３通作成し、各区長は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２６ 年3月１４日

千代田区長	石　川　雅　己	新宿区長	中　山　弘　子
中央区長	矢　田　美　英	文京区長	成　澤　廣　修
港区長	武　井　雅　昭	台東区長	吉　住　弘
墨田区長	山　﨑　昇	豊島区長	高　野　之　夫
江東区長	山　﨑　孝　明	北区長	花川　與惣太
品川区長	濱　野　健	荒川区長	西川　太一郎
目黒区長	青　木　英　二	板橋区長	長　坂　本　健
大田区長	松　原　忠　義	練馬区長 職務代理者 副　区　長	琴　尾　隆　明
世田谷区長	保　坂　展　人	足立区長	近　藤　弥　生
渋谷区長	桑　原　敏　武	葛飾区長	青　木　克　徳
中野区長	田　中　大　輔	江戸川区長	多　田　正　見
杉並区長	田　中　良		

資料 10-012　特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定実施細目

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目

（協定第２条・３条・４条関係）

１　本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」 という。） のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下 、「本部」 という。） を設置し（以下、 本部が設置された区 を「本部設置区 」という 。）、支 援 区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

２　本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部 設置区とする。

（１）本部設置区は次の順位に従って決定する。

①　第１順位　　区長会会長区

②　第２順位　　区長会副会長区のうち、２３区行政順位が先の区

③　第３順位　　区長会副会長区のうち、２３区行政順位が後の区

（２）支援区の中に第１順位から第３順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

①　支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。

②　①による該当区がなかった場合は、支援区の中から 、行政順が先の区を本部設置区とする。

３　本部設置区の変更

（１）本部設置区となった区が２次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

（２）本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

（３）本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

①　本部設置区において２次災害が発生し 、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合

②　①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

４　被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区並びに東京 都等の関係団体に連絡する 。

５　本部の組織及び運営

（１）本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

（２）本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。

（３）本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。

（４）（３）の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

６　被災区からの支援要請

被災区からの支援要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の手段で要請し、後日文書で提出する。

７　本部の役割と支援区の協力体制

（１）本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第５条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。

（２）本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。

（３）各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

８　支援対策会議

本部は 、以下の事項について 、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区並びに支援区による支援対策会議を招集することができる。

（１）国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合

（２）支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合

（３）本部を解散する場合

（４）その他協議が必要な場合

９　本部の解散

本部は、８の（３）の決定により解散する。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目
（協定第５条第１号関係）

１　被災区への応援職員の派遣

①　被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし 、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。

②　本部は被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。

③　本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。

④　各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

２　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

①　各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないよう努める。

②　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。

③　宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

３　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・ 飲料水・ 野営用具等を装備のうえ被災地に向かうこととする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目

（協定第５条第２号関係）

1　被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。

なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合 には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる 。

2　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする 。

3　支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目
（協定第５条第３号関係）

１　避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部 」という。）を設置して避難場所の運営を行うものとする。

２　関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。

（１）避難勧告を発令した場合

（２）その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合

３　現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。

４　現地共同本部の業務は、次のとおりとする。

（１）避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。

①避難者数

②傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況

③その他緊急に対応する必要がある事項

（２）災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。

①避難場所周辺の被災の状況

②避難所に関する情報

③交通機関の状況

④その他被災者に必要な情報

（３）避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。

（４）その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。

５　避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目
（協定第５条第４号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。

２ 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。

３　支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目

（協定第５条第５号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。

なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民 が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。

３　本項は、ペットの同行避難にも配意するものであり、支援区は、支援を行う。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

動物の保護に関する実施細目

（協定第５条第６号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。

２　支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、 指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする 。

３　支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目

（協定第５条第７号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

なお、支援区は２３区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目

（協定第５条第８号関係）

１　被災区は、 特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。

３　支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。

４　被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。

５　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。

６　支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

災害時要援護者の救援支援に関する実施細目

（協定第５条第９号関係）

１　被災区への専門職員等の派遣

（１）被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

①　応援を要請する職員の職種と人員数

②　応援を必要とする期間

③　その他必要な事項

（２）支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

２　支援区での二次避難所の提供

（１）被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は次のとおりとする。

①　災害時要援護者の態様と人員

②　開設を希望する施設の種類

③　開設を希望する期間

④　避難者の移送方法

⑤　その他必要な事項

（２）支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

３　被災区への資機材の提供

（１）被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

（２）支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

（協定第５条第１０号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。

　この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入 場所等を極力明確に示すものとする。

２　被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。

　この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。

３　応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。

４　支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。

５　　資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目

（協定第５条第１１号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。

なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。

２　本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。

３　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。

４　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する実施細目

（協定第５条第１２号関係）

１　支援区は、 特別区支援対策本部（以下、「本部」という。） の要請に基づき、速やかに被災区に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。

２　　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

３　本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目

（協定第５条第１３号関係）

１　　支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」 という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。

２　　被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。

３　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

４　　本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

帰宅困難者対策に関する実施細目

（協定第５条第１４号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘導等に必要な協力等、必 要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等を要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。

３　その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

（附 則）

この実施細目は、 平成２６年 ４ 月１日から適用する。

児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目
（協定第５条第１５号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受入れ、応急教育等に関し、要請することができる。

要請の要領は、 次のとおりとする。

（１）受入れを要請する児童・ 生徒の人数

（２） 受入れを必要とする期間

（３）その他必要な事項

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、 被災区の児童・生徒を受入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成 ２６年４ 月 １日から適用する。

被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目

（協定第５条第１６号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下 、「本部」と いう。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設等の提供を要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、 被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。

３　被災区の業務への支援区職員の応援に関しては 、「職 員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細 目（第 5 条第 1 号関係 ）」に 準ずるものとする。

（附 則）

この実施細目は、平成 ２６年４ 月 １日から適用する。

資料 11-001　防災情報等の広報に関する協定書

防災情報等の広報に関し、練馬区を「甲」とし、株式会社ジェイコム東京を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、練馬区内で乙が運営するケーブルテレビ（以下「ケーブルテレビ」という。）を利用した防災情報等の広報を行う業務その他について、必要な事項を定める。
（業務の内容）
第２条　業務の内容は、つぎの事項とする。
ア　甲は乙に対して防災情報等を提供し、乙は提供情報をもとにケーブルテレビで放送すること
イ　アに伴う、その他必要な業務に関すること。
（双方の業務）
第３条　甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒むことができない。
（連絡調整）
第４条　この協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者とが行う。
（協　力）
第５条　甲および乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供しあうものとする。
（損害賠償）
第６条　この協定に基づく業務については、甲および乙は、他の法令により損害を賠償すべき事項を除き、互いに求償しない。
（協定期間および更新）
第７条　この協定の期間は、平成１２年９月１日から平成１３年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示のないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項ならびにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１２年８月２８日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区高野台五丁目２２番１号
株式会社ジェイコム東京
代表取締役社長　　高 木　俊 比 古

資料 11-002　防災情報等の提供に関する協定書

防災情報の提供に関し、練馬区を「甲」とし、東京ＵＣＣベンディング株式会社を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、練馬区内での飲料自動販売機を利用した防災情報等の提供を行う業務その他について、必要な事項を定める。

（業務の内容）

第２条　業務の内容は、つぎの事項とする。

ア　乙が設置する飲料自動販売機を利用した防災情報等の提供

イ　甲が設置する表示器等を利用した防災情報等の提供

ウ　聴覚障害者等へのポケットベルを利用した防災情報等の提供

エ　ア、イ、ウに伴う、その他必要な業務に関すること。

（双方の義務）

第３条　甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒んではならない。

（連絡調整）

第４条　この協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者とが行う。

（協力）

第５条　甲および乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供しあうものとする。

（損害賠償）

第６条　この協定に基づく業務については、甲および乙は、法令により損害を賠償すべき事項を除き、互いに求償しない。

（協定期間および更新）

第７条　この協定の有効期間は、平成 12 年 9 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。

２　前項の期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の解除または改定する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（細目）

第８条　この協定の実施に関する細目は、別途定める。

（協議）

第９条　この協定および実施に関する細目に定めのない事項ならびにこの協定および実施に関する細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１２年８月２８日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都港区港南五丁目４番３８号
　　東京ＵＣＣベンディング株式会社
　　代表取締役社長　　林　容 一

※　「東京ＵＣＣベンディング株式会社」は「ネオス株式会社」に名称変更

※　同文の協定を、東京コカ・コーラボトリング株式会社と平成１３年４月２７日に締結している。
相手方名称等は下記のとおり。

東京都港区芝浦二丁目１５番６号
　　東京コカ・コーラボトリング株式会社
　　代表取締役社長　　高 梨　圭 二

資料 11-003　防災情報等の提供に関する協定細目

「防災情報等の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（業務の詳細）
第１条　甲および乙は、つぎの防災情報等を提供することができる。
ア　甲が提供する情報
災害対策情報、一般防災情報、公共施設の行事案内、行政情報等（全機器）
イ　乙が提供する情報
時事通信社が提供するニュース速報（全機器）
機器設置店舗および設置商店街等のピーアール情報（個別機器）
（連絡調整者）
第２条　協定書第４条に定める連絡調整は、つぎの者が行う。
ア　甲の指定する者　練馬区総務部防災課長
イ　乙の指定する者　東京コカ・コーラボトリング株式会社
営業本部　法人事業部　法人営業第一課長
（協　力）
第３条　協定書第５条に定める協力は、当分の間つぎのとおりとする。
ア　甲が乙に対して提供する施設設備その他
甲が設けている公の施設の飲料自動販売機設置場所のうち、提供可能な部分
ただし、提供の方式は他の同種の飲料自動販売機の例による。
イ　乙が甲に対して提供する施設設備その他
甲が防災情報等を発信するために必要な情報機器（ソフトウェアーを含む）等一式。
乙は、この情報機器を無償で貸与する。

甲と乙は、本協定細目を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１３年４月２７日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都港区芝浦ニ丁目１５番６号
東京コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　　高 梨　圭 二

※　第２条「練馬区総務部防災課長」は平成 30 年 3 月現在「練馬区危機管理室危機管理課長」の職にある者とする

資料 11-004　防災情報等の提供に関する協定書

防災情報の提供に関し、練馬区を「甲」とし、サントリーフーズ株式会社を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、練馬区内での清涼飲料水自動販売機を利用した防災情報等の提供業務の甲乙相互の役割と運用について、必要な事項を定めるものとする。

（防災情報等の内容）

第２条　この協定書において「防災情報等」とは、災害対策情報、一般防災情報、公共施設の事業案内、行政情報等の文字による情報をさす。

（提供業務の内容）

第３条　この協定書において「提供業務」とは、甲が行う練馬区民に向けた防災情報等の提供を行う業務をさし、具体的には次の事項をいう。

ア　乙が設置する清涼飲料水自動販売機を利用した防災情報等の提供

イ　甲が設置する表示器等を利用した防災情報等の提供

ウ　聴覚障害者等へのクイックキャストを利用した防災情報等の提供

エ　ア、イ、ウに伴い必要となる業務

（乙の責務）

第４条　乙は、提供業務のうち前条アに定める清涼飲料水自動販売機を利用した防災情報等の提供業務で甲に協力する。具体的には、乙所有の清涼飲料水自動販売機本体に接続された電光表示板（LED）での防災情報等の電光表示をさし、乙は、甲が甲の発信端末を利用し自由に防災情報等の電光表示を行うことを認め、電光表示に必要な機材がある場合はこれを無償にて甲に提供する。

なお、甲が利用しない間の電光表示板には、乙が自らの負担において時事通信社が提供するニュース速報の電光表示を行う。

（甲の責務）

第５条　甲は、防災情報等の提供業務実施のため、甲が設けている施設等のうち、清涼飲料水自動販売機設置場所を可能な限り乙に対して提供する。

ただし、提供の方法は、他の同種の清涼飲料水自動販売機と同様とする。

（双方の義務）

第６条　甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒んではならない。

（連絡調整）

第７条　この協力に関わる連絡調整については、甲および乙がそれぞれ指定する次の者が行う。

甲が指定する者：練馬区総務部防災課長

乙が指定する者：サントリーフーズ株式会社自販機部長

（損害賠償）

第８条　この協定における提供業務実施において損害が生じた場合、法令により損害を賠償すべき事項を除き、甲および乙は、互いに求償しない。

（協定期間および更新）

第９条　この協定の有効期間は、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

前項の期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の解除または改定する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１３年3月３０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目３３番８号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長　　木 下　毅

※　第７条「練馬区総務部防災課長」は平成 30 年３月現在「練馬区危機管理室危機管理課長」の職にある者とする

資料 11-005　防災情報等の提供に関する協定書

防災情報等の提供に関し、練馬区を「甲」とし、株式会社ユウシステムを「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、練馬区内での自動証明写真装置を利用した防災情報等の提供を行う業務その他について、必要な事項を定める。
（業務の内容）
第２条　業務の内容は、つぎの事項とする。
ア　乙が設置する自動証明写真装置を利用した防災情報等の提供
イ　甲が設置する表示器等を利用した防災情報等の提供
ウ　聴覚障害者等へのクイックキャストを利用した防災情報等の提供
エ　ア、イ、ウに伴う、その他必要な業務に関すること。
（双方の義務）
第３条　甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒んではならない。
（連絡調整）
第４条　この協定に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙とが行う。
（協　力）
第５条　甲および乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供しあうものとする。
（損害賠償）
第６条　この協定に基づく業務については、甲および乙は、法令により損害を賠償すべき事項を除き、互いに求償しない。
（協定期間および更新）
第７条　この協定の有効期間は、平成１３年４月１日から平成１４年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の解除または改定する意思表示のないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
（細目）
第８条　この協定の実施に関する細目は、別途定める。
（協議）
第９条　この協定および実施に関する細目に定めのない事項ならびにこの協定および実施に関する細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１３年３月３０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都三鷹市野崎四丁目３番４４号
株式会社　ユウシステム
代表取締役　　吉 見　祐 次

資料 11-006　防災情報等の提供に関する協定細目

「防災情報等の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（業務の詳細）
第１条　甲および乙は、つぎの防災情報等を提供することができる。
　ア　甲が提供する情報
　　災害対策情報、一般防災情報、公共施設の行事案内、行政情報等（全機器）
　イ　乙が提供する情報
　　時事通信社が提供するニュース速報（全機器）
　　自動証明写真装置、機器設置店舗および設置商店街等のピーアール情報（個別情報）
（連絡調整者）
第２条　協定書第４条に定める連絡調整は、つぎの者が行う。
　ア　甲の指定する者　練馬区総務部防災課長
（協　力）
第３条　協定書第５条に定める協力は、当分の間つぎの通りとする。
　ア　甲が乙に対して提供する施設設備その他
　　甲が設けている公の施設のうち、提供可能な部分
　　ただし、提供の方式は他の同種の自動販売機の例による。

甲と乙は、本協定書細目を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１３年3月３０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都三鷹市野崎四丁目３番４４号
株式会社　ユウシステム
代表取締役　　吉 見　祐 次

※　第２条「練馬区総務部防災課長」は平成 30 年３月現在「練馬区危機管理室危機管理課長」の職にある者とする

資料 11-007　災害情報支援に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と株式会社レスキューナウ（以下「乙」という。）とは、練馬区内の地震、風水害、火災その他の災害および事故等（以下「災害等」という。）の情報支援に関し、つぎのとおり協定を締結する。なお、平成14年５月30日付け甲乙間で締結した災害情報支援に関する協定書については、本協定書の締結をもって失効する。

（目的）

第１条　この協定は、甲および乙がそれぞれ地域における各々の役割と使命に基づき、平時から災害等の情報を迅速に収集し区民等に速やかに提供し適切に伝えるように相互に協力することを目的とする。

（支援内容）

第２条　甲および乙は、災害等が発生し、または発生するおそれのある場合には、つぎの各号について相互に協力し、または協力を要請することができる。ただし、乙はこれらの業務に伴って、乙が知りえた個人情報を第三者に提供してはならない。

⑴　乙が所有する人員および設備等を提供すること。

⑵　被災区民の避難先および被災状況の情報を提供すること。

⑶　その他前各号に定めた関連事項で、可能なものについて協力すること。

２　前項の要請は、要請事項を明らかにし、口頭、電話等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（手続）

第３条　甲および乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に配慮して、可能な範囲内においてこれに協力する。

（連絡責任者）

第４条　災害等の情報の支援が確実・円滑に実施できるように甲および乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくことにする。

（費用算出）

第５条　第２条に規定する協力要請に対して、協力したものが要した経費については適正な方法により算出した金額を、協力を要請したものが負担する。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは、甲および乙が協議し、負担すべき額を決定する。

３　経費は年度ごとに甲および乙が協議して決定し、別紙に明記する。

４　甲が行う防災訓練への参加は、前各項によらず原則無償とする。

（有効期間）

第６条　この協定の締結期間は、協定締結の日から平成27年３月31日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲および乙から書面による解約の申し出がないときは、さらに１年間延長したものとみなし、以後この例による。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲および乙が協議し決定する。

この協定の有効締結の証とするため本書を２通作成し、甲・乙双方記名押印の上各１通を保有する。

平成２６年３月１７日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
練馬区長職務代理者
練馬区副区長　琴 尾 隆 明

乙　東京都品川区西五反田七丁目20番９号
ＫＤＸ西五反田ビル１階
株式会社レスキューナウ
代表取締役　高 橋 伸 郎

資料 11-008　防災情報等の提供に関する協定書

防災情報等の提供に関し、練馬区を「甲」とし、株式会社ワールド・アメニティーを「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣　旨）
第１条　この協定は、練馬区内での自動証明写真装置を利用した防災情報等の提供を行う業務その他について、必要な事項を定める。
（業務の内容）
第２条　業務の内容は、つぎの事項とする。
⑴　乙が設置する自動証明写真装置を利用した防災情報等の提供
⑵　甲が設置する表示器等を利用した防災情報等の提供
⑶　情報表示板等を利用した聴覚障害者等への防災情報等の提供
⑷　第１号から第３号までに伴う、その他必要な業務に関すること。
（双方の義務）
第３条　甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒んではならない。
（連絡調整）
第４条　この協定にかかわる連絡調整については、甲の指定する者と乙とが行う。
（協　力）
第５条　甲および乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供しあうものとする。
（損害賠償）
第６条　甲および乙は、この協定に基づく業務については、法令により損害を賠償すべき事項を除き、互いに求償しない。
（協定期間および更新）
第７条　この協定の有効期間は、平成１６年５月１０日から平成１７年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除し、または改正する意思表示のないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
（細　目）
第８条　この協定の実施に関する細目は、別に定める。
（協　議）
第９条　この協定および実施に関する細目に定めのない事項ならびにこの協定および実施に関する細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１６年５月１０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　東京都板橋区大山金井町３９番１－１０２号
株式会社　ワールド・アメニティー
代表取締役　　宍 戸　光

資料 11-009　防災情報等の提供に関する協定細目

防災情報等の提供に関する協定書（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（業務の詳細）
第１条　甲および乙は、つぎの防災情報等を提供することができる。
⑴　甲が提供する情報
災害対策情報、一般防災情報、公共施設の行事案内、行政情報等（全機器）
⑵　乙が提供する情報
ア　以下の報道機関のいずれか、または全部が提供するニュース（全機器）
・読売新聞社
・時事通信社
・薬事日報社
・共同通信社
イ　自動証明写真装置、機器設置店舗および設置商店街等のピーアール情報（個別情報）
（連絡調整者）
第２条　協定書第４条に定める甲の指定する者は、つぎのとおりとする。
甲の指定する者　練馬区危機管理室防災課長
（協　力）
第１条　協定書第５条に定める協力は、当分の間つぎのとおりとする。
甲が乙に対して提供する施設設備その他
甲が設けている公の施設のうち、提供可能な部分で自動証明写真装置を設置するために必要な面積に限る。ただし、提供の方式は他の自動販売機の例による。

甲と乙は、本協定書細目を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１６年5月１０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　東京都板橋区大山金井町３９番１－１０２号
株式会社　ワールド・アメニティー
代表取締役　　宍 戸　光

※　第２条「練馬区危機管理室防災課長」は平成 30 年３月現在「練馬区危機管理室危機管理課長」の職にある者とする

資料 11-010　防災情報等の提供に関する協定書

防災情報等の提供に関して、練馬区を甲とし、アサヒビバレッジサービス株式会社を乙とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、練馬区内での飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を利用した防災情報等の提供その他について、必要な事項を定める。
（協力）
第２条　乙は、この協定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って、可能な限り協力に努めるものとする。また甲および乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供しあうものとする。
（協力の内容）
第３条　協力の内容は、つぎの事項とする。
⑴　乙が設置する自販機内の情報表示板を利用した防災情報等の提供
⑵　その他、甲乙協議のうえ、必要と認めた協力に関すること
（双方の義務）
第４条　甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒んではならない。
（連絡調整）
第５条　この協定に関わる連絡調整は、甲の指定する者と乙の指定する者とが行う。
（損害賠償）
第６条　この協定に基づく協力内容については、甲および乙は、法令により損害を賠償すべき事項を除き、互いに求償しない。
（協定期間および更新）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。
２　前項の協定解消の申し出は、１箇月前までに相手方にするものとする。
（細目）
第８条　この協定の実施に関する細目は、別途定める。
（協議）
第９条　この協定および実施に関する細目に定めのない事項ならびにこの協定および協定の実施に関する細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１７年３月２８日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番地１号
アサヒビバレッジサービス株式会社
代表取締役　　小 路　明 善

※　「アサヒビバレッジサービス株式会社」は「アサヒカルピスビバレッジ株式会社」に名称変更

資料 11-011　防災情報等の提供に関する協定細目

「防災情報等の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（協力内容の詳細）
第１条　甲および乙は、つぎの防災情報等を提供することができる。
⑴　甲が提供する情報
　災害対策情報、一般防災情報、公共施設の行事案内および行政情報（全機器）
⑵　乙が提供する情報
　ア読売新聞社が提供するニュース速報（全機器）
　イ機器設置店舗および設置商店街等のＰＲ情報（全機器）
（協力）
第２条　協定書第２条に定める協力は、つぎの通りとする。
⑴　甲が乙に対して提供する施設設備その他
　甲が設けている公の施設の飲料自動販売機（以下「自販機」という。）設置場所のうち、提供可能な部分。ただし、提供の方法は他の同種の自販機の例による。
⑵　乙が甲に対して提供する施設設備その他
　甲が防災情報等を発信するために必要な情報機器（ソフトウェアを含む。）等一式。
　乙は、この情報機器を無償で貸与する。
（連絡調整者）
第３条　協定書第５条に定める連絡調整は、つぎの者が行う。
⑴　甲の指定する者　練馬区危機管理室防災課長
⑵　乙の指定する者　アサヒビバレッジサービス株式会社杉並支店長

甲と乙は、本協定細目を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１７年3月２８日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　東京都墨田区吾妻橋一丁目２３番地１号
　アサヒビバレッジサービス株式会社
　代表取締役　　小 路　明 善

※　第３条「練馬区危機管理室防災課長」は平成 30 年３月現在「練馬区危機管理室危機管理課長」の職にある者とする

資料 11-012　非常通信の運用に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）および東京消防庁練馬消防署（以下「乙」という。）は東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条第 4 号に定める非常通信をいう。）に基づく通信およびその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信という。」の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。
（非常通信の扱い）
第２条　甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。
２　前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に仕様のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。
（伝達の手段）
第３条　非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。
（伝達の方法）
第４条　非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信することにより行うものとする。
２　前項により、甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。
３　乙が、乙の有する通信設備において甲を受け取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。
（非常通信の受付）
第５条　甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。
（身分の確認）
第６条　甲の職員は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかにこれを提示する。
（費用負担）
第７条　甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。
（訓練）
第８条　甲が非常通信の訓練を実施するときには、乙はそれに協力する。
（疑義の決定方法）
第９条　この協定書の各条項について疑義が生じたときおよびこの協定書に定めのない事項については、その都度甲と乙とで協議する。
（有効期間）
第 10 条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。なお、この期間満了の日から３か月前までに甲と乙とのいずれからもなんら申出がないときは、この協定書の有効期間は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印の上、各１通を保管する。

平成２０年８月２１日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
代表者　練馬区長　志 村　豊 志 郎

乙　東京都練馬区豊玉北五丁目１番８号
東京消防庁練馬消防署
代表者　練馬消防署長　寺 西　忠 裕

資料 11-013　災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と練馬区（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換等に関し、つぎのとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区において災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲および乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲および乙の情報交換の開始時期は、つぎのとおりとする。

⑴　練馬区内で重大な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

⑵　練馬区災害対策本部が設置されたとき。

⑶　その他甲または乙が必要とするとき。

（情報交換の内容）

第３条　甲および乙の情報交換の内容は、つぎのとおりとする。

⑴　一般被害状況に関すること。

⑵　公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること。

⑶　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

２　甲および乙は、事前に相互の連絡窓口を明確にする等、派遣に関して調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲および乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練および防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成２３年８月２日

甲　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省　関東地方整備局
関東地方整備局長　　下 保　修

乙　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

資料11-014　災害時における情報の提供および収集に関する協定書

　災害時における情報の提供および収集に関し、練馬区を「甲」とし、練馬区新聞販売同業組合を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害および災害に準じる緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が設置する練馬区災害対策本部が発行する臨時広報紙（以下「臨時広報紙」という。）の配布等による情報の提供および災害情報等の収集に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（協力の要請）
第２条　甲は、この協定に基づく協力について、乙に対し、臨時広報紙の発行部数、開設された避難拠点の場所その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。
（協力）
第３条　乙は、前条の規定による協力の要請を受けた場合は、可能な限り協力に努めるものとする。
２　甲および乙は、この協定に基づく協力について、互いに必要とする設備等を可能な限り提供しあうものとする。
（協力の内容）
第４条　乙の協力内容は、つぎのとおりとする。
⑴　乙の組合員の店頭で臨時広報紙を掲示および配布すること。
⑵　開設された避難拠点に臨時広報紙を配布すること。
⑶　開設された避難拠点に乙の組合員が販売する新聞を提供すること。
⑷　前３号の業務中に乙が収集した被災者および建物・道路等の被害に関する情報を甲に提供すること。
（連絡調整）
第５条　この協定にかかわる連絡調整は、甲の指定する者と乙の指定する者とが行う。
（費用負担）
第６条　この協定に基づく業務にかかる費用負担については、甲乙協議のうえ決定する。
（損害賠償）
第７条　甲および乙は、この協定に基づく業務について、法令により損害を賠償すべき事項を除き、互いに求償しない。
（損害補償）
第８条　この協定に基づく業務に従事した乙の組合員が、当該業務により負傷しもしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年３月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行う。
（協定期間および更新）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年３月31日までとする。
２　前項の期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の解除または変更する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。
（協議）
第10条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

　甲および乙は、この協定を証するため、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成26年１月30日

甲　練馬区豊玉北六丁目12番１号
　　練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区春日町六丁目１番５号
　　練馬区新聞販売同業組合
　　組合長　　阿　部　　正　身

資料 11-015　「災害時における情報の提供および収集に関する協定」に関する覚書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区新聞販売同業組合（以下「乙」という。）は、平成 26 年１月 30 日に締結した「災害時における情報の提供および収集に関する協定書」（以下「協定書」という。）の規定に基づく連携協力等に関し、つぎの条項について覚書を交換する。

（臨時広報紙の配布）

第１条　協定書第４条第１号および第２号の規定による臨時広報紙の配布は、甲が必要とする部数を揃え、次条第２号に規定する者が指定する組合員を通じて行うものとする。ただし、甲は、必要とする部数を揃えることができない場合は、協定書第３条第２項の規定に基づき、乙に対し、必要とする設備等の提供を要請することができる。

（連絡調整者）

第２条　協定書第５条に定める連絡調整は、つぎの者が行う。

⑴　甲の指定する者　練馬区区長室広聴広報課長

⑵　乙の指定する者　練馬区新聞販売同業組合組合長

２　前項第２号に規定する者に事故等があった場合は、つぎの各号のいずれかに掲げる者が連絡調整を行う。

⑴　練馬区新聞販売同業組合幹事

⑵　乙の指定する者が事前に指定する者

（組合員名簿の提出）

第３条　乙は、協定書の締結時および協定書第９条第２項に定める協定期間の更新時に、前条で指定する者を明らかにした組合員の名簿を提出するものとする。

（費用負担等）

第４条　協定書第４条に定める協力の内容について、災害対策本部が設置される間、乙は原則として無償で協力するものとする。ただし、災害対策本部の設置が１年を超える等長期に渡ることが見込まれる場合は、協力期間および費用の額について改めて甲乙協議のうえ決定するものとし、当該協議により決定した費用については、甲が負担するものとする。

甲および乙は、この覚書を証するため、本覚書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成26年１月30日

甲　練馬区豊玉北六丁目12番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区春日町六丁目１番５号
練馬区新聞販売同業組合
組合長　　阿　部　　正　身

資料 12-001　災害時における物流業務等の協力に関する協定書

災害時における物流業務等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会練馬支部（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を要請する物流業務等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
⑴　災害時　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。
⑵　物資等　救援物資、資器材等をいう。
⑶　物資輸送拠点　練馬区地域防災計画に定める地域内輸送拠点または救援物資集積所のほか、災害時において区長が指定する施設をいう。
⑷　練馬区災害時物流コーディネーター　災害時に乙が練馬区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）へ派遣する、物流業務に関する実務の見識や経験を有する物流専門家をいう。
⑸　物流業務等　つぎに掲げる業務をいう。
ア　物資等の輸送
イ　物資等の保管
ウ　物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、出庫等
エ　物流業務に必要となる車両、施設、荷役機械または資機材等の供給
オ　練馬区災害時物流コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣
カ　アからオまでに掲げる業務のほか、区長が必要と認める業務
⑹　災害時供給車両　乙の会員が所有する車両であって、災害時にこの協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。
（協力の要請）
第３条　甲は、災害時において、乙の協力が必要なときは、乙に対して文書により協力を要請するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、甲が文書により協力を要請することができないときは、甲の指定する区の運営責任者（総務部経理用地課長の職にある者をいう。）がコーディネーターに対して、口頭により協力を要請した後、速やかに文書を交付するものとする。
(コーディネーター)
第４条　乙は、平常時において、乙の会員たる事業者の中からコーディネーターを指名し、文書その他適当な方法により甲に報告するものとする。
２　コーディネーターは、練馬区の区域内で震度５弱以上の地震が発生したときは、速やかに災害対策本部等、あらかじめ甲および乙で協議して指定した場所に出動するものとする。
３　前項の規定にかかわらず、コーディネーターは、自己に重大な事故等が発生したため災害対策本部に出動できないときは、速やかに運営責任者に連絡し、その後の対応については甲および乙間で協議するものとする。
４　コーディネーターは、災害時においてつぎの職務を行う。
⑴　物流業務全般に関する助言および調整
⑵　物資等の輸送ルート策定の立案、輸送手段の確保および調整その他輸送に関する助言および調整
⑶　物資等の保管に関する助言および調整
⑷　物資輸送拠点の設置および運営ならびに物資等の保管場所の確保に関する助言および調整
⑸　物資等の配分計画の立案および在庫管理に関する助言および調整
⑹　その他区長が必要と認めること。

（報告等）
第５条　乙は、物流業務等を完了したときは、甲に対して、遅滞なく、つぎに掲げる事項を報告するものとする。
⑴　物資等の輸送に従事した事業者名、車両数、車種および人員数
⑵　物資等の輸送の期間、輸送区間および走行距離
⑶　輸送した物資等の品目、内容および数量
⑷　コーディネーターが災害対策本部に従事した期間および人員数
⑸　その他区長が必要と認める事項
２　甲および乙は、災害時において各々が知り得た災害に関する情報を相互に提供するものとする。
（費用負担等）
第６条　第３条の規定による協力の要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。
２　前項の費用のうち、災害時供給車両に係る費用については、災害時において一般社団法人東京都トラック協会が定める統一運賃に基づき定めるものとする。
３　第１項の費用のうち、災害時供給車両に係る費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領または災害時等における国等からの通知等を踏まえ、甲および乙が協議の上定めるものとする。
４　乙は、第１項の規定により甲が負担する費用について、当該費用に係る実績を取りまとめ、甲の確認を受けた後に請求するものとする。
５　甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に、乙に対して費用を支払うものとする。
（事故等）
第７条　乙は、物流業務等の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。
２　乙は、災害時供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の車両を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の輸送に係る業務を継続するものとする。
３　乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の輸送に係る業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。
４　乙は、事故等によって物資等の保管に係る業務を継続できなくなったときは、速やかに代替の施設を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の保管に係る業務を継続するものとする。
５　乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の保管に係る業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。
（補償等）
第８条　甲は、この協定に基づき物流業務等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年３月条例第11号）の規定に基づき、補償するものとする。
２　甲または乙が、この協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲または乙もしくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。
３　この協定に基づき乙の保管する物資等が、地震による天井の落下その他乙の責めに帰さない事由により破損し、または滅失したとき等は、乙はその賠償の責任を負わない。この場合において、その賠償の責任は甲が負うものとする。
（緊急通行車両の事前届出）
第９条　乙は、平常時において、災害時供給車両の供給を決定したときは、甲に対して、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。
２　甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出の申請を公安委員会に行うものとする。
３　甲は、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証が交付されたときは、遅滞なく乙に引き渡すものとする。
（燃料の確保）

第10条　甲は、平常時から災害時供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。
（連絡体制等）
第11条　甲および乙は、それぞれの連絡の体制およびその手段を毎年度当初に相互に通知するものとする。
２　甲は、災害時における乙との連絡体制を確保するため、乙に発動発電機を貸与するものとする。
３　乙は、乙の会員の名簿および災害時供給車両の内訳について、毎年度当初に甲に提出するものとする。
（防災訓練等への参加）
第12条　乙は、甲が実施する防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。
（被災自治体支援への協力）
第13条　乙は、甲が行う被災自治体への支援活動に協力するものとする。
（協議）
第14条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙が協議の上定めるものとする。
（期間）
第15条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成29年３月31日までとする。
２　前項の協定期間の満了する日の３か月前までに、甲または乙から何らの申出がないときは、協定期間は更に１年間更新されたものとし、その後も同様とする。
（旧協定の取扱い）
第16条　この協定の締結に伴い、昭和57年12月15日に締結した「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書」および「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定細目」は、廃止する。

この協定の締結の証として、本書を２通作成し、甲乙それぞれが記名押印して、その１通を保有する。

平成28年11月15日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
練馬区
練馬区長　前川　燿男

乙　東京都練馬区貫井四丁目47番56号
一般社団法人東京都トラック協会練馬支部
支部長　田中　秀明

資料 12-002　災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書

災害時における車両用燃料および発電機等燃料（以下「車両用燃料等」という。）の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と東京都石油業協同組合練馬支部（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲が行う練馬区内の災害応急対策業務において、車両用燃料等が必要となったとき、乙の積極的な協力により、円滑な活動の確保を図ることを目的とする。

（要　請）

第２条　甲は、災害応急対策業務のため車両用燃料等が必要となったときは、乙に対し車両用燃料等の優先供給を要請するものとする。

（協　力）

第３条　乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、車両用燃料等の供給について協力するものとする。

（費用負担）

第４条　甲は、乙の供給した車両用燃料等の代金を負担するものとする。この場合の価格については災害発生時の乙との契約価格とする。

（請求および支払）

第５条　乙は、第 4 条に掲げる費用負担については、甲に引き渡したときに請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第６条　甲の要請に基づき、車両用燃料等を輸送中に乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）」の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協　議）

第７条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書を 2 通作成し甲・乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

昭和６３年４月２２日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番
練馬区
代表者　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都練馬区北町 2 丁目 15 番 13 号
東京都石油業協同組合練馬支部
代表者　支部長　　大 木　利 昭

※　「東京都石油業協同組合練馬支部」は「東京都石油業協同組合板橋練馬支部」に名称変更

資料 12-003　災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と、社団法人東京都自動車整備振興会練馬支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条この協定は、練馬区内に大規模な地震災害、風水害、その他の災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、乙の積極的な協力を得ることにより、道路等における車両等障害物を除去し、応急対策業務（以下「業務」という。）にあたる。もって、緊急時の道路啓開に資することを目的とする。
（出動の要請）
第２条　甲は、乙に対し、災害の実状に応じて、練馬区地域防災計画に定める分掌事務に従い、所管部長から業務内容、日時、場所を指定して資機材労力等（以下「資機材等」という。）の出動を要請するものとする。
　ただし、乙は、災害の状況により、応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、甲と密接な連絡をとりながら、直ちに出動し、その業務に従事することができる。
（資機材等の提供）
第３条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し資機材等を提供する。
（報告）
第４条　甲は、乙の提供した資器材等の数量および業務内容について、報告を受けるものとする。
（費用負担）
第５条　甲は、乙の供給した資器材等に要した費用を負担する。
（費用の請求）
第６条　乙は、業務終了後、甲の認定を受けて業務に要した通常の費用を、甲に対し請求するものとする。
（災害補償）
第７条　甲の要請に基づき出動した者が、応急対策業務実施中に負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する災害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月 28 日条例第 11 号）」に基づき、これを補償するものとする。
（資機材等の把握および報告）
第８条　乙は、あらかじめ、乙が災害時に出動可能な資機材等を把握し、甲に報告するものとする。
２　前項の資機材等に、著しい変化があったとき、または甲の要請があったときは、乙はその状況を甲に報告する。
（看板の掲示）
第９条　甲は、乙の会員の承諾を得て、各店頭等に「練馬区災害応急措置業務協力員」の看板を掲示することができる。
（細目）
第 10 条　この協定を実施するため、必要な事項については、別に定める。
（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項、およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成８年３月２１日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都練馬区南田中三丁目２５番１５号
　　社団法人　東京都自動車整備振興会
　　練馬支部長　　谷 治　和 雄

資料 12-004　災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定細目

「災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）第１０条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請手続）

第１条　協定書第 2 条に定める甲の要請は、車両等障害物除去応急対策業務要請書（別記第 1 号様式）により乙に対して行うものとする。ただし、文書を持って要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第２条　乙は、協定書第 4 条に定める報告について、出動の際には、出動報告書（別記 2 号様式）により、業務終了の際には、終了報告書（別記 3 号様式）により速やかに甲に報告するものとするものとする。

（請求手続）

第３条　協定書第 6 条に定める費用の請求は、車両等障害物除去応急対策業務費用請求書（別記第 4 号様式）により請求するものとする。

（資機材等の把握および報告）

第４条　乙は、協定書第 8 条に定める資機材等の報告を、出動可能資機材等報告書（別記第 5 号様式）により、甲に報告するものとする。

（訓練）

第５条　乙が、甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、特別の理由がない限り協力するものとする。また、必要に応じて、訓練参加に関しての協議を行うものとする。

２　訓練参加に要する費用弁償は、災害発生時と同様とする。

（連絡継送）

第６条　乙に所属する各会員への連絡継送は、乙が行う。

資料 12-005　災害時における軽自動車緊急輸送業務の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車輸送協同組合城北支部（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）について、つぎのとおり協定を締結する。

（目　　的）

第１条　この協定は、練馬区内に大規模な地震災害、風水害、その他の災害が発生し、または、発生するおそれのある場合（以下「災害の状況」という。）において、乙の協力を得ることにより、円滑な業務を実施することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害の状況に応じて、業務の内容、使用する日時および場所を指定して、乙に対して、軽自動車および運転者（以下「車両等」という。）の供給を要請する。

２　甲は、前項の要請に際して、つぎに掲げる事項について文書により要請する。ただし、緊急時においては、口頭により要請することができるものとし、後日、文書による手続きを行う。

⑴　輸送業務の期間

⑵　輸送する物資および場所

⑶　その他必用な事項

（車両等の供給）

第３条　乙は前条に規定に基づく要請があった場合は、特別の理由のないかぎり、甲に対して車両等を供給する。

（費用負担）

第４条　この協定により、甲が要請し乙が業務を実施した場合のつぎの各号にかかる費用は甲が負担する。

⑴　乙が提供した車両等の料金

⑵　業務の実施にかかる高速道路等有料道路の通行料および有料駐車場の料金

⑶　その他甲が負担すべき費用

２　前項第１号の規定による費用は、「赤帽運賃料金」の時間制運賃料金を準用する。

（供給の継続）

第５条　乙の供給した車両等が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交代して、供給を継続しなければならない。

（費用の請求）

第６条　乙は、業務の終了後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。

２　甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、適当と認めたときは速やかに支払う。

（賠償および報告）

第７条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、業務に従事する車両に損害を与え、または滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

２　乙の組合員は、業務中に、乙の組合員の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

３　乙は、その供給した車両の運行に際して事故が発生したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（災害賠償）

第８条　甲の要請にもとづく業務に従事した者が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例

（昭和 63 年 3 月 28 日条例第 11 号）」に基づき、これを補償する。

（供給可能車両等の報告）

第９条　乙は、毎年 4 月に、災害時に供給可能な車両等について甲に報告する。

（協定期間および更新）

第 10 条　この協定の期間は、協定締結の日から 3 年とする。ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに甲乙いずれから協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに 3 年間延長されたものとし、以後はこの例による。

（細目）

第 11 条　この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙とは、本協議書を 2 通作成し、それぞれ記名捺印のうえ各１通を保管する。

平成９年３月２５日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区高松五丁目１５番３号
　　赤帽首都圏軽自動車輸送協同組合
　　城北支部長　　佐 藤　忠 生

資料 12-006　災害時における車両提供の協力に関する協定書

災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）に関し、練馬区（以下「甲」という。）と株式会社トヨタレンタリース東京（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区内に地震、台風その他の災害が発生し、または発生のおそれのある場合において、甲が保有する車両のみでは十分な応急対策を実施することができないときに、車両確保の手段として、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に業務を実施することを目的とする。

（提供要請）

第２条　甲は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、この協定に基づく車両が必要なときは、乙に対して、車両提供要請書（別記様式）により車両の提供を要請するものとする。

（業務の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別の事由がない限り保有する車両を提供するものとする。

（費用負担）

第４条　この協定により、乙が車両の提供に要したつぎの各号に掲げる費用は、甲が負担する。

⑴　乙が提供した車両の料金

⑵　その他甲が負担すべき費用

２　前項第１号に掲げる費用は、別表のとおりとする。

（費用の請求）

第５条　甲は、業務の終了後、速やかに乙に車両を返却し、乙は、甲に対し車両提供に要した費用を請求する。

２　甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認の上、第4条に規定する費用を支払うものとする。

（賠償）

第６条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、業務に従事する車両に損害を与え、または滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

（締結期間および更新）

第７条　この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了１箇月前までに、甲または乙のいずれかからもこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成２３年９月２日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練馬区

練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　千代田区九段南二丁目３番１８号
株式会社トヨタレンタリース東京
代表取締役社長　　奥 井　卓 郎

※　様式は省略
※　同文の協定を、ニッポンレンタカーアーバンネット株式会社東京ディビジョンと同日に締結している。
相手方名称等は下記のとおり。

千代田区東神田二丁目１番 11 号第一坂本ビル
ニッポンレンタカーアーバンネット株式会社
東京ディビジョン
支配人　　太 田　典 輔

資料 12-007　災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書

災害時における緊急輸送等の協力に関し、練馬区（以下「甲」という。）と株式会社北豊島園自動車学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生のおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の応急対策活動に乙が協力するため、必要な事項を定める。
（協力の要請）
第２条　甲は、災害時に必要があると認めるときは、つぎに掲げる事項について乙に要請することができる。
⑴　乙が所有する車両（以下「車両」という。）による傷病者、避難者、甲の職員その他甲の指定した人員の輸送
⑵　乙が保有する燃料の供給
⑶　前２号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める事項
２　前項の要請は、文書（第１号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
（協力）
第３条　乙は、前条第２項の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力する。
（費用負担）
第４条　甲は、この協定により、乙が車両による輸送等に要したつぎに掲げる費用を負担する。
⑴　人員の輸送に係る費用
⑵　乙が提供した燃料の費用
⑶　その他甲が負担すべき費用
２　前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格とし、甲と乙が協議して決定する。
（費用の支払）
第５条　乙は、甲に対し前条に規定する費用を請求する。
２　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
（賠償）
第６条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、この協定に基づく業務に従事する乙の車両等に損害を与え、または滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。
（災害補償）
第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかったときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年３月練馬区条例第11号）の規定に基づき、甲が補償する。
（連絡体制等）
第８条　甲および乙は、第２条の規定による協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第２号様式）を作成し、相互に通知するものとする。
（締結期間および更新）
第９条　この協定の期間は、この協定の締結の日から平成30年３月31日までとする。ただし、この協定の期間満了１か月前までに、甲または乙のいずれかからもこの協定を解除し、または変更する意思表示がないときは、この協定の期間を更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。
（協議）
第10条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成３０年１月１８日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
甲　練馬区

練馬区長　　前 川　燿 男

東京都練馬区春日町四丁目37番24号
乙　株式会社　北豊島園自動車学校

代表取締役社長　　相 原　光 太 郎

資料 13-001　災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と区内建設・土木業関連 8 団体（以下「乙」という。）は、災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関し、つぎのとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊および損壊に伴う、緊急人命救助および道路啓開のための障害物除去活動等業務（以下「業務」という。）について、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務を実施することを目的とする。

（出動の要請）

第２条　甲は、災害の実情に応じ、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して資機材および労力（以下「資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

ただし、乙は、災害の状況により応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、甲と密接な連絡をとりながら、直ちに出動し、その業務に従事することができる。

（資機材等の提供）

第３条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、資機材等を提供する。

（資機材等の報告）

第４条　甲は、乙の提供した資機材等の数量および業務内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、乙の提供した資機材等に要した費用を負担する。

（費用の請求）

第６条　乙は、業務終了後、甲の認定を受けて業務に要した通常の実費を、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第７条　甲の要請に基づき出動した者が、業務実施中に負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例（昭和 63 年 3 月 28 日条例第 11 号）」に基づき、これを補償するものとする。

（資機材等の調査）

第８条　乙は、甲が毎年 1 回実施する、乙の保有する災害時に出動可能な資機材等の調査に協力するものとする。

（細目）

第９条　この協定を実施するため、必要な事項については別に定める。

（協議）

第 10 条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書 9 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成７年１２月２２日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都練馬区中村南三丁目１６番１０号
練馬区建設業協会
　会長　　内 田　幸 完

東京都練馬区関町南一丁目２番３５号
練馬区ビルダークラブ
　会長　　中 村　政 輝

東京都練馬区関町北二丁目３１番４号
練馬区電設工業会
　会長　　井 口　浩 太 郎

東京都練馬区豊玉北五丁目２０番３号
練馬空調衛生協会
　会長　　塩 野　健 司

東京都練馬区中村一丁目８番２号
練馬設備事業協会
　会長　　上 杉　与 志 栄

東京都練馬区大泉学園町七丁目１９番４６号
サンキュウ会
　会長　　高 山　一 夫

東京都練馬区豊玉北六丁目１３番２号
練馬土木協会
　会長　　遠 藤　寛

東京都練馬区豊玉北二丁目17番１１号
練馬区造園建設業組合
　組合長　　伊 藤　敏 雄

※　練馬土木協会（現：練馬区土木防災協会）は、平成１７年7月２０日に本協定を破棄し、「人名救助・道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定書」を締結。
※　練馬区ビルダークラブおよび練馬区造園建設業組合（現：練馬環境造園協会）は、平成２０年２月２６日に本協定を破棄し、「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」を締結。
※　練馬設備事業協会（現：練馬区設備防災協力会）は、平成１５年2月２０日に本協定を破棄し、「災害時の区への練馬区設備防災協力会の協力に関する協定」を締結。
※　サンキュー会は、平成１５年2月２０日に本協定を破棄し、「災害時の区へのサンキュー会の協力に関する協定書」を締結。
※　練馬区電設工業会（現：練馬区電設防災協力会）は、平成１８年４月１１日に本協定を破棄し、「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」を締結。
※　本協定において、現在も効力が継続しているのは、練馬区建設業協会のみである。

資料 13-002　災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定細目

練馬区（以下「甲」という。）と区内建設・土木業関連 8 団体（以下「乙」という。）は、平成 7 年 12 月 22 日付けで締結した「災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 9 条に基づき災害レスキュー隊（以下「レスキュー隊」という。）の設置等に関して、つぎのとおり細目を定める。

（設置および組織体制）

第１条　甲は、練馬区災害対策本部にレスキュー隊を設置する。その組織体制はつぎのとおりとする。

⑴　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、災害対策本部長の命を受けてレスキュー隊を指揮する。

⑵　甲は、協定書第 1 条に規定する業務（以下「業務」という。）を円滑に実施するため、本部員のもとに地区本部を設置する。

⑶　地区本部の設置場所は練馬区土木出張所（四箇所）とし、その所管区域は同土木出張所の所管区域とする。

⑷　地区本部に各地区を統括する地区長および地区長を補佐する副地区長を置く。

⑸　地区長は、本部員の指示を受けて各レスキュー隊相互および各地区本部との連絡調整を行なう。

⑹　甲は、地区長を区職員のうちから任命し、副地区長を乙の推薦した者のうちから委嘱する。

（レスキュー隊の編成）

第２条　甲は、乙と協議のうえ、つぎのとおりレスキュー隊を編成する。

⑴　地区本部にレスキュー隊を複数班編成する。

⑵　レスキュー隊に隊を統括する隊長を置く。

⑶　レスキュー隊は、数名の隊員で組織する。

⑷　レスキュー隊員は、乙の推薦した者のうちから委嘱する。

（レスキュー隊の出動・報告）

第３条　協定書第 2 条の規定による出動の要請は、出動要請書（第 1 号様式）または口頭による。ただし、乙は、震度 5 以上の地震の発生を、報道機関、防災無線放送塔等で確認した場合には、要請をまたずに甲が定めた避難拠点または地区本部に資機材を準備して出動するものとする。

２　レスキュー隊長は、出動隊員を確認し、出動報告書（第 2 号様式）を直接または避難拠点要員を通じて地区長へ提出した後に、地域住民と協力して甲が定めた担当区域において業務を遂行するものとする。

３　第 1 項ただし書に規定する出動の場合において、前項の出動報告書の提出があったときは、協定書第 2 条の出動の要請があったものとみなす。

４　レスキュー隊長は、担当区域での業務が終了したときは、業務終了報告書（第 3 号様式）を直接または避難拠点要員を通じて地区長に提出しなければならない。

５　レスキュー隊は、前項の業務が終了した場合であっても、甲から要請があったときは継続して新たな区域において業務を実施するものとする。

（レスキュー隊相互の応援）

第４条　地区長は、所管区域内の業務を円滑に実施するため、地区内レスキュー隊相互の応援のための指示をする。

２　本部員は、区内の業務を円滑に実施するため、地区長に対して各地区のレスキュー隊相互の応援のための指示をする。

（表示物の着用）

第５条　レスキュー隊員は、業務を遂行する際には避難拠点または地区本部に備える表示物を着用し

なければならない。

（資機材等の請求）

第６条　乙は、協定書第６条に規定する費用を請求する場合は、業務費用請求書（第４号様式）によって行うものとする。

（資機材等の調査）

第７条　乙は、協定書第８条に規定する資機材等の調査が実施された場合は、レスキュー隊員名簿（第５号様式）および出動可能資機材保有状況報告書（第５号様式の２）を、甲に提出するものとする。

（防災訓練）

第８条　乙は、甲が実施する防災訓練への参加を要請された場合は、これに協力するものとする。

２　前項の防災訓練への参加に要する費用は、甲乙協議のうえ定める。

この協定の証として本書９通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成８年５月１日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都練馬区羽沢一丁目１９番９号
練馬区建設業協会
会長　　吉 原　利 夫

東京都練馬区北町六丁目３２番２１号
練馬区ビルダークラブ
会長　　西 村　徹 雄

東京都練馬区関町北二丁目３１番４号
練馬電設工業会
会長　　井 口　浩 太 郎

東京都練馬区豊玉北五丁目２０番３号
練馬空調衛生協会
会長　　塩 野　健 司

東京都練馬区中村一丁目８番２号
練馬設備事業協会
会長　　上 杉　与 志 栄

東京都練馬区大泉学園町七丁目１９番４６号
サンキュウ会
会長　　高 山　一 夫

東京都豊玉北六丁目１３番２号
練馬土木協会
　会長　　遠 藤　寛

東京都練馬区豊玉北二丁目１７番１１号
練馬区造園建設業組合
　組合長　　伊 藤　敏 雄

※　練馬土木協会（現：練馬区土木防災協会）は、平成１７年７月２０日に本協定を破棄し、「人名救助・道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定書」を締結。
※　練馬区ビルダークラブおよび練馬区造園建設業組合（現：練馬環境造園協会）は、平成２０年２月２６日に本協定を破棄し、「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」を締結。
※　練馬設備事業協会（現：練馬区設備防災協力会）は、平成１５年２月２０日に本協定を破棄し、「災害時の区への練馬区設備防災協力会の協力に関する協定」を締結。
※　サンキュー会は、平成１５年２月２０日に本協定を破棄し、「災害時の区へのサンキュー会の協力に関する協定書」を締結。
※　練馬区電設工業会（現：練馬区電設防災協力会）は、平成１８年４月１１日に本協定を破棄し、「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」を締結。
※　本協定において、現在も効力が継続しているのは、練馬区建設業協会のみである。

資料 13-003　災害時の区への練馬区設備防災協力会の協力に関する協定書

災害時における避難拠点の給排水設備応急点検・修理に関し、練馬区を「甲」とし、練馬区設備防災協力会を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は練馬区内に地震等による災害が発生した場合に、甲が行う災害応急業務その他について乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　協力の内容は、つぎの事項とする。

⑴　避難拠点の給排水設備等の応急点検・修理に関すること。

⑵　避難拠点の仮設トイレの設置に関すること。

⑶　人命救助・道路障害物除去に協力すること。

（協力要請等の手続）

第３条　甲が乙に協力を要請するときは、業務内容、実施場所その他必要事項を明らかにして文書で要請しなければならない。ただし、そのいとまのないときは、甲の指定する避難拠点要員または施設管理者から直接乙または乙の構成員に口頭で要請するか、乙または乙の構成員の判断により協力の内容に定められた業務を開始して、事後に乙が甲に通知する。この場合において、乙または乙の構成員は、避難拠点の責任者または施設管理者と必ず事前に協議しなければならない。

（協力の履行）

第４条　乙は、甲の要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。

（負　担）

第５条　甲は、乙が提供した資機材等に要した費用を負担する。

（損害補償）

第６条　この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷しまたは疾病にかかったときは、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和６３年３月　練馬区条例第１１号）の規定に基づき、甲が補償する。

（協定期間および更新）

第７条　この協定の有効期間は、平成１５年２月２０日から平成１６年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（細目）

第８条　この協定に関する細目（「災害時の区と練馬区設備防災協力会との協定に関する協定細目」／以下「協定細目」という。）は、別途定める。

（連絡調整）

第９条　この協定にかかわる連絡調整については、甲の指定するものと乙とが行う。

（協議）

第１０条　この協定および協定細目に定めのない事項ならびにこの協定および協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１５年２月２０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区中村一丁目８番２号
　　練馬区設備防災協力会会長　　上 杉　貴 志

資料 13-004　災害時の区への練馬区設備防災協力会との協力に関する協定細目

「災害時の区への練馬区設備防災協力会の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（甲の指定する者）

第１条　協定書第９条に定める甲の指定する者は、練馬区総務部防災課長とする。

（負　担）

第２条　協定書第５条に基づき、甲は、乙に対し、つぎに挙げるものを負担する。

⑴　応急点検のみでなんらの修繕を要しなかった場合は無償とする。

⑵　応急修理に要した資機材の通常価格および通常工賃

⑶　仮設トイレの設置に要した資機材の通常価格および通常工賃

⑷　人命救助・道路障害物除去に要した資機材の通常価格および通常工賃

（訓練への参加）

第３条　乙は、甲の実施・後援する訓練に参加するよう努める。この場合において、参加に要する経費等については原則無償とする。

（連絡方法）

第４条　災害が発生した場合の、乙における会員への連絡継送は、乙が行う。この場合において、一般の通信手段が途絶して連絡継送が困難なときは、乙および乙の会員がもよりの避難拠点、区の施設等に駆けつけ、災害時の緊急連絡に支障がない範囲で、地域防災無線等を利用して、会員相互の連絡継送を行うことができる。

甲と乙は、本協定細目を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１５年２月２０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　岩 波　三 郎

乙　練馬区中村一丁目８番２号
練馬区設備防災協力会会長　上 杉　貴 志

※　第１条　「練馬区総務部防災課長」は「練馬区危機管理室防災課長」に変更

資料 13-005　災害時の区へのサンキュー会の協力に関する協定書

災害時における避難拠点の給排水設備応急点検・修理に関し、練馬区を「甲」とし、サンキュー会を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は練馬区内に地震等による災害が発生した場合に、甲が行う災害応急業務その他について乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　協力の内容は、つぎの事項とする。

⑴　避難拠点の給排水設備等の応急点検・修理に関すること。

⑵　避難拠点の仮設トイレの設置に関すること。

⑶　人命救助・道路障害物除去の協力に関しては、別協定の定めによる。

（協力要請等の手続）

第３条　甲が乙に協力を要請するときは、業務内容、実施場所その他必要事項を明らかにして文書で要請しなければならない。ただし、そのいとまのないときは、甲の指定する避難拠点要員または施設管理者から直接乙または乙の構成員に口頭で要請するか、乙または乙の構成員の判断により協力の内容に定められた業務を開始して、事後に乙が甲に通知する。この場合において、乙または乙の構成員は、避難拠点の責任者または施設管理者と必ず事前に協議しなければならない。

（協力の履行）

第４条　乙は、甲の要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。

（負　担）

第５条　甲は、乙が提供した資機材等に要した費用を負担する。

（損害補償）

第６条　この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷しまたは疾病にかかったときは、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和６３年３月　練馬区条例第１１号）の規定に基づき、甲が補償する。

（協定期間および更新）

第７条　この協定の有効期間は、平成１５年２月２０日から平成１６年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（細目）

第８条　この協定に関する細目（「災害時の区とサンキュー会との協定に関する協定細目」／以下「協定細目」という。）は、別途定める。

（連絡調整）

第９条　この協定にかかわる連絡調整については、甲の指定するものと乙とが行う。

（協議）

第１０条　この協定および協定細目に定めのない事項ならびにこの協定および協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１５年2月２０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番1号
　　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区大泉学園町七丁目１９番３６号
　　サンキュー会　　高 山　一 夫

資料 13-006　災害時の区へのサンキュー会との協力に関する協定細目

「災害時の区へのサンキュー会の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（甲の指定する者）
第１条　協定書第９条に定める甲の指定する者は、練馬区総務部防災課長とする。
（負　担）
第２条　協定書第５条に基づき、甲は、乙に対し、つぎに挙げるものを負担する。
⑴　応急点検のみでなんらの修繕を要しなかった場合は無償とする。
⑵　応急修理に要した資機材の通常価格および通常工賃
⑶　仮設トイレの設置に要した資機材の通常価格および通常工賃
⑷　人命救助・道路障害物除去に要した資機材の通常価格および通常工賃
（訓練への参加）
第３条　乙は、甲の実施・後援する訓練に参加するよう努める。この場合において、参加に要する経費等については原則無償とする。
（連絡方法）
第４条　災害が発生した場合の、乙における会員への連絡継送は、乙が行う。この場合において、一般の通信手段が途絶して連絡継送が困難なときは、乙および乙の会員がもよりの避難拠点、区の施設等に駆けつけ、災害時の緊急連絡に支障がない範囲で、地域防災無線等を利用して、会員相互の連絡継送を行うことができる。

甲と乙は、本協定細目を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１５年２月２０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区大泉学園町七丁目１９番４６号
サンキュー会　　高 山　一 夫

※　第１条　「練馬区総務部防災課長」は「練馬区危機管理室防災課長」に変更

資料 13-007　災害時等の練馬区と日本救助犬協会との協力に関する協定書

災害時における応急業務等に関し、練馬区を「甲」とし、特定非営利活動法人日本救助犬協会を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（主　旨）

第１条　この協定は、練馬区内に地震、台風その他の災害が発生した際に、甲および乙が行う災害応急業務その他についての相互協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　協力の内容は、つぎの事項とする。

⑴　乙は、練馬区内の災害現場において、甲が救助活動のために救助犬の出動を要請した場合に人命等捜索活動を行う。

⑵　甲および乙は、その他この業務に関して必要な協力を行う。

（協力要請等の手続）

第３条　甲が乙に協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、第２条第１号に定める業務について、その暇が無いときは、乙の判断により災害応急業務を開始して、事後速やかに甲に通知する。

２　救助犬の出動頭数は、災害種別、規模および捜索範囲等を考慮し、その都度甲と乙とで協議して定める。

３　乙は第１項による要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対して、救助犬の出動を命ずる。

（協力の履行）

第４条　乙は、第３条第１項による要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行わなければならない。

２　会員は、救助犬とともに出動したときは、原則として、甲の現場責任者の指揮の下に人命等検索活動を行う。

３　防災訓練および防災教育への出動については、別に甲乙協議して決める。

（連絡調整）

第５条　この協力に関わる連絡調整については、練馬区危機管理室防災課長の職にある者と日本救助犬協会練馬支部長とが行う。

（活動の終了）

第６条　この協定による人命等捜索活動の終了は、甲の現場責任者が活動の終了を告げたとき、または救助犬による人命等捜索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の請求および支払い）

第７条　乙は人命等捜索活動終了後、甲に対してその業務にかかる費用を請求することができる。

２　甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査して、速やかにその費用を支払う。

３　前２項の規定にかかわらず、第４条第３項の協力に関しては、全て乙の負担とする。

（損害補償）

第８条　この協定に基づく会員ならびに救助犬の業務および訓練等に伴って生じた損害（第三者に対する損害も含む。）は、乙および会員の責任において負担する。

２　前項の規定にかかわらず、この協定に基づく人命等捜索活動に従事した会員が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかり、かつ他の法令その他により保障がなされない場合は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和６３年３月練馬区条例第１１号）の規定に基づき、甲が補償する。

（会員等の名簿提出）
第９条　乙は、毎年１回、甲に対して会員および救助犬の名簿を提出し、甲はその名簿を登録する。
その名簿に異動を生じた場合、乙は甲に対して随時通知するものとする。
（連絡会）
第１０条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるため、必要に応じて連絡会を開催する。
（協定期間および更新）
第１１条　この協定の有効期間は、平成１６年6月１日から平成１７年3月３１日までとする。
２　前項の期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項ならびにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を３通作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲が１通、乙が２通を保有する。

平成１６年5月２８日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　東京都中野区中野五丁目６７番６号
ビジネスハイツ中野７０１号
特定非営利活動法人日本救助犬協会
理事長　　小 澤　宏 之

東京都練馬区練馬三丁目４番１３号
特定非営利活動法人日本救助犬協会
練馬支部
支部長　　川 合　一 夫

※　「練馬支部」は「特定非営利活動法人日本救助犬協会」に統合

資料 13-008　緊急時における土木工事等に関する協定

緊急時における土木工事等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と練馬土木協会（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、暴風雨、豪雪、洪水およびその他の原因により甲が管理する道路および河川の機能に損害が生じ、その機能を保全するため、緊急に土木工事等の施工をする必要が生じたとき、乙の積極的な協力を得ることを目的とする。

（工事責任者の指定）

第２条　乙は、あらかじめ各土木出張所を単位とし、乙に属する会員の中から工事責任者を指定するものとする。

２　乙は、工事責任者を指定し、または変更をしたときは、直ちに書面をもって、甲に通知するものとする。

（出動の要請）

第３条　甲は、乙に対し、被害の実情に応じた工事内容、日時および場所を指定し、文書または電話等の連絡方法により出動を要請する。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲と密接な連携をとりながら、直ちに出動し、工事に従事するものとする。

（事故等の補償）

第４条　乙は、前条に基づき、出動を要請された土木工事等の作業で発生した事故による建物の破損および第三者に対する被害については、乙の責において補償するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを処理し、補償するものとする。

（報告）

第５条　乙は、土木工事等が完了したときは、直ちに報告書をもって甲に報告し、確認を受けなければならない。

（事後の処理）

第６条　甲は、前条による確認が終了したときは、直ちに練馬区工事施行規程に基づき所定の手続をとるものとする。

２　前項の工事費は、土木工事積算基準に基づき積算するものとし、諸経費算定の工種区分は、道路維持工事の例によるものとする。ただし、これによりがたいときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

（協定期間および更新）

第７条　この協定期間は、協定締結の日から当該年度末までとし、以後 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日までに甲、乙いずれかからの協定解除または変更の申し出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項、およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成２６年１０月２８日

甲　　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練　馬　区

練　馬　区　長　　前　川　燿　男

乙　　東京都練馬区石神井台七丁目１８番１６号

練　馬　土　木　協　会

会　長　東京都練馬区石神井台七丁目１８番１６号

三英建設株式会社（事務局）

代表取締役会長　山　本　康　弘

資料 13-009　災害時における練馬区と区内三警察署と練馬建物解体業協会との協力連携に関する協定書

災害時における迅速で機動的な応急救助活動の実現に関し、練馬区（以下「甲」という。）と、練馬・光が丘・石神井の三警察署（以下「乙」という。）と練馬建物解体業協会（以下「丙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区内で地震、台風その他の災害が発生し、甲および乙が各種の応急救助活動を実施する際に、迅速で機動的な応急救助活動を実現していくうえで必要な丙の協力と甲乙丙の連携に関して必要な事項を定め、もって、災害による練馬区民の生命財産上の被害を可能な限り軽減することを目的とする。

（相互の役割および協力連携）

第２条　甲乙丙は、前条の目的を達成するため、災害時に、つぎの基本的役割を分担するとともに、相互に協力連携する。

⑴　甲は、各避難拠点において避難拠点運営連絡会や地域の町会・自治会、PTA、民生委員等と協力して、拠点地域内の被災現場に関する情報の迅速な収集に努める。

⑵　乙は、各署管内のすべての避難拠点に警察官を派遣するなど区内全域の被災現場情報の収集にあたるとともに、丙の協力を得て救出重機部隊を編成し、迅速で機動的な応急救助活動を実現する。

⑶　丙は、救出用重機と搬送車、オペレーターからなる救出重機部隊を編成して、または、重機や搬送車、オペレーターを提供して、人命救出をはじめ各種の応急救助活動に参加する。

２　甲乙丙は、災害時に本協定を履行するうえで必要となる「三者共同の連携指針」について定め、また、三者連携の活動範囲を拡大し精度を高めて、区全域にわたる官民協動の緊急初動システムを形成していくために、平常時から、相互に連携して図上訓練や実動訓練に努める。

（費用負担）

第３条　本協定に基づく応急救助活動は、甲が行う応急救助業務の一環であることから、丙は、これに要する費用等について、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の認める範囲において甲に請求することができる。

２　丙に対する費用等の支払いを的確に行うために、丙およびその応急救助活動に関与した避難拠点要員等は、災害救助法所定の応急活動に関する情報を、練馬区災害対策本部に速やかに報告する。

（損害補償）

第４条　この協定に基づき災害時の業務に従事した丙の従業員が、当該業務により負傷しもしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第５条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

２　前項の期間満了の３か月前までに、甲乙丙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項およびこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を５通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年5月２２日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区豊玉北五丁目２番７号
　　練馬警察署長　　中 田　喜 代 榮

　　練馬区光が丘二丁目９番８号
　　光が丘警察署長　　樋 ノ 口　但

　　練馬区石神井町六丁目 17 番 26 号
　　石神井警察署長　　中 野　良 一

丙　練馬区北町七丁目７番４号
　　練馬建物解体業協会
　　会長　　広 野　俊 秀

資料 13-010　災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

災害時における応急対策活動の協力に関し、練馬区を「甲」とし、警視庁○○警察署を「乙」とし、○○を「丙」として、甲乙丙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、練馬区内に地震、台風その他の災害が発生し、甲および乙が災害応急業務その他を実施する際に、丙が行う協力に関して、必要事項を定める。

（協力の内容）

第２条　丙が行う協力の内容は、つぎの事項とする。

⑴　災害時に、丙が自ら保有または使用する建設用重機その他を、甲および乙に対してできうる範囲内で提供すること。

⑵　災害時に、丙およびその従業員を人命救助活動等、甲または乙の要請に応じて、できうる範囲内で提供すること。

（協力要請等）

第３条　甲および乙が、丙に協力を要請する時は、丙と協議の上、業務内容・場所等必要な事項を明らかにして要請するものとする。ただし、丙は、災害の状況により応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、甲および乙の要請によらず自らの意思に基づいて直ちに出動し、災害対策業務に従事することができる。

（協力の履行）

第４条　丙は、要請を受けた事項に関して誠意を持って必要な業務を行うものとする。

（費用負担）

第５条　丙は、応急対策活動終了後、次に掲げる事項に関して甲に対してこの活動に要した費用を請求することができる。その他の費用に関しては丙の負担とする。

⑴　重機や車両等に使用した燃料費

⑵　明らかにこの活動に起因して生じた故障等に関する修繕費

（損害補償）

第６条　この協定に基づき災害時の業務に従事した丙の従業員が、当該業務により負傷しもしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（防災訓練）

第７条　丙は、甲または乙が実施する防災訓練に、可能な範囲で参加するように努めるものとする。なお防災訓練への協力に関しては原則として丙の負担とする。

（協定期間および更新）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成　年　月　日までとする。

２　前項の期間満了の３か月前までに、甲乙丙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項ならびにこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区○○△丁目△番△号
警視庁○○警察署長　　○ ○　○ ○

丙　練馬区○○△丁目△番△号
○○○○
代表者　　○ ○　○ ○

※　本協定は、区内警察署（練馬警察署・光が丘警察署・石神井警察署）と区内の協力企業各社との協定

災害時における応急対策活動の協力に関する協定書締結事業者一覧

練馬警察署

番号	協定事業者	代表者	住所
1	木村産業車輌株式会社	代表取締役社長　木村繁樹	向山四丁目16番1号
2	株式会社ヤマジョウ	代表取締役社長　安田三雄	中野区上鷺宮四丁目20番18号
3	藤岡建設株式会社	代表取締役社長　加藤　昇	下石神井一丁目7番20号
4	三球電機株式会社	代表取締役社長　笠原建二	貫井五丁目24番18号
5	有限会社弥栄運輸	代表取締役社長　木村伸樹	高松二丁目28番17号
6	中の宮観光株式会社	代表取締役社長　増田　勲	春日町四丁目18番9号
7	有限会社大栄観光バス	代表　吉野龍二	平和台四丁目23番12号
8	有限会社須山興業	代表取締役社長　須山明雄	田柄四丁目20番30号
9	株式会社イナダ電工	代表取締役社長　稲田了恩	豊玉中三丁目21番12号

光が丘警察署

番号	協定事業者	代表者	住所
1	有限会社弥栄運輸	代表取締役社長　木村伸樹	高松二丁目28番17号
2	有限会社　太田工業	代表取締役　太田正秀	高松二丁目24番5号
3	森屋興業株式会社	代表取締役　森屋正治	北町七丁目12番5号
4	野口管工株式会社	代表取締役　野口博通	田柄一丁目28番13号
5	株式会社泰秀	代表取締役　野口通子	田柄三丁目22番15号
6	株式会社フレッツ	代表取締役社長　川原伸一	谷原四丁目10番2号
7	株式会社オートレッカー･イケダ	代表取締役　池田寿一	谷原三丁目21番
8	旭建材株式会社	代表取締役　五十嵐力男	高松五丁目19番18号
9	有限会社増島建材工業	代表取締役社長　増島　優	谷原一丁目18番2号
10	有限会社上岡設備	代表取締役　上岡　強	土支田四丁目13番4号
11	フジ興業株式会社	代表取締役　藤本桝男	谷原六丁目20番5号
12	藤澤建設株式会社	所長　尾崎　清	高松五丁目18番5号
13	株式会社林総合建設	代表取締役　林　正三	三原台一丁目18番14号
14	株式会社前田電設	代表取締役　前田　竜	土支田二丁目17番2号
15	有限会社豊英電工	代表取締役社長　佐藤英夫	土支田二丁目23番13号
16	勝鹿建設株式会社	代表取締役社長　目黒伸彦	高松五丁目16番14号
17	宮部倉庫株式会社	代表取締役社長　宮部義次	高野台二丁目4番3号
18	芹澤建材株式会社	代表取締役社長　芹澤徳一	土支田三丁目19番17号

石神井警察署

番号	協定事業者	代表者	住所
1	株式会社山本プラスター	代表取締役社長　山本忠雄	南大泉五丁目24番22号
2	かぶらぎ建設株式会社	代表取締役社長　蕪木義忠	南大泉五丁目6番57号
3	並木石材店	代表取締役社長　並木清一	南大泉五丁目6番77号
4	加藤工業株式会社	代表取締役社長　加藤弘良	南大泉五丁目8番18号
5	豊華園造園株式会社	代表取締役社長　永井信明	大泉学園町六丁目19番16号
6	五味建設株式会社	代表取締役社長　五味　章	南大泉五丁目21番20号
7	株式会社日立コーポレーション	代表取締役社長　立花桂子	向山四丁目35番21号
8	立花建設株式会社	代表取締役社長　立花祐一	向山四丁目35番18号
9	株式会社増島組	代表取締役社長　増島隆行	高野台3丁目11番12号
10	株式会社シマ建設	代表取締役社長　矢島優憲	豊玉上2丁目4番13号
11	福山建設株式会社	代表取締役社長　福山修一	上石神井南町5番20号

資料 13-011　災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という）と練馬電設工業会（以下「乙」という）は、災害時における避難拠点の応急対策業務の協力に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生した際に、甲および乙が行う災害応急業務その他についての相互協力に関し、必要な事項を定める。
（協力の内容）
第２条　協力の内容は、つぎの事項とする。
⑴　練馬区内に地震、風水害その他の災害が発生し、甲が災害応急対策を実施する場合において、乙が所有する車両・資材・労力等を提供し、避難拠点の電気設備等の応急点検・修理に従事すること。
⑵　地域の区民防災組織、警察・消防その他の行政機関等と連携し、できうる範囲内において周辺地域の倒壊家屋等からの被災者の救助を行うこと。
（協力要請等の手続）
第３条　甲が乙に協力を要請するときは、業務内容、実施場所その他必要事項を明らかにして文書で要請しなければならない。
２　前項の規定により要請を行ういとまのないときは、甲の指定する避難拠点要員または施設管理者から直接乙または乙の構成員に口頭で要請するか、乙または乙の構成員の判断により協力の内容に定められた業務を開始して、事後に乙が甲に通知する。この場合において、乙または乙の構成員は、避難拠点の責任者または施設管理者と必ず事前に協議しなければならない。
（協力の履行）
第４条　乙は、甲の要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。
（費用負担）
第５条　甲は、乙が提供した資機材等に要した費用を負担する。ただし、応急点検のみでなんらの修繕を要しなかった場合は無償とする。
（損害補償）
第６条　この協定に基づき災害時の業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷しもしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の規定に基づき、損害補償を行う。
（訓練への参加）
第７条　乙は、甲の実施・後援する訓練に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は原則乙の負担とする。
（連絡調整）
第８条　この協力に関わる連絡調整については、あらかじめ事前に双方が指定した者が行う。
（協定期間および更新）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
２　前項の期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。
（協定破棄）
第 10 条　この協定を締結することにより、甲と乙との間で平成７年 12 月 22 日に締結した災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定および同協定細目は、破棄する。
（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年4月１１日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区春日町五丁目２５番１０号
練馬電設工業会長　新 井　悦 夫

※　「練馬電設工業会」は、「練馬電設防災協力会」に名称変更

資料 13-012　災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

練馬区（以下「甲」という）と練馬環境造園協会（以下「乙」という）は、災害時における応急対策業務の協力に関して、つぎのとおり協定を締結する。

第１条　この協定は、練馬区内に地震等の災害が発生した際に、甲が行う災害応急業務についての乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　協力の内容は、つぎの事項とする。

⑴　練馬区内に地震等の災害が発生し、甲が災害応急対策を実施する場合において、乙が所有する車両・資材・労力等を提供し、地域の区民防災組織、警察・消防その他の行政機関等とともに、被災者の救助や搬送活動を行うこと。

⑵　甲の避難拠点に参集し、避難拠点の運営に協力すること。

（協力要請等の手続）

第３条　前条第１号の協力を要請するときは、甲は乙に対して業務内容、実施場所その他必要事項を明らかにして文書で要請しなければならない。ただし、要請を行ういとまのないときは、乙または乙の構成員の判断により協力の内容に定められた業務を開始して、事後に乙が甲に通知する。

２　前条第２号の協力に関して、乙は甲の避難拠点に自主的に参集し、甲の避難拠点要員等とともに業務を開始する。

（協力の履行）

第４条　乙は、甲の要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。

（費用負担）

第５条　甲は、乙が提供した資機材等に要した費用を負担する。ただし、避難拠点への参集のみでなんら資機材等を要しなかった場合は無償とする。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは、甲および乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（損害補償）

第６条　この協定に基づき災害時の業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷しもしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の例により、損害補償を行う。

（平常時の活動）

第７条　乙は、平常時において甲の避難拠点における会議等にできうる限り参加するよう努めるものとする。

２甲は乙と協力し、平常時において防災講習会等を開催し、広く防災意識の啓発に努めるものとする。

（訓練等）

第８条　乙は、甲が実施・後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は原則乙の負担とする。

（連絡調整）

第９条　この協力に関わる連絡調整については、あらかじめ事前に双方が指定した者が行う。

（協定期間および更新）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

２　前項の期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定破棄）
第 11 条　この協定を締結することにより、甲と乙との間で平成７年 12 月 22 日に締結した災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定および同協定細目は、破棄する。
（協議）
第 12 条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２０年２月２６日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区高松六丁目２番１８号
練馬環境造園協会
理事長　　高 橋　一 輔

※　同文の協定を、練馬区ビルダークラブと同日に締結している。
相手方名称等は下記のとおり。

練馬区高松六丁目２番１８号
練馬区ビルダークラブ
会長　　田 村　哲 明

※　「練馬区ビルダークラブ」は「一般社団法人練馬区ビルダークラブ」に名称変更

資料 13-013　災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と東京都電気工事工業組合練馬地区本部（以下「乙」という。）は、災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関し、つぎのとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊および損壊に伴う、緊急人命救助および道路啓開のための障害物除去活動等業務（以下「業務」という。）について、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務を実施することを目的とする。

（出動の要請）

第２条　甲は、災害の実情に応じ、乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して資機材および労力（以下「資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

ただし、乙は、災害の状況により応急対策が緊急性を要すると判断した場合は、甲と密接な連絡をとりながら、直ちに出動し、その業務に従事することができる。

（資機材等の提供）

第３条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、資機材等を提供する。

（資機材等の報告）

第４条　甲は、乙の提供した資機材等の数量および業務内容について、報告を受けるものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、乙の提供した資機材等に要した費用を負担する。

（費用の請求）

第６条　乙は、業務終了後、甲の認定を受けて業務に要した通常の実費を、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第７条　甲の要請に基づき出動した者が、業務実施中に負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害賠償に関する条例（昭和 63 年３月 28 日条例第 11 号）」に基づき、これを補償するものとする。

（資機材等の調査）

第８条　乙は、甲が毎年１回実施する、乙の保有する災害時に出動可能な資機材等の調査に協力するものとする。

（細目）

第９条　この協定を実施するため、必要な事項については別に定める。

（協議）

第 10 条　この協定の解釈に疑義が生じたときは、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１０年５月１２日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練 馬 区 長　　岩 波 三 郎

乙　東京都練馬区中村北一丁目１３番１３号

東京都電気工事工業組合練馬地区本部

本　部　長　　梶 野 政 隆

資料 13-014　災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定細目

練馬区（以下「甲」という。）と東京都電気工事工業組合練馬地区本部（以下「乙」という。）は、「災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）第９条に基づき災害レスキュー隊（以下「レスキュー隊」という。）の設置等に関して、つぎのとおり細目を定める。

（設置および組織体制）

第１条　甲は、練馬区災害対策本部にレスキュー隊を設置する。その組織体制はつぎのとおりとする。

⑴　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、災害対策本部長の命を受けてレスキュー隊を指揮する。

⑵　甲は、協定書第１条に規定する業務（以下「業務」という。）を円滑に実施するため、本部員のもとに地区本部を設置する。

⑶　地区本部の設置場所は練馬区土木出張所（四箇所）とし、その所管区域は同土木出張所の所管区域とする。

⑷　地区本部に各地区を統括する地区長および地区長を補佐する副地区長を置く。

⑸　地区長は、本部員の指示を受けて各レスキュー隊相互および各地区本部との連絡調整を行なう。

⑹　甲は、地区長を区職員のうちから任命し、副地区長を乙の推薦した者のうちから委嘱する。

（レスキュー隊の編成）

第２条　甲は、乙と協議のうえ、つぎのとおりレスキュー隊を編成する。

⑴　地区本部にレスキュー隊を複数班編成する。

⑵　レスキュー隊に隊を統括する隊長を置く。

⑶　レスキュー隊は、数名の隊員で組織する。

⑷　レスキュー隊員は、乙の推薦した者のうちから委嘱する。

（レスキュー隊の出動・報告）

第３条　協定書第２条の規定による出動の要請は、出動要請書（第１号様式）または口頭による。ただし、乙は、震度５以上の地震の発生を、報道機関、防災無線放送塔等で確認した場合には、要請をまたずに甲が定めた避難拠点または地区本部に資機材を準備して出動するものとする。

２　レスキュー隊長は、出動隊員を確認し、出動報告書（第２号様式）を直接または避難拠点要員を通じて地区長へ提出した後に、地域住民と協力して甲が定めた担当区域において業務を遂行するものとする。

３　第１項ただし書に規定する出動の場合において、前項の出動報告書の提出があったときは、協定書第２条の出動の要請があったものとみなす。

４　レスキュー隊長は、担当区域での業務が終了したときは、業務終了報告書（第３号様式）を直接または避難拠点要員を通じて地区長に提出しなければならない。

５　レスキュー隊は、前項の業務が終了した場合であっても、甲から要請があったときは継続して新たな区域において業務を実施するものとする。

（レスキュー隊相互の応援）

第４条　地区長は、所管区域内の業務を円滑に実施するため、地区内レスキュー隊相互の応援のための指示をする。

２　本部員は、区内の業務を円滑に実施するため、地区長に対して各地区のレスキュー隊相互の応援のための指示をする。

（表示物の着用）

第５条　レスキュー隊員は、業務を遂行する際には避難拠点または地区本部に備える表示物を着用し

なければならない。

（資機材等の請求）

第６条　乙は、協定書第６条に規定する費用を請求する場合は、業務費用請求書（第４号様式）によって行うものとする。

（資機材等の調査）

第７条　乙は、協定書第８条に規定する資機材等の調査が実施された場合は、レスキュー隊員名簿（第５号様式）および出動可能資機材保有状況報告書（第５号様式の２）を、甲に提出するものとする。

（防災訓練）

第８条　乙は、甲が実施する防災訓練への参加を要請された場合は、これに協力するものとする。

２　前項の防災訓練への参加に要する費用は、甲乙協議のうえ定める。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成１０年5月１２日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　岩波　三郎

乙　東京都練馬区中村北一丁目１３番１３号
東京都電気工事工業組合練馬地区本部
本部長　梶野　政隆

資料 13-015　道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区内建設関係３団体（以下「乙」という。）は、災害時における道路障害物除去等応急災害対策業務に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う建築物その他の工作物の崩壊および損壊に伴う道路障害物除去等応急災害対策業務（以下「業務」という。）について、乙の協力を得ることにより、当該業務の円滑な実施に資することを目的とする。

（出動の要請）

第２条　甲は、災害の状況に応じ、乙に対し業務を実施するための出動（以下「出動」という。）を要請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、緊急性を要すると認めたときは甲と密接な連絡をとりながら、直ちに出動することができる。

（費用弁償等）

第３条　甲は、乙が前条の規定により出動し、業務を実施したときに要した費用（当該業務に要する費用として甲が認めるものに限る。）を負担する。

（災害補償）

第４条　甲の要請に基づき出動した者が、業務の実施中に負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合で、他の法令その他により補償が受けられないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に　関する条例（昭和63年３月練馬区条例第11号）に基づき、これを補償するも　のとする。

（訓練への参加）

第５条　乙は、甲が実施し、または後援する訓練に参加するように努めるものとする。

２　前項に規定する訓練に参加したときに要した費用は、原則として乙の負担とする。

（協定期間）

第６条　この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。

２　前項の協定期間の満了する日の３か月前までに、甲または乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に３年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協定細目）

第７条　この協定の実施に関して必要な事項は、別に協定細目を定める。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結することにより、平成７年１２月２２日に締結した「災害時における人命救助・道路啓開等応急対策業務に関する協定および同協定細目」および、平成１７年７月２０日に締結した「人命救助・道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定書」は、破棄する。

この協定を証するため協定書を４通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成２７年３月１０日

甲　　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　前川　燿男

乙　　東京都練馬区石神井台七丁目１８番１６号
　　練馬土木協会
　　会　長　　山本　康弘

東京都練馬区高松六丁目２番１８号
　　一般社団法人　練馬環境造園協会
　　理事長　　高橋　一輔

東京都練馬区中村北一丁目１３番１３号
　　東京都電気工事工業組合　練馬地区本部
　　地区本部長　　山本　薫

資料 13-016　道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定細目

　練馬区（以下「甲」という。）と練馬区内建設関連３団体（以下「乙」という。）は、平成２７年３月１０日付けで締結した「道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）第７条に基づき、つぎのとおり協定細目を定める。

（業務内容）

第１条　乙は、適正な規模による災害対策協定業者作業チーム（以下「協定チーム」という。）を編成し、災害時における建築物その他の工作物の崩壊、損壊に伴う啓開路線等の調査、報告および道路障害物除去ならびに応急復旧等の災害対策業務（以下「業務」という。）を行う。

（組織体制）

第２条　協定チームは、乙に属する会社の社員および協力員を持って構成し、乙が選出する。

２　甲は、乙が選出した協定チームを練馬区災害対策土木部における東部、西部土木復旧班（以下「土木復旧班」という。）に配置する。

３　協定チームは、土木復旧班長の指揮下に入る。

４　甲は、乙が選出した協定チームを次のとおり編成し乙に報告する。

⑴　自主的に啓開路線およびその他の道路等の業務を行う「自主協定チーム」

⑵　土木復旧班長の指揮のもと道路等の業務を行う「指揮協定チーム」

（協定チームの出動）

第３条　土木復旧班長は、乙に対し出動要請書または電話等で協定チームの出動を要請することができる。ただし、練馬区において震度５弱以上の地震が発生した場合は、協定チームは土木復旧班長の出動要請を待たずに、予め指定された箇所に出動し業務にあたる。

　なお、震度５弱以上の地震の発生の確認は、報道機関、防災行政無線放送等で確認する。

（協定チームの参集、業務開始、終了の報告）

第４条　自主協定チームは、乙が指定する参集場所に参集後、チームリーダーが参集時間、参集人員および機材等を土木復旧班長に報告し、速やかに業務を開始する。

２　指揮協定チームは、土木復旧班に参集後、チームリーダーが参集時間、参集人員および機材等を土木復旧班長に報告し、土木復旧班長の指示を受けて業務を開始する。

３　協定チームは業務が長時間にわたる場合は、１時間毎に土木復旧班長に中間報告をする。

４　協定チームは、業務が完了した場合、土木復旧班長に業務完了を報告し、所定の場所で待機する。

５　協定チームは、土木復旧班長から出動または再出動の要請があった場合は速やかに出動し業務を行う。

６　土木復旧班長は業務の必要性がなくなった場合、協定チームに報告することによって業務を終了する。

（業務報告書の作成および請求）

第５条　乙は、業務終了後、各協定チームが作成した業務報告書および集計表を取りまとめ、速やかに土木復旧班長に提出する。

２　土木復旧班長は、業務報告書および集計表を速やかに確認し乙に報告する。

３　乙は、業務に要した費用について、甲に請求する。

（表示物品の着用）

第６条　協定チームは、予め甲が配布する災害協定業者である旨の表示物を着用し業務を遂行する。

（資機材等の調査）

第７条　乙は、毎年４月に協定チームの編成および資機材の保有状況を甲に報告する。

２　甲は、乙の報告の下、必要に応じて協定チーム編成および担当する啓開路線の見直し等を行い、乙に報告する。

（協力要請）

第８条　甲は、啓開路線の見直し等が必要となったとき、乙に調査等の協力を要請することができる。

（防災訓練等）

第９条　乙は、甲が実施または後援する訓練に参加を要請された場合、これに積極的に協力する。

（協定細目の変更）

第１０条　協定細目について疑義が生じたとき、または実施に関して必要な事項については、甲乙協議の上、変更する。

平成２７年３月１０日

甲　　東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
練馬区長　　前川　燿男

乙　　東京都練馬区石神井台七丁目18番16号
練馬土木協会
会　長　　山本　康弘

東京都練馬区高松六丁目２番18号
一般社団法人　練馬環境造園協会
理事長　　高橋　一輔

東京都練馬区中村北一丁目13番13号
東京都電気工事工業組合　練馬地区本部
地区本部長　　山本　薫

資料 13-017　災害時における資機材等の供給に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、災害時における資機材等の供給について、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う応急対策業務（以下「災害業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害業務を実施する必要が生じたときは、乙に対し、乙が保有する資機材等の供給を要請することができるものとする。

２　甲は、前項の規定による要請について、つぎに掲げる事項を明らかにした　文書により行うものとする。ただし、文書により行うことが困難なときは、　この限りでない。

⑴　要請の理由

⑵　資機材等の品名および数量

⑶　資機材等の納入日時および納入場所

⑷　その他必要な事項

（協力の実施）

第３条　乙は、特段の事由がある場合を除き、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示および要請事項に従い、速やかに資機材等を供給するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙による資機材の輸送が困難な場合は、甲が協定を締結している団体等が行うことができるものとする。

（経費の負担）

第４条　資機材等の供給により乙が要した経費については、甲の負担とし、適正な請求書を受理してから３０日以内に支払うものとする。

（災害補償）

第５条　甲の要請に基づき出動した者が、災害業務の実施中に負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合で、他の法令その他により補償が受けられないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年３月練馬区条例第11号）に基づき、これを補償するものとする。

（連絡体制の確認等）

第６条　この協定による協力を円滑に行うため、甲乙双方は毎年４月に連絡体制の確認を行うとともに、協定に関する甲の調査に乙は協力するものとする。

（協定期間）

第７条　この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。

２　前項の協定期間の満了する日の３か月前までに、甲または乙等から何らの　意思表示がないときは、協定期間は更に３年間更新されるものとし、その後　もまた同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成２７年３月１０日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　前川　燿男

乙　○○○○○○○○○○
　　○○○○○○○○○○
　　○○○　　○○　○○

※協定締結先は以下のとおり。

災害時における資機材等の供給に関する協定書締結一覧

No.	協定事業者	代表者	住所
1	株式会社アクティオ	代表取締役社長 小沼　光雄	東京都中央区日本橋三丁目12番２号 朝日ビルヂング７階
2	株式会社カナモト	代表取締役 金本　寛中	北海道札幌市中央区大通東三丁目1番 19号
3	株式会社サンペイ	代表取締役社長 三瓶　靖	東京都板橋区新河岸二丁目９番５号
4	株式会社鳴浜リース	代表取締役 川津　基	東京都豊島区東池袋四丁目39番１号 ナルハマビル
5	株式会社レンタルのニッケン	練馬営業所所長 村上　公一	東京都練馬区高松三丁目５番４号

資料 14-001　災害時の医療救護活動についての協定書

練馬区を「甲」とし、一般社団法人練馬区医師会を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

(総則)
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
(医療救護班の派遣)
第２条　甲は、練馬区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。
２　乙は前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を、直ちに甲の指定した医療救護所および災害時医療機関に派遣するものとする。
３　練馬区内に震度６弱以上の地震が発生した場合は、前２項による甲からの派遣要請がない状態であっても、乙は、次条により予め編成した医療救護班を直ちに各医療救護所および災害時医療機関に派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。
４　甲は、前項により乙から報告があった派遣については、甲が医療救護班の派遣を要請したものとする。
（医療救護班の編成）
第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、医療救護班を編成しこれを甲に報告する。
２　前条に定める医療救護班の構成は、原則として、医師とする。
３　乙の医師会員が、自主的に医療救護所または災害時医療機関に出動し医療救護活動を行い、乙が甲に報告した場合、乙が派遣する医療救護班の班員とみなす。
４　医療救護班員が看護師等を伴い出動し、乙が甲に報告した場合、医療救護班の班員とみなす。
(医療救護班の活動場所)
第４条　医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所および災害時医療機関において、医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第７条の指揮命令に従い被災地を巡回し、医療救護活動を実施する。
(医療救護所等における医療救護班の活動期間)
第５条　医療救護班の医療救護所および災害時医療機関における活動期間は、発災から７２時間とし、それ以降は、甲乙の協議に基づき、避難拠点等の巡回を行う。
(医療救護班の業務)
第６条　医療救護班の業務は、つぎのとおりとする。
（１） トリアージ
（２） 傷病者の応急処置
（３） 死亡の確認
(指揮命令)
第７条　医療救護班に係る指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。
(医療救護班の輸送)
第８条　医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。
(医薬品等の備蓄・輸送)
第９条　医療救護所においては、医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等（以下、「備蓄医薬品等」という。）を使用するものとする。
２　医療救護所において医療救護班が必要とする給食および給水は、甲が行う。
３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(災害時医療機関における医療救護)
第１０条　医療救護所または避難拠点等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、甲が指定する災害時医療機関に対し、その受入れを要請することができる。
(医療費)
第１１条　医療救護所および避難拠点等における医療費は無料とする。
２　災害時医療機関における医療費は原則として傷病者負担とする。ただし、発災後３日間にかぎり混乱のため未徴収の費用が生じたときは、乙は甲に通知するものとする。
３　甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ、災害時医療機関の負担とならないよう措置するものとする。
４　前２項による医療費については、災害救助法が適用された場合、同法第３３条の規定による。
(合同訓練)
第１２条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に負傷者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。
(費用弁償等)
第１３条　甲の要請に基づき乙が医療救護活動等を実施した場合に要するつぎの経費は、甲が負担するものとする。
（１）医療救護班の編成および派遣に要する経費
（２）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
（３）医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費
（４）災害時医療機関および医療救護所を設置された施設において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償
２　医療救護班の医師等による医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
３　前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法(昭和２２年法律第１２５号)第１条の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と、同条第２項中「公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。
４　第１項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
(災害医療運営連絡会への参画)
第１４条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関で構成する練馬区災害医療運営連絡会に参画するものとする。
(細目)
第１５条　この協定を実施するために必要な事項については別に災害時の医療救護活動実施細目を定める。
(協議)
第１６条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
(見直し)
第１７条　この協定の各条項の適用に支障が生じた場合は、甲乙協議のうえ必要に応じて当該協定の見直しを行うものとする。
(旧協定の取り扱い)
第１８条　本協定の締結に伴い、平成２５年２月２１日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」は廃止することとする。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年　3月２１日

甲　　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練馬区長　　前　川　燿　男

乙　　東京都練馬区高野台二丁目２３番２０号
一般社団法人　練馬区医師会

会　　長　　小　山　寿　雄

資料 14-002　災害時の医療救護活動実施細目

練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人練馬区医師会（以下「乙」という。）は、平成２９年３月２１日付けで締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第１５条に基づき、医療救護班の派遣等に関して、つぎのとおり細目を定める。

（医療救護班の活動場所）

第１条　協定書第４条の「甲が設置する医療救護所および災害時医療機関」とは、別表１に定める医療救護所および別表２に定める災害時医療機関をいう。

（費用弁償等の請求・報告）

第２条　協定書第１３条の規定による費用弁償等の請求および報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括してつぎにより、甲に対して行う。

(1) 医療救護班の派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式 1）に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告および班員名簿（様式 1－1）および医療救護班診療記録（様式 1－2）を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護班が携行した医薬品および衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号の様式 1 に医薬品・衛生材料使用報告書（様式 1－3）を添えて請求するものとする。

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式 2）に事故傷病者概要（様式 2－1）を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る実費弁償等については、第 2 号および前号の定めを準用する。

(5) 災害時医療機関および医療救護所を設置された施設において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償は、第 1 号の様式 1 に物件損傷等報告書（様式 1－4）を添えて請求するものとする。

(6) その他医療救護活動によって必要となる様式等については、災害救助法施行細目（昭和３８年規則第１３６号）で定める様式を準用する。

（費用弁償等の支払）

第３条　甲、乙は、前条の規定により請求された内容を調査、協議し、協定書第１３条の規定により算定された額を甲は速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を２通作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年　3月２１日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練馬区長　　前　川　燿　男

乙　東京都練馬区高野台二丁目２３番２０号
一般社団法人　練馬区医師会

会　長　　小　山　寿　雄

別表１

区指定医療救護所名		所在地	区指定医療救護所名		所在地
1	旭丘中学校	旭丘 2-40-1	6	石神井東中学校	高野台 1-8-34
2	開進第三中学校	桜台 3-28-1	7	谷原中学校	谷原 4-10-5
3	貫井中学校	貫井 2-14-13	8	大泉南小学校	東大泉 6-28-1
4	練馬東中学校	春日町 2-14-22	9	大泉西中学校	西大泉 3-19-27
5	光が丘第四中学校	光が丘 2-5-1	10	石神井西中学校	関町南 3-10-3

別表２

区分	災害時医療機関名		所在地	区分	災害時医療機関名		所在地
災害拠点病院	1	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10	災害医療支援医療機関	12	東大泉病院	東大泉 7-36-10
	2	練馬光が丘病院	光が丘 2-11-1		13	関町病院	関町北 1-6-19
災害拠点連携医療機関	3	練馬総合病院	旭丘 1-24-1		14	東京聖徳病院	北町 3-7-19
	4	浩生会スズキ病院	栄町 7-1		15	慈雲堂病院	関町南 4-14-53
	5	大泉生協病院	東大泉 6-3-3		16	陽和病院	大泉町 2-17-1
	6	川満外科	東大泉 6-34-46		17	豊島園大腸肛門科	春日町 4-6-14
	7	田中脳神経外科病院	関町南 3-9-23		18	阿部クリニック	桜台 2-1-7
	8	辻内科循環器科歯科クリニック	大泉学園町 8-24-25		19	練馬駅リハビリテーション病院	練馬 1-17-1
災害医療支援医療機関	9	島村記念病院	関町北 2-4-1	専門医療拠点病院	20	東海病院	中村北 2-10-11
	10	栗林医院	石神井町 7-14-5		21	久保田産婦人科病院	東大泉 3-29-10
	11	保谷病院	南大泉 4-50-15		22	大泉病院	大泉学園町 6-9-1

資料14-003　災害時の歯科医療救護活動についての協定書

練馬区を「甲」とし、公益社団法人練馬区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（歯科医療救護班の派遣）
第２条　甲は、練馬区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。
２　乙は前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、直ちに甲の指定する医療救護所等に派遣するものとする。
３　練馬区内に震度６弱以上の地震が発生した場合は、第１項による甲からの派遣要請がない状態であっても、乙は、次条によりあらかじめ編成した歯科医療救護班を直ちに各医療救護所に派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。
４　前項により乙から報告があった派遣については、甲が歯科医療救護班の派遣要請を行ったものとみなす。
（歯科医療救護班の編成）
第３条　乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、歯科医療救護班を編成し、これを甲に報告する。
２　前条に定める歯科医療救護班の構成は、つぎのとおりとする。

⑴　歯科医師
⑵　歯 科 衛 生 士　｝若　干　名
⑶　その他補助事務

（歯科医療救護班の活動場所）
第４条　歯科医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第７条の指揮命令に従い被災地を巡回し、歯科医療救護活動を実施する。
（医療救護所等における歯科医療救護班の活動期間）
第５条　歯科医療救護班の医療救護所等における活動期間は、原則として、発災から72時間とし、それ以降は、甲の要請に基づき、避難拠点等の巡回を行う。
（歯科医療救護班の業務）
第６条　歯科医療救護班の業務は、つぎのとおりとする。
⑴　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
⑵　トリアージ
⑶　医療救護所等における転送困難な患者および軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
⑷　検死・検案に際しての法歯学上の協力
（指揮命令）
第７条　歯科医療救護班に係る指揮命令および歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。
（歯科医療救護班の輸送）
第８条　歯科医療救護班の輸送は、原則として甲または歯科医療救護班自らが行う。
（医薬品等の備蓄・輸送）
第９条　歯科医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等（以下「備蓄医薬品等」という。）を使用するものとする。
２　医療救護所等において歯科医療救護班が必要とする給食および給水は、甲が行う。
３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）
第10条　医療救護所等および避難拠点等における医療費は、無料とする。
（合同訓練）
第11条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当するものとする。
（費用弁償等）
第12条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要するつぎの経費は、甲が負担するものとする。
⑴　歯科医療救護班の編成および派遣に要する経費
⑵　歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
⑶　歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費
⑷　乙の管理する施設および災害時医療機関等において、歯科医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
３　歯科医療救護班の歯科医師等による歯科医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
４　前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第１条の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」とあるのは「歯科医療救護班の歯科医師等」と、「国又は公共団体が」とあるのは「甲が」と、同条第２項中「公務員」とあるのは「歯科医療救護班の歯科医師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）
第13条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する練馬区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。
（細目）
第14条　この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。
（協議）
第15条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（旧協定の取扱い）
第16条　本協定の締結に伴い、平成26年１月10日に締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」は、廃止することとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成３０年　２月　９日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
練馬区
練馬区長　前　川　燿　男

乙　東京都練馬区豊玉北六丁目５番13号
公益社団法人 練馬区歯科医師会
会　長　市　川　弘　之

資料14-004　災害時の歯科医療救護活動実施細目

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人練馬区歯科医師会（以下「乙」という。）は、平成３０年　２月　９日付けで締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づき、歯科医療救護班の派遣等に関して、つぎのとおり細目を定める。

（歯科医療救護班の活動場所）

第１条　協定書第４条の「甲が設置する医療救護所等」とは、別表に定める医療救護所および甲乙協議のうえ別に定める施設をいう。

（費用弁償等の請求および報告）

第２条　協定書第12条に規定する費用弁償等の請求および報告については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括してつぎにより、甲に請求および報告するものとする。

⑴　歯科医療救護班の派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式１）に各歯科医療救護班ごとの歯科医療救護班活動報告・班員名簿（様式１－１）および歯科医療救護班診療記録（様式１－２）を添えて請求するものとする。

⑵　歯科医療救護班が携行した医薬品および衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号の様式１に医薬品・衛生材料使用報告書（様式１－３）を添えて請求するものとする。

⑶　歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式２）に事故傷病者概要（様式２－１）を添えて報告するものとする。

⑷　甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る実費弁償等については、第２号および前号の定めを準用する。

⑸　乙の管理する施設および災害時医療機関等において、歯科医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償は、第１号による様式１に物件損傷等報告書（様式１－４）を添えて請求するものとする。

⑹　その他歯科医療救護活動によって必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第３条　甲は、前条の規定により請求および報告された内容を調査のうえ、適当と認めたときは、協定書第12条の規定により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を２通作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成３０年　２月　９日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
練馬区

練馬区長　前　川　燿　男

乙　東京都練馬区豊玉北六丁目５番13号
公益社団法人 練馬区歯科医師会

会　長　市　川　弘　之

資料14-005　災害時の医療救護活動についての協定書

練馬区を「甲」とし、一般社団法人練馬区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

第１章　総則

（総則）

第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

第２章　薬剤師班の派遣

（薬剤師班の派遣）

第２条　甲は、練馬区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導および医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

２　乙は前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、医療救護所および医薬品の集積場所に派遣するものとする。

３　練馬区内に震度６弱以上の地震が発生した場合は、第１項による甲からの派遣要請がない状態であっても、乙は、次条によりあらかじめ編成した薬剤師班を直ちに各医療救護所等に派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。

４　前項により乙から報告があった派遣については、甲が薬剤師班の派遣要請を行ったものとみなす。

（薬剤師班の編成）

第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、薬剤師班を編成しこれを甲に報告する。

（薬剤師班の活動場所）

第４条　薬剤師班は、医療救護所および医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の活動期間）

第５条　医療救護所等における薬剤師班の活動期間は、原則として発災から72時間とし、それ以降は、甲の要請に基づき、避難拠点等の巡回等を行う。

（薬剤師班の業務）

第６条　薬剤師班の業務は、つぎのとおりとする。

⑴　医療救護所等における傷病者に対する調剤および服薬指導

⑵　医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分けおよび管理

（指揮命令）

第７条　薬剤師班に係る指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第８条　薬剤師班の輸送は、原則として甲または薬剤師班自らが行う。

（医薬品等の備蓄および輸送）

第９条　薬剤師班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等（以下「備蓄医薬品等」という。）を使用するものとする。

２　医療救護所等において薬剤師班が必要とする給食および給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

第３章　医薬品統括責任者の派遣

（医薬品統括責任者の派遣）

第10条　甲は、備蓄する医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要が生じた場合は、乙に対し、医薬品等の調達業務を調整する医薬品統括責任者（以下「医薬品統括責任者」という。）の派遣を要請するものとする。

２　乙は前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、甲が災害時に練馬区役所（練馬区豊玉北六丁目12番1号）内に設置する災害対策健康部に直ちに医薬品統括責任者を派遣するものとする。

３　練馬区内に震度６弱以上の地震が発生した場合は、第１項による甲からの派遣要請がない状態であっても、乙は、次条によりあらかじめ指定した医薬品統括責任者を前項に規定する場所に直ちに派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。

４　前項により乙から報告があった派遣については、甲が医薬品統括責任者の派遣要請を行ったものとみなす。

（医薬品統括責任者の指定）

第11条　乙は、医薬品統括責任者を指定しこれを甲に報告する。

（医薬品統括責任者の活動場所）

第12条　医薬品統括責任者は、甲が災害時に練馬区役所内に設置する災害対策健康部において、医薬品等の調達業務を調整するものとする。

（医薬品統括責任者の活動期間）

第13条　医薬品統括責任者の活動期間は、原則として発災から72時間とし、それ以降は、甲の要請に基づき、活動するものとする。

（医薬品統括責任者の業務）

第14条　医薬品統括責任者の業務は、つぎのとおりとする。

⑴　備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要が生じた場合における医薬品等の調達業務の調整

⑵　その他医薬品等の確保に関すること。

第４章　雑則

（調剤費）

第15条　医療救護所等および避難拠点等における調剤費は、無料とする。

（医薬品等の要請）

第16条　甲は、備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要が生じた場合には、乙に要請するものとする。

２　乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに甲が指示する医療救護所等に医薬品等を納入するものとする。

（合同訓練）

第17条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の調剤および服薬指導を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第18条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要するつぎの経費は、甲が負担するものとする。

⑴　薬剤師班の編成および派遣に要する経費

⑵　医薬品統括責任者の派遣に要する経費

⑶　薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

⑷　甲の要請により調達した医薬品等に係る実費弁償

⑸　薬剤師班の薬剤師等または医薬品統括責任者が医療救護活動等において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

⑹　乙の管理する施設および災害時医療機関等において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

３　薬剤師班の薬剤師等による医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
４　前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第１条の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」とあるのは「薬剤師班の薬剤師等」と、「国又は公共団体が」とあるのは「甲が」と、同条第２項中「公務員」とあるのは「薬剤師班の薬剤師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）

第19条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する練馬区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

（細目）

第20条　この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

（協議）

第21条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（旧協定の取扱い）

第22条　本協定の締結に伴い、平成26年６月19日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」は、廃止することとする。

甲と乙は、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年１１月２０日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
練馬区

練馬区長　　前　川　燿　男

乙　東京都練馬区富士見台三丁目56番３号
一般社団法人　練馬区薬剤師会

会　　長　　関　口　博　通

資料14-006　災害時の医療救護活動実施細目

練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人練馬区薬剤師会（以下「乙」という。）は、平成29年11月20日付けで締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第20条に基づき、薬剤師班および医薬品統括責任者の派遣等に関して、つぎのとおり細目を定める。

（薬剤師班および医薬品統括責任者の派遣）

第１条　協定書第２条に規定する薬剤師班は、原則として薬剤師３名で構成する。ただし、災害時の医療救護活動状況により甲が必要と認めたときは、その他補助を置くことができる。

２　協定書第10条に規定する医薬品統括責任者は、原則として薬剤師１名とする。ただし、甲が必要と認めた場合には、その他補助を置くことができる。

（薬剤師班の活動場所）

第２条　協定書第４条の「医療救護所および医薬品の集積場所等」とは、別表に定める医療救護所、医薬品の集積場所および甲乙協議のうえ別に定める施設をいう。

（費用弁償等の請求および報告）

第３条　協定書第18条の規定による費用弁償等の請求および報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括してつぎにより、甲に請求および報告するものとする。

⑴　薬剤師班および医薬品統括責任者の派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式１）に各薬剤師班ごとの薬剤師班等活動報告・班員名簿（様式１－１）を添えて請求するものとする。

⑵　薬剤師班が携行した医薬品および衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号の様式１に医薬品・衛生材料使用報告書（様式１－２）を添えて請求するものとする。

⑶　甲の要請により調達した医薬品等に係る実費弁償は、第１号の様式１に医薬品等調達報告書（様式１－３）を添えて請求するものとする。

⑷　薬剤師班の薬剤師等または医薬品統括責任者が医療救護活動等において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式２）に事故傷病者概要（様式２－１）を添えて報告するものとする。

⑸　甲が実施する合同訓練に参加する薬剤師班等に係る実費弁償等については、第２号および前号の定めを準用する。

⑹　乙の管理する施設および災害時医療機関等において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償は、第１号の様式１に物件損傷等報告書（様式１－４）を添えて請求するものとする。

⑺　その他医療救護活動によって必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第４条　甲は、前条の規定により請求および報告された内容を調査のうえ、適当と認めたときは、協定書第18条の規定により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙は、本実施細目書を２通作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年１１月２０日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
　　練馬区

　　練馬区長　　前　川　燿　男

乙　東京都練馬区富士見台三丁目56番３号
　　一般社団法人　練馬区薬剤師会

　　会　　長　　関　口　博　通

資料14-007　災害時の医療救護活動についての協定書

練馬区を「甲」とし、公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（柔道整復師班の派遣）
第２条　甲は、練馬区地域防災計画に基づき負傷者に対する応急手当等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、柔道整復師班の派遣を要請するものとする。
２　乙は前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき柔道整復師班を編成し、医療救護所等に派遣するものとする。
３　練馬区内に震度６弱以上の地震が発生した場合は、前２項による甲からの派遣要請がない状態であっても、乙は、次条により予め編成した柔道整復師班を直ちに各医療救護所等に派遣するものとする。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告するものとする。
４　前項により乙から報告があった派遣については、甲が柔道整復師班の派遣要請を行ったものとみなす。
（柔道整復師班の編成）
第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、柔道整復師班を編成しこれを甲に報告する。
（柔道整復師班の活動場所）
第４条　柔道整復師班は、医療救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。
（医療救護所における柔道整復師班の活動期間）
第５条　医療救護所における柔道整復師班の活動期間は、原則として発災から７２時間とし、それ以降は、甲の要請に基づき、避難拠点等の巡回を行う。
（柔道整復師班の業務）
第６条　柔道整復師班の業務は、つぎのとおりとする。
（１）負傷者に対する応急手当
（２）負傷者に対して応急手当を行う際に必要となる衛生材料等の提供
（指揮命令）
第７条　柔道整復師班に係る指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。
２　乙が医療救護所等において行う応急手当は、医療救護所等の医師の指示により行うものとする。
（柔道整復師班の輸送）
第８条　柔道整復師班の輸送は、原則として甲が行う。
（衛生材料等の備蓄および輸送）
第９条　柔道整復師班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する衛生材料等（以下「備蓄衛生材料等」という。）を使用するものとする。
２　医療救護所等において柔道整復師班が必要とする給食および給水は、甲が行う。
３　備蓄衛生材料等の輸送は、原則として甲が行う。
（施術費用）
第１０条　医療救護所および避難拠点等における施術費用は、無料とする。
（合同訓練）
第１１条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の応急手当を併せて担当するものとする。
（費用弁償等）
第１２条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要するつぎの経費は、甲が負担す

るものとする。
（１）柔道整復師班の編成および派遣に要する経費
（２）柔道整復師班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費弁償
（３）柔道整復師班の柔道整復師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費
（４）乙の管理する施設および災害時医療機関等において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
３　柔道整復師班の柔道整復師等による医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
４　前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法（昭和２２年法律第１２５号）第１条の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」とあるのは「柔道整復師班の柔道整復師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と、同条第２項中「公務員」とあるのは「柔道整復師班の柔道整復師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）

第１３条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する練馬区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

（細目）

第１４条　この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（旧協定の取り扱い）

第１６条　本協定の締結に伴い、平成２６年１月８日に締結した「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書」は、廃止することとする。

甲と乙は、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年　3月　8日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練馬区長　　前　川　燿　男

乙　東京都練馬区東大泉六丁目５０番９号
公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部

支 部 長　　植　村　光　雄

資料14-008　災害時の医療救護活動実施細目

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部（以下「乙」という。）は、平成２９年　3月　８日付けで締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第１４条に基づき、柔道整復師班の派遣等に関して、つぎのとおり細目を定める。

（柔道整復師班の派遣）
第４条　協定書第２条に規定する柔道整復師班は、原則として柔道整復師３名で構成する。ただし、災害時の医療救護活動状況により必要と認めたときは、その他補助を置くことができる。
（柔道整復師班の活動場所）
第５条　協定書第４条の「医療救護所等」とは、別表に定める医療救護所および甲乙協議のうえ別に定める施設をいう。
（費用弁償等の請求および報告）
第６条　協定書第１２条の規定による費用弁償等の請求および報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括してつぎにより、甲に請求および報告するものとする。
（１）柔道整復師班の派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式１）に各柔道整復師班ごとの柔道整復師班活動報告・班員名簿（様式１－１）を添えて請求するものとする。
（２）柔道整復師班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号の様式１に衛生材料等使用報告書（様式１－２）を添えて請求するものとする。
（３）柔道整復師班の柔道整復師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式２）に事故傷病者概要（様式２－１）を添えて報告するものとする。
（４）甲が実施する合同訓練に参加する柔道整復師班に係る実費弁償等については、第２号および前号の定めを準用する。
（５）乙の管理する施設および災害時医療機関等において、医療救護活動により生じた施設および設備の損傷に係る実費弁償は、第１号の様式１に物件損傷等報告書（様式１－３）を添えて請求するものとする。
（６）その他医療救護活動によって必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和３８年東京都規則第１３６号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）
第７条　甲は、前条の規定により請求および報告された内容を調査のうえ、適当と認めたときは、協定書第１２条の規定により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙は、本実施細目書を２通作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年　3月　8日

甲　　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号

練馬区長　　前　川　燿　男

乙　　東京都練馬区東大泉六丁目５０番９号
公益社団法人東京都柔道整復師会練馬支部
支部長　　植　村　光　雄

別表（第２条関係）

区指定医療救護所名		所在地
1	旭丘中学校	旭丘 2-40-1
2	開進第三中学校	桜台 3-28-1
3	貫井中学校	貫井 2-14-13
4	練馬東中学校	春日町 2-14-22
5	光が丘第四中学校	光が丘 2-5-1
6	石神井東中学校	高野台 1-8-34
7	谷原中学校	谷原 4-10-5
8	大泉南小学校	東大泉 6-28-1
9	大泉西中学校	西大泉 3-19-27
10	石神井西中学校	関町南 3-10-3

資料 14-009　災害時における応急医薬品および衛生用品等の優先供給に関する協定書

災害時における応急医薬品および衛生用品等の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と、練馬区薬業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、区内に災害が発生し、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援救護活動が必要となったとき、乙および乙の会員の積極的な協力を得ることにより、円滑な応急医薬品および衛生用品等の確保を図ることを目的とする。

（優先供給物資）

第２条　この協定による優先供給物資は、乙および乙の会員が平素取り扱う商品とし、次のとおりとする。

１　医薬品

２　生理用品等の衛生用品

３　その他生活雑貨など

（要請）

第３条　甲は、災害が発生し医薬品等の物資を調達する必要が生じたとき、乙に対し物資の優先供給を要請するものとする。

２　要請にあたっては、甲は品名、数量および納入場所について指示するものとする。

３　甲は、要請に先立ち、乙に対し、物資の確保状況について照会することができるものとする。

４　甲が優先供給要請を行う者は、乙が指定した者とする。ただし、災害の状況等により、乙が指定した者以外の会員に要請することもできるものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲の優先供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じ、要請された物資の確保に努めなければならない。

２　乙は、甲の要請により確保した物資を、甲が指定した納入場所に納入するものとする。ただし、道路等の寸断等により、搬送が困難な状況にあるときは、甲、乙協議し納入方法を検討することとする。

３　乙は、災害時における物資の円滑な供給が実施できるよう、本協定の趣旨について乙の会員に周知徹底することとする。

４　乙は、甲が実施する総合防災訓練等に参加を要請されたときは、特別の理由がない限り協力するものとする。

（価格および請求）

第５条　甲の要請に基づき、乙が甲に優先供給した物資の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。

２　乙は、甲の要請により物資を供給したときは、前項の規定による価格により、その代金を請求するものとする。

３　乙が、甲に物資の納入のため輸送に要した経費は、特殊な事情を除き、乙の負担とする。

（代金の支払）

第６条　甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（災害補償）

第７条　甲の要請に基づく優先供給物資の輸送中等に、その業務に従事していた乙の会員が負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、甲は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」の規定に基づき、これを補償するものとする。

（看板の掲出）

第８条　甲は、乙の会員の承諾を得て、各店舗に「練馬区災害時優先供給協力店」に看板を掲出することができる。

（協議）
第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要の事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有することとする。

平成７年８月２２日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都練馬区中村一丁目６番１５号
練馬区薬業協同組合
組合長　　星 野　輝 雄

資料 14-010　災害時の区と獣医師会との協力に関する協定書

災害時における応急業務に関し、練馬区を「甲」とし、練馬区獣医師会を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、練馬区内に地震、台風その他の災害が発生した際に、甲および乙が行う災害応急業務その他について相互協力に関し、必要な事項を定める。
（協力の内容）
第２条　相互協力の内容は、つぎの事項とする。
⑴　負傷した動物への応急手当に関すること。
⑵　被災した動物の保護および管理に関すること。
⑶　被災した動物に関する情報提供に関すること。
⑷　用地、施設、設備の提供その他必要な災害応急業務に関すること。
（協力要請等の手続）
第３条　相互に協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、そのいとまが無いときは、各々の判断により災害応急業務を開始して、事後に通知する。
（協力の履行）
第４条　甲および乙は、互いに要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。
（連絡調整）
第５条　この協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙とが行う。
（負　担）
第６条　甲は、乙がこの業務のために必要とする用地、施設、設備その他を、可能な限り提供する。
（活動の停止）
第７条　乙は、救護活動が極めて困難または不可能と認める場合または災害が終息したと認められる場合に、甲と協議して救護活動を停止することができる。
（損害補償）
第８条　この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷しまたは疾病にかかったときは、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和６３年３月練馬区条例第１１号）の規定に基づき、甲が補償する。
（協定期間および更新）
第９条　この協定の有効期間は、平成１２年９月１日から平成１３年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
（細目）
第 10 条　この協定に関する細目（「災害時の区と獣医師会との協力に関する協定細目」／以下「協定細目」という。）は、別途定める。
（協議）
第 11 条　この協定および協定細目に定めのない事項ならびにこの協定および協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１２年８月２８日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区東大泉七丁目２５番１９号
練馬区獣医師会長　　町 田　忠 彦

資料 14-011　災害時の区と獣医師会との協力に関する協定細目

「災害時の区と獣医師会との協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第１０条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（乙の業務）

第１条　乙は、災害が発生し、負傷した動物への応急手当または被災した動物の保護および管理が必要と認めた場合は、直ちに自らの会員が保有する施設等において、これらの業務を開始する。この場合において、動物の保護が長期化すると認められる場合は、甲の提供する用地、施設および設備を使用してこれを行う。

（要請の手続）

第２条　協定書第３条に定める相互の要請と通知は、原則として文書により行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理する。

（甲の指定する者）

第３条　協定書第５条に定める甲の指定する者は、練馬区保健所生活衛生課長とする。

（負担）

第４条　協定書第６条に基づき、甲は、乙に対し、つぎに挙げるものを提供する。

⑴　被災した動物の保護のために必要な用地、施設、設備等

⑵　動物の応急手当、保護に用いた技術・機材・薬品・飼料・事務等の経費

⑶　その他必要な物品等

２　乙はボランティアの活用、寄附金の利用、企業・団体・個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。

３　乙の甲に対する経費の請求については、災害応急業務終了後、速やかに乙が一括して請求書と災害応急業務報告書を添えて行う。ただし、災害応急業務が長期に渡る場合は、双方協議の上途中で分割して請求することができる。

（非常措置）

第５条　乙は被災動物が救護できない状態になったと認められる場合に、甲と協議して非常措置をとることができる。

２　前項の場合、可能な限り被災動物の所有者の了解を得るか、または後日所有者に連絡するために必要な措置を講じておくよう努めなければならない。

（訓練への参加）

第６条　乙は、甲の実施する訓練に参加するよう努める。この場合においては、すべてボランティアによるものとする。

（連絡方法）

第７条　災害が発生した場合の、乙における会員への連絡継走は、乙が行う。この場合において、一般の通信手段が途絶して連絡継走が困難なときは、乙および乙の会員がもよりの避難拠点、区の施設等に駆けつけ、災害時の緊急連絡に支障がない範囲で、地域防災無線、ファクシミリ等を利用して、会員相互の連絡継走を行うことができる。

甲と乙は、本協定細目を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１２年8月２８日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区東大泉七丁目２５番１９号
　　練馬区獣医師会長　　町 田　忠 彦

資料 14-012　災害時の被災動物に係る応急薬品・機材等の優先供給に関する協定書

「災害時の区と獣医師会との協力に関する協定細目」第４条(2)に規定する薬品・機材等について、練馬区（以下「甲」という。）および練馬区獣医師会（以下「乙」という。）ならびに森久保薬品株式会社（以下「丙」という。）との間において、薬品・機材等の優先供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、区内に災害が発生し、被災した動物への手当に必要な薬品・機材等の確保を目的とする。

（優先供給）

第２条　この協定による優先供給品は、乙および丙が取り扱う商品とし、つぎのとおりとする。なお、薬品の種類等具体的な内容については協議するものとする。

⑴　薬品

⑵　器具・機材等

（要請）

第３条　甲は、災害が発生し薬品・機材等を調達する必要が生じたとき、丙に対し優先供給を要請するものとする。

２　甲に、要請のいとまがない時は、乙が丙に要請し速やかに甲の承認を得るものとする。

３　要請にあたっては、甲は薬品・機材等の数量および納入場所について指示するものとする。

４　甲は、要請に先立ち、丙に対し、薬品・機材等の確保状況について照会することができるものとする。

（協力）

第４条　丙は、甲の優先供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じ、要請された薬品・機材等の確保に努めなければならない。

２　丙は、甲の要請により確保した薬品・機材等を、甲が指示した場所に納入するものとする。ただし、道路等の寸断等により、搬送が困難な状況にあるときは、甲乙丙と協議し納入方法を検討するものとする。

（価格および請求）

第５条　甲の要請に基づき、丙が甲に優先供給した薬品・機材等の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。

２　丙は、甲の要請により薬品・機材等を供給したときは、前項の規定による価格により、その代金を請求するものとする。

３　丙が、甲に薬品・機材等を納入したときの輸送に要した経費は、丙の負担とする。

（代金の支払）

第６条　甲は、丙から前条の規定による請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（災害補償）

第７条　甲の要請に基づく優先供給物資の輸送中等に、その業務に従事していた丙の社員が負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償にかかる条例（昭和６３年３月練馬区条例第１１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第８条　この協定の解釈について疑義が生じた場合、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙丙協議して定めるものとする。

甲と乙と丙は、本協定書を３通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１５年４月２２日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区西大泉一丁目１６番１３号
　　練馬区獣医師会長　　吉 田　恒 雄

丙　東大和市新堀三丁目１番１号
　　森久保薬品株式会社
　　代表取締役社長　　森 久 保　志 津 枝

資料 14-013　災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書

練馬区を「甲」とし、○○を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。
２　前項の規定による要請は、文書、電話等により要請するものとする。

（要請事項に対する措置）
第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに措置を執るとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）
第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目および数量を供給するものとする。
（１）医薬品
（２）衛生材料
（３）医療器具
（４）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の運搬）
第５条　乙が甲に供給する医薬品等は、甲の指定する場所に乙が運搬することを原則とする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して医薬品等の運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）
第６条　この協定により乙が供給した医薬品等の代金は、甲が負担するものとする。
２　この協定により乙が医薬品等を運搬するにあたり、真にやむを得ない理由により発生する搬送等に係る費用で、甲が必要と認めたものは、甲が負担するものとする。
３　前２項に規定する場合において、甲は請求書受領後、遅滞なく支払いを行うものとする。

（医薬品等の価格）
第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（細目）
第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）
第９条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意ある協議を行うものとする。

（有効期限）
第１０条　この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙いずれかの解約の申し出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　志　村　豊志郎

乙　○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○○　○　○　○　○

※協定締結先は以下のとおり。

災害時における医薬品等の供給協力に関する協定締結一覧

No.	協定事業者	代表者	住所	締結日
1	アルフレッサ株式会社	練馬支店長 宮本　眞司	杉並区井草三丁目20番５号	平成26年 1月17日
2	株式会社バイタルネット	東京中央支店長 大島　康幸	板橋区泉町40番１号	平成26年 1月17日
3	株式会社マルタケ	東京支店長 板橋　秀一	豊島区南大塚一丁目２番７号	平成26年 1月22日
4	東邦薬品株式会社	練馬・板橋営業所長 本多　泰之	練馬区谷原一丁目９番３号	平成26年 1月24日
5	株式会社スズケン	練馬支店長 小松原　俊男	練馬区田柄一丁目５番30号	平成26年 1月24日
6	酒井薬品株式会社	中野営業所長 平杉　憲治	中野区鷺宮三丁目47番１号	平成26年 1月28日
7	株式会社メディセオ	専務取締役東京支社長 嶋路　博昭	中央区八重洲二丁目７番15号	平成26年 2月6日

資料 14-014　災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書実施細目

練馬区（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、平成○○年○○月○○日付けで締結した「災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づき、医薬品等の供給協力に関して、つぎのとおり細目を定める。

（口座の開設）
第１条　乙は、協定書の締結に基づき、甲の口座を開設するものとする。
２　口座の名義は、練馬区災害対策健康部とする。

（要請手続）
第２条　協定書第２条の規定に基づき、甲が行う医薬品等の要請は、つぎに掲げる事項を文書、電話等の方法で行うものとし、事後、別記様式１を乙に提出するものとする。
⑴　要請を行った担当者の職、氏名
⑵　要請する医薬品等の品目、規格、数量等
⑶　履行の期日および場所
⑷　その他必要な事項
２　前項の要請は、練馬区健康部長が行う。

（要請事項の措置等）
第３条　乙は、協定書第３条の措置に当たって、要請品目に欠品または不足が生じる場合、同種、同効の品目で代用することができる。
２　乙は、協定書第３条の措置状況の連絡に当たっては、つぎに掲げる事項を速やかに、文書、電話等の方法で行うものとし、事後、別記様式２を甲に提出するものとする。
⑴　要請年月日
⑵　供給品目、規格、数量等
⑶　措置状況
⑷　その他必要な事項
３　乙は、被災による事務所等の損壊や交通の途絶等、不測の事態により医薬品等の確保、供給が困難な場合は、速やかに甲に通知するものとする。

（医薬品等の運搬）
第４条　協定書第５条に規定する甲の指定する場所は、別表のとおりとする。

（車両および燃料）
第５条　医薬品等を運搬する車両および燃料は、原則として乙が用意する。
２　前項の規定にかかわらず、乙が甲に対して運搬車両の提供および燃料の供給等を求めた場合、甲は、車両提供および燃料の供給に努めるものとする。

（費用弁償）
第６条　乙は、供給要請に伴い医薬品等の納入が完了した場合は、甲に必要な書類を提出し、当該費用を請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

（有効期限）
第７条　この細目の有効期限は、本実施細目締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙いずれかの解約の申し出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定書実施細目を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年3月１６日

甲　　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　前　川　燿　男

乙　○○○○○○○○
○○○○　　○○○○

別表

№	医療救護所	所在地
1	旭丘中学校	旭丘２－４０－１
2	開進第三中学校	桜台３－２８－１
3	貫井中学校	貫井２－１４－１３
4	練馬東中学校	春日町２－１４－２２
5	光が丘第四中学校	光が丘２－５－１
6	石神井東中学校	高野台１－８－３４
7	谷原中学校	谷原４－１０－５
8	大泉南小学校	東大泉６－２８－１
9	大泉西中学校	西大泉３－１９－２７
10	石神井西中学校	関町南３－１０－３

※様式は省略。

資料 14-015　災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（病院）

練馬区（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（協力する業務の内容）
第２条　乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、つぎの各号に掲げるものとする。
⑴　医療救護所にいる傷病者を災害時医療機関等へ搬送する業務
⑵　前号に掲げるもののほか、傷病者を搬送する業務
（医療救護所および災害時医療機関等）
第３条　前条第１号に規定する医療救護所は別表１のとおりとし、災害時医療機関等は別表２のとおりとする。
（協力の要請）
第４条　甲は、練馬区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、協力業務を要請するものとする。
（協力する業務の実施）
第５条　乙は、前条の規定により、甲から協力業務の要請があったときは、甲が指定する場所へ車両等を派遣し、協力業務を行うものとする。
２　乙は、前項の規定に基づき車両等を派遣した場合は、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。
３　乙は、前項の規定により派遣した協力業務の実施状況について、区の求めに応じて甲に報告するものとする。
（連絡調整等）
第６条　前条の規定に基づく乙の協力業務に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。
２　乙が行う協力業務は、医療救護所の医師等の指示により行うものとする。
（費用負担）
第７条　甲は、第５条に規定する協力業務を行った場合の経費を負担する。
２　甲は、乙からの請求があった後、検査を行い、遅滞なく支払いを行うものとする。
（賠償）
第８条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、協力業務において乙の車両等に損害を与えたときは、乙に対し、その損害を賠償する。
２　甲は、甲の責に帰すべき理由により、乙が行う協力業務について、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
３　乙は、協力業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。
（災害補償）
第９条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡または負傷し、もしくは疾病にかかり、または心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」（昭和 63 年３月練馬区条例第 11 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
（緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給）
第 10 条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。
（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項または協定の各条項に疑義を生じたときは、甲および乙が協議の

うえ処理するものとする。
（旧協定の取扱い）
第12条　本協定の締結に伴い、平成27年2月26日に締結した「災害時における医療救護活動の協力に関する協定書」は廃止することとする。

この協定締結の証として、甲および乙は本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成３０年　3月１６日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
練馬区
練馬区長　　前　川　燿　男

乙　○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○　　○　○　○　○

※協定締結先は以下のとおり。

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（病院）締結一覧

No.	協定事業者	住所
1	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台三丁目１番10号
2	公益社団法人　地域医療振興協会 練馬光が丘病院	練馬区光が丘二丁目11番１号

別表１

No.	医療救護所	所在地
1	旭丘中学校	旭丘２－４０－１
2	開進第三中学校	桜台３－２８－１
3	貫井中学校	貫井２－１４－１３
4	練馬東中学校	春日町２－１４－２２
5	光が丘第四中学校	光が丘２－５－１
6	石神井東中学校	高野台１－８－３４
7	谷原中学校	谷原４－１０－５
8	大泉南小学校	東大泉６－２８－１
9	大泉西中学校	西大泉３－１９－２７
10	石神井西中学校	関町南３－１０－３

別表２

災害時医療機関等

１　災害時医療機関（22 医療機関）

区分	№	医療機関名	所在地	対応区分
災害拠点病院	1	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10	赤・黄
	2	練馬光が丘病院	光が丘 2-11-1	
災害拠点連携医療機関	1	練馬総合病院	旭丘 1-24-1	黄・赤
	2	浩生会スズキ病院	栄町 7-1	
	3	大泉生協病院	東大泉 6-3-3	
	4	川満外科	東大泉 6-34-46	
	5	田中脳神経外科病院	関町南 3-9-23	
	6	辻内科循環器科歯科ｸﾘﾆｯｸ	大泉学園町 8-24-25	
災害医療支援医療機関	1	島村記念病院	関町北 2-4-1	緑
	2	保谷病院	南大泉 4-50-15	
	3	東大泉病院	東大泉 7-36-10	
	4	関町病院	関町北 1-6-19	
	5	東京聖徳病院	北町 3-7-19	
	6	慈雲堂内科病院	関町南 4-14-53	
	7	陽和病院	大泉町 2-17-1	
	8	豊島園大腸肛門科	春日町 4-6-14	
	9	阿部クリニック	桜台 2-1-7	
	10	練馬駅リハビリテーション病院	練馬 1-17-1	
	11	ねりま健育会病院	大泉 7-3-28	
専門医療拠点病院	1	久保田産婦人科病院	東大泉 3-29-10	産科（※）
	2	大泉病院	大泉学園町 6-9-1	精神（※）
	3	東海病院	中村北 2-10-11	透析（※）

２　透析医療機関（11 医療機関）

区分	№	医療機関名	所在地	対応区分
透析医療機関	1	高松病院	高松 6-4-23	透析
	2	練馬中央診療所	豊玉北 5-32-8	
	3	腎クリニック高野台	高野台 1-3-7	
	4	練馬桜台クリニック	豊玉北 4-11-9	
	5	優人クリニック	田柄 2-52-10	
	6	練馬高野台ｸﾘﾆｯｸ	高野台 1-8-15	
	7	優人大泉学園ｸﾘﾆｯｸ	東大泉 1-28-7	
	8	大泉学園クリニック	東大泉 5-40-24	
	9	武蔵野総合クリニック練馬	練馬 1-26-1	
	10	優人上石神井クリニック	上石神井 1-13-13	
	11	石神井公園じんクリニック	石神井町 7-2-5	

※「赤」は重症者、「黄」は中等症者、「緑」は軽症者
※　専門医療拠点病院については、原則として重症・中等症（赤・黄）
　者の受入れは行わず、専門的医療を必要とする患者への対応を行う。

資料 14-016　災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（民間救急事業者）

練馬区（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（協力する業務の内容）
第２条　乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、つぎの各号に掲げるものとする。
⑴　医療救護所にいる傷病者を災害時医療機関等へ搬送する業務
⑵　前号に掲げるもののほか、傷病者を搬送する業務
（医療救護所および災害時医療機関等）
第３条　前条第１号に規定する医療救護所は別表１のとおりとし、災害時医療機関等は別表２のとおりとする。
（協力の要請）
第４条　甲は、練馬区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、協力業務を要請するものとする。
（協力する業務の実施）
第５条　乙は、前条の規定により、甲から協力業務の要請があったときは、甲が指定する場所へ車両等を派遣し、協力業務を行うものとする。ただし、乙が東京消防庁と傷病者の搬送業務に関する協定（震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書）を締結している場合であって、当該協定に基づく搬送業務を行う場合は、この限りでない。
２　乙は、前項の規定に基づき車両等を派遣した場合は、直ちに派遣状況等を甲に報告するものとする。
３　乙は、前項の規定により派遣した協力業務の実施状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとする。
（連絡調整等）
第６条　前条の規定に基づく乙の協力業務に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。
２　乙が行う協力業務は、医療救護所の医師等の指示により行うものとする。
（費用負担）
第７条　甲は、第５条に規定する協力業務を行った場合の経費を負担する。
２　甲は、乙からの請求があった後、検査を行い、遅滞なく支払いを行うものとする。
（賠償）
第８条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、協力業務において乙の車両等に損害を与えたときは、乙に対し、その損害を賠償する。
２　甲は、甲の責に帰すべき理由により、乙が行う協力業務について、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
３　乙は、協力業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。
（災害補償）
第９条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡または負傷し、もしくは疾病にかかり、または心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」（昭和 63 年３月練馬区条例第 11 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
（緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給）
第 10 条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項または協定の各条項に疑義を生じたときは、甲および乙が協議のうえ処理するものとする。
（旧協定の取扱い）
第 12 条　本協定の締結に伴い、平成 27 年２月 26 日に締結した「災害時における医療救護活動の協力に関する協定書」は廃止することとする。

この協定締結の証として、甲および乙は本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成３０年3月１６日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番１号
練馬区
練馬区長　　前　川　燿　男

乙　○○○○
○○　○○○○

※協定締結先は以下のとおり。

災害時における医療救護活動の協力に関する協定書（民間救急事業者）締結一覧

No.	協定事業者	住所
1	宮園自動車株式会社 福祉練馬営業所	練馬区立野町14番23号
2	有限会社　虹	練馬区南大泉四丁目49番33号
3	わかば福祉サービス	練馬区氷川台四丁目１番６号303号室
4	有限会社　武蔵野寝台自動車	練馬区上石神井四丁目27番14号
5	そよ風タクシー	練馬区南田中三丁目28番21号
6	株式会社　介護サービスいとう	練馬区氷川台四丁目44番18号105号室
7	有限会社　ライズ	練馬区石神井台二丁目17番19号
8	うちだケアタクシー	練馬区南田中一丁目19番３号
9	ヘルメス福祉サービス	練馬区上石神井四丁目５番12号401号室
10	介護タクシーはぴねす	練馬区大泉町三丁目38番22号第２ブルーコーポ１号室
11	有限会社　東洋企画	練馬区早宮一丁目43番２号
12	介護タクシーみずの	練馬区大泉学園町五丁目27番24号
13	杉並交通株式会社	杉並区高井戸東三丁目19番19号

資料 14-017　災害時における透析患者搬送に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区透析患者送迎協議会（以下「乙」という。）は、災害時における透析患者の搬送の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が実施する透析患者の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（要請）
第２条　甲は、練馬区地域防災計画に基づき透析患者搬送を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、その搬送について協力を要請するものとする。
（協力）
第３条　乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、指定された車両等を派遣し、避難拠点等から区が指定する緊急透析医療機関へ透析患者を搬送する業務（以下「搬送業務」という。）に協力するものとする。
（費用負担）
第４条　甲は、前条に規定する搬送業務を行った場合の経費を負担する。
２　搬送業務の費用負担の請求および報告については、搬送業務終了後速やかに、乙が一括して費用負担請求書（様式１）に各会員ごとの活動報告書（様式２）を添えて甲に請求および報告するものとする。
３　甲は、前項の請求および報告があった後、検査を行い、遅滞なく支払いを行うものとする。
（賠償）
第５条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、搬送業務に従事する車両等に損害を与えたときは、乙に対し、その損害を賠償する。
２　甲は、甲の責に帰すべき理由により、乙が行う搬送業務について、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、乙の責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙は、その賠償の責を負うものとし、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。
（災害補償）
第６条　搬送業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」（昭和６３年３月練馬区条例第１１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（報告）
第７条　乙は、搬送業務の状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとする。
（緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給）
第８条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項または協定の各条項に疑義を生じたときは、甲および乙協議のうえ処理するものとする。

この協定締結の証として、甲および乙は本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年　3月１６日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区
　　練馬区長　　前　川　燿　男

乙　東京都練馬区春日町三丁目１７番１３号
　　練馬区透析患者送迎協議会
　　会長　　八　木　和　之

資料 14-018　災害時における透析患者搬送に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、災害時における透析患者搬送の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が実施する透析患者の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（要請）
第２条　甲は、練馬区地域防災計画に基づき透析患者搬送を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、その搬送について協力を要請するものとする。
（協力）
第３条　乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、車両等を派遣し、避難拠点等から区が指定する緊急透析医療機関へ透析患者を搬送する業務（以下「搬送業務」という。）の協力に努めるものとする。
（賠償）
第４条　甲は、甲の責に帰すべき理由により、搬送業務に従事する車両等に損害を与えたときは、乙に対し、その損害を賠償する。
２　甲は、甲の責に帰すべき理由により、乙が行う搬送業務について、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、乙の責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、甲および乙協議のうえ、乙は、その賠償の責を負うものとし、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。
（災害補償）
第５条　搬送業務に従事した者が、当該業務により死亡または負傷し、もしくは疾病にかかり、または心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」（昭和６３年３月練馬区条例第１１号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
（報告）
第６条　乙は、搬送業務の状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとする。
（緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給）
第７条　甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項または協定の各条項に疑義を生じたときは、甲および乙協議のうえ処理するものとする。

この協定締結の証として、甲および乙は本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年２月２６日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　前　川　燿　男

乙　○○○○○○○○○○
○○○○　　○○○○

※協定締結先は以下のとおり。

災害時における透析患者搬送に関する協定書　締結一覧

	協定事業者	代表者	住所
1	特定非営利活動法人 通院・移送センタータンポポ	小野崎　勝	練馬区豊玉北 4-12-13 ノイメゾン桜台
2	医療法人社団蒼生会 高松病院	寺尾　誠心	練馬区高松 6-4-23
3	医療法人社団仁星会 練馬高野台クリニック	稲田　俊雄	練馬区高野台 1-8-15
4	医療法人社団仁星会 大泉学園クリニック	稲田　俊雄	練馬区東大泉 5-40-24
5	医療法人社団優人会 優人クリニック	冨田　兵衛	練馬区田柄 2-52-10 第 10 藤ビル 1,4,5,6 階
6	医療法人社団優人会 優人大泉学園クリニック	田上　哲夫	練馬区東大泉 1-28-7 フォンターナ琴坂 3 階

資料 15-001　災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書

災害時における応急精米の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と、東京都米穀小売商組合練馬支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目　　的）

第１条　この協定は、区内に災害が発生し食糧の応急給与活動が必要となったとき、練馬区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、区内米穀小売販売業者の積極的な協力を得ることにより、円滑な応急用精米の確保を図ることを目的とする。

（精米確保の目標）

第２条　この協定により確保する応急用精米の量は、練馬区における被災想定人口 34 万人（昭和 53 年 6 月、東京都防災会議が示した「東京都区部における地震被害の想定に関する報告」による人口）の 3 食分、おおむね 102 万食を目標とする。

（要　　請）

第３条　甲は、災害が発生し甲の備蓄物資のみでは充分な救助ができない場合に、乙に対し応急用精米の優先供給を要請するものとする。

（協　　力）

第４条　乙は、甲に対し次に掲げる事項について、できる限り協力する。

⑴　甲から精米供給の要請があったときは、甲の指示する場所に甲の要請する精米を納入すること。

⑵　乙は、災害時における甲からの要請に備え、平常時から組合員１店舗あたりおおむね 500 kg、練馬支部全体で 91,800 kg（60 kg入 1,530 俵）の精米を確保しておくこと。

⑶　精米は、運搬が容易なように包装されているものとすること。

（価格および請求）

第５条　前条第１号により乙が甲に供給した精米の価格は、当該精米を必要とする災害が発生した直前の販売価格とする。

２　乙は、前条第１号の規定により、甲に応急用精米を納入したときは、前項の規定の価格により、その代金を請求するものとする。

３　乙は、甲の要請により応急用精米を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

（代金の支払）

第６条　甲は、乙から前条第 2 項および第 3 項の規定により、請求があったときは、すみやかにその代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第７条　甲の要請に基づき、応急用精米を輸送中に乙の会員が負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「水防等に従事した者の災害補償に関する条例」（昭和 50 年条例第 32 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（看板の掲示）

第８条　甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「練馬区災害時食糧協力店」の看板を掲示することができる。

（調　　査）

第９条　甲は、乙の会員に対して毎年 3 月に、第 4 条第 2 号に掲げる数量について調査を行うことができる。

２　乙は、前項の調査について協力するものとする。

（協　　議）

第 10 条　この協定の解釈について疑義が生じたときまたはこの協定に関し必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として本協定書を 2 通作成し、甲・乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

昭和５５年７月５日

甲　練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
練馬区
代表者　練馬区長　　田 畑　健 介

乙　練馬区東大泉町 499 番地
東京都米穀小売商組合練馬支部
代表者　支部長　　青 木　政 治

資料 15-002　災害時における麺類等の提供に関する協定書

災害時における応急食糧として麺類等の提供に関し、練馬区（以下「甲」という。）と練馬蕎麦商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区内に地震・台風その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、練馬区地域防災計画に基づく応急食糧確保の一環として、区内麺類業者の積極的な協力を得ることにより、区民に対する応急食糧の確保および円滑な給与を図ることを目的とする。

（提供要請）

第２条　甲は、乙に協力を要請する場合は、業務の内容、日時、場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙は、前条に掲げる甲の要請を受けたときは、特別の事由のない限りこれに協力するものとする。

２　前項の協力の範囲は次のとおりとする。

⑴　麺類等給食に関する原材料の提供

⑵　麺類等給食に関する設備機器の提供

⑶　麺類等給食に関する労務の提供

（指示）

第４条　乙の協力に係わる指示および連絡調整については、甲が指定する区職員が行うものとする。

（費用弁償および経費負担）

第５条　甲は、乙が提供した原材料および設備機器等にかかわる実費を弁償するものとする。

２　甲は、乙が原材料および設備機器等の搬送に要した費用を負担するものとする。

（請求および支払）

第６条　乙は、業務が終了した後、すみやかに甲に報告し、前条に定める費用および経費を甲に請求するものとする。

２　甲は前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

（損害補償）

第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または負傷もしくは疾病により死亡または、心身に著しい障害を生じたときは、「水防等に従事した者の災害補償に関する条例」（昭和 50 年 3 月条例第 32 号）の規定に基づき、甲が補償するものとする。

（報告）

第８条　乙は、この協定の締結にあたり、甲の要請により応急給食に提供できる原材料および設備機器の数量等を、甲に報告するものとする。

２　乙は、この協定締結の後、毎年 4 月に前項の数量等を報告するものとする。

（協定期間および更新）

第９条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 31 日を初年度の最終日とし、以後は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに 1 年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

（看板の掲示）
第 10 条　甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「練馬区災害応急食糧協力店」の看板を掲示することができる。
（細目）
第 11 条　この協定の実施に関する細目は、別途定める。
（協議）
第 12 条　この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を 2 通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

昭和５８年1月２８日

甲　東京都練馬区豊玉北６丁目１２番地
練馬区
代表者練馬区長　　田 畑　健 介

乙　練馬区春日町３－１５－５
練馬蕎麦商組合長　　村 井　勇 吉

※　同文の協定を、練馬麺業組合、東京都麺類協同組合練馬支部および石泉麺業組合と同日に締結している。
相手方名称等は下記のとおり。

練馬区中村北３－１９
練馬麺業組合長　　内 田　忠 三

練馬区小竹町２－５
東京都麺類協同組合練馬支部長
篠　正 次 郎

練馬区上石神井１－３６２
石泉麺業組合長　　湯 山　茂

※　同文の協定を、東京都麺類協同組合石神井支部と昭和６０年１０月２８日に締結している。
相手方名称等は下記のとおり。

練馬区石神井町３－１７－１５
東京都麺類協同組合石神井支部長
米 坂　実

資料 15-003　災害時における麺類等の提供に関する協定細目

「災害時における麺類等の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 11 条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（要請手続）

第１条　協定書第 2 条に定める甲の要請は、麺類等提供要請書（別記第 1 号様式）により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、総務部長が区長名をもって行うものとする。ただし、部長が不在のときは、その職務を代理するものが行うこととする。

（協力の内容）

第２条　協定書第 3 条に定める労務の提供は、甲が実施する給食活動の実施場所までの原材料および設備機器の運搬を含むものとする。

（費用弁償）

第３条　協定書第 5 条に定める費用弁償の実費は、つぎのとおりとする。

⑴　提供した原材料については、災害発生時直前の価格を基準として、双方協議のうえ決めることとする。

⑵　提供した設備機器については、設備機器が亡失又は破損した場合は、設備機器の新規購入または修理に要した実費を弁償するものとする。

（請求手続）

第４条　協定書第 6 条に定める費用弁償の請求は、麺類等提供請求書（別記第 2 号様式）に、応急給食活動報告書（別記第 3 号様式）を添えて請求するものとする。

（報告）

第５条　協定書第 8 条に定める報告は、原材料および設備機器保有数量報告書および災害時応急食糧協力店名簿（別記第 4 号様式）により、毎年 4 月 1 日現在の数量を報告するものとする。

（訓練）

第６条　乙が、甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議を行い、協力するものとする。

２　訓練参加に要する費用弁償は、災害発生時と同様とする。

（連絡継送）

第７条　乙における各組合員への連絡継送は、乙が行うこととする。

（計画実施）

第８条　具体的な実施計画は、別途定める。

資料 15-004　災害時における漬物の優先供給に関する協定書

災害時における漬物の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と、練馬漬物親睦会（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、区内に災害が発生し区民に対する食糧の配付が必要となったとき、区内の漬物製造および卸売業者の協力により、円滑な食料の確保を図ることを目的とする。
（要請）
第２条　甲は、災害が発生し食糧の配付を行う場合に、必要に応じ、乙に対し漬物の優先供給を要請する。
（漬物の提供）
第３条　乙の会員は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限りその保有する漬物を提供する。
（報告および代金の請求）
第４条　乙の会員は、提供業務終了後、甲に対しこれを報告して提供代金を請求するものとする。
（代金の支払）
第５条　前条の請求を受けたときは、甲は乙の会員に対し、すみやかに提供代金を支払う。
（協定価格）
第６条　乙の会員が提供する漬物の価格は、災害発生時直前の販売価格とする。
（損害補償）
第７条　甲の要請に基づき漬物の提供に従事した乙の会員が、当該業務により負傷しもしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、甲は、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償条例」（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）」の規定に基づき、損害補償を行う。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、上記協定締結の証として本協定書を 2 通作成し、それぞれ代表者が記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成２年２月１５日

甲　練馬区豊玉北６丁目１２番１号
　　代表者　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区高松二丁目２５番２１号
　　練馬漬物親睦会
　　代表　　会長　　宮 本　力 雄

※　「練馬漬物親睦会」は、「練馬漬物事業組合」に名称変更

資料 15-005　災害時における応急食料品の優先供給に関する協定書

災害時における応急食料品の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と、株式会社松屋フーズ（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における「応急食料品」とは、乙の所有する各店舗において通常販売している弁当およびその食品原材料のことをいう。

（要請）

第３条　甲は、災害時に緊急に応急食料品を調達する必要があるときは、必要に応じて乙に対し、応急食料品の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

（協力内容）

第４条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、可能な範囲において、応急食料品の優先供給に協力するものとする。

（応急食料品の受領）

第５条　応急食料品の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告および代金の請求）

第６条　乙は、第４条に定める協力業務終了後、甲に対しこれを報告し提供代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第７条　甲は、前条に定める代金の請求を受けたときは、特別な理由がない限り、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（価格）

第８条　乙が甲に対して提供する応急食料品の価格は、乙の所有する店舗における通常の販売価格とする。

（損害補償）

第９条　甲の要請に基づき応急食料品の提供に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）」の規定に基づき、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

２　前項の期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１７年８月３日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区下石神井四丁目１番７号
　　株式会社松屋フーズ
　　代表取締役社長　　瓦 葺 利 夫

資料 15-006　災害時における応急食料品の優先供給に関する協定書

災害時における応急食料品の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と、株式会社ポパイ（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に緊急に応急食料品（以下「弁当等」という。）を調達する必要があるときは、必要に応じて乙に対し、弁当等の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、可能な範囲において、弁当等の優先供給に協力するものとする。

（弁当等の受領）

第４条　弁当等の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告および代金の請求）

第５条　乙は、第３条に定める協力業務終了後、甲に対しこれを報告し提供代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第６条　甲は、前条に定める代金の請求を受けたときは、特別な理由がない限り、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（価格）

第７条　乙が甲に対して提供する弁当等の価格は、乙の所有する店舗における通常の販売価格とする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づき弁当等の提供に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）」の規定に基づき、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

２　前項の期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１７年８月８日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区豊玉北三丁目１５番３号
　　株式会社ポパイ
　　代表取締役　　鈴 木　治 雄

資料 15-007　災害時における応急物資の優先供給に関する協定

災害時における応急物資の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と株式会社オザキフラワーパーク（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急食料品および日用品（以下「応急物資」という。）の調達業務、および乙に所属する店舗の営業の継続または早期開店に係る甲の要請に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実および被災住民の生活の安定を図ることを目的する。

（要請）

第２条　甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

２　前項の要請は、応急物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第４条　応急物資の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第３条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定による費用の額は、つぎのとおりとする。

⑴　応急物資は、当該災害時直前の価格

⑵　運搬に要した費用は、実費額（人件費を除く。）

（請求および支払い）

第７条　乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（第３号様式）により、請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続または早期開店）

第８条　甲は、区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続または早期開店を要請することができる。

２　前項の要請に対して、乙は営業の継続または早期開店するよう努めるものとする。

（損害補償）

第９条　甲の要請に基づき応急物資の供給に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷しもしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年３月練馬区条例第 11 号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（協定期間および更新）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
２　前項の期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。
（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１８年3月３１日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区石神井台四丁目６番３２号
株式会社オザキフラワーパーク
代表取締役　　尾 崎　昇 弘

※　同文の協定を、株式会社ライフコーポレーションと同日に締結している。
相手方名称等は下記のとおり。

板橋区高島平六丁目２番５号
株式会社ライフコーポレーション
代表取締役社長　　清 水　信 次

資料 15-008　災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書

災害時における応急物資の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）とサミット株式会社（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急食料品および日用品（以下「応急物資」という。）の調達業務、および乙に所属する店舗の敷地の提供、および営業の継続または早期開店に係る甲の要請に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実および被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

２　前項の要請は、応急物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第４条　応急物資の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第３条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定による費用の額は、つぎのとおりとする。

⑴　応急物資は、当該災害時直前の価格

⑵　運搬に要した費用は、実費額（人件費を除く。）

（請求および支払い）

第７条　乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（第３号様式）により、請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（店舗敷地の提供）

第８条　甲は、災害時に緊急に災害現場付近において現地対策本部や避難所（避難スペース）を開設する必要がある場合に、乙に対して店舗の敷地の一部の提供を要請することができる。

２　前項の要請に対して、乙は敷地の一部を提供するよう努めるものとする。

（営業の継続または早期開店）

第９条　甲は、区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続または早期開店を要請することができる。

２　前項の要請に対して、乙は営業の継続または早期開店するよう努めるものとする。

（情報提供）
第 10 条　甲は、都心で被災した住民等が、自宅への帰路途中に立ち寄り、種々の情報を入手するための手段として、乙に対して情報掲示等の協力を要請することができる。
（損害補償）
第 11 条　甲の要請に基づき応急物資の供給に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷しもしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の規定に基づき、損害補償を行う。
（協定期間および更新）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
２　前項の期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。
（協議）
第 13 条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１９年１１月１３日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　杉並区永福三丁目５７番１４号
　　サミット株式会社
　　代表取締役社長　　田 尻　一

資料 15-009　災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書

災害時における応急物資の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う飲食料品、衣料品、日用品、寝具類、食器類（以下「応急物資」という。）の調達業務および乙が行う営業の継続に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実および被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

２　前項の要請は、応急物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の引渡し）

第４条　応急物資の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

２　乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員または甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを持って甲乙間における物資の供給とする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第３条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定による費用の額は、つぎのとおりとする。

⑴　応急物資は、当該災害時直前の価格（乙の顧客向け価格）

⑵　運搬に要した費用は、実費額

（請求および支払い）

第７条　乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（第３号様式）により、請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続）

第９条　乙は、乙の店舗施設の安全を確認したうえで営業を継続または再開するときに際して、甲のできうる限りの協力（営業許可の再開等）を受けることができる。

（損害補償）

第10条　甲の要請に基づき応急物資の供給に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷しもしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区

条例第 11 号）の例により、損害補償を行う。

（訓練等）

第 11 条　乙は、甲または甲の避難拠点が実施・後援する防災訓練等に積極的に参加するものとする。この場合において、訓練参加に要する経費（炊出し訓練時の原材料費等を除く）は原則乙の負担とする。

（協定期間および更新）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

２　前項の期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２０年3月 26 日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目１番１
株式会社ダイエー
代表取締役　　西 見　徹

資料 15-010　震災時における災害対策用物資等の調達に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）は、震災時における災害対策用物資（仮設物）等（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請及び協力）
第１条　甲は、震災時の応急対策活動において、物資の調達を必要とするときは、乙に対し物資の調達を要請することができる。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限りこれに協力する。
（協力の内容）
第２条　乙の協力の内容は、物資を甲の指示する広報医療機関および避難拠点等に指示する種類の数量を提供するものとする。なお、この内容については別途双方により協議し文書を取り交す。
（連絡調整）
第３条　この協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者が行う。
（要請手続）
第４条　甲は、乙に物資の調達を要請するときは、調達品目、日時、提供場所のほか必要な事項を明らかにしなければならない。
２　前項の提供場所は、甲が定める後方医療機関および避難拠点等とする。
（費用負担）
第５条　甲は、第２条に掲げる乙の協力に要した費用を負担する。
（請求及び支払）
第６条　乙は、甲の要請する物資を提供したときは、その内容を確認の上、適当と認めるときは速やかに費用を支払う。
（供給量の報告）
第７条　甲は、災害発生時の供給可能物資の数量について、乙に報告を求めることができる。
（細目）
第８条　この協定を実施するために必要な事項については別に定める。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。
（有効期間）
第 10 条　この協定の締結期間は、協定締結の日から平成１５年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了の日の３か月前までに、甲、乙いずれかからなんら申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成１４年５月３０日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都豊島区北大塚一丁目２１番５号
株式会社セレスポ
代表取締役　　衣 笠　純

資料 15-011　震災時における災害対策用物資等の調達に関する協定細目

「震災時における災害対策用物資等の調達に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請手続）
第１条　協定書第１条に定める甲の要請は、災害対策用物資供給要請書（別記第１号様式。以下「要請書」という。）により乙に対して行う。
２　甲は、前項の規定により要請するいとまがないときは、口頭で要請することができる。
３　前項の規定により要請した場合は、後日要請書を乙に送付するものとする。
（連絡調整者）
第２条　協定書第３条に定める連絡調整は、次の者が行う。
ア　甲の指定する者　練馬区総務部防災課長
イ　乙の指定する者　株式会社セレスポ第一東京支店長
（協力の内容）
第３条　協定書第２条に定める物資の提供場所は、甲が指示する後方医療機関および避難拠点等とする。ただし、非常用トイレの運搬については、甲または甲の手配する運送業者等で運搬する。
（納入及び検査）
第４条　乙は、甲の要請により物資を納入したときは、納品書２通を作成し、甲に提出するものとする。
（費用負担）
第５条　協定書第５条に定める物資の費用は、当該災害の発生直前の価格を基準とする。
（請求の手続）
第６条　協定書第６条に定める請求は、災害対策用物資等請求書（別記第２号様式）によりおこなうものとする。

上記細目締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成１４年5月３０日

甲　東京都練馬区豊玉北６丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都豊島区北大塚１丁目２１番５号
株式会社セレスポ
代表取締役　　衣 笠　純

※　様式は省略
※　第２条　「総務部防災課長」は「危機管理室防災課長」に変更。

資料 15-012　災害時の練馬区と慈雲堂内科病院との協力に関する協定書

練馬区を「甲」とし、慈雲堂内科病院を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、練馬区内に地震、台風その他の災害が発生した際に、甲および乙が行う災害応急業務その他についての相互協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　相互協力の内容は、つぎのとおりとする。

⑴　乙が甲の設置する二次避難拠点等に、給食支援を行うこと。

⑵　乙が近隣の防災住民組織に、消火用水（井戸水）を提供すること。

⑶　乙による練馬区民への飲料水等（井戸水）の提供に関すること。

⑷　平常時に、甲が乙に対して、甲の制度により必要な支援を行うこと。

⑸　災害時の乙からの要請に基づき、甲が乙に対して、必要な支援を行うこと。

（協力要請等の手続き）

第３条　相互に協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、そのいとまがないときは、各々の判断により災害応急業務開始して、事後に通知する。また、甲が乙に対して、平常時に、甲の制度により必要な援助を行う場合は、別途協定等による。

（協力の履行）

第４条　甲および乙は、互いに要請を受けた事項に関して特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。

（負　担）

第５条　甲および乙は、互いにこの業務によって要した費用を請求できる。ただし、給食支援にあっては、原則として災害救助法の規定その他に定める費用の範囲内とする。また、甲の制度により必要な援助を行う場合は、この限りではない。

（損害補償）

第６条　この協定に基づく災害時の業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷しまたは疾病にかかったときは、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和６３年３月練馬区条例第１１号）の規定に基づき、甲が補償する。

（協定期間および更新）

第７条　この協定の有効期間は、平成１５年２月２０日から平成１６年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示のないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（他の協定との関係）

第８条　この協定に関わらず、練馬区と練馬区医師会による「災害時の医療救護活動についての協定書」（平成８年３月２２日）に基づく、区指定後方医療機関としての位置づけや医療救護班の活動については、その協定および「災害時の医療救護活動実施細目」（平成８年１２月１１日）による。

（連絡調整）

第９条　この協定に関わる連絡調整については、練馬区の防災課長の職にあるものと、乙が指定する者が行う。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項ならびにこの今日の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１５年2月２０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区関町南四丁目１４番５３号
医療法人社団　慈雲堂内科病院
理事長　　田 邉　充 子

※　第２条⑴　「二次避難拠点」は「福祉避難所」に変更

資料 15-013　災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

災害時における応急対策業務の協力に関し、練馬区を「甲」とし、ホテル　カデンツァ　光が丘を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、練馬区内に地震、台風その他の災害が発生した際に、甲および乙が行う災害応急業務その他についての相互協力に関し、必要な事項を定める。

（業務の内容）

第２条　業務の内容は、つぎの事項とする。

⑴　乙が甲の指定するものに対し、給水・給食支援を行うこと。

⑵　乙が甲の指定するものに対し、一時休息場所を提供すること。

⑶　甲が乙に対して、災害時における乙の要請に基づき、必要な支援を行うこと。

⑷　その他、第１号から第３号までの業務の執行に際し、必要と認める事項

（協力要請の手続）

第３条　相互に協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、その暇の無いときは、各々の判断により、第２条に定める災害応急業務を開始して、事後に通知する。

（双方の義務）

第４条　甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意をもって必要な業務を行うこととする。

（連絡調整）

第５条　この協定に関わる連絡調整については、練馬区危機管理室防災課長の職にある者と、乙が指定する者とが行う。

（協　力）

第６条　甲および乙は、互いにこの業務によって要した費用を請求できる。ただし、給食支援にあっては、原則として災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第９号、災害救助法施行細則（昭和３８年東京都規則第１３６号）第２条および別表第１に基づく基準額の範囲内とする。

（損害賠償）

第７条　この協定に基づく災害時の業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかり、かつ他の法令等により保障を受けられないときは、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和６３年３月練馬区条例第１１号）の規定に基づき、甲が補償する。

（協定期間および更新）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１７年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除し、または改正する意思表示のないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（細　目）

第９条　この協定の実施に関する細目は、別に定める。

（協　議）

第 10 条　この協定および実施に関する細目に定めのない事項ならびにこの協定および実施に関する細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１６年９月１日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　東京都練馬区高松五丁目８番２０号
ホテル　カデンツァ　光が丘
代表取締役　　清 水　毅

※ 第５条「練馬区危機管理室防災課長」は平成 30 年３月現在「練馬区危機管理室防災計画課長」の職にある者とする

資料 15-014　災害時における応急対策業務の協力に関する協定細目

災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第９条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（業務の詳細）

第１条　協定書第２条に定める甲および乙の業務については、つぎのとおりとする。

⑴　第１号に定める甲の指定するものとは、つぎのいずれかのうち一部または全部とする。

ア　区民防災組織（防災会、市民消火隊、避難拠点運営連絡会その他災害応急活動を目的として区長が必要と認める組織をいう。）

イ　二次避難拠点（あらかじめ区長が指定する、被災した要援護者およびその家族を受け入れる避難所をいう。）

ウ　帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、または買物その他の理由により来店し、もしくは来所する者で、徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。以下同じ。）

⑵　第２号に定める甲の指定するものとは、帰宅困難者とする。

（訓練への参加）

第２条　乙は、甲または区民防災組織等が主催する訓練に、参加するよう努めるものとする。この場合において、乙は原則として無償で参加するものとする。ただし、乙は甲に対して給食等に使用する原材料等の支給を求めることができる。

（連絡調整者）

第３条　協定書第５条に定める乙が指定する者は、つぎのとおりとする。

⑴　乙の指定する者　ホテル　カデンツァ　光が丘　総支配人

甲と乙は、本協定細目を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１６年９月１日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　志村　豊志郎

乙　東京都練馬区高松五丁目８番２０号
ホテル　カデンツァ　光が丘
代表取締役　清水　毅

※　第１条⑴イ　「二次避難拠点」は「福祉避難所」に変更

資料 15-015　災害時における飲料の優先供給等に関する協定書

災害時における飲料の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）と東京コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、区民の飲料の確保に関する協力体制を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に緊急に飲料を確保する必要があるときは、乙に対し、飲料の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

２　前項の要請は、飲料供給要請書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料の優先供給に協力するものとする。

（飲料の供給）

第４条　飲料の供給場所は、乙が指定するものとする。ただし、乙による運搬が可能な場合は、乙は甲の指定する場所への搬送に協力するものとする。

２　甲は、前項の規定による飲料の供給場所において、品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を飲料供給報告書（第 2 号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第 3 条の規定により乙の飲料を受け取った場合には、これに要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定による費用の額は、つぎのとおりとする。

⑴　飲料の価格は、当該災害直前の価格（乙の通常卸売価格）

⑵　飲料の運搬を要した場合は、当該実費額（乙の従業員の人件費を除く。）

（請求および支払い）

第７条　乙は、甲の要請に基づく飲料の供給に要した費用を飲料供給費用請求書（第 3 号様式）により、請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づき飲料の供給に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷しもしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例 11 号）の規定に基づき、損害を補償する。

（訓練等）

第９条　乙は、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加するものとする。

（協定期間および更新）
第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
２　前項の期間満了の 3 か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の解除または変更する意思表示がないときは、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。
（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有する。

平成２４年2月２２日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　志 村　豊 志 郎

乙　東京都港区芝浦二丁目１５番６号
東京コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　ホセ・ルイス・カヨン

※　様式は省略

資料 15-016　災害時における飲料水確保に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、乙が所有する井戸を防災井戸として指定し、災害時における飲料水を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　大地震等による災害時において、防災井戸等を甲が使用することにより、円滑な応急給水活動を実施することを目的とする。

（指　定）

第２条　乙が所有する後記所在地の井戸を防災井戸として指定し、甲は、当該防災井戸および水中ポンプならびに応急給水活動に要する場所を使用することができるものとする。

（要　請）

第３条　甲は、災害の発生により応急給水が必要となったときは、乙に対し、飲料水の提供を要請するものとする。

（提　供）

第４条　乙は、甲からの要請があったときは、特別の理由がない限り、甲および付近住民等に対し、飲料水を提供するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙の判断により、応急給水を実施することができる。

２　前項の特別の理由とは、つぎのことをいう。

⑴　災害によって、井戸が破損し、給水ができない場合

⑵　災害によって、水が枯渇した場合

⑶　その他給水が不能となった場合

３　乙は、第１項ただし書により応急給水を実施した場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（発電機の設置）

第５条　甲は、災害時の停電に備え、前条第１項に定める飲料水の確保を図るため、発動発電機および付帯設備（以下「発電機等」という。）を設置するものとする。

２　乙は、前項の規定による発電機等の設置に必要な土地等を、無償で甲に提供する。

３　第１項により設置した発電機等は、甲の所有とする。

４　甲は、第３条第１項ただし書の規定による乙の応急給水が円滑に実施できるよう、発電機等の操作方法の説明書等を備え付けることとする。

（看板の掲示）

第６条　甲は、発電機等を設置した乙所有の井戸に対し、付近住民の見やすい場所に防災井戸である旨の看板を掲示することができる。

２　前項の規定による看板の掲示に係る経費は、甲の負担とする。

（給水訓練）

第７条　乙は、付近住民に円滑に飲料水を提供できるように、年１回程度の給水訓練を行なうものとする。

（点検および修理）

第８条　甲は、発電機等について、つぎの点検を行う。

⑴　毎月１回の発電機および電気施設の保安点検

⑵　その他必要と認められる点検

２　前項各号の点検、乙からの通報等により、発電機等に異常を認めたときは、甲は速やかに処置す

るものとする。
（費用の負担）
第９条　甲は、つぎの経費を負担するものとする。
⑴　発電機等の設置に要する経費
⑵　発電機等の点検に要する経費
⑶　発電機等の修理に要する経費
⑷　発電機の稼働に要する経費
⑸　発電機が稼動する井戸の水質検査に要する経費
（協　議）
第 10 条　本協定に定めのないものまたは疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。
（有効期限）
第 11 条　この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して 5 年間とする。ただし、期間満了の 3 か月前までに、甲、乙から何ら申し出がないときは、さらに１年延長されるものとし、以降この例によるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、つぎの特別の理由がある場合は、甲または乙は協定を解除することができる。
⑴　当該井戸水が飲用に適さなくなったとき。
⑵　乙から井戸を廃止する旨の申し出があったとき。
⑶　その他災害時における飲料水の提供に適当でないと認めるとき。
（原状回復）
第 12 条　前条により本協定が失効し、または解除した場合、甲は、乙所有の井戸を原状に回復しなければならない。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲・乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

【井戸の所在地】　練馬区　　丁目　　番　　号

平成　　年　　月　　日

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
甲　練馬区
代表者　　練馬区長　　志 村　豊 志 郎

東京都
乙

資料 15-017　「ミニ防災井戸」の指定に関する協定書

練馬区（以下「甲」という）と『相手方氏名』（以下「乙」という）は、大地震等の災害時の初期消火用および生活用水の確保を目的として指定した「ミニ防災井戸」に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大地震等の災害時の、初期消火用水および生活用水の確保を図るため指定した「ミニ防災井戸」について必要な事項を定めることを目的とする。
（指定）
第２条　甲は、乙の承諾を得て、次の要件に適合する、乙所有の井戸を「ミニ防災井戸」として指定するものとする。
⑴　地表面からの深さが、おおむね 10ｍで、かつ水深が 3m 以上ある井戸。
⑵　屋外にある井戸。
⑶　小型消防ポンプを搬送および活動できる空間があること。
（用途）
第３条　平常時は、乙の専用とする。ただし甲は、乙の承諾を得て、甲および近隣防災住民組織の行う、小型消防ポンプの操作および放水訓練に使用することができるものとする。
２　大地震や近隣に火災が発生した等の災害時には、乙は、甲および近隣住民組織の要請により、甲および近隣住民組織にこれを使用させるものとする。
（表示板の掲示）
第４条　甲は、乙の承諾を得て、乙の門柱、へい等に「ミニ防災井戸」の表示板を掲示することができる。
（経費の負担）
第５条　甲は、次の経費を負担するものとする。
⑴　手押しポンプ、台座、管等「ミニ防災井戸」としての整備に必要な経費。（発電機を除く）
⑵　「ミニ防災井戸」の修理に要する費用。（同上）
（有効期限）
第６条　この協定の有効期限は、平成　　年　月　日までとする。ただし、期間満了の日の６ヶ月前までに甲、乙両者からなんらかの申し出がない時は、更に１０年間延長されたものとする。
２　前項の規定にかかわらず、次の特別な理由がある場合は、甲、又は乙は本協定を解除することができる。
⑴　「ミニ防災井戸」としての要件に適さなくなった時。
⑵　乙から、井戸の取り壊し等の申し出があった時。
（協議）
第７条　この協定の解釈について、疑義が生じた時、又は、この協定の実施に関し必要な事項は甲、乙、協議して定めるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲、乙、記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　練　馬　区　長

乙　『　相　手　方　氏　名　』

資料 15-018　震災時多機能型深層無限水利（深井戸）の管理および活用に係る協定

東京消防庁練馬消防署（以下「甲」という。）と練馬区（以下「乙」という。）は、東京都練馬区豊玉上二丁目１８番１号　練馬区立中新井公園内に設置された震災時多機能型深層無限水利（以下「深井戸」という。）の管理および活用について、下記のとおり協定を締結するものである。

（趣　旨）

第１条　この協定は、東京消防庁が震災時の火災に対処するために消防水利として設置する深井戸に対し、消火用水としての活用ならびに生活用水および飲料水（以下「生活用水等」という。）への転用その他多目的な活用についての事項を定めるものである。

（深井戸の定義）

第２条　深井戸とは、東京消防庁が設置し、甲が管理する深井戸本体、水中モーターポンプ、自家用発電装置、採水口およびこれらに付属する構造物をいう。

（甲の責務）

第３条　甲は、震災時の消防水利として、その機能を最大限に発揮できるよう深井戸の整備および管理に努めるものとする。

（消火用水としての活用）

第４条　震災時において、甲が行う消防活動に支障がないと認めた場合、甲乙協議のうえ、乙が行う消火活動に深井戸を活用できるものとする。ただし、災害状況の変化により、甲は乙の深井戸使用を制限することができる。

（消火用水以外への転用）

第５条　甲は、震災時において、消火用水として深井戸の活用が必要ないと認めた場合、乙と協議し、乙は深井戸を生活用水等に転用させることができる。ただし、乙の使用中に、新たな火災が発生する等深井戸の活用が必要となった場合は、甲は乙の深井戸使用を制限することができる。

２　前項の規定により、乙が深井戸を生活用水等に転用する場合の給水および配水については、乙が行うものとする。

（防火防災訓練等への活用）

第６条　乙から甲に対して、防火防災訓練等で深井戸活用の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、深井戸の活用を認めるものとする。

（費用負担）

第７条　深井戸の整備、管理および災害活動についての費用負担ならびに防火防災訓練等で活用する場合の自家発電装置の燃料に係る費用負担は甲が行うものとする。

２　生活用水等への転用を目的とする自家用発電装置の燃料および飲料水として活用する場合の水質検査に要する経費に係る費用負担は乙が行うものとする。

（協議による決定）

第８条　本協定の解釈に疑義が生じた場合、または協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

（適用期間等）

第９条　本協定は、平成２５年３月２９日から３年間適用し、期間満了３か月前までに甲乙いずれからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新するものとする。

上記協定の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年3月２９日

甲　練馬区豊玉中三丁目９番１１号
東京消防庁練馬消防署
署　　長　　伊　藤　　博　人

乙　練馬区豊玉北六丁目１２番1号
練馬区
区　　長　　志　村　豊　志　郎

資料 15-019　災害時における応急物資の優先供給に関する協定書

災害時における応急物資の優先供給に関し、練馬区（以下「甲」という。）とセッツカートン株式会社（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、応急物資の供給に関する協力体制を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に緊急に物資を確保する必要があるときは、乙に対し、物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

２　前項の要請は、物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これにより難い場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する応急物資の範囲は、つぎに掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

⑴　段ボール製品（段ボールシート、段ボールケースおよび段ボールの間仕切り等）

⑵　段ボール製簡易ベッド

⑶　その他乙の取扱い製品

（応急物資の引渡し）

第５条　応急物資の供給場所は、甲が指定するものとし、供給場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、前項の規定による応急物資の供給場所において、品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第６条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、第３条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定による費用の額は、つぎのとおりとする。

⑴　応急物資は、当該災害時直前の価格

⑵　乙の指定場所までの物資の運搬費用その他の経費を負担するものとする。

（請求および支払）

第８条　乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（第３号様式）により、請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第９条　甲の要請に基づき応急物資の供給に従事した乙の従業員が、当該業務に従事したことにより負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の規定に基づきにより、損害補償を行う。

（訓練等）

第１０条　乙は、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加するものとする。

（協定期間および更新）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

２　前項の期間満了の 3 か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年６月１８日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　志　村　豊　志　郎

乙　兵庫県伊丹市東有岡５丁目３３番地
セッツカートン株式会社
代表取締役社長　岩　　本　　英　　明

資料 15-020　災害時における応急物資の供給および安全・安心パトロールカーの運用等に関する協定書

災害時における応急物資（以下「物資」という。）の供給および安全・安心パトロールカーの運用等に関し、練馬区（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、つぎに掲げる事項に関して必要な事項を定めることを目的とする。
⑴　練馬区内または周辺で、甲が避難所を開設するような災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、甲が行う物資の調達ならびに乙の直営およびフランチャイズ加盟店舗（以下「店舗」という。）の営業継続または早期再開（以下「営業継続等」とする。）に関すること。
⑵　甲が運用する安全・安心パトロールカーの、乙の店舗への立ち寄りに関すること。
⑶　乙の店舗による「児童・生徒の地域における緊急避難所」（以下「ひまわり110番」という。）の設置協力に関すること。
（物資の調達要請）
第２条　甲は、災害時に物資の調達が必要なときまたは想定されるときは、乙に対して物資の供給を要請することができる。
２　前項の規定による要請は、「物資発注書」（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。
（協力）
第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、物資の供給に協力するものとする。
（物資の範囲）
第４条　甲が、乙に調達を要請する物資の範囲は、つぎに掲げるもののうち、要請時点で乙が供給または製造可能な物資とする。ただし、乙が甲から要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、店舗への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の供給の可否、日時、種類および個数を決定することを甲は了承する。
(1)　食料品
(2)　飲料水
(3)　日用品
(4)　その他甲が指定する物資
（要請に基づく乙の措置）
第５条　乙は、第２条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、供給可能な物資および数量を速やかに甲に連絡するものとする。
（物資の受領）
第６条　物資の供給場所および日時は、甲が指定するものとし、当該場所までの物資の運搬は、乙または乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙または乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。
（営業継続等）
第７条　乙は、災害時に区民生活の利便性を確保するため、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り店舗の営業継続等に努めるものとする。
２　甲は、災害時に区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業継続等を要請することができる。
（運搬の支援）
第８条　甲の要請を受けて、乙が物資の供給および店舗の営業継続等のための商品を運搬する際に、甲は、乙に対してつぎの支援を可能な範囲で行うものとする。
(1)　使用する車両を緊急または優先車両として通行できるようにすること。

(2)　道路情報の提供
（費用負担）
第９条　甲は、第３条の規定による乙の物資の供給に要した費用を負担するものとする。
２　前項の規定による費用は、つぎのとおりとする。
(1)　物資の調達に係る費用は、災害発生時の直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲と乙が協議して決定する。
(2)　乙または乙があっせんする者が行った物資の運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、特別なルート設定や運搬用に特別に車両を手配することなく、乙による通常の商品配送によって甲の指定する搬入先に物資を搬入できる場合は、例外的に乙が負担するものとする。
（請求および支払い）
第10条　甲は、第９条の規定による費用について、乙からの適正な請求書を受理した日から60日以内に乙に支払うものとする。ただし、期限内に支払いができない場合は、第15条に則り協議を行うものとする。
（安全・安心パトロールカーの運用）
第11条　甲は、地域の安全安心に資する安全・安心パトロールカーの運用に当たり、乙の区内駐車場付き店舗に必要に応じて、立ち寄りをすることができるものとする。なお、立ち寄りに当たっては、乙の店舗の繁忙時間帯を避けるなど配慮するものとする。
２　乙の区内駐車場付き店舗は、可能な限り安全・安心パトロールカーの立ち寄りに協力するものとする。
３　甲は、安全・安心パトロールカーの立ち寄りの際、乙の店舗内や周辺地域の不審者情報等の聞き取りを行う。
４　第１項および第２項の規定による安全・安心パトロールカーの立ち寄りの際、乙の店舗敷地内の駐車場に安全・安心パトロールカーが駐車する場合において、店舗は店舗内トイレおよび店舗敷地内駐車場の使用を無償とする。
５　第１項および第２項の規定による乙の店舗への安全・安心パトロールカーの立ち寄りは、甲の責任において行うものとし、その費用は甲が負担するものとする。
（ひまわり110番の設置）
第12条　乙は、地域の子どもたちの安全を確保するため、ひまわり110番の設置について、乙の店舗に推奨するものとする。
２　前項の規定により、乙からひまわり110番を設置する店舗の推薦があった場合には、甲は、ひまわり110番の登録を行うものとする。
３　乙は、ひまわり110番の登録を抹消したい場合には、甲に申し出るものとする。
（連絡体制等）
第13条　甲および乙は、第２条および第３条の規定による協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第２号様式）を作成し、相互に通知するものとする。
２　第８条の規定による支援を円滑に行うため、甲は、地域内輸送拠点およびそこから取付道路までの経路を記載した地図を平時において作成し、乙に通知するものとする。また、乙は、災害時に食料品、飲料水および日用品の供給を想定している工場や物流倉庫等の位置およびそこから練馬区までの想定される運搬ルートについて、平時において甲と協議するものとする。
３　第11条の規定による安全･安心パトロールカーの運用および前条の規定によるひまわり110番の設置に関する連絡調整を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第３号様式）を作成し、相互に通知するものとする。
４　前３項の通知は、協定締結の日以降30日以内に行い、年度中途において異動等があった場合は、適宜相手方に通知するものとする。
（協定期間および更新）
第14条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成30年３月31日までとする。
２　前項の協定期間の満了する日の３か月前までに、甲または乙のいずれからも書面によりこの協定

を解除または変更する意思表示がないときは、更に１年間協定期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成29年3月9日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
練馬区
練馬区長　　前　川　燿　男

乙　東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長　　澤　田　貴　司

資料15-021　災害時における物資の供給等に関する協定書

災害時における物資の供給等に関し、練馬区（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、練馬区内またはその周辺で、甲が避難所を開設するような災害等が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う物資の調達に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（物資の調達要請）
第２条　甲は、災害時に物資の調達が必要なときまたは必要であると想定されるときは、乙に対して物資の供給等を要請することができる。

（協力内容）
第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、物資の供給等に協力するものとする。

（物資の範囲）
第４条　甲が乙に対して調達を要請する物資の範囲は、つぎに掲げるもののうち、甲が要請した時点において乙が供給等の可能な物資とする。
⑴　別表に掲げる物資
⑵　株式会社コメリが練馬区内およびその周辺の店舗に保有する物資
⑶　その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第５条　第２条の要請は、原則として、調達する物資名、規格、数量、引渡場所等を記載した文書（第１号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給等）
第６条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、物資の供給等を優先して行うものとする。
２　乙は、物資の供給等を行ったときは、原則として、その供給等の終了後速やかにその実施状況を報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（運搬の支援）
第７条　甲の要請を受けて乙が物資を運搬する際に、甲は、乙に対してつぎの支援を可能な範囲で行うものとする。
⑴　使用する車両を緊急車両または優先車両として通行できるようにすること。
⑵　道路情報の提供

（物資の引渡し等）
第８条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）
第９条　甲は、第６条の規定により乙が供給等を行った物資に係る費用および第８条の規定により乙が行った物資の運搬に係る費用を負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払）
第10条　前条第１項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡体制等）

第11条　甲および乙は、第５条の規定による手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第３号様式）を作成し、相互に通知するものとする。

２　第７条の規定による支援を円滑に行うため、甲は、地域内輸送拠点およびそこから取付道路までの経路を記載した地図を平時において作成し、乙に通知するものとする。また、乙は、災害時に物資の供給等を想定している物流倉庫等の位置およびそこから練馬区までの想定される運搬ルートについて、平時において甲と協議するものとする。

（協定期間および更新）

第12条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成30年３月31日までとする。

２　前項の協定期間の満了する日の３か月前までに、甲または乙のいずれからも書面によりこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、更に１年間協定期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第13条　この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２部を作成し、甲乙記名押印の上、各自１部を保有する。

平成２９年８月２４日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
甲　練馬区
練馬区長　前　川　　燿　男

新潟県新潟市南区清水4501番地１
乙　NPO法人　コメリ災害対策センター
理事長　捧　　雄　一　郎

資料 16-001　災害時の福祉避難所の開設と運営に関する協定書

練馬区を「甲」とし、○○を「乙」とし、甲乙間においてつぎのとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づき甲が指定する福祉避難所（避難拠点において避難生活を送ることが困難な要援護者等を受け入れる避難所をいう）の運営に関し、必要な事項を定める。
（対象施設）
第２条　この協定の対象施設は、乙が練馬区内で運営する施設（別表に記載のとおり）とする。
（要請）
第３条　甲は、災害時に要援護者等が避難するため、福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。
（避難所の開設）
第４条　乙は、前条の甲の要請に対し、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。
（要援護者等の受入れ）
第５条　甲は、乙が開設した福祉避難所に要援護者の受入れについて照会し、乙は当該施設での受入れが可能な場合は、当該要援護者を受け入れるものとする。
２　甲は、前項の照会時に、つぎに掲げる事項を可能な範囲で乙に連絡する。
⑴　要援護者の住所、氏名、生年月日、年齢、性別および心身の状況
⑵　前号に掲げるもののほか、避難所生活を送る上での注意事項等
３　乙は要援護者の受入れに当たり、当該要援護者の移送についても、可能な範囲で甲に協力するよう努めるものとする。
（避難所の運営）
第６条　乙は当該施設の職員、ボランティア等により、受け入れた要援護者等に対して生活に必要な援助を行うものとする。
２　甲は、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。
３　甲は、乙に必要な情報を、迅速に提供するよう努めるものとする。
（経費の負担）
第７条　福祉避難所開設期間中の管理運営に要する以下の経費は、甲の負担とする。
⑴　福祉避難所の運営に係る職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
⑵　要援護者等に要する食費
⑶　前２号に掲げるもののほか、当該施設で管理している生活必需品等の費用等のうち、甲乙協議のうえ、必要と認められる経費
２　乙は、前項の規定による経費について、実績報告書を作成して甲へ提出するものとする。
（開設の期間）
第８条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から起算して７日以内とする。ただし、被災の状況により開設期間を延長する必要があると甲が認める場合は、甲乙協議のうえ、開設期間の延長をすることができる。
（平常時の災害等への備え）
第９条　乙は、練馬区災害対策条例（平成16年3月練馬区条例第6号）および練馬区地域防災計画を遵守し、関係職員に対し、当該計画について周知を図らなければならない。
２　乙は、甲の企画する防災訓練への参加依頼があった場合は、協力するものとする。
また、甲および地域住民と連携し、地域の防災活動および防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。
３　乙は、施設内の備品等に対する地震時の転倒防止について、必要な措置を行わなければならない。
（個人情報の保護）
第１０条　乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後または解除後においても、同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）
第１１条　乙は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、またはその権利を担保に供してはならない。
（関係書類の保管）
第１２条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後５年間はこれを保管しなければならない。
（協定期間および更新）
第１３条　この協定の期間は、初年度においては協定締結の日から当該年度末の３月３１日とし、以後は４月１日から３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から３か月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに１年延長するものとし、以後はこの例による。
（協議）
第１４条　この協定書に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（旧協定書の失効）
第１５条　平成○○年○○月○○日付けで甲乙間において締結した○○○○協定書は、本協定の締結をもって失効するものとする。

上記協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成○○年○○月○○日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番１号
練馬区
練馬区長　志村　豊志郎

乙　○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○○　　○　○　○　○

※協定締結先は以下のとおり。

災害時の福祉避難所の開設と運営に関する協定締結一覧

No.	協定事業者	代表者	住所	締結日
1	社会福祉法人練馬区社会福祉事業団	理事長 萩原　潔	東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号	平成24年11月１日
2	社会福祉法人泉陽会	理事長 加藤　修一	東京都練馬区西大泉五丁目21番２号	平成25年３月29日
3	社会福祉法人育秀会	理事長 中村　喜江	東京都練馬区桜台二丁目２番８号	平成25年３月18日
4	社会福祉法人章佑会	理事長 馬場　康雄	東京都練馬区大泉学園町七丁目12番30号	平成25年３月18日
5	社会福祉法人キングス・ガーデン東京	理事長 泉田　昭	東京都練馬区早宮二丁目10番22号	平成25年３月22日
6	社会福祉法人創生	理事長 岩城　隆昌	東京都練馬区土支田三丁目４番20号	平成25年３月29日
7	社会福祉法人東京福祉会	理事長 原山　陽一	東京都文京区千駄木三丁目52番１号	平成25年３月29日
8	社会福祉法人福音会	理事長 定家　修身	東京都町田市野津田町1932番地	平成25年３月29日
9	社会福祉法人安心会	理事長 片居木　裕明	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘五丁目928番１号	平成25年２月４日
10	社会福祉法人練馬豊成会	理事長 本橋　成夫	東京都練馬区下石神井三丁目６番13号	平成25年３月29日
11	社会福祉法人北山会	理事長 下島　二郎	東京都練馬区北町八丁目21番19号	平成25年３月29日
12	社会福祉法人武蔵野会	理事長 上野　純宏	東京都八王子市台町1丁目19番3号	平成25年４月１日
13	社会福祉法人東京援護協会	理事長 山口　桂造	東京都千代田区鍛冶町1-8-5新神田ﾋﾞﾙ2階	平成27年４月１日
14	社会福祉法人東京都知的障害者育成会	理事長 上原　明子	東京都新宿区西新宿8-3-39(STSﾋﾞﾙ3F)	平成25年４月１日

※　No.1～11 は高齢者福祉関係事業者、No.12～14 は障害者福祉関係事業者

※　別表は省略。対象施設は、参考資料「練馬区福祉避難所一覧」を参照

資料 17-001　災害時における学校施設の緊急避難所としての利用に関する協定書

災害時における学校施設の利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と東京都立第四商業高等学校長（以下「乙」という。）との間において、つぎの条項により学校施設の緊急避難所としての利用に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、緊急避難所（以下「避難所」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。
（避難所の開設）
第２条　甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に開設することができる。
２　甲は、災害時において避難所を開設した場合は、乙が策定した「東京都立第四商業高等学校防災対策計画要綱」に基づく施設利用計画に従い、利用することができる。
（開設の通知）
第３条　甲は、前条に基づき避難所を開設する際には、乙に対して、事前にその旨を文書または口頭で通知する。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し、開設した旨通知する。
（避難所の管理）
第４条　避難所の管理運営は、甲の責任において行う。
２　乙は、避難所の運営について、甲に協力する。
（費用負担）
第５条　甲は、避難所の管理運営にかかる費用を負担する。
（利用期間）
第６条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲と乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をする。
（避難所解消への努力）
第７条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努める。
（避難所の終了）
第８条　甲は、乙の管理する施設で開設した避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。
（協議）
第９条　この協定書の解釈に疑義を生じた場合およびこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議をして決定する。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

附　則
1　この協定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
2　第 3 条で乙が指定する場所は、乙が別に「学校施設平面図」で示した場所とする。

３　避難所開設のための資機材の整備・設置等は、甲と乙とで別途協議して定めるものとする。

平成１０年3月４日

甲　練馬区豊玉北６丁目１２番１号
練馬区長　岩 波　三 郎

乙　練馬区貫井３丁目４５番１９号
都立第四商業高等学校校長　松 下　善 一

資料 17-002　災害時における都立学校の利用に関する協定

災害時における都立学校の利用に関し、練馬区（以下「甲。」という。）と都立田柄高等学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動が必要となったときに、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。
（利用用途）
第２条　この協定による施設利用用途は、避難所とする。
（避難所の利用）
第３条　甲は、災害時において前条に規定する避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した施設内の体育館・格技室を利用することができる。
（利用の通知）
第４条　甲は、前条にもとづき避難所として利用する際、事前に乙に対してその旨を、文書または口頭で通知する。
２　甲は、避難所の利用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対して利用した旨の通知を行う。
（避難所の管理）
第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行う。
２　乙は、避難所の運営について、甲に協力する。
（費用負担）
第６条　甲は、避難所の管理運営にかかる費用を負担する。
（利用期間）
第７条　避難所の利用期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲と乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をする。
（避難所解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努める。
（避難所の終了）
第９条　甲は、避難所の利用を終了する際は、避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。
（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成１０年3月１２日

甲　練馬区豊玉北６丁目１２番１号
練馬区長　岩 波　三 郎

乙　練馬区光が丘２丁目３番１号
都立田柄高等学校校長　服 部　嘉 光

資料 17-003　災害時における都立学校の利用に関する協定

災害時における都立学校の利用に関し、練馬区（以下「甲。」という。）と都立井草高等学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動が必要となったときに、甲が、乙の管理する施設の一部を、災害時に利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。
（利用用途）
第２条　この協定による施設利用用途は、避難所とする。
（避難所の利用）
第３条　甲は、災害時において前条に規定する避難所として活用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を利用することができる。
（利用の通知）
第４条　甲は、前条にもとづき避難所として利用する際、事前に乙に対してその旨を、文書または口頭で通知する。
２　甲は、避難所の利用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対して利用した旨の通知を行う。
（避難所の管理）
第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行う。
２　乙は、避難所の運営について、甲に協力する。
（費用負担）
第６条　甲は、避難所の管理運営にかかる費用を負担する。
（利用期間）
第７条　避難所の利用期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲と乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をする。
（避難所解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努める。
（避難所の終了）
第９条　甲は、避難所の利用を終了する際は、避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。
（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成１０年3月１３日

甲　練馬区豊玉北６丁目１２番１号
練馬区長　岩 波　三 郎

乙　練馬区上石神井２丁目２番４３号
都立井草高等学校校長　楠 原　絢 子

資料 17-004　避難所指定に関する協定書

練馬区長を「甲」とし、東京都立大泉高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次の条項により、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）
第１　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。
（避難所として利用できる施設の周知）
第２　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずる。
（避難所の開設）
第３　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。
第４　甲は、第 3 に基づき避難所を開設する場合は、事前に乙に対してその旨を、文書又は口頭で通知する。
２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として利用することがものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対して開設た旨、通知をする。
（避難所の管理）
第５　避難所の管理運営は、甲の責任において行う。
２　避難所の管理運営について、乙は、甲に協力する。
（費用負担）
第６　甲は、避難所の管理運営にかかる費用を負担する。
（利用期間）
第７　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲と乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をする。
（避難所解消への努力）
第８　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努める。
（避難所の終了）
第９　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する場合は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の承認を受けた後、乙に引き渡す。
（協議）
第 10　この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成１０年５月１日

甲　練馬区豊玉北６丁目１２番地１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区東大泉５丁目３番地１号
東京都立大泉高等学校長　　吉 野　尚 也

資料 17-005　災害時における都立学校の利用に関する協定

災害時における都立学校の利用に関し、練馬区（以下「甲。」という。）と都立石神井高等学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動が必要となったときに、甲が、乙の管理する施設の一部を、災害時に利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。
（利用用途）
第２条　この協定による施設利用用途は、つぎのとおりとする。
⑴　避難所
⑵　救援物資集積所
⑶　その他
（避難所の利用）
第３条　甲は、災害時において前条に規定する用途（以下「避難所等」という。）として使用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を利用することができる。
（利用の通知）
第４条　甲は、前条にもとづき避難所等として利用する際、事前に乙に対してその旨を、文書または口頭で通知する。
２　甲は、避難所等の利用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所等として利用することができる。ただし、できるだけ　早い時期に、甲は乙に対して利用した旨の通知を行う。
（避難所等の管理）
第５条　避難所等の管理運営は、甲の責任において行う。
２　乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。
（費用負担）
第６条　甲は、避難所等の管理運営にかかる費用を負担する。
（利用期間）
第７条　避難所等の利用期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲と乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をする。
（避難所等解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努める。
（避難所等の終了）
第９条　甲は、避難所等の利用を終了する際は、避難所等使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。
（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有する。

平成１１年6月１０日

甲　練馬区豊玉北６丁目１２番１号
　　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区関町北４丁目３２番４８号
　　都立石神井高等学校校長　　外 池　武 嗣

資料 17-006　災害時における都立学校の学校利用に関する協定

災害時における都立学校の利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と都立大泉桜高等学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動が必要となったときに、甲が、乙の管理する施設の一部を、災害時に利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（利用用途）

第２条　この協定による施設利用用途は、つぎのとおりとする。

⑴　避難所

⑵　救援物資集積所

⑶　その他被災者の救援活動に必要な場合

（避難所等の利用）

第３条　甲は、災害時において前条に規定する用途（以下「避難所等」という。）として活用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を利用することができる。

（利用の通知）

第４条　甲は、前条にもとづき避難所等として利用する際、事前に乙に対してその旨を、文書または口頭で通知する。

２　甲は、避難所等の利用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ乙の承認した施設を避難所等として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対して利用した旨の通知を行う。

（避難所の管理）

第５条　避難所等の管理運営は、甲の責任において行う。

２　乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所等の管理運営にかかる費用を負担する。

（利用期間）

第７条　避難所等の利用期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲と乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をする。

（避難所等解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努める。

（避難所等の終了）

第９条　甲は、避難所等の利用を終了する際は、避難所等使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。

（損害補償）

第 10 条　この協定に基づく災害時の業務に従事した者が、当該業務により負傷しもしくは疾病にかかりまたは死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができない場合は、甲は災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の規定に基づき、損害補償を行う。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成１７年１２月１日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区大泉町三丁目５番７号
東京都立大泉桜高等学校長　桑 木　健

資料 17-007　災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

練馬区長を「甲」とし、東京都立石神井特別支援学校長を「乙」とし、甲乙の間において、つぎのとおり福祉避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定書は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設の一部を、福祉避難所（避難拠点において避難生活を送ることが困難な要配慮者等を受け入れる避難所をいう。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。
（利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等およびその介護者（家族等を含む。）とする。
（福祉避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち福祉避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。
（福祉避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において福祉避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を福祉避難所として開設することができる。
（応急危険度判定の実施）
第５条　甲は、福祉避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。
２　甲は、判定員が到着しない場合は、建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。
（開設の通知）
第６条　甲は、第４条に基づき福祉避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。
２　甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を福祉避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。
（福祉避難所の管理）
第７条　福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　福祉避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
（費用負担）
第８条　甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。
（開設期間）
第９条　福祉避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。
（福祉避難所解消への努力）
第10条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。
（福祉避難所の終了）
第11条　甲は、福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
（協議）
第12条　この協定書に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。
（旧協定書の失効）
第13条　平成１８年３月２８日付けで甲乙間において締結した「障害者等を対象とした避難所施設利

用に関する協定書」は、本協定の締結をもって失効するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成２９年3月１０日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番１号
練　馬　区　長　　前 川　燿 男

乙　東京都練馬区石神井台八丁目 20 番 35 号
東京都立石神井特別支援学校長　　豊 田　栄 治

資料 17-008　災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

練馬区長を「甲」とし、東京都立大泉特別支援学校長を「乙」とし、甲乙の間において、つぎのとおり福祉避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定書は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設の一部を、福祉避難所（避難拠点において避難生活を送ることが困難な要配慮者等を受け入れる避難所をいう。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。
（利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等およびその介護者（家族等を含む。）とする。
（福祉避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち福祉避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。
（福祉避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において福祉避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を福祉避難所として開設することができる。
（応急危険度判定の実施）
第５条　甲は、福祉避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。
２　甲は、判定員が到着しない場合は、建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。
（開設の通知）
第６条　甲は、第４条に基づき福祉避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。
２　甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を福祉避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。
（福祉避難所の管理）
第７条　福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　福祉避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
（費用負担）
第８条　甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。
（開設期間）
第９条　福祉避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。
（福祉避難所解消への努力）
第10条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。
（福祉避難所の終了）
第11条　甲は、福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
（協議）
第12条　この協定書に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。
（旧協定書の失効）
第13条　平成２０年９月２日付けで甲乙間において締結した「避難所施設利用に関する協定書」は、

本協定の締結をもって失効するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成２７年5月１４日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
練　馬　区　長　　前 川　燿 男

乙　東京都練馬区大泉学園町九丁目3番１号
東京都立大泉特別支援学校長　　平 塚　直 樹

資料 17-009　災害時における都立学校の学校利用に関する協定

災害時における都立学校の利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と都立練馬高等学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、甲が乙の管理する施設の一部を利用することについての必要な事項を定めることを定めるものとする。
（利用用途）
第２条　甲が、この協定により利用する施設の用途は、つぎのとおりとする。
⑴　避難所
⑵　救援物資集積所
⑶　その他被災者の救援活動に必要な場合
（避難所等の利用）
第３条　甲は、災害時において前条に規定する用途（以下「避難所等」という。）として活用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を利用することができる。
（利用期間）
第４条　避難所等の利用期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲と乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をする。
（利用の通知）
第５条　甲は、第 3 条により避難所等として利用するに当たっては、事前に乙に対してその旨を文書または口頭で通知する。ただし、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲の判断により、あらかじめ乙が指定した施設を避難所等として利用することができる。
２　甲は、前項ただし書きにより施設を利用した場合は、速やかに、乙に対し、利用した旨の通知を行う。
（避難所等の管理）
第６条　避難所等の管理および運営は、甲の責任において行う。
２　乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。
（費用負担）
第７条　甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。
（避難所等解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めなければならない。
（避難所等の終了）
第９条　甲は、避難所等の利用を終了する場合は、乙に避難所等使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
（訓練等）
第 10 条　乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として乙の負担とする。
（損害補償）
第 11 条　第６条第２項に基づき避難所等の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令より補償を受けることができない場合

は、甲は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の例により、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、協定満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して決定する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成２２年３月２３日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区春日町四丁目２８番２５号
東京都立練馬高等学校長　早 山　義 郎

※　同文の協定を、東京都立光丘高等学校と同日に締結している。
相手方名称等は下記のとおり。

練馬区旭町二丁目１番３５号
東京都立光丘高等学校長　遠 藤　文 雄

資料 17-010　災害時における私立学校の利用に関する協定書

災害時における私立学校の利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と学校法人三育学院（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、甲が乙の管理する施設の一部を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用用途）

第２条　甲が、この協定により利用する施設の用途は、つぎのとおりとする。

⑴　避難所

⑵　救援物資集積所

⑶　その他被災者の救援活動に必要な場所

（避難所等の利用）

第３条　甲は、災害時において、乙の管理する施設を前条の用途（以下「避難所等」という。）として活用する必要が生じた場合、乙が指定した場所を利用することができる。

（利用期間）

第４条　避難所等の利用期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議のうえ、利用期間を延長することができる。

（利用の通知）

第５条　甲は、第３条により避難所等として利用するに当たっては、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知する。ただし、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲の判断により、あらかじめ乙が指定した施設を避難所等として利用することができる。

２　甲は、前項ただし書により施設を利用した場合は、速やかに、乙に対し、利用した旨の通知を行う。

（避難所等の管理）

第６条　避難所等の管理および運営は、甲の責任において行う。

２　乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。

（避難所等解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めなければならない。

（避難所等の終了）

第９条　甲は、避難所等の利用を終了する場合は、乙に避難所等利用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（訓練等）

第 10 条　乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として、乙の負担とする。

（損害補償）

第 11 条　第６条第２項に基づき避難所等の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場

合は、甲は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の例により、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成２２年７月８日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区関町南二丁目８番４号
学校法人三育学院
東京三育小学校長　大 城　豊

資料 17-011　災害時におけるインターナショナルスクールの利用に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と株式会社アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズ（以下「乙」という。）との間において、乙が運営するアオバジャパンインターナショナルスクール光が丘校の利用に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、甲が乙の管理する施設の一部を利用することについて必要な事項を定めるものとする。
（利用用途）
第２条　甲が、この協定により利用する施設の用途は、つぎのとおりとする。
⑴　避難所
⑵　救援物資集積所
⑶　その他被災者の救援活動に必要な場所
（避難所等の利用）
第３条　甲は、災害時において、乙の管理する施設を前条の用途（以下「避難所等」という。）として活用する必要が生じた場合、乙が指定した場所を利用することができる。
（利用期間）
第４条　避難所等の利用期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議のうえ、利用期間を延長することができる。
（利用の通知）
第５条　甲は、第３条により避難所等として利用するに当たっては、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知する。ただし、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲の判断により、あらかじめ乙が指定した施設を避難所等として利用することができる。
２　甲は、前項ただし書の規定により施設を利用した場合は、速やかに、乙に対し、利用した旨の通知を行う。
（避難所等の管理）
第６条　避難所等の管理および運営は、甲の責任において行う。
２　乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。
（費用負担）
第７条　甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。
（避難所等解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めなければならない。
（避難所等の終了）
第９条　甲は、避難所等の利用を終了する場合は、乙に対しその旨を文書で提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
（訓練等）
第 10 条　乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として、乙の負担とする。
（損害補償）
第 11 条　第６条第２項の規定に基づき避難所等の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、

もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の例により、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成２５年２月１９日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　志 村 豊 志 郎

乙　目黒区青葉台二丁目１０番３４号
株式会社アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズ
代表取締役社長　土 井　行 男　ア ダ ム

資料 17-012　災害時における施設の利用に関する協定書

災害時における施設の利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と国立大学法人東京学芸大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、乙が管理し、東京学芸大学附属大泉小学校および同附属国際中等教育学校（以下「各附属学校」という。）の各校長（以下「各附属学校長」という。）に補助執行させる施設の一部を、甲が利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用用途）

第２条　甲が、この協定により利用する施設の用途は、次のとおりとする。

⑴　避難所

⑵　救援物資集積所

⑶　災害発生直後に地域住民が一時的に避難する場所

⑷　その他被災者の救援活動に必要な場所

（避難所等の利用）

第３条　甲は、災害時において、各附属学校長の管理する施設を前条の用途（以下「避難所等」という。）として活用する必要が生じた場合（前条第１号、第２号および第４号にあっては、甲の避難拠点の施設が利用できない場合等をいう。）には、あらかじめ各附属学校長が指定した施設（以下「施設」という。）を利用することができる。

（利用期間）

第４条　避難所等の利用期間は、災害発生の日から７日以内（第２条第３号の用途で利用する場合は、２日以内）とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、各附属学校長と協議のうえ、利用期間を延長することができる。

（利用の通知）

第５条　甲は、第３条により避難所等として利用するに当たっては、事前に各附属学校長に対し、その旨を文書または口頭で通知する。ただし、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲の判断により、施設を避難所等として利用することができる。

２　甲は、前項ただし書により施設を利用した場合は、速やかに、各附属学校長に対し、利用した旨の通知を行う。

（避難所等の管理）

第６条　避難所等の管理および運営は、甲の責任において行い、各附属学校の児童および生徒の安全に配慮するものとする。

２　各附属学校長は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。

（避難所等解消への努力）

第８条　甲は、各附属学校長が早期に教育活動を再開できるようにに配慮するとともに、避難所等の早期解消に努めなければならない。

（避難所等の終了）

第９条　甲は、避難所等の利用を終了する場合は、各附属学校長に避難所等利用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、各附属学校長の確認を受けた後、各附属学校長に引き渡すものとする。

（訓練等）

第 10 条　各附属学校長は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として、各附属学校長の負担とする。

（損害補償）

第 11 条　第６条第２項に基づき避難所等の運営に協力し乙の職員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年３月練馬区条例第 11 号）の例により、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成２５年５月１日

甲　　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　　志　村　豊　志　郎

乙　　東京都小金井市貫井北町四丁目１番１号
国立大学法人東京学芸大学
東京学芸大学長　　村　松　泰　子

資料 17-013　災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

練馬区長を「甲」とし、東京都立練馬特別支援学校長を「乙」とし、甲乙の間において、つぎのとおり福祉避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定書は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設の一部を、福祉避難所（避難拠点において避難生活を送ることが困難な要配慮者等を受け入れる避難所をいう。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。
（利用対象者）
第２条　乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等およびその介護者（家族等を含む。）とする。
（福祉避難所として利用できる施設の周知）
第３条　甲は、乙の管理する施設のうち福祉避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。
（福祉避難所の開設）
第４条　甲は、災害時において福祉避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を福祉避難所として開設することができる。
（応急危険度判定の実施）
第５条　甲は、福祉避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。
２　甲は、判定員が到着しない場合は、建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。
（開設の通知）
第６条　甲は、第４条に基づき福祉避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。
２　甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を福祉避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。
（福祉避難所の管理）
第７条　福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
２　福祉避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
（費用負担）
第８条　甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。
（開設期間）
第９条　福祉避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。
（福祉避難所解消への努力）
第10条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。
（福祉避難所の終了）
第11条　甲は、福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
（協議）
第12条　この協定書に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するも

のとする。

平成２８年3月３１日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
　　練　馬　区　長　　前川　燿男

乙　東京都練馬区高松六丁目17番1号
　　東京都立練馬特別支援学校長　　平塚　雄二

資料 17-014　災害時における都立高校の学校利用に関する協定書

災害時における都立学校の利用に関し、練馬区（以下「甲」という。）と東京都立練馬工業高等学校（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第２条　この協定は、練馬区地域防災計画に基づく被災者の救援活動を円滑に実施するため、甲が乙の管理する施設の一部を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（利用用途）

第２条　甲が、この協定により利用する施設の用途は、つぎのとおりとする。

⑴　避難所

⑵　救援物資集積所

⑶　災害発生直後に地域住民が一時的に避難する場所

⑷　その他被災者の救援活動に必要な場所

（避難所等の利用）

第４条　甲は、災害時において、乙の管理する施設を前条の用途（以下「避難所等」という。）として活用する必要が生じた場合、乙が指定した場所を利用することができる。

（利用期間）

第４条　避難所等の利用期間は、災害発生の日から７日以内（第２条第３号の用途で利用する場合は、２日以内）とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議のうえ、利用期間を延長することができる。

（利用の通知）

第５条　甲は、第３条により避難所等として利用するに当たっては、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知する。ただし、避難所等の利用について緊急を要するときは、甲の判断により、あらかじめ乙が指定した施設を避難所等として利用することができる。

２　甲は、前項ただし書の規定により施設を利用した場合は、速やかに、乙に対し、利用した旨の通知を行う。

（避難所等の管理）

第６条　避難所等の管理および運営は、甲の責任において行う。

２　乙は、避難所等の運営について、甲に協力する。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所等の管理および運営に要する費用を負担する。

（避難所等解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めなければならない。

（避難所等の終了）

第９条　甲は、避難所等の利用を終了する場合は、乙に対しその旨を文書で提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（訓練等）

第 10 条　乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する経費等は、原則として、乙の負担とする。

（損害補償）

第 11 条　第６条第２項の規定に基づき避難所等の運営に協力した乙の職員が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令により補償を受けることができない場合は、甲は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の例により、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成２９年３月３１日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　前　川　燿　男

乙　練馬区早宮二丁目９番１８号
東京都立練馬工業高等学校長　宮　下　義　弘

資料 18-001　災害時における練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合の協力に関する協定書

練馬区を甲とし、練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合を乙として、甲乙間において災害時における乙の協力について、つぎの条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において甲が行う生産緑地（生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号に規定する生産緑地をいう。以下同じ。）の使用および生鮮食料品の調達に対する乙の協力等に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　乙は、甲に対し、つぎに掲げる事項について、できる限り協力する。

⑴　災害時に仮設住宅建設用地および復旧資材置場に使用するために、乙の組合員の所有または管理する生産緑地をあっせんする。

⑵　災害時に必要な生鮮食料品を調達すること。

（要請）

第３条　甲は、乙に対し、前条に掲げる事項について協力を要請する。

２　甲は、要請にあたり、生産緑地については使用場所を、生鮮食料品については品名・数量・納入場所を指定する。

（費用負担）

第４条　甲は、乙のあっせんした生産緑地の使用にともなう経費を負担し、その負担の範囲は甲乙協議のうえ定める。

（生産緑地の原状回復）

第５条　甲は、生産緑地の使用を終了したときは、当該生産緑地を原状回復のうえ返還する。

（あっせんに基づく契約）

第６条　甲は、乙のあっせんした生産緑地について、当該生産緑地の所有者または管理者と、当該生産緑地の使用について別途契約を締結する。

２　前項の契約については、つぎの各号に掲げる事項を定める。

⑴　対象となる生産緑地の場所および面積

⑵　使用期限

⑶　原状回復の方法

⑷　第 4 条に規定する費用負担について必要な事項

⑸　その他

（生鮮食料品の価格）

第７条　乙の協力により調達された生鮮食料品の価格は、甲乙協議のうえ別に定める。

（生鮮食料品の輸送中の事故）

第８条　甲の要請に基づく生鮮食料品を輸送中に乙の会員が負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、甲は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の規定に基づき損害補償を行う。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 3 箇月前までに、甲または乙から何らの申し出がないときは、この協定の有効期間を、有効期間満了の日の翌日から 3 年間更新するものとするものとし、以降も同様とする。

（協定の継続）
第 10 条　乙が他の農業協同組合と合併した場合においても、この協定は継続する。
（細目）
第 11 条　この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。
（疑義）
第 12 条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙とは、本協定書を 4 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成８年１１月１１日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区春日町三丁目１４番２号
　　練馬農業協同組合
　　代表理事組合長　　加 藤　源 蔵

　　練馬区石神井町五丁目１１番７号
　　石神井農業協同組合
　　代表理事組合長　　八 方　久 雄

　　練馬区大泉学園町二丁目１２番１７号
　　大泉農業協同組合
　　代表理事組合長　　野 瀬　廣 信

※　練馬・石神井・大泉・板橋の４農協が合併し「ＪＡ東京あおば農業協同組合」に名称変更

資料 18-002　災害時における練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合の協力に関する協定細目

「災害時における練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 11 条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（災害の定義）
第１条　協定書第１条にいう災害とは大規模地震などの非常災害をいう。
（生産緑地の範囲）
第２条　協定書第１条に定める生産緑地は、練馬区内の生産緑地であって空間として利用できない果樹園およびハウス野菜栽培地を除く生産緑地とする。
（協力の内容）
第３条　協定書第 2 条に定める生鮮食料品は、乙の組合員が生産しているものとする。
（協力者等の登録）
第４条　協定書第 2 条に定める生産緑地使用のあっせんにあたっては、乙は、あらかじめ協力者を把握し、生産緑地登録表（第１号様式）により、登録しておく。
２　登録した生産緑地には災害時における使用提供生産緑地である旨の表示をする。
３　前項による登録は、止むを得ない事情が生じた場合、登録取消しの届け出をすることができる。
（要請手続）
第５条　協定書第 3 条に定める甲の要請は、生鮮食料品の調達および農地の使用のあっせん要請書（第 2 号様式）により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日、文書をもって処理する。
（生産緑地の費用弁償）
第６条　協定書第 4 条による費用弁償の範囲はつぎのとおりとする。
⑴　使用した生産緑地にかかる農産物の損失補償にかかる経費
⑵　その他使用にともなう経費
２　前項第１号にいう損失補償の額については、練馬区における農業所得標準を参考にして、甲乙協議のうえ定める。
（生鮮食品の費用弁償）
第７条　生鮮食料品は、災害発生時直前の価格を基準として、双方協議のうえ決める。
（費用弁償の請求）
第８条　第 6 条にかかる請求については、原則として、契約の翌年度以降、年度を単位として書面により甲に請求する。
２　第 7 条にかかる請求については、供給後すみやかに書面により請求する。
（合併にともなう読み替え）
第９条　乙が合併した場合は、協定書において、合併後の新たな農業協同組合を乙と読み替える。
（原状回復）
第 10 条　甲は生産緑地を返還する場合には、土壌検査を行うとともに、生産緑地として使用できるために必要な措置を行う。

甲と乙とは、本協定細目を 4 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成９年３月２４日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区春日町三丁目１４番２号
　　練馬農業協同組合
　　代表理事組合長　　加 藤　源 蔵

　　練馬区石神井町五丁目１１番７号
　　石神井農業協同組合
　　代表理事組合長　　八 方　久 雄

　　練馬区大泉学園町二丁目１２番１７号
　　大泉農業協同組合
　　代表理事組合長　　野 瀬　廣 信

資料 18-003　災害時における浴場の使用および井戸水の提供に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と、東京都公衆浴場業環境衛生同業組合練馬支部（以下「乙」という。）は、災害時における乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有する浴場の使用および井戸水の提供に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、区内に災害が発生し、浴場の使用および飲料水等が必要となったとき、乙および組合員の積極的な協力を得ることにより、被災者（災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者として甲が認めた者をいう。）への入浴支援および区民への飲料水等の円滑な応急給水を図ることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害の発生により必要であると認めるときは、乙に対し、つぎに掲げる協力を要請するものとする。

⑴　組合員所有の浴場により、被災者への入浴支援を行うこと。

⑵　組合員所有の井戸において、甲及び付近住民に対して井戸水を提供すること。

２　前項による要請は、文書による要請を原則とする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、事後、文書をもって処理するものとする。

３　第 1 項の要請は、乙の支部長（以下「支部長」という。）に対して行うものとする。ただし、支部長が事故または不在のときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、組合員に対し、前条第１項第１号および第 2 号に掲げる要請に協力させるものとする。

２　被災者への入浴支援は、あらかじめ甲と乙との間で協議のうえ定める料金および期間により行うものとする。

（給水設備の設置）

第４条　甲は、災害時における応急給水を円滑に実施するため、組合員所有井戸に対し、応急給水用設備として給水栓および消火栓（以下「給水設備」という。）を、組合員の承諾を得て設置することができる。

２　前項による給水設備の設置は、飲料水が確保しにくい地域とし、工事内容等を含め、甲乙協議のうえ決定するものとする。

３　第１項により設置した給水設備は、甲の所有とする。

（看板の掲示）

第５条　甲は、組合員所有の浴場に、付近住民の見やすい場所に「災害時協力浴場」である旨の看板を掲示することができる。

（給水設備の管理等）

第６条　組合員は、甲が設置した設備について、平素においてつぎに掲げる管理を行うものとする。

⑴　給水設備の破損および漏水の有無の確認

⑵　おおむね年 2 回の井戸水の水質検査

２　乙組合員は、前項に基づく管理により、設備の異常を認めたときは甲へ報告するものとする。

３　甲は、前項に基づく報告があった場合は、速やかに修理等の処置を行うものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、つぎの経費を負担するものとする。

⑴　設備の設置に要する経費
⑵　給水設備の修理に要する経費
⑶　給水設備の撤去に要する経費
⑷　水質検査に要する経費

（給水設備設置に要する土地の提供）

第８条　乙は、給水設備の設置に必要な土地を、甲に無償で使用提供するものとする。

（協議）

第９条　この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 カ月前までに甲・乙なんらかの申し出がないときは、更に 3 年間延長されたものとみなす。

上記協定締結の証として本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成９年３月２１日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都練馬区小竹町一丁５３番５号
東京都公衆浴場業環境衛生同業組合
練馬支部長　　船 木　逸 雄

資料 18-004　災害時における練馬区と郵便局との相互協力に関する覚書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬郵便局、石神井郵便局、大泉郵便局および光が丘郵便局（以下「乙」という。）は、練馬区内に発生した地震その他の災害時において、甲および乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、つぎのとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

（協力要請）

第２条　甲および乙は、練馬区内に災害が発生し、つぎの事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

⑴　甲が所有または管理する施設および用地を提供すること。

⑵　乙が所有する車両等を緊急連絡用車両等として提供すること。

⑶　乙が所有し、または管理する施設および用地を物資集積場所等として利用すること。

⑷　避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。

⑸　被災者の避難先および被災状況の情報を相互に提供すること。

⑹　その他、前項に定めのない事項で協力できること。

（協力の実施等）

第３条　甲または乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力する。

２　要請は文書をもって行う。ただし、文書によるいとまがないときは、口頭で要請し、後日、文書をもって処理する。

（経費の負担）

第４条　第 2 条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を要請したものが負担する。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲および乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議する。

（情報の交換）

第６条　甲および乙は、相互の防災計画の状況について、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては練馬区総務部防災課長、乙においては練馬郵便局総務課長とする。

（協議）

第８条　この覚書に定めがない時候およびこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲、乙が協議のうえ決定する。

（有効期間および更新）

第９条　この覚書の有効期間は、平成 10 年 1 月 26 日から平成 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 2 ヶ月前までに甲または乙からの書面による解除の申出がないときは、更に 1 年間延長されたものとし、以後はこの例による。

上記の覚書の証として、本書 5 通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成１０年1月２６日

甲　東京都練馬区豊玉北６丁目１２番１号
　　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　東京都練馬区豊玉北６丁目４番２号
　　練馬郵便局長　　塚 越　邦 夫

東京都練馬区石神井台３丁目３番７号
　　石神井郵便局長　　村 松　正 隆

東京都練馬区大泉学園町４丁目２０番２３号
　　大泉郵便局長　　深 谷　行 雄

東京都練馬区光が丘２丁目９番７号
　　光が丘郵便局長　　平 野　雅 俊

※　日本郵便株式会社が本協定を承継
※　第７条「練馬区総務部防災課長」は平成 30 年３月現在「練馬区危機管理室防災計画課長」の職にある者とする

資料 18-005　災害時の区とボーイスカウトとの協力に関する協定書

災害時における応急業務に関し、練馬区を「甲」とし、日本ボーイスカウト東京連盟練馬地区（以下「ボーイスカウト」という。）を「乙」とし、甲乙間において、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、練馬区内に地震、台風その他災害が発生した際に、甲および乙が行う災害応急業務その他について相互協力に関し、必要な事項を定める。
（協力の内容）
第２条　相互協力の内容は、つぎの事項とする。
⑴　地域住民や徒歩帰宅者等、災害被災者の救護に関すること。
⑵　ボランティアのコーディネートに関すること。（専門ボランティアを除く）
⑶　その他必要と認める事項
（協力要請等の手続）
第３条　相互に協力を要するときは、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、そのいとまの無いときは、各々の判断により災害応急業務を開始して、事後に通知する。
（協力の履行）
第４条　甲および乙は、互いに要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。
（連絡調整）
第５条　この協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者とが行う。
（負　担）
第６条　甲は、乙がこの業務のために必要とする施設、設備その他を、可能な範囲で提供する。
（活動の停止）
第７条　乙は、救護活動が極めて困難または不可能と認める場合または災害が終息したと認められる場合に、甲と協議して救護活動等を停止することができる。
（損害補償）
第８条　この協定に基づく業務に従事したものが、その業務により死亡し、負傷しまたは疾病にかかったときは、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和６３年３月練馬区条例第１１号）の規定に基づき、甲が補償する。
（協定期間および更新）
第９条　この協定の有効期間は、平成１３年９月１日から平成１４年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
（細目）
第 10 条　この協定に関する細目（「災害時の区とボーイスカウトとの協力に関する協定細目」／以下「協定細目」という。）は、別途定める。
（協議）
第 11 条　この協定および協定細目に定めのない事項ならびにこの協定および協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１３年8月３０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区石神井台四丁目７番２６号
　　日本ボーイスカウト東京連盟練馬地区
　　地区委員長　　皆 川　昭 彦

資料 18-006　災害時の区とボーイスカウトとの協力に関する協定細目

「災害時の区とボーイスカウトとの協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第１０条に基づく細目はつぎのとおりとする。

（乙の業務）

第１条　乙は、災害が発生し、被災者への救護を行う必要があると認めた場合は、直ちに自ら、これらの業務を開始する。また、災害時に区内の地域または他の地域から参集する一般のボランティア（専門ボランティアを除く）のコーディネート業務を区および区が指定する団体と協力して行う。この場合においては、甲の提供する施設および設備を使用してこれを行う。

（要請の手続）

第２条　協定書第３条に定める相互の要請と通知は、原則として文書により行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理する。

（甲の指定する者）

第３条　協定書第５条に定める甲の指定する者は、練馬区総務部防災課長とし、乙の指定する者は中村三郎・五十嵐冲一とする。

（負　担）

第４条　協定書第６条に基づき、甲は、乙に対し、甲または甲の指定する団体から、つぎに掲げるものを提供する。

⑴　ボランティアコーディネートのために必要な施設、設備等

⑵　上記に必要な事務等の経費

⑶　ボランティアコーディネートにかかる標準的人件費等

２　乙はボランティアの活用、寄附金の利用、企業・団体・個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。

３　乙の甲または甲の指定する団体に対する経費の請求については、災害応急業務終了後、速やかに乙が一括して請求書と災害応急業務報告書を添えて行う。ただし、災害応急業務が長期に渡る場合は、協議の上、途中で分割して請求することができる。

（訓練への参加）

第５条　乙は、甲の実施する訓練に参加するように努める。この場合においては、すべてボランティアによるものとする。

甲と乙は、本協定細目を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１３年８月３０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　岩 波　三 郎

乙　練馬区石神井台四丁目７番２６号
日本ボーイスカウト東京連盟練馬地区
地区委員長　　皆 川　昭 彦

資料 18-007　災害時における葬祭等に関する協力協定書

練馬区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、練馬区内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関しつぎのとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、災害時に多数の被災者が集中的に発生した場合における、甲が行う遺体の迅速かつ円滑な応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給および遺体搬送等（以下「業務」という。）を乙に求める時の手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第２条　乙の協力業務の内容はつぎのとおりとする。

⑴　遺体の収容および安置に必要な資機材および消耗品の提供

⑵　遺体の搬送用寝台車および霊柩車等による遺体搬送

⑶　遺体の安置に必要な施設の提供

⑷　甲が設置した避難拠点等における被災者に対する食事等の供給

⑸　帰宅困難者の一時的支援

⑹　前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請手続）

第３条　前条の規定による甲の要請は、練馬区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員からも要請を行うことができるものとする。

２　甲が乙に要請するにあたっては、つぎに掲げる事項を口頭または電話、ファクシミリ等をもって連絡するものとし、その後速やかに、甲は災害時協力要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。

要請を行った者の職氏名および担当者氏名

⑴　要請内容

⑵　履行の期日（期間）および場所

⑶　その他必要な事項

（業務の実施）

第４条　乙は、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の業務を実施したときは、つぎに掲げる事項を口頭または電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、乙は災害時要請業務実施報告書（第２号様式）を甲に提出するものとする。

⑴　実施業務内容

⑵　従事者の氏名

⑶　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　第２条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第７条　前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は積算根拠を示す供給等業務実績一覧表等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。

２　乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条第１項の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙の指定する支払先に対して速やかにこれを支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第９条、災害救助法施行細則(昭和３８年規則第１３６号)第２条、別表第１に基づく基準額を参考にして、甲、乙協議の上で決定するものとする。

（損害の負担）

第 10 条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙協議して定める。

（損害補償）

第 11 条　甲は、業務従事者が、業務実施中において負傷しまたは疾病にかかりもしくは死亡した場合で、かつ他の法令その他により補償を受けることができない場合は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和６３年練馬区条例第１１号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練にかかわるものを除く。

（支援体制の整備）

第 12 条　乙は、災害時における円滑な業務の協力が行えるよう、広域応援体制および情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（訓練への参加）

第 13 条　乙は、甲が行う防災訓練等に参加するよう努める。ただし訓練の参加に関して、乙は原則として無償で行うものとする。

（連絡責任者）

第 14 条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室防災課長とし、乙にあっては東京中部地区本部長代行とする。

（災害時の情報提供）

第 15 条　乙は協力業務中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（現況の報告）

第 16 条　乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年４月１日現在で甲に提出するものとする。

（協議）

第 17 条　この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第 18 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに甲または乙からなんらの申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成１６年6月１７日

甲　練馬区豊玉北６丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　港区虎ノ門３丁目６番２号　第２秋山ビル
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長　　吉 田　茂 視

※　様式は省略

資料 18-008　災害時における葬祭等に関する協力協定書

練馬区（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）は、練馬区内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関しつぎのとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、災害時に多数の被災者が集中的に発生した場合における、甲が行う遺体の迅速かつ円滑な応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給及び遺体搬送等（以下「業務」という。）を乙に求めるときの手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第２条　乙の協力業務の内容はつぎのとおりとする。

⑴　遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供

⑵　遺体の搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送

⑶　遺体の安置に必要な施設の提供

⑷　甲が設置した震災救援助等における被災者に対する食事等の供給

⑸　帰宅困難者の一時的支援

⑹　前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請手続）

第３条　前条の規定による甲の要請は、練馬区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員からも要請を行うことができるものとする。

２　甲が乙に要請するにあたっては、つぎに掲げる事項を口頭または電話、ファクシミリ等をもって連絡するものとし、その後速やかに、甲は災害時協力要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。

⑴　要請を行った者の職氏名および担当者氏名

⑵　要請内容

⑶　履行の期日（期間）および場所

⑷　その他必要な事項

（業務の実施）

第４条　乙は、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、乙は災害時要請業務実施報告書（第２号様式）を甲に提出するものとする。

⑴　実施業務内容

⑵　従事者の氏名

⑶　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　第２条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第７条　前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は積算根拠を示す供給等業務実績一覧表等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。

２　乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条第１項の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙の指定する支払先に対して速やかにこれを支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第９条、災害救助法施行細則（昭和３８年東京都規則第１３６号）第２条、別表第１に基づく基準額を参考にして、甲、乙協議の上で決定するものとする。

（損害の負担）

第 10 条　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙協議して定める。

（損害補償）

第 11 条　甲は、業務従事者が、業務実施中において負傷し又は疾病にかかりもしくは死亡した場合で、かつ他の法令その他により補償を受けることができない場合は、災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和６３年練馬区条例第１１号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係わるものを除く。

（支援体制の整備）

第 12 条　乙は、災害時における円滑な業務の協力が行えるよう、広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（訓練への参加）

第 13 条　乙は、甲が行う防災訓練等に参加するよう努める。ただし訓練の参加に関して、乙は原則として無償で行うものとする。

（連絡責任者）

第 14 条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理室防災課長とし、乙にあっては全東京葬祭業連合会会長とする。

（災害時の情報提供）

第 15 条　乙は協力業務中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（現況の報告）

第 16 条　乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年４月１日現在で甲に提出するものとする。

（協議）

第 17 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第 18 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに甲または乙からなんらの申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成１６年６月２１日

甲　練馬区豊玉北６丁目１２番１号

練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　文京区本駒込３丁目３０番３号
全東京葬祭業連合会会長　　渋 谷　昌 紀

文京区本駒込３丁目３０番３号
東京都葬祭業協同組合理事長　　久 保　正 数

江戸川区春江町３丁目４５番１２号
東武葬祭協同組合理事長　　泉　幸 延

杉並区梅里１丁目２１番４号
東都聖典協同組合理事長　　渋 谷　昌 紀

世田谷区上北沢４丁目３３番３号
山手葬祭協同組合理事長　　清 水　定 雄

※　様式は省略

資料 18-009　練馬区民の防災・減災活動への取組支援に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と株式会社エムビーディー（以下「乙」という。）とは、練馬区内の地震、風水害、火災、事故その他の災害（以下「災害」という。）に対する練馬区民の防災・減災活動への支援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲および乙が地域における各々の役割と使命に基づき、平時から区民および区民防災組織（以下「区民等」という。）の防災・減災への取組を支援するために、相互に協力することを目的とする。

（支援内容）

第２条　乙は、区民等を対象とした防災・減災取組支援ホームページを自ら企画し、区民等が防災への取組に関して容易に情報を収集・提供できるようホームページを運営する。

２　甲および乙は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合および防災訓練時には、つぎの各号について相互に協力し、または協力を要請することができる。

⑴　乙の管理下にある人員および設備等を提供すること。

⑵　甲が所有し、または管理する施設設備等を提供すること。

⑶　その他前各号に定めた関連事項で、可能なものについて協力すること。

３　甲および乙は、前項の規定による要請を受けたときは、その緊急性に配慮して、可能な範囲においてこれに協力する。

４　第２項の要請は、要請事項を明らかにして文書で行う。ただし、緊急を要するため文書によることができないときは、口頭、電話等により要請を行い、偽実速やかに文書を提出するものとする。

（法令順守）

第３条　甲および乙は、前条の規定に基づく支援活動の中で知り得た個人情報について、互いに法令に基づいて厳正に取り扱うものとする。

（連絡責任者）

第４条　第２条の規定に基づく支援活動が確実・円滑に実施できるように、甲および乙はそれぞれの連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

（費用負担）

第５条　第２条に規定する協力に対して、乙が要した経費（ホームページ用ホスティングサービス使用料等で、人件費を除いた経費）については、適正な方法により算出した金額を、甲が負担する。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは、甲および乙が協議し、負担すべき額を決定する。

３　前各項の規定にかかわらず、甲が行う防災訓練への参加は、特段の事情がない限り原則として乙の負担とする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに甲および乙から書面による解約の申し出がないときは、さらいに１年間延長したものとみなし、以後この例による。

（協　議）

第７条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲および乙が協議し決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１８年４月２０日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区大泉学園町四丁目１７番３０号
　　株式会社エムビーディー
　　代表取締役社長　　秋 山　真 理

資料 18-010　災害時における理容活動および資器材等の提供に関する協定書

　練馬区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合練馬支部（以下「乙」という。）は、災害時における理容活動および資器材等の提供に関し、つぎのとおり協定を締結する。
　なお、平成19年12月17日付け「災害時における理容活動および資器材等の提供に関する協定書」は、この協定の締結により効力を失う。

（目的）
第１条　この協定は、災害時における理容活動および資器材等の提供に関する協力体制を確立し、区民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。
（業務内容）
第２条　乙は、甲の要請に基づき、災害時においてつぎに掲げる業務を行うものとする。
　⑴　理容
　⑵　理容に必要な資器材および消耗品の提供
（要　請）
第３条　甲は、前条に規定する業務の要請を行うときは、災害時における理容活動および資器材等提供要請書（様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請を行うことができる。この場合において、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。
（理容派遣者）
第４条　第２条第１号の理容は、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許証を有する者で、乙の組合員、従業員および甲または乙にボランティア登録した者が行うものとする。
（理容師派遣対象者）
第５条　第２条第１号の理容は、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第４条第１号に該当する被災者を対象とする。ただし、被災者のうち既に就労している者を除くものとする。
（理容費）
第６条　この協定に基づき理容を行った場合において、乙は被災者から当該理容に係る費用を徴収しないものとする。
（費用負担）
第７条　第２条第２号の理容に必要な資器材および消耗品の提供に係る費用については、甲が負担する。
（連絡責任者）
第８条　甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、担当窓口を設置（担当窓口に変更等があった場合を含む。）し、その連絡先、担当者その他必要事項を甲に報告するものとする。
（平常時の啓発活動）
第９条　乙は、平常時から防災に関する普及啓発活動に努めるものとし、その一環として、乙の組合員の店舗において防災ポスター、あっせん用品パンフレット等を設置するものとする。
２　甲は乙と協力し、平常時において防災講習会等を開催し、広く防災意識の啓発に努めるものとする。
（損害補償）
第10条　この協定に基づく災害時の業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかり、他の法令等により補償を受けられないときは練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年３月練馬区条例第11号）の規定に基づき、

甲が補償する。

（訓練等）

第11条　甲および乙は、平時から相互に情報を交換するとともに、乙は、甲が実施する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

（協定期間および更新）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年３月31日までとする。

２　前項の期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を終了し、または改正する意思表示のないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協　議）

第13条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年9月１８日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長　　志　村　　豊　志　郎

乙　東京都練馬区氷川台三丁目25番１号
東京都理容生活衛生同業組合　練馬支部
支部長　　豊　島　　力

資料 18-011　災害時における練馬区と東京電力株式会社荻窪支社との相互協力に関する覚書

練馬区（以下「甲」という。）と東京電力株式会社荻窪支社（以下「乙」という。）は、練馬区内に発生した地震その他の災害において、甲および乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、つぎのとおり覚書を取り交わす。

（用語の定義）
第１条　この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害をいう。
（協力要請）
第２条　甲および乙は、練馬区内に災害が発生し、つぎの事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
⑴　甲が所有または管理する施設および用地を提供すること。
⑵　甲の施設が被災した場合に、乙が優先的に電力の復旧を行うこと。
⑶　乙が甲の災害対策本部に情報連絡要員を派遣すること。
⑷　被災状況の情報を相互に提供すること。
⑸　電力復旧方法等区民の安全に関わる内容について広く周知する必要がある場合は、乙が甲に要
請し、甲の防災行政無線を使用すること。
⑹　その他、前項に定めのない事項で協力できること。
（協力の実施等）
第３条　甲または乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力する。
２　要請は原則として文書により行う。ただし、急を要する等の事情で文書により要請することができないときは、口頭で要請し、後日、文書を提出する。
（情報の交換）
第４条　甲および乙は、協力内容に関し、相互の防災計画の状況について、必要に応じて情報の交換を行う。
（連絡責任者）
第５条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては練馬区危機管理室防災課長、乙においては東京電力株式会社荻窪支社総務グループマネージャーとする。
（有効期間および更新）
第６条　この覚書の有効期間は、覚書を取り交わした日から平成２１年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了の２か月前までに、甲または乙のいずれからも書面による解除の申し出がないときは、さらに１年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。
（取り決め）
第７条　第２条第１号の実施に関する取り決めは別に定めることとする。
（協議）
第８条　この覚書に定めのない事項ならびにこの覚書について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議のうえ決定する。

上記の覚書の証として、本書を２通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２０年４月４日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　東京都杉並区南荻窪四丁目４０番１１号
東京電力株式会社荻窪支社
支社長　　菅 原　信 行

資料 18-012　災害時における練馬区の施設および用地の提供に関する取り決め

災害時における練馬区と東京電力株式会社荻窪支社との相互協力に関する覚書第７条に基づく取り決めはつぎのとおりとする。

（使用用途）
第１条　この取り決めによる用地使用の用途は、つぎのとおりとする。
⑴　電力復旧用資機材置場
⑵　復旧に伴い生じた廃材置場
⑶　安全および保安に伴う監視用作業員詰所
⑷　電力復旧要員の待機場所
（用地の指定）
第２条　乙は、甲の施設および用地を、災害時において前条に規定する用途（以下「電力復旧用資機材置場等」という。）として使用することが出来る。
２　前項において施設および用地は甲が指定する。
（管理および費用負担）
第３条　電力復旧資機材置場等の管理・運営および安全施策は、乙の責任において行う。
２　前項に要する費用は乙の負担とする。
（使用期間）
第４条　電力復旧資機材置場等の使用期間は、甲、乙が協議のうえ決定する。
（原状回復）
第５条　乙が電力復旧用資機材置場等の使用を終了する際は、その施設および用地を原状に復し、甲の確認を受けた後、甲に引き渡す。
（情報交換）
第６条　甲および乙は平常時から電力復旧用資機材置場等の予定地について協議しておく。

上記の取り決めの証として、本書を２通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２０年４月４日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　東京都杉並区南荻窪四丁目４０番１１号
東京電力株式会社荻窪支社
支社長　　菅 原　信 行

資料 18-013　飲料自動販売機による防災情報等および飲料水の提供に関する協定書

災害時における情報提供機能の充実および飲料水の安定的な確保を図るため、練馬区（以下「甲」という。）と、株式会社伊藤園練馬支店（以下「乙」という。）は、防災情報等および飲料水の提供について、つぎのとおり協定を締結する。

（目　的）
第１条　この協定は、災害時における情報提供および区民の飲料水の確保に関する協力体制を確立し、区民の安定した生活確保を図ることを目的とする。
（協　力）
第２条　乙は、この協定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って、可能な限り協力に努めるものとする。また甲および乙は、この業務に互いに必要とする施設設備その他を、可能な限り提供しあうものとする。
（協力内容）
第３条　この協定に規定する協力内容は、つぎのとおりとする。
⑴　災害発生時、甲の災害対策本部の要請に基づき、乙が設置する飲料自動販売機内の在庫商品の
　無償提供
⑵　乙が設置する飲料自動販売機の表示板を利用した防災情報等の提供
⑶　その他、甲乙の協議により必要と認め合意した協力
（双方の義務）
第４条　甲および乙は、この協定に定めた事項に関して、特別な理由がない限り、これを拒んではならない。
（連絡調整）
第５条　この協定に係わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者とが行う。
（損害賠償）
第６条　この協定に基づく協力業務については、甲および乙は、法令により損害を賠償すべき事項を除き互いに求償しない。
（協定期間および更新）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
２　前項の期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または改定する意思表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。
（細　目）
第８条　この協定の実施に関する細目は、別途定める。
（協定破棄）
第９条　この協定を締結することにより、甲と乙との間で平成 15 年 2 月 20 日に締結した防災情報等の提供に関する協定および同協定細目は、破棄する。
（協　議）
第１０条　この協定および実施に関する細目に定めのない事項ならびにこの協定および実施に関する細目の解釈について疑問が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２０年１２月２６日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
　　練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区南田中四丁目９番２５号
　　株式会社　伊藤園
　　練馬支店長　　飯 塚　茂　信

資料 18-014　飲料自動販売機による防災情報等および飲料水の提供に関する協定細目

飲料自動販売機による防災情報等および飲料水の提供に関する協定書（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目はつぎのとおりとする。

（協力内容の詳細）
第１条　甲および乙は、つぎの防災情報等を提供することができる。
⑴　甲が提供する情報
災害対策情報、一般防災情報、公共施設の行事案内および行政情報
⑵　乙が提供する情報
①　読売新聞社が提供するニュース速報
②　機器設置店舗および設置商店街等のＰＲ情報
（協　力）
第２条　協定書第２条に定める協力は、つぎのとおりとする。
⑴　甲が乙に対して提供する施設設備その他
甲が設けている公の施設の飲料自動販売機設置場所のうち、提供可能な部分。ただし、提供の方法は他の同種の飲料自動販売機の例による。
⑵　乙が甲に対して提供する施設設備その他
甲が防災情報等を発信するために必要な情報機器（ソフトウェアを含む。）等一式。乙は、この情報機器を無償で貸与する。
（管　理）
第３条　乙は、災害時の対応を迅速に行うため、飲料自動販売機の鍵を甲に貸与する。
２　甲は、飲料自動販売機の鍵の保管および商品の提供を甲の責任により行う。
３　甲の過失による鍵の紛失、盗難、不正使用等に起因して、対象自販機本体、商品および売上金に損害が生じた場合、甲は乙に対し一切の責任を負う。
４　飲料自動販売機の鍵番号等は飲料自動販売機による防災情報等および飲料水の提供に関する協定書の別紙（第１号様式）のとおりとする。
５　飲料自動販売機内売上金金庫の管理は乙の責任により行う。
（通知義務）
第４条　甲は本協定に基づき商品の無償提供を行った場合、速やかに日時・数量等を乙に通知しなければならない。
（連絡調整者）
第５条　協定書第４条に定める連絡調整は、つぎの者が行う。
⑴　甲の指定する者　練馬区危機管理室防災課長
⑵　乙の指定する者　株式会社伊藤園練馬支店長

甲と乙は、本協定細目を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２０年１２月２６日

甲　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区長　　志 村　豊 志 郎

乙　練馬区南田中四丁目９番２５号
株式会社伊藤園
練馬支店長　　飯 塚　茂 信

資料 18-015　災害時における電気設備等の応急復旧作業に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と財団法人関東電気保安協会東京北事業本部練馬事業所（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備等の応急復旧作業に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区内で災害が発生した場合において、電気設備等の安全を確立するとともに、区民の安定した生活および事業所の事業活動の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における「電気設備等」とは、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条に規定する一般用電気工作物、事業用電気工作物および自家用電気工作物をいう。

（業務内容）

第３条　乙は、甲の要請に基づき、災害時においてつぎに掲げる業務を行うものとする。

⑴　電気設備等の応急復旧作業に関する労務の提供

⑵　小型発電機等の機材の貸出し

⑶　前２号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項への協力

（要請）

第４条　前条の規定により甲が要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他の通信手段により乙に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴　災害の概況

⑵　前条第１号に掲げる業務を要請するときは、応急復旧作業を実施する場所および電気工作物の種別

⑶　前条第２号に掲げる業務を要請するときは、貸出品名、貸出数量、貸出場所および貸出期間

⑷　前３号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力内容）

第５条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、可能な範囲において、電気設備等の応急復旧作業の業務に従事するものとする。

（資料提出）

第６条　甲は、第 3 条第 2 号に掲げる機材の貸出しを受けることを予定する施設等の一覧について、あらかじめ作成し、乙に提出するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、第 3 条に規定する乙の業務に要した費用を負担するものとする。

（損害補償）

第８条　この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、または疾病にかかったときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年 3 月練馬区条例第 11 号）の規定に基づき、甲が補償する。

２　甲は、甲の責に帰すべき事由により、第 3 条第 2 号に掲げる機材をき損し、または滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

（協定期間および更新）

第９条　この協定の有効期間は、協定の締結日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の１箇月前までに、甲または乙のいずれからもこの協定を解除または変更する意思表示がないときは、この協定の有効期間はさらに１年間延長するものとし、以後は同様とする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成２３年2月２２日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　志 村　豊 志 郎

乙 東京都練馬区豊玉南三丁目１番１号
財団法人関東電気保安協会
東京北事業本部
練馬事業所長　米 本　和 道

資料18-016　災害時における特別法律相談に関する協定

練馬区（以下「甲」という。）と練馬法律相談クラブ（以下「乙」という。）とは、練馬区の区域内（以下「区内」という。）において、大震災その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な法律相談（以下「特別法律相談」という。）の実施について、つぎのとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、区内で災害等が発生した際に、練馬区地域防災計画に基づき甲が行う救済・復興活動の一環として甲が実施する特別法律相談につき、乙の会員のうち当該相談を担当する弁護士（以下「担当弁護士」という。）の業務について必要な事項を定める。

（担当弁護士派遣の要請）

第２条　甲は、区内で災害等が発生し、特別法律相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し担当弁護士の派遣を要請するものとする。

（担当弁護士派遣計画の提出等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに担当弁護士の派遣計画を策定し、甲に提出するとともに、甲が指定する特別法律相談の場所に担当弁護士を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別法律相談の活動場所等）

第４条　特別法律相談の場所、時間、受付手続その他相談方法については、平常時における甲が実施する法律相談を参考にして、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（特別法律相談の内容）

第５条　特別法律相談の内容は、災害等に起因する法律問題全般とする。

（相互協力）

第６条　甲と乙は、特別法律相談を円滑に行うため、派遣担当弁護士の名簿作成、地域割り、特別法律相談の周知等について協力して実施する。

（相談料）

第７条　特別法律相談に係る利用者の相談料は、無料とする。

（謝礼）

第８条　相談業務に従事した担当弁護士に対する謝礼は、平常時における甲が実施する法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害補償）

第９条　甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する担当弁護士の損害補償は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年３月練馬区条例第11号）の例により、甲が補償するものとする。

（応援弁護士）

第10条　乙は、乙所属以外の弁護士に対し、この協定に基づく特別法律相談業務への協力要請をすることができる。

２　前項の協力要請に基づき、特別法律相談業務に従事した担当弁護士に対する謝礼その他必要な事項は、この協定の定めに準ずるものとする。

（協定の期間）

第11条　この協定の期間は、平成26年1月24日から平成26年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲または乙から何らの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（細目）
第12条　この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。
（協議）
第13条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

平成26年1月24日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
甲　練馬区
練馬区長　志　村　豊 志 郎

東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
乙　練馬法律相談クラブ
代表幹事　仲　居　　康　雄

資料 18-017　り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定

東京都（以下「甲」という。）および練馬区（以下「乙」という。）は、東京都内における災害の発生に備え、東京都震災復興マニュアル（平成15年３月東京都総務局発行。以下「震災復興マニュアル」という。）および区市町村震災復興標準マニュアル（平成21年３月東京都総務局発行。以下「標準マニュアル」という。）に基づき、相互連携と協力の下、被災者の生活再建支援の業務を円滑に遂行するため、り災証明書の発行に係る情報提供等に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（定義）

第１条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。

２　この協定において「家屋台帳の情報」とは、つぎに掲げるものをいう。

⑴　固定資産家屋課税台帳のうち第14条の実施細目に定める項目

⑵　前号の項目に係るコードの読替え表

（家屋台帳の情報の提供）

第２条　甲は、乙がり災証明書の発行および被災者の生活再建支援の業務に利用するため、震災復興マニュアル第１章第２節１「都民被害の状況把握」、標準マニュアル第１章第２節１「家屋・住家の被害状況の把握」および同章第３節１「り災証明発行の準備」に基づく乙からの要請により、家屋台帳の情報を乙に提供するものとする。

（目的外利用の禁止）

第３条　乙（乙が指定した者を含む。）は、甲から提供された家屋台帳の情報をり災証明書の発行および被災者の生活再建支援の業務以外の目的で利用してはならない。

（家屋台帳の情報の管理）

第４条　乙（乙が指定した者を含む。）は、家屋台帳の情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）、書面その他の媒体を適切に管理しなければならない。

２　乙は、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を甲に提出しなければならない。

３　乙（乙が指定した者を含む。）の故意または過失により、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償等に関する一切の責任は、乙が負うものとする。

（過年度情報の消去等）

第５条　乙は、第２条の規定により家屋台帳の情報の提供を受けた場合において、過去に提供を受けた家屋台帳の情報（以下この条において「過年度情報」という。）があるときは、過年度情報を記録した電磁的記録媒体、書面その他の媒体に含まれる全ての過年度情報を消去し、破壊し、または破棄しなければならない。

２　乙は、新たに家屋台帳の情報の提供を受けた日から14日以内に、前項の規定により乙が保有する全ての過年度情報の消去等を行った旨を記載した書面を、甲に提出しなければならない。

（被災者情報の提供）

第６条　乙は、甲が被災者の生活再建支援の業務に利用するため、震災復興マニュアル第１章第２節１「都民被害の状況把握」および同節２「都民生活の復旧・復興状況の把握」ならびに標準マニュアル第１章第２節２「住民の被害・被災後の生活状況の把握」および同節５「住民生活の再建状況等の把握」に基づく甲からの要請により、り災証明書を発行する際に乙が

作成した被災者に関する情報（以下「被災者情報」という。）を甲に提供するものとする。
２　前項の規定による甲からの要請は、提供を求める被災者情報の内容を記載した書面をもって行うものとする。
３　乙は、被災者にり災証明書を発行するときは、被災者情報を甲に提供する旨を周知するものとする。
（目的外利用の禁止）
第７条　甲（甲が指定した者を含む。）は、乙から提供された被災者情報を被災者の生活再建支援の業務以外の目的で利用してはならない。
（被災者情報の管理）
第８条　甲（甲が指定した者を含む。）は、被災者情報を記録した電磁的記録媒体、書面その他の媒体を適切に管理しなければならない。
２　甲は、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を乙に提出しなければならない。
３　甲（甲が指定した者を含む。）の故意または過失により、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償等に関する一切の責任は、甲が負うものとする。
（被災者情報の消去等）
第９条　甲は、被災者の生活再建支援の業務が終了したときは、速やかに、電磁的記録媒体、書面その他の媒体に含まれる全ての被災者情報を消去し、破壊した上で破棄しなければならない。
２　甲は、前項の規定により甲が保有する全ての被災者情報の消去等を行った旨を記載した書面を、速やかに乙に提出しなければならない。
（情報提供の頻度）
第10条　甲は、乙に対して年１回、家屋台帳の情報を提供するものとする。
２　乙は、第６条第１項の規定にかかわらず、災害による被害状況に応じて甲との連携および協力をより円滑に行う必要があると判断したときは、甲に対し、被災者情報を提供するものとする。
（費用負担）
第11条　この協定の締結後、この協定に定める事項に関して新たな費用負担が発生する場合は、別途、甲および乙で協議して定める。
（個人情報保護手続の完了）
第12条　甲および乙は、この協定の締結に当たり、個人情報の目的外提供および収集について、それぞれ東京都個人情報の保護に関する条例（平成20年東京都条例第113号）、練馬区個人情報保護条例（平成12年３月練馬区条例第79号）および練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例（平成12年３月練馬区条例第80号）の規定に基づき、それぞれ東京都情報公開・個人情報保護審議会または練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会の承認を得る等必要な手続を完了しておかなければならない。
（協議）
第13条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合およびこの協定に定めのない事項は、甲および乙が協議して定める。
（委任）
第14条　この協定に定めるもののほか、り災証明書の発行に係る情報提供等に関し必要な事項は、別に定める実施細目に基づき行うものとする。

この協定の合意の証として、甲および乙は、正本２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成27年３月６日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　舛　添　要　一

乙　　東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号
練馬区
代表者　練馬区長　前　川　燿　男

資料 18-018　災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

練馬区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生した時（以下「災害時」という。）における応急対策業務の協力に関して、練馬区を甲、大泉学園駅北口地区第一種市街地再開発事業の施設建築物施設部分の管理者であるリズモ大泉学園施設管理組合を乙とし、甲および乙間において、つぎの条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲および乙が行う応急対策業務その他についての相互協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第２条　業務の内容は、つぎの各号に掲げる事項とする。

⑴　乙は、災害時に周辺住民や帰宅困難者等に対し、乙の管理する施設屋上庭園（別図１）を一時滞在場所として開放すること。

⑵　甲は、乙に対し、災害時における乙の要請に基づき、必要な支援を行うこと。

⑶　前２号に掲げるほか、前２号の業務の執行に際して甲が必要と認める事項

（協力要請の手続）

第３条　甲および乙は、相互に協力を要請するときは、業務内容、理由、日時、実施場所およびその他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、そのいとまがないときは、甲および乙における各々の判断により、第２条に規定する業務を開始して、事後に通知するものとする。

（双方の義務）

第４条　甲および乙は、この協定に定めた事項に関し、特段の理由がない限り、誠意をもって必要な業務を行うこととする。

（連絡調整）

第５条　この協定に係る連絡調整は、甲および乙が指定するつぎの者が行う。

⑴　甲の指定する者　練馬区危機管理室防災課長

⑵　乙の指定する者　リズモ大泉学園施設管理組合理事長

（協力）

第６条　甲および乙は、第２条に規定する業務の実施に要した費用を、相互に請求することができる。

（訓練等）

第７条　乙は、自ら防災訓練を実施するよう努めるほか、甲が実施または後援する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。この場合において、訓練参加に要する費用等は、原則として、乙の負担とする。

（損害補償）

第８条　この協定に基づき災害時の業務に従事した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ他の法令により補償を受けることができない場合において、甲は、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年３月練馬区条例第11号）の例により、損害補償を行う。

（協定期間および更新）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、

さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（細目）

第10条　この協定の業務の詳細および実施に関する細目は、別に定める。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲および乙は、本書を２部作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１部を保有する。

平成27年３月19日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番１号

甲　練馬区

練馬区長　　前川　燿男

東京都練馬区東大泉一丁目28番１号

乙　リズモ大泉学園施設管理組合

理事長　西武鉄道株式会社　取締役社長　若林　久

資料 18-019　災害時における福祉用具等物資の優先供給等協力に関する協定

（趣旨）

第１条　練馬区（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、練馬区内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が練馬区災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときから発動するものとする。

（福祉用具等物資供給の協力要請）

第３条　災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また、甲は乙の指定する者が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

（福祉用具等物資供給の協力実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（福祉用具等物資の内容）

第５条　甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、甲乙協議の上、あらかじめ別表に定めておくものとする。

２　乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（物資の供給方法、受渡しおよび運搬）

第６条　乙は、物資の供給をレンタルまたは販売によって行うものとし、いずれによるかは甲乙協議の上、決定するものとする。

２　前条に規定する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該場所において甲または甲の指定する者が確認して引き取るものとする。

３　物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙の指定する者による運搬が困難である場合は、運搬の一部または全てを甲または甲の指定する者が行うものとする。

（福祉用具等物資供給の要請手続）

第７条　甲は、第３条の規定により、乙に対し福祉用具等物資の供給を要請するときは、福祉用具等物資供給要請書（第１号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（報告）

第８条　乙は、物資の供給を実施したときは、福祉用具等物資供給報告書（第２号様式）（以下「報告書」という。）により報告を行うものとする。ただし、報告書により報告ができない場合は、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（福祉用具等物資の適合確認）

第９条　福祉用具等物資の適合確認は、甲の要請に対し乙の指定する福祉用具専門相談員が必要に応じて、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて行うものとする。

（車両の通行）

第 10 条　甲は、乙の指定する者が物資を運搬または供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の指定する者の車両が緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また、甲は乙の

指定する者が燃料、車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

（損害の負担）

第 11 条　本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用）

第 12 条　乙が、甲の要請により供給した福祉用具等物資および行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

３　甲は、前２項の規定に基づき、乙から費用の支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に乙の指定する口座へ振込みによって支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（情報連絡体制の確認）

第 13 条　甲および乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年４月 30 日までに同月１日の担当者を互いに福祉用具等物資供給担当者通知書（第３号様式）（以下「通知書」という。）により報告するものとする。

２　年度の途中に担当者を変更した場合は、変更の日から 30 日以内に相手方に通知書により報告するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第 14 条　乙は、つぎに掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

⑴　甲が実施する防災啓発事業および防災訓練への参加

⑵　その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（有効期間）

第 15 条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第 16 条　本協定に定めのない事項または本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成 27 年 12 月 15 日

甲　東京都練馬区豊玉北６丁目１２番１号
練馬区長　前　　川　　燿　　男

乙　東京都港区浜松町２丁目７番１５号
一般社団法人　日本福祉用具供給協会
理 事 長　小 野 木　　孝　　二

資料 18-020　災害時における練馬区と練馬区介護サービス事業者連絡協議会との介護サービス利用者の支援に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区介護サービス事業者連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時における介護サービスの利用者に対する支援に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に災害が発生し、練馬区に住所を有する介護サービスの利用者（以下「利用者」という。）が被災した場合に、安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における「災害」とは、区内における震度５弱以上の地震をいう。

（協力）

第３条　乙は、乙に加盟する介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して、当該事業者の介護サービス事業所（以下「事業所」という。）の利用者の災害時における安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力させるものとする。

（安否の確認および報告）

第４条　前条の規定により災害時に協力する事業者または事業所（以下「事業者等」という。）は、災害が発生した場合は、利用者の安否について確認し、別に定める内容を事業所ごとに取りまとめ、できる限り速やかに区内のいずれかの総合福祉事務所に対して報告するものとする。

２　報告は電子メール、ファクシミリ、電話、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

３　甲は、事業者等から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するものとする。

（介護サービスの提供）

第５条　事業者等は、甲から乙への要請に基づき、利用者の居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護等の介護サービスの提供を行うものとし、介護サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、事業者等が前条に規定する介護サービスの提供に際して要した経費（介護保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、本協定に基づき、第４条に規定する安否の確認および報告ならびに第５条に規定する介護サービスの提供に従事した事業者等の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年３月練馬区条例第 11 号）の規定に基づき、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第８条　甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定めるものとする。

（情報の交換）

第９条　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務等）

第 10 条　乙および事業者等は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以

外の者に漏らしてはならない。

２　甲は、この協定の履行に当たり事業者等から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

（協議）

第 11 条　この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（期間）

第 12 条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、その１通を保有する。

平成 29 年３月 22 日

東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番１号

甲　　練馬区

練馬区長　前川　燿男

東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番１号

乙　　練馬区介護サービス事業者連絡協議会

会長　　中村　紀雄

資料 18-021　災害時における練馬区と練馬区障害福祉サービス事業者連絡会との障害福祉サービス利用者の支援に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区障害福祉サービス事業者連絡会（以下「乙」という。）は、災害時における障害福祉サービスの利用者に対する支援に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に災害が発生し、練馬区に住所を有する障害福祉サービスの利用者（以下「利用者」という。）が被災した場合に、安否の確認および報告ならびに障害福祉サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　災害　区内における震度５弱以上の地震をいう。

⑵　障害福祉サービス　つぎのいずれかに該当するサービスをいう。

ア　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく自立支援給付および地域生活支援事業の対象となるサービス

イ　児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）に基づく障害児通所給付および障害児相談支援給付の対象となるサービス

ウ　その他障害者を対象とするサービスで甲が必要と認めるもの

（協力）

第３条　乙は、乙に加盟する障害福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して、当該事業者の障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）の利用者の災害時における安否の確認および報告ならびに障害福祉サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力させるものとする。

（安否の確認および報告）

第４条　前条の規定により災害時に協力する事業者または事業所（以下「事業者等」という。）は、災害が発生した場合は、利用者の安否について確認し、別に定める内容を事業所ごとに取りまとめ、できる限り速やかに区内のいずれかの総合福祉事務所に対して報告するものとする。

２　報告は電子メール、ファクシミリ、電話、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

３　甲は、事業者等から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するものとする。

（障害福祉サービスの提供）

第５条　事業者等は、甲から乙への要請に基づき、利用者の居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要な相談支援、障害児相談支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援（居宅系サービスのみ）、移動支援、通所系サービス（送迎のみ）等の障害福祉サービスの提供を行うものとし、障害福祉サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、事業者等が前条に規定する障害福祉サービスの提供に際して要した経費（自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所給付および障害児相談支援給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、本協定に基づき、第４条に規定する安否の確認および報告ならびに第５条に規定する障害福祉サービスの提供に従事した事業者等の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和 63 年３月練馬区条例第 11 号）の規定に基

づき、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第８条　甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定めるものとする。

（情報の交換）

第９条　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務等）

第 10 条　乙および事業者等は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

２　甲は、この協定の履行に当たり事業者等から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

（協議）

第 11 条　この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（期間）

第 12 条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、その１通を保有する。

平成 29 年３月 22 日

東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番１号
甲　練馬区
練馬区長　前川　燿男

東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番１号
乙　練馬区障害福祉サービス事業者連絡会
会長　柴山　耕史

資料 18-022　避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と練馬区（以下「乙」という。）とは、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第２条　応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

２　応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第３条　甲乙は、協議の上、個別の応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　乙が避難所に指定しているもののうち応急給水栓を設置する避難所

（２）　避難所の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（３）　応急給水栓の設置位置

２　甲乙は、乙が指定する避難所に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、甲乙は、個別の応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務は負わない。

（設置工事の施行等）

第４条　甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

２　乙は、設置工事の施行に当たり、甲に当該避難所の敷地使用料を求めないものとする。

３　乙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

４　乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第５条　応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

２　設置工事完了検査の合格後、甲乙は遅滞なく立ち会い、甲乙立会いの下で応急給水栓を甲から乙へ無償で引き渡す。

３　前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は乙に帰属する。

４　甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知りながら乙に告げなかったときは、この限りでない。

５　前項の規定にかかわらず、乙は、応急給水栓に隠れたかしを認めたときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。

6　甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。
7　甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第３条第１項第２号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

（応急給水栓の維持管理）
第６条　乙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。
2　乙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。
3　乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新が必要であると判断したときは、速やかに甲に通知するとともに、応急給水栓を補修し、又は更新するように努めるものとする。この場合において、当該応急給水栓の補修又は更新に係る費用は乙が負担するものとする。
4　乙は、前項前段の応急給水栓の補修又は更新を完了したときは、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

（応急給水栓の機能維持）
第７条　乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年１回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。
2　乙は、応急給水栓に異常を認めたときは、遅滞なく甲へ通知するとともに、補修又は更新を行うように努めなければならない。なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。
3　前条第４項の規定は、前項の場合に準用する。

（不可抗力に伴う調整）
第８条　引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、甲乙は、第３条から第５条までに規定する義務を再度負うものとする。
2　前項に規定する場合において、乙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

（開栓器等の引渡し）
第９条　応急給水栓の維持管理に必要な器具（以下「開栓器等」という。）は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、甲乙立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。
（１）　開栓器
（２）　蓋鍵
（３）　スタンドパイプ
（４）　蛇口アダプター
（５）　排水用ホース
（６）　ホーローカップ
（７）　残留塩素キット
（８）　収納バッグ
2　前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。
3　甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負

わないものとする。ただし、甲がそのかしを知りながら乙に告げなかったときは、この限りでない。
4　乙は、第１項の規定による引渡しの後、開栓器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

（操作方法及び機能維持の説明）
第 10 条　甲は、前条第１項に規定する開栓器等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等（以下「応急水栓等」という。）の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

（甲の応急給水栓の使用）
第 11 条　甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。
2　甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、無償で乙の敷地内に立ち入ることができるものとする。
3　甲が乙の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

（乙の応急給水栓の使用）
第 12 条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、応急給水栓を使用することができるものとする。
（１）　災害発生時において応急給水活動を行う場合
（２）　応急給水栓の機能維持を行う場合
2　乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。
3　乙は、第１項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。
4　乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。
5　乙は、第１項第１号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。

（避難所の指定解除による応急給水栓の撤去）
第 13 条　乙は、応急給水栓を設置した避難所について、避難所の指定を解除する場合は、遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、所有者である乙が全額負担する。
2　乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。
3　乙は、第１項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。
4　乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。

（乙の理由による応急給水栓の移設）
第 14 条　乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。
2　乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲に移設が完了したことを通知するものとする。
3　乙が、甲に無断で移設を行った場合は、甲乙にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度移設が必要な場合は、乙が移設に係る費用を全額負担するものとする。

（覚書の解除）
第 15 条　甲乙は、協議の上で、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、および撤去の費用を負担するものを定めるものとする。
２　前項の場合において、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

（有効期間）
第 16 条　この覚書は、締結日から１年間その効力を有する。
２　甲又は乙のいずれかから、前項の期間満了の６か月前までに、甲又は乙に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に１年間効力を有するものとし、その後も同様とする。
３　甲又は乙のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。
４　甲又は乙から第２項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

（解釈に疑義を生じた場合等）
第 17 条　この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（記載事項の変更）
第 18 条　この覚書に定める事項を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 29 年　7 月 5 日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都公営企業管理者
水道局長　醍醐　勇司

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
乙　練馬区
練馬区長　前川　燿男

資料 18-023　震災時におけるり災証明書発行に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と東京消防庁練馬消防署（以下「乙」という。）、東京消防庁光が丘消防署（以下「丙」という。）および東京消防庁石神井消防署（以下「丁」という。）とは、相互協力により震災時における火災被害に係るり災証明書の発行（以下「り災証明書の発行」という。）およびその根拠となる火災調査を円滑に行うため、つぎの条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震災害発生に備え、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、り災証明書の発行およびその根拠となる火災調査に関する事項を定めることを目的とする。

（連絡会の開催）

第２条　甲は、地震災害発生後にり災証明書の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催し、乙、丙および丁と協議の上、つぎに掲げる項目を定める。

⑴　被害状況調査開始時期に関すること。
⑵　被害状況調査体制に関すること。
⑶　情報の共有に関すること。
⑷　発行場所に関すること。
⑸　発行窓口業務に関すること。
⑹　発行開始時期および終期に関すること。
⑺　その他必要な事項に関すること。

（被災者生活再建支援システム等の活用）

第３条　甲は、乙、丙および丁が火災調査業務を行う場合に、乙、丙および丁の求めに応じ、被災者生活再建支援システムを活用した地震火災被害に係る調査票の出力その他火災調査業務上必要な処理を行うものとする。

（被災情報の提供）

第４条　甲は、乙、丙および丁が火災被害に対する被害状況調査業務に必要と認められる場合は、乙、丙および丁の求めに応じて、被災者の情報（住民基本台帳および固定資産家屋課税台帳に係る情報）を提供する。

２　乙、丙および丁は、甲がり災証明書の発行および被災者台帳（被災者の被害情報や生活支援施策の実施状況を管理する台帳をいう。以下同じ。）の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、火災被害に対する被害状況調査結果の情報を提供する。

３　甲は、作成した被災者台帳のうち、乙、丙および丁の業務に必要と認められる情報を乙、丙および丁に提供する。

（窓口発行業務）

第５条　乙、丙および丁は、甲が開設するり災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じ、り災証明書の発行についての必要な支援業務を行うものとする。

（情報管理）

第６条　甲、乙、丙および丁は、第４条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

２　甲、乙、丙および丁は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な処置を講じなければならない。

（提供情報の目的外使用の禁止）

第７条　乙、丙および丁は、甲から提供を受けた情報を、第４条第１項および第３項に規定する業務

以外の目的に使用してはならない。
２　甲は、乙、丙および丁から提供を受けた情報を、第４条第２項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。
（協議会の開催）
第８条　甲、乙、丙および丁は、定期的に協議会を開催し、円滑なり災証明書の発行体制の構築を推進する。
２　会長は、甲の危機管理課長とする。
３　構成員は、乙、丙および丁の予防課長ならびに会長が必要と認める者とする。
４　協議会は、会長が招集し、開催する。ただし、乙、丙および丁が必要と認める場合は、甲に協議会の開催を求めることができる。
５　事務局は、練馬区危機管理室危機管理課とする。
（訓練の実施）
第９条　甲、乙、丙および丁は、定期的にり災証明書の発行訓練等を実施する。
（その他）
第 10 条　この協定の解釈に疑義を生じた場合およびこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙および丁が協議して決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を４通作成し、甲、乙、丙および丁が記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成 30 年２月 13 日

甲　東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番１号
練馬区
練馬区長　　前　川　燿　男

乙　東京都練馬区豊玉北五丁目１番８号
東京消防庁練馬消防署
練馬消防署長　　原　川　英　俊

丙　東京都練馬区光が丘二丁目９番１号
東京消防庁光が丘消防署
光が丘消防署長　　山　田　哲　夫

丁　東京都練馬区下石神井五丁目 16 番８号
東京消防庁石神井消防署
石神井消防署長　　戸　谷　彰　宏

資料20-001　練馬区の地震に関する地域危険度（表）

東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」(平成30年2月公表)

危険度ランク　5 (高い)　⇔　1 (低い)

町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難度			総合危険度		
	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	困難度	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク
旭丘１丁目	3.09	1451	2	0.61	1375	2	0.10	2726	2	0.36	1605	2
旭丘２丁目	2.21	2025	2	1.01	966	3	0.11	2310	2	0.37	1570	2
旭町１丁目	2.33	1925	2	0.94	1013	3	0.20	856	3	0.64	892	3
旭町２丁目	1.86	2422	2	0.17	2527	2	0.17	1273	2	0.34	1672	2
旭町３丁目	2.09	2153	2	0.23	2241	2	0.12	2109	2	0.28	1892	2
大泉学園町１丁目	1.82	2470	2	0.78	1163	3	0.14	1747	2	0.36	1579	2
大泉学園町２丁目	1.43	3072	1	0.37	1778	2	0.22	564	3	0.40	1433	2
大泉学園町３丁目	0.91	3925	1	0.14	2701	2	0.16	1291	2	0.17	2605	2
大泉学園町４丁目	1.79	2518	2	0.66	1303	2	0.24	406	3	0.60	971	3
大泉学園町５丁目	2.04	2207	2	0.89	1063	3	0.14	1780	2	0.40	1418	2
大泉学園町６丁目	2.35	1912	2	1.15	878	3	0.23	485	3	0.81	688	3
大泉学園町７丁目	2.11	2128	2	0.93	1030	3	0.18	1108	3	0.54	1093	3
大泉学園町８丁目	2.24	1999	2	1.38	779	3	0.13	2019	2	0.46	1249	2
大泉学園町９丁目	0.02	5140	1	0.00	5115	1	0.28	226	4	0.01	4633	1
大泉町１丁目	1.70	2638	2	0.23	2234	2	0.18	1118	3	0.34	1655	2
大泉町２丁目	2.57	1756	2	1.00	971	3	0.16	1334	2	0.58	1012	3
大泉町３丁目	1.74	2590	2	0.83	1120	3	0.21	689	3	0.54	1088	3
大泉町４丁目	1.55	2866	1	0.37	1767	2	0.12	2284	2	0.22	2256	2
大泉町５丁目	2.04	2217	2	0.98	984	3	0.11	2409	2	0.33	1679	2
大泉町６丁目	2.84	1597	2	1.46	746	3	0.09	2866	1	0.38	1497	2
春日町１丁目	1.22	3418	1	0.32	1904	2	0.18	1007	3	0.28	1898	2
春日町２丁目	2.44	1844	2	1.54	712	3	0.14	1726	2	0.56	1042	3
春日町３丁目	1.93	2332	2	0.66	1294	2	0.12	2210	2	0.31	1787	2
春日町４丁目	2.66	1698	2	1.71	638	3	0.21	664	3	0.93	601	3
春日町５丁目	1.85	2437	2	0.57	1444	2	0.22	565	3	0.54	1099	3
春日町６丁目	2.02	2225	2	0.28	2016	2	0.08	3107	1	0.18	2516	2
上石神井１丁目	1.91	2358	2	0.87	1086	3	0.14	1649	2	0.40	1430	2
上石神井２丁目	1.46	3025	1	0.35	1828	2	0.15	1465	2	0.28	1932	2
上石神井３丁目	1.38	3150	1	0.52	1521	2	0.13	1956	2	0.25	2094	2
上石神井４丁目	1.19	3461	1	0.20	2355	2	0.10	2610	2	0.14	2869	1
北町１丁目	2.58	1748	2	0.48	1601	2	0.09	2903	1	0.27	1967	2
北町２丁目	1.45	3033	1	0.08	3155	1	0.07	3404	1	0.10	3283	1
北町３丁目	1.18	3479	1	0.25	2121	2	0.06	3449	1	0.09	3373	1
北町４丁目	0.03	5106	1	0.00	5048	1	0.00	4772	1	0.00	4767	1
北町５丁目	1.79	2524	2	0.73	1228	2	0.09	2928	1	0.22	2271	2
北町６丁目	1.07	3678	1	0.28	2004	2	0.03	4164	1	0.04	3989	1
北町７丁目	1.98	2281	2	0.23	2232	2	0.08	3113	1	0.17	2590	2
北町８丁目	3.19	1417	2	1.68	649	3	0.13	1911	2	0.64	891	3
向山１丁目	1.19	3469	1	0.05	3531	1	0.05	3756	1	0.06	3714	1
向山２丁目	1.76	2554	2	0.74	1216	2	0.22	584	3	0.55	1070	3
向山３丁目	1.47	3006	1	0.83	1118	3	0.37	50	5	0.86	657	3
向山４丁目	3.93	1124	3	2.34	504	3	0.19	882	3	1.21	425	3
小竹町１丁目	2.08	2161	2	1.58	698	3	0.10	2708	2	0.36	1607	2
小竹町２丁目	1.57	2836	2	0.26	2092	2	0.06	3577	1	0.11	3211	1
栄町	3.08	1460	2	0.76	1182	3	0.15	1500	2	0.59	992	3
桜台１丁目	2.45	1835	2	1.25	829	3	0.15	1545	2	0.56	1052	3
桜台２丁目	2.75	1641	2	3.80	327	4	0.21	728	3	1.35	372	4
桜台３丁目	1.61	2761	2	0.53	1506	2	0.16	1354	2	0.34	1645	2
桜台４丁目	2.95	1523	2	2.76	432	3	0.19	879	3	1.11	475	3
桜台５丁目	2.04	2215	2	1.79	622	3	0.26	318	4	0.99	550	3
桜台６丁目	2.13	2106	2	1.62	675	3	0.17	1148	3	0.65	871	3
下石神井１丁目	1.80	2509	2	0.64	1325	2	0.08	3080	1	0.19	2432	2
下石神井２丁目	1.87	2413	2	1.21	846	3	0.17	1180	3	0.53	1109	3
下石神井３丁目	1.58	2818	2	1.86	597	3	0.22	601	3	0.75	750	3
下石神井４丁目	1.45	3030	1	1.13	893	3	0.14	1766	2	0.36	1598	2
下石神井５丁目	1.59	2796	2	1.11	902	3	0.17	1270	2	0.45	1284	2
下石神井６丁目	1.86	2415	2	2.08	548	3	0.18	1048	3	0.71	784	3
石神井台１丁目	0.90	3933	1	0.09	3074	1	0.14	1699	2	0.14	2884	1
石神井台２丁目	2.33	1922	2	2.29	514	3	0.13	1873	2	0.62	931	3
石神井台３丁目	1.25	3382	1	0.76	1181	3	0.20	822	3	0.40	1435	2
石神井台４丁目	1.09	3632	1	0.12	2809	2	0.06	3571	1	0.07	3595	1
石神井台５丁目	1.84	2446	2	1.35	792	3	0.09	2919	1	0.28	1929	2
石神井台６丁目	1.74	2604	2	0.71	1255	2	0.09	2772	2	0.23	2197	2
石神井台７丁目	2.06	2193	2	0.24	2170	2	0.07	3280	1	0.16	2659	2
石神井台８丁目	2.10	2140	2	0.75	1196	2	0.14	1805	2	0.39	1462	2

町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難度			総合危険度		
	危険量(棟/ha)	順位	ランク	危険量(棟/ha)	順位	ランク	困難度	順位	ランク	危険量(棟/ha)	順位	ランク
石神井町１丁目	1.16	3515	1	0.34	1847	2	0.08	2990	1	0.13	3028	1
石神井町２丁目	1.08	3648	1	0.20	2337	2	0.13	1844	2	0.17	2597	2
石神井町３丁目	1.73	2614	2	0.17	2538	2	0.11	2299	2	0.22	2286	2
石神井町４丁目	1.77	2546	2	1.49	729	3	0.17	1224	2	0.55	1064	3
石神井町５丁目	1.36	3184	1	0.05	3620	1	0.14	1761	2	0.19	2428	2
石神井町６丁目	1.70	2637	2	0.42	1673	2	0.20	860	3	0.41	1386	2
石神井町７丁目	1.88	2396	2	1.47	737	3	0.12	2236	2	0.39	1456	2
石神井町８丁目	1.77	2551	2	1.43	754	3	0.12	2149	2	0.39	1480	2
関町北１丁目	1.59	2791	2	0.05	3585	1	0.01	4624	1	0.02	4371	1
関町北２丁目	1.57	2844	1	0.15	2617	2	0.02	4506	1	0.03	4166	1
関町北３丁目	1.46	3026	1	0.32	1887	2	0.12	2146	2	0.22	2295	2
関町北４丁目	1.14	3543	1	0.09	3031	1	0.13	2033	2	0.16	2746	2
関町北５丁目	1.16	3502	1	0.27	2072	2	0.13	1849	2	0.19	2444	2
高野台１丁目	1.03	3735	1	0.02	4105	1	0.05	3788	1	0.05	3866	1
高野台２丁目	1.16	3508	1	0.02	4037	1	0.03	4195	1	0.03	4077	1
高野台３丁目	1.75	2569	2	0.20	2378	2	0.17	1233	2	0.33	1699	2
高野台４丁目	1.15	3531	1	0.26	2087	2	0.08	3131	1	0.11	3191	1
高野台５丁目	1.35	3199	1	0.40	1698	2	0.16	1407	2	0.28	1937	2
高松１丁目	1.74	2598	2	0.13	2775	2	0.14	1673	2	0.27	1980	2
高松２丁目	1.48	2984	1	0.24	2192	2	0.18	1117	3	0.30	1800	2
高松３丁目	1.34	3227	1	0.17	2533	2	0.12	2269	2	0.17	2585	2
高松４丁目	1.74	2583	2	0.40	1718	2	0.12	2105	2	0.26	1991	2
高松５丁目	0.57	4352	1	0.02	3997	1	0.08	3145	1	0.05	3937	1
高松６丁目	0.97	3835	1	0.06	3444	1	0.11	2478	2	0.11	3183	1
田柄１丁目	3.12	1435	2	1.62	677	3	0.13	2060	2	0.59	974	3
田柄２丁目	2.34	1919	2	1.01	969	3	0.12	2180	2	0.40	1427	2
田柄３丁目	2.17	2059	2	0.65	1315	2	0.10	2675	2	0.28	1916	2
田柄４丁目	1.85	2427	2	1.01	967	3	0.08	3095	1	0.23	2222	2
田柄５丁目	1.18	3473	1	0.23	2236	2	0.10	2598	2	0.14	2849	1
立野町	1.38	3155	1	0.72	1246	2	0.16	1340	2	0.34	1663	2
豊玉上１丁目	1.13	3565	1	0.09	3054	1	0.05	3836	1	0.06	3801	1
豊玉上２丁目	1.22	3411	1	0.05	3466	1	0.02	4434	1	0.02	4244	1
豊玉北１丁目	1.32	3250	1	0.08	3125	1	0.01	4538	1	0.02	4306	1
豊玉北２丁目	1.13	3564	1	0.02	4000	1	0.02	4297	1	0.03	4167	1
豊玉北３丁目	1.12	3585	1	0.04	3797	1	0.01	4630	1	0.01	4470	1
豊玉北４丁目	2.15	2076	2	0.17	2526	2	0.02	4321	1	0.05	3829	1
豊玉北５丁目	2.25	1983	2	0.13	2716	2	0.04	4038	1	0.09	3419	1
豊玉北６丁目	0.78	4084	1	0.02	4226	1	0.01	4560	1	0.01	4490	1
豊玉中１丁目	3.59	1236	2	0.88	1080	3	0.07	3375	1	0.30	1812	2
豊玉中２丁目	1.85	2429	2	0.13	2774	2	0.02	4486	1	0.03	4093	1
豊玉中３丁目	1.80	2506	2	0.10	2925	1	0.02	4411	1	0.04	4035	1
豊玉中４丁目	1.08	3649	1	0.03	3909	1	0.02	4346	1	0.02	4232	1
豊玉南１丁目	1.82	2478	2	0.15	2614	2	0.03	4232	1	0.05	3835	1
豊玉南２丁目	1.66	2702	2	0.07	3296	1	0.02	4453	1	0.03	4111	1
豊玉南３丁目	0.93	3878	1	0.04	3668	1	0.04	3986	1	0.04	4041	1
土支田１丁目	1.48	2989	1	0.39	1725	2	0.15	1591	2	0.28	1944	2
土支田２丁目	1.19	3470	1	0.26	2075	2	0.27	268	4	0.39	1460	2
土支田３丁目	1.99	2274	2	1.04	950	3	0.18	1065	3	0.54	1077	3
土支田４丁目	1.96	2300	2	0.29	1984	2	0.25	367	4	0.56	1039	3
中村１丁目	1.46	3008	1	0.08	3153	1	0.04	4008	1	0.06	3775	1
中村２丁目	1.95	2312	2	0.11	2852	1	0.05	3768	1	0.10	3264	1
中村３丁目	1.65	2716	2	0.06	3347	1	0.04	3991	1	0.07	3650	1
中村北１丁目	1.11	3594	1	0.02	3992	1	0.03	4238	1	0.03	4132	1
中村北２丁目	1.24	3386	1	0.04	3672	1	0.04	3956	1	0.05	3852	1
中村北３丁目	2.14	2095	2	0.66	1297	2	0.12	2201	2	0.33	1682	2
中村北４丁目	1.20	3450	1	0.02	4008	1	0.07	3390	1	0.08	3483	1
中村南１丁目	1.27	3339	1	0.08	3110	1	0.03	4256	1	0.04	4068	1
中村南２丁目	1.74	2589	2	0.12	2831	2	0.03	4223	1	0.05	3853	1
中村南３丁目	1.36	3177	1	0.23	2239	2	0.04	3990	1	0.06	3718	1
西大泉１丁目	1.97	2289	2	0.88	1076	3	0.13	1934	2	0.37	1537	2
西大泉２丁目	1.55	2865	1	0.27	2046	2	0.14	1769	2	0.25	2060	2
西大泉３丁目	2.18	2055	2	0.62	1365	2	0.17	1191	3	0.48	1202	2
西大泉４丁目	1.41	3109	1	0.12	2807	2	0.12	2170	2	0.18	2499	2
西大泉５丁目	2.30	1950	2	1.22	841	3	0.16	1424	2	0.55	1063	3
西大泉６丁目	3.08	1463	2	0.94	1014	3	0.10	2653	2	0.40	1425	2
西大泉町	1.34	3214	1	0.02	4225	1	0.00	4772	1	0.00	4767	1
錦１丁目	2.99	1498	2	0.91	1044	3	0.07	3376	1	0.26	2001	2
錦２丁目	1.42	3085	1	0.41	1681	2	0.06	3512	1	0.11	3152	1
貫井１丁目	1.98	2280	2	0.17	2536	2	0.17	1138	3	0.38	1524	2
貫井２丁目	2.07	2179	2	0.21	2304	2	0.20	766	3	0.46	1243	2
貫井３丁目	2.30	1949	2	1.77	627	3	0.31	137	4	1.27	403	3

町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難度			総合危険度		
	危険量(棟/ha)	順位	ランク	危険量(棟/ha)	順位	ランク	困難度	順位	ランク	危険量(棟/ha)	順位	ランク
貫井４丁目	2.81	1608	2	2.14	539	3	0.17	1136	3	0.87	650	3
貫井５丁目	2.11	2133	2	0.28	2033	2	0.10	2733	2	0.23	2206	2
練馬１丁目	2.70	1668	2	0.82	1129	3	0.11	2338	2	0.40	1432	2
練馬２丁目	1.86	2421	2	0.75	1207	2	0.13	1984	2	0.33	1675	2
練馬３丁目	1.85	2435	2	0.19	2383	2	0.11	2391	2	0.23	2213	2
練馬４丁目	1.83	2465	2	0.34	1839	2	0.13	1999	2	0.28	1935	2
羽沢１丁目	1.99	2267	2	0.94	1018	3	0.18	1028	3	0.54	1098	3
羽沢２丁目	1.94	2316	2	1.10	905	3	0.12	2091	2	0.38	1521	2
羽沢３丁目	1.09	3636	1	0.02	4251	1	0.04	3963	1	0.04	3950	1
早宮１丁目	2.25	1994	2	1.37	788	3	0.11	2516	2	0.38	1507	2
早宮２丁目	1.36	3174	1	0.28	2032	2	0.11	2352	2	0.19	2496	2
早宮３丁目	2.01	2242	2	0.61	1373	2	0.10	2649	2	0.26	1998	2
早宮４丁目	1.32	3245	1	0.22	2300	2	0.07	3362	1	0.10	3239	1
光が丘１丁目	0.03	5107	1	0.00	4969	1	0.10	2695	2	0.00	4697	1
光が丘２丁目	0.05	5076	1	0.00	5096	1	0.10	2539	2	0.01	4644	1
光が丘３丁目	0.03	5101	1	0.00	5073	1	0.09	2965	1	0.00	4703	1
光が丘４丁目	0.06	5062	1	0.00	5114	1	0.08	3167	1	0.00	4664	1
光が丘５丁目	0.04	5100	1	0.00	5092	1	0.00	4772	1	0.00	4767	1
光が丘６丁目	0.05	5081	1	0.00	5110	1	0.00	4772	1	0.00	4767	1
光が丘７丁目	0.04	5089	1	0.00	5065	1	0.16	1323	2	0.01	4585	1
氷川台１丁目	0.26	4728	1	0.01	4544	1	0.00	4772	1	0.00	4767	1
氷川台２丁目	1.59	2795	2	0.08	3139	1	0.07	3330	1	0.12	3113	1
氷川台３丁目	1.66	2697	2	0.05	3569	1	0.05	3679	1	0.09	3382	1
氷川台４丁目	2.29	1961	2	0.82	1126	3	0.05	3708	1	0.16	2683	2
東大泉１丁目	1.28	3321	1	0.15	2616	2	0.14	1663	2	0.20	2363	2
東大泉２丁目	1.47	2996	1	0.39	1728	2	0.14	1828	2	0.25	2057	2
東大泉３丁目	2.03	2224	2	0.59	1405	2	0.07	3387	1	0.17	2578	2
東大泉４丁目	1.95	2315	2	0.58	1419	2	0.13	1970	2	0.33	1708	2
東大泉５丁目	1.19	3458	1	0.32	1881	2	0.24	407	3	0.37	1558	2
東大泉６丁目	1.59	2808	2	0.57	1442	2	0.21	673	3	0.45	1264	2
東大泉７丁目	2.19	2044	2	1.55	707	3	0.22	544	3	0.84	671	3
富士見台１丁目	2.19	2042	2	1.58	696	3	0.15	1495	2	0.58	1014	3
富士見台２丁目	2.99	1500	2	3.93	312	4	0.24	411	3	1.68	276	4
富士見台３丁目	2.10	2139	2	0.87	1083	3	0.19	876	3	0.58	1013	3
富士見台４丁目	1.85	2431	2	0.41	1683	2	0.11	2437	2	0.25	2090	2
平和台１丁目	2.36	1904	2	0.81	1134	3	0.04	3964	1	0.13	3024	1
平和台２丁目	1.55	2872	1	0.29	2000	2	0.03	4110	1	0.06	3739	1
平和台３丁目	0.91	3911	1	0.03	3885	1	0.03	4239	1	0.03	4226	1
平和台４丁目	1.09	3626	1	0.02	4025	1	0.02	4438	1	0.02	4300	1
南大泉１丁目	2.48	1820	2	1.33	800	3	0.11	2442	2	0.42	1384	2
南大泉２丁目	1.81	2493	2	1.69	648	3	0.06	3629	1	0.19	2435	2
南大泉３丁目	1.43	3073	1	0.45	1634	2	0.11	2394	2	0.21	2328	2
南大泉４丁目	2.27	1977	2	2.52	472	3	0.19	907	3	0.92	608	3
南大泉５丁目	1.50	2949	1	0.35	1818	2	0.17	1221	2	0.31	1760	2
南大泉６丁目	1.90	2365	2	1.03	956	3	0.12	2095	2	0.36	1587	2
南田中１丁目	1.65	2715	2	0.47	1615	2	0.11	2423	2	0.23	2180	2
南田中２丁目	0.87	3978	1	0.24	2181	2	0.12	2277	2	0.13	3010	1
南田中３丁目	1.42	3101	1	0.73	1229	2	0.10	2617	2	0.22	2273	2
南田中４丁目	1.45	3037	1	1.53	719	3	0.18	1084	3	0.53	1103	3
南田中５丁目	1.30	3285	1	0.22	2280	2	0.15	1574	2	0.22	2231	2
三原台１丁目	2.43	1858	2	2.66	449	3	0.14	1790	2	0.70	804	3
三原台２丁目	1.44	3063	1	0.57	1440	2	0.04	3904	1	0.09	3434	1
三原台３丁目	1.87	2404	2	1.56	704	3	0.18	1120	3	0.60	950	3
谷原１丁目	0.65	4250	1	0.04	3713	1	0.09	2891	1	0.06	3733	1
谷原２丁目	1.37	3172	1	0.47	1607	2	0.08	2977	1	0.16	2743	2
谷原３丁目	1.47	2991	1	0.23	2223	2	0.07	3332	1	0.12	3091	1
谷原４丁目	1.27	3334	1	0.30	1949	2	0.13	2014	2	0.20	2393	2
谷原５丁目	1.48	2981	1	0.29	1977	2	0.09	2917	1	0.15	2755	2
谷原６丁目	2.10	2136	2	1.28	817	3	0.18	1053	3	0.61	942	3
上石神井南町	2.01	2255	2	1.18	861	3	0.15	1519	2	0.48	1187	3
関町南１丁目	1.54	2888	1	0.52	1522	2	0.16	1298	2	0.34	1661	2
関町南２丁目	1.59	2789	2	0.98	977	3	0.12	2165	2	0.31	1774	2
関町南３丁目	1.62	2752	2	0.22	2274	2	0.07	3363	1	0.12	3040	1
関町南４丁目	0.92	3896	1	0.25	2124	2	0.11	2293	2	0.13	2934	1
関町東１丁目	2.09	2143	2	1.02	962	3	0.09	2808	2	0.29	1879	2
関町東２丁目	1.42	3098	1	0.16	2591	2	0.02	4332	1	0.04	4054	1

（注）総合危険度は、建物倒壊危険度及び火災危険度に災害時活動困難度を加味し、測定している。

資料 20-002　気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日より改定

○　留意事項

1　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

2　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

3　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

4　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

5　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

6　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

○　人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。

5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損､落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○　木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○　鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、

軽微なひび割れがみられることがある。

○　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがあ	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者によ

	り災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料 20-003　用途別対象物数

（平成 30 年３月１日現在）

（一）　項　劇場、公会堂等	４
（二）　項　キャバレー、遊技場等	２５
（三）　項　待合、飲食店等	１９３
（四）　項　百貨店、マーケット	３２４
（五）　項　旅館、寄宿舎、共同住宅等	７，１６５
（六）　項　病院、老人福祉施設、幼稚園等	６１２
（七）　項　小・中・高・大各種学校	２４９
（八）　項　図書館、博物館等	１４
（九）　項　公衆浴場	１６
（十）　項　停車場、航空機の発着場	１６
（十一）項　神社、寺院、教会	１０５
（十二）項　工場、作業所、映画、スタジオ	１６７
（十三）項　自動車車庫、駐車場等	１２４
（十四）項　倉　庫	１７０
（十五）項　官公署、銀行、事務所等	９５９
（十六）項　複合用途対象物（混在ビル）	４，７１９
（十七）項　文化財	４
計	１４，８６６

資料 20-004　防災管理対象物の要件

防火管理者の選任を必要とする収容人員があり、かつ、消防法施行令別表第一に示す用途ごとに下表の要件を満たすもの。

(1)項	イ	劇場、映画館等	11 階以上で 1 万㎡ 以上 5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 4 階以下で 5 万㎡ 以上 (管理権原が分かれる場合は、統括防災管理者が必要)
	ロ	公会堂、集会場	
(2)項	イ	キャバレー、カフェー	
	ロ	遊技場、ダンスホール	
	ハ	風俗関連店舗	
	ニ	カラオケボックス等	
(3)項	イ	待合、料理店	
	ロ	飲食店	
(4)項		物品販売店舗	
(5)項	イ	旅館、ホテル	
	ロ	共同住宅、寄宿舎	対象外
(6)項	イ	病院、診療所	11 階以上で 1 万㎡ 以上 5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 4 階以下で 5 万㎡ 以上 (管理権原が分かれる場合は、統括防災管理者が必要)
	ロ	社会福祉施設(避難困難施設)	
	ハ	その他の社会福祉施設	
	ニ	幼稚園、特別支援学校	
(7)項		学校	
(8)項		図書館、博物館	
(9)項	イ	蒸気浴場、熱気浴場	
	ロ	公衆浴場	
(10)項		停車場	
(11)項		神社、寺院、教会	
(12)項	イ	工場、作業場	
	ロ	スタジオ	
(13)項	イ	車庫、駐車場	
	ロ	航空機格納庫	対象外
(14)項		倉庫	
(15)項		事務所等	11 階以上で 1 万㎡ 以上 5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 4 階以下で 5 万㎡ 以上 (管理権原が分かれる場合は、統括防災管理者が必要)
(16)項	イ	複合用途 (特定用途含む)	11 階以上で 1 万㎡ 以上 5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 4 階以下で 5 万㎡ 以上 (管理権原が分かれる場合は、統括防災管理者が必要) ※対象用途の存する最上階及び対象用途部分の床面積の合計で算定する。
	ロ	複合用途 (非特定用途のみ)	
(16 の 2)項		地下街	1 千㎡以上 (管理権原が分かれる場合は、統括防災管理者が必要)
(16 の 3)項		準地下街	対象外
(17)項		文化財	11 階以上で 1 万㎡ 以上 5 階以上 10 階以下で 2 万㎡以上 4 階以下で 5 万㎡ 以上 (管理権原が分かれる場合は、統括防災管理者が必要)

資料 20-005　事業所防災計画に規定すべき事項

（東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示　平成13年４月６日 東京消防庁告示第２号）

１　震災に備えての事前計画

ア　防災についての任務分担に関すること。

イ　建築物、工作物、設備等の安全確保のための点検及び補強に関すること。

ウ　家具、じゅう器その他の建物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関すること。

エ　危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検並びに転倒又は落下による漏えい及び流出防止措置に関すること。

オ　火を使用する設備、器具等の点検及び安全措置に関すること。

カ　消火器等の準備及び適正管理に関すること。

キ　建物からの安全避難の確保及び点検に関すること。

ク　救出、救護等の資器材及び非常用物品の準備及び保管に関すること。

ケ　防災についての教育及び訓練に関すること。

コ　周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立に関すること。

サ　警戒宣言発令時の対応措置に関すること。

シ　家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関すること。

ス　従業員、児童、生徒等及び他の在館者(以下「従業員等」という。)の一斉帰宅の抑制に関すること。

セ　従業員等その他事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、混乱防止対策等に関すること。

ソ　その他事業内容から災害予防に必要な措置に関すること。

２　震災時の活動計画

ア　震災時の任務分担に関すること。

イ　緊急地震速報を活用する場合の対応措置に関すること。

ウ　出火防止及び初期消火活動に関すること。

エ　危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出及び漏えい時の緊急措置に関すること。

オ　初期救助及び初期救護活動に関すること。

カ　被害状況の把握、情報収集、伝達等に関すること。

キ　避難場所及び避難方法に関すること。

ク　周辺地域の事業所及び住民に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力に関すること。

ケ　家族等との安否確認の実施に関すること。

コ　従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関すること。

サ　その他事業内容及び周囲の環境等から必要な活動に関すること。

３　施設再開までの復旧計画

ア　ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策に関すること。

イ　危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置に関すること。

ウ　被害状況の把握に関すること。

エ　復旧作業等の実施に関すること。

資料 20-006　消防力の現況

（平成３０年３月１日現在）

１　車両等の内訳

署 別	ポンプ車	救急車	化学車	救助車	はしご車	水槽車	その他の車　両	可　搬ポンプ	合 計
練　馬	7(3)台	4台	1台	1台	1[30]台	1台	9台	7台	３１台
光が丘	6(2)台	3台	0	0	1[30]台	0	6台	6台	２２台
石神井	１０(4)台	6台	0	1台	1[30]台	0	6台	8台	３２台
合　計	２３台	１３台	1台	2台	3台	1台	２１台	２１台	８５台

注１　（　）は、水積載のポンプ車で内数
　２　［　］は、はしご車の地上高（単位は m）

２　消防団の編成

署 別	団数	分団数	定 員
練馬	1	8	２８０
光が丘	1	5	１８０
石神井	1	１０	３３０
計	3	２３	７９０

３ 消防団（分団）別可搬ポンプ装備一覧

練　馬	分団別	本団	1	2	3	4	5	6	7	8			計
	ポンプ台数		2	3	2	2	3	3	2	2			１９
光が丘	分団別	本団	1	2	3	4	5						計
	ポンプ台数		2	2	2	2	3						１１
石神井	分団別	本団	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
	ポンプ台数		1	2	2	2	2	2	1	2	1	2	１７

４　消防団管轄区域および防災資器材格納庫所在地一覧

練 馬 消 防 団

分団名	管轄区域町丁名	防災資器材格納庫所在地
第１	豊玉上１～２丁目 豊玉中１～４丁目 豊玉北１～６丁目 豊玉南１～３丁目	豊玉中４－１ 豊玉南２－１４－３０
第２	桜　台１～３丁目 羽　沢１～３丁目 栄　町	羽　沢２－３３－１ 桜　台３－１８－３ 栄　町９－７
第３	氷川台１～４丁目 早　宮１～４丁目 平和台１～４丁目 　錦　１～２丁目	氷川台２－６ 早　宮４－１４－５
第４	向　山１～４丁目 貫　井１～５丁目	向　山３－９－１２ 貫　井２－３２－１２
第５	練　馬１～４丁目 桜　台４～６丁目 早　宮１・３・４丁目、 春日町１丁目（可搬ポンプ積載車のみ）	桜　台５－１０－１４ 練　馬３－２３－１５ 練　馬２－２４
第６	旭　丘１～２丁目 小竹町１～２丁目	旭　丘２－２１－３ 小竹町１－２２－６ 小竹町２－１０－７
第７	春日町１～６丁目	春日町３－２ 春日町４－１４－５
第８	中村北１～４丁目 中　村１～３丁目 中村南１～３丁目	中　村１－１５－１ 中村北４－１７－１

光 が 丘 消 防 団

分団名	管轄区域町丁名	防災資器材格納庫所在地
第１	高　松１～６丁目 光が丘２・３・５～７丁目	光が丘３－４－１ 高　松３－１０－３５
第２	谷　原１～６丁目 高野台１～５丁目 三原台１～３丁目	谷　原２－９－２６ 三原台１－１１－１５
第３	旭　町１～３丁目 土支田１～４丁目	旭　町２－３０－１６ 土支田２－２５－４
第４	田　柄１～５丁目 光が丘１・４丁目	田　柄３－６－１０ 田　柄２－１７
第５	北　町１～８丁目	北　町１－３８ 北　町８－２２ 北　町２－１１

石 神 井 消 防 団

分団名	管轄区域町丁名	防災資器材格納庫所在地
第１	富士見台１～４丁目	富士見台４－５－２１
第２	南大泉１～５丁目 南大泉６丁目の一部	南大泉４－２９－１３ 南大泉５－２０－１９
第３	下石神井１・２・４・５・６丁目 下石神井３丁目の一部 上石神井南町の一部 石神井町２～８丁目 石神井町１丁目の一部 上石神井１・２・３丁目の一部	下石神井５－４－１６ 石神井町７－１－２
第４	上石神井１・２・３丁目の一部 上石神井４丁目 上石神井南町の一部 関町東１・２丁目の一部 関町南３丁目の一部	上石神井３－１４－３ 上石神井４－１０－１７
第５	関町北１～５丁目 関町南１・２・４丁目 関町南３丁目の一部 立野町 上石神井南町の一部 関町東１・２丁目の一部	関町北１－５－１ 関町北３－３－１０
第６	東大泉１～７丁目 大泉町２丁目の一部	東大泉５－４－１７ 東大泉６－３５
第７	西大泉１～６丁目 西大泉町 南大泉６丁目の一部	西大泉２－１３－１３
第８	大泉学園町１～９丁目 大泉町２丁目の一部 大泉町１・３～6丁目	大泉学園町５－１ 大泉町３－５－７
第９	南田中１～５丁目 石神井町１丁目の一部 下石神井３丁目の一部	南田中５－１０－６
第１０	石神井台１～８丁目	石神井台６－１－１５ 石神井台1－３３－４４

5　消防水利の現況

消防署の消防水利の現況は、下表のとおりです。

消　火　栓		7，450
防火水槽		1，037
	100㎥以上	295
	40㎥以上	718
	40㎥未満	24
プ　ー　ル		139

受　水　槽	103
河　　川	91
池	8
貯　水　池	1
深　井　戸	1

資料20-007　「地震に対する10の備え」

資料20-008　「地震その時10のポイント」

資料 20-009　「地震から命を守る７つの問いかけ」

※「地震から命を守る７つの問いかけ」は、地震の発生に伴って想定される危険性や対応策について、時系列に沿って設定した７つの区分ごとに、その要点を整理し、地震時の各場面で自分にできることや状況を確認するための資料です。高齢者や身体障害者などの災害時要援護者自身や支援者を含めたすべての都民に広く読んでいただくことを目的としたものです。

資料 20-010　危険物施設の現況

（平成 30 年３月１日現在）

区における、消防法で定める危険物製造所等の現況は次のとおりです。

１　危険物製造所等一覧表

事業所別	合計	製造所	貯蔵所							取扱所			
			屋内	屋外	タンク					給油所		販売	一般
					屋内	屋外	地下	簡易	移動	営業	自家		
145	229	0	22	0	8	0	39	0	60	40	22	5	33

２　高圧ガス等製造所の現況

区分	製造所名称	所在地
ＬＰガス	東信ガスＬＰＧ貯蔵庫	練馬区中村北３－３－１５
	城西千代田ＬＰＧ貯蔵庫	練馬区中村南１－２０－４
	野口信夫商店ＬＰＧ収納庫	練馬区錦１－３５－８
	増島商店ＬＰＧ倉庫	練馬区平和台４－２１－１０
	冨田燃料店ＬＰＧ収容庫	練馬区氷川台４－４０－２０
	小泉燃料店ＬＰＧ収容庫	練馬区氷川台４－４５－４
	内田商店ＬＰＧ貯蔵庫	練馬区早宮１－４４－２２
	クロープ平和台	練馬区早宮２－１６－３１
	ハイツアゼリア	練馬区早宮２－１６－３７
	有限会社　佐久間商店	練馬区早宮４－１－１０
	有限会社　太田商店	練馬区練馬１－３２－５
	鈴六商店	練馬区練馬３－１５－１０
	有限会社　佐藤商事	練馬区練馬３－２４－６
	東京コンドルタクシー	練馬区桜台３－９　－８
	メゾンフローレンス	練馬区桜台３－１３－８
	ドミトリープロパン庫	練馬区中村南２－２２－１８
	協栄石油瓦斯株式会社	練馬区土支田２－１６－６

	第二松竹タクシー	練馬区関町北４－３５－２８
	東京オートガス	練馬区豊玉北１－１４－５

３　毒物・劇物製造所等一覧表

区　　分	名　　称	所　　在　　地
電気メッキ工業	有限会社双葉鍍金材商事	練馬区豊玉中１－５－８
	光鍍金工業（株）	練馬区北町１－８－７
	丸山工芸社	練馬区平和台２－３３－４

４　その他取り扱い保管業

区分	名称	所在地
その他取り扱い保管業	日興薬品商店	練馬区桜台３－１０－７
	芙蓉化学工業（株） 平和台工場	練馬区平和台１－１４－１８
	（株）タムラ製作所	練馬区東大泉１－１９－４３
	ＪＡ東京あおば大泉支店	練馬区大泉学園町 ２－１２－１７
	（株）尾崎フラワーパーク	練馬区石神井台４－６－３７
	呑龍塗料	練馬区下石神井４－１７－９
	全薬工業（株）・研究所	練馬区大泉町２－３３－７
	アカオアルミ（株）	練馬区旭町３－３３－１
	萬座塗料（株）	練馬区石神井町２－３５－２６
	JA 東京あおば 石神井支店	練馬区石神井町５－１１－７
	ラクナ油脂（株）	練馬区豊玉南１－１－４
	練馬清掃工場	練馬区谷原６－１０－１１
	練馬水素ステーション	練馬区谷原１－１－３４

資料 20-011　地下貯水槽（４０㎥未満）一覧

(平成29年8月31日現在)

番号	設置個所名	所在地	規模 ㎥	設置年度
1	やくも公園	小竹町１－１３－５	5	60
2	さかえ児童遊園	栄町１５－７	5	59
3	豊玉なかよし児童遊園	豊玉中１－３－３	5	57
4	豊玉こぶし公園	〃　３－２６－９	5	60
5	豊玉中公園	〃　４－１－１７	5	62
6	豊玉北児童遊園	豊玉北３－７－８	5	58
7	中村児童遊園	中村１－１４－１１	5	60
8	中村児童館	〃　２－２５－３	5	61
9	中村緑地	〃　３－１５－１３	5	57
10	中村第二児童遊園	中村南１－２２－１５	5	59
11	桜台児童遊園	桜台１－４６－１０	5	57
12	杉の子児童遊園	〃　３－３４－１１	5	58
13	桜台第二保育園	〃　３－３９－１７	5	62
14	練馬一丁目公園	練馬１－３５－３	5	59
15	練馬こぶし公園	〃　１－４１－１９	5	59
16	心身障害者福祉センター	貫井１－９－１	5	62
17	貫井福祉園	〃　２－１６－１２	5	57
18	貫井西公園	〃　４－２５－３３	5	60
19	氷川台四丁目児童遊園	氷川台４－４９－１６	5	60
20	ふれあい公園	平和台４－５－１２	5	59
21	東早淵児童遊園	早宮１－１８－７	5	62
22	早宮区民事務所	〃　１－４４－１９	5	62
23	ゆりのき児童遊園	〃　４－１０－３１	5	59
24	北宮児童遊園	〃　４－１７－７	5	63
25	みどり児童遊園	春日町１－１－２０	5	58
26	春日町備蓄倉庫	〃　２－１２－１	5	57
27	春日町児童館	〃　２－２８－３	5	62
28	高松六丁目児童遊園	高松６－１２－１２	5	59
29	北町第二保育園	北町１－１９－１７	5	57
30	電車の見える公園	〃　１－３８－１５	5	57
31	わらべ児童遊園	〃　６－１６－１	5	59
32	氷川神社	〃　８－２２－１	5	57
33	北八風の子公園	〃　８－３１－２０	5	60

番号	設置個所名	所在地	規模 ㎡	設置年度
34	南田柄緑地	田柄１－１５－１２	5	63
35	田柄第二保育園（第七出張所）	〃　２－６－２２	5	62
36	上田柄児童遊園	〃　３－１７－１３	5	59
37	八丁堀児童公園	旭町１－３３－１１	5	58
38	旭町保育園（第六出張所）	〃　３－１１－６	5	61
39	どんぐり児童遊園	土支田２－３２－９	5	60
40	すみれ児童遊園	〃　３－２１－９	5	58
41	土支田農業公園	〃　３－３４－２６	5	61
42	土支田緑地	〃　３－３５－２３	5	63
43	ふじいち児童遊園	富士見台１－８－１８	5	58
44	しらかし緑地	〃　３－２４－７	5	62
45	あすなろ児童遊園	南田中１－１３－１４	5	59
46	やまびこ児童遊園	〃　４－２２－１０	5	59
47	南田中公園	〃　５－１５－３０	5	59
48	高野台つつじ児童遊園	高野台１－２１－１７	5	63
49	高野台緑地	〃　２－３－１	5	57
50	二之橋児童遊園	〃　２－１０－１	5	60
51	高野台運動場	〃　３－８－８	5	62
52	そよかぜ児童遊園	谷原３－８－３０	5	58
53	土木部谷原材料置場	〃　４－２０－３８	5	62
54	谷原児童公園	〃　６－２０－２６	5	57
55	和田堀公園	石神井町１－１－１１	5	60
56	しゃくいち児童遊園	〃　１－２１－７	5	58
57	石神井保健相談所	〃　７－３－２８	5	61
58	石神井台児童館	石神井台２－１８－１３	5	61
59	扇橋公園	〃　４－１０－１１	5	60
60	しいのき児童遊園	〃　５－２２－３５	5	59
61	おはよう児童遊園	〃　６－２－３	5	57
62	ゆうやけ児童遊園	〃　６－５－４	5	60
63	さざんか児童遊園	〃　８－１０－３	5	58
64	上石神井児童遊園	上石神井３－７－２	5	58
65	原久保児童遊園	上石神井南町７－１４	5	57
66	下石神井緑地	上石神井南町１０－２１	5	63
67	下石神井地区区民館	下石神井６－８－１５	5	61
68	立野地区区民館	立野町１５－４２	5	63

番号	設置個所名	所在地	規模 ㎡	設置年度
69	関町緑地	関町南１－１２－２７	5	62
70	関町一丁目第二アパート	〃　２－１２－１	5	60
71	関町一丁目緑地	〃　２－１５－２２	5	60
72	千川北児童遊園	〃　３－７－２５	5	60
73	関町図書館	〃　３－１１－２	5	62
74	わかくさ児童遊園	〃　３－１２－１６	5	58
75	関町リサイクルセンター	関町北１－７－１４	5	61
76	学校教育支援センター関	〃　１－２１－１５	5	61
77	関北けやき児童遊園	〃　３－４３－４０	5	58
78	関町北緑地	〃　５－１４－２４	5	62
79	東大泉児童遊園	東大泉１－１５－１１	5	57
80	旧東大泉作業所	〃　２－１－１５	5	61
81	東大泉二丁目緑地	〃　２－２６－６	5	63
82	あかしあ児童公園	〃　５－４０－３２	5	62
83	大泉つつじ公園	〃　７－６－１７	5	57
84	井頭緑地	〃　７－１５－３２	5	63
85	緑橋児童遊園	〃　７－４５－１４	5	59
86	西泉児童遊園	西大泉２－１３－１１	5	57
87	西大泉保育園（西大泉児童館）	〃　３－２１－１６	5	61
88	西大泉こぐれ公園	〃　３－２６－２０	5	59
89	西大泉こさくっぱら緑地	〃　５－２７－１４	5	57
90	西大泉緑地	〃　５－３１－４	5	63
91	南大泉児童遊園	南大泉２－１－１９	5	57
92	南大泉第二児童遊園	〃　３－１－１３	5	57
93	四季憩いの緑地	〃　４－３０－２６	5	63
94	大泉西出張所	〃　５－２６－１９	5	61
95	ひよどり児童遊園	〃　６－１０－６	5	58
96	北大泉地区区民館	大泉町２－４１－２６	5	61
97	向下橋公園	〃　４－７－３	5	57
98	くりばやし児童遊園	〃　６－１５－５	5	58
99	あおぞら児童遊園	〃　６－２８－２１	5	60
100	土木部大泉学園材料置場	〃　３－６－５４	5	61
101	泉が丘児童遊園	〃　３－７－１１	5	57
102	大泉保健相談所	〃　５－８－８	5	63

資料 20-012　防災会一覧

*平成29年7月1日*現在　１／１１

練馬消防署管内区域①

防災会組織名	結成年	格納庫設置場所等
旭丘東町会防災部	昭和54	旭丘１－９　私道上
旭丘一丁目町会防災会	昭和55	旭丘１－５４　旭丘なかよし緑地
旭丘二丁目町会防災会	昭和58	旭丘２－４０－１　旭丘中学校
小竹町一丁目東防災会	平成7	小竹町１－１３－５　やくも公園
小竹町一丁目西防災会	昭和58	小竹町１－６０　江古田駅北公園
小竹町二丁目東防災会	平成7	小竹町２－６－７　小竹小学校
小竹町二丁目西防災会	平成7	小竹町２－４５　そらしど緑地
江古田パークマンション防災会	平成27	
栄町第一防災会	昭和53	栄町９－７　栄町備蓄倉庫敷地内
栄町第二防災会	平成12	栄町１６　栄町公園
栄町第三防災会	昭和53	栄町４０－１１　さくら児童遊園
羽沢町会防災部	昭和53	羽沢２－１３－１７　羽沢児童遊園
豊玉第一町会第一防災会	昭和60	豊玉上１－２３　北新井公園
豊玉第一町会第二防災会	昭和60	豊玉北１－１６　豊玉東小学校
豊玉第一町会第三防災会	昭和60	豊玉北２－２４　豊玉第二中学校
豊玉第一町会第四防災会	昭和63	豊玉北２－１９　ゆたか公園
豊北二丁目自治会防災会	昭和53	豊玉北２－７　都営住宅敷地
豊玉第二町会防災会	昭和54	豊玉上２－１８－１　中新井公園
豊玉北四丁目自治会防災会	昭和62	豊玉北４－２０－６　豊中公園
豊玉第三町会第一防災部	昭和57	豊玉北６－８－３　豊玉公園
豊玉第四町会第一防災会	昭和54	豊玉南２－１－２０　豊玉中学校
豊玉第四町会第二防災会	昭和64	豊玉中１－２３　豊玉中いっちょうめ公園
カーサ豊玉防災会	平成23	
豊玉西町会防災会	昭和57	豊玉中３－２６－９　豊玉こぶし公園
オーベル練馬センティア防災会	平成27	
豊玉南住宅自治会防災会	昭和52	豊玉南３－４　豊玉南住宅敷地内
豊玉南第５町会防災会	昭和62	豊玉南３－２７－２１　中新井川児童遊園
ディアマークスキャピタルタワー防災会	平成20	豊玉北６－２－１　マンション内倉庫
イートピア桜台マンション防災会	平成24	豊玉北４－５－１５　マンション内倉庫
中村東町会中東地区防災会	昭和57	中村１－１７－１　中村かしわ公園

練馬消防署管内地区②

防災会組織名	結成年	格納庫設置場所等	
中村東町会北地区防災会	昭和57	中村北２－２１－１	中村北公園
中村東町会中西地区防災会	昭和57	中村２－８－１	中村小学校
中村東町会南地区防災会	昭和57	中村南２－２２－４	中村南公園
イニシア練馬ブライトステージ防災会	平成28		
プラウドタワー練馬防火防災会	平成22	中村北１－１１－６	マンション内倉庫
藤和ハイタウン練馬防災会	平成24		
中村橋パークホームズ防災会	平成15		
桜台一丁目町会第一防災会	昭和60	桜台１－４６－１０	桜台児童遊園
桜台一丁目町会第二防災会	昭和63	桜台１－２２－９	桜台出張所
桜台二・三丁目町会防災会	昭和56	桜台３－３４－１１	杉の子児童遊園
桜台親和町会レスキュー隊Ａ・Ｂブロック	平成16	桜台２－４９	しいのみ公園
桜台親和町会レスキュー隊Ｃ・Ｄブロック	平成18	桜台３－３９－２０	三丁目森公園
桜台自治会４丁目防災会	平成20	桜台４－２１	桜台ふじ公園
桜台自治会５丁目防災会	昭和53	桜台５－１０－５	開進第二小学校
桜台自治会６丁目防災会	平成7	桜台６－２４－１４都営桜台６丁目アパート敷地内	
桜台4丁目南町会防災会	平成11	桜台４－２	西武鉄道敷地内
桜台六丁目団地自治会防災会	昭和54	桜台６－６	
コートハウス氷川台防災会	平成13		
練馬中央自治会防災会	昭和57	練馬１－３５－３	練馬一丁目公園
練馬一丁目原町睦会防災部	昭和57	練馬１－１７	練馬いちょう並木緑地
練馬一丁目西睦会防災会	昭和56	練馬１－９－４	練馬防災倉庫用地
練馬二丁目町会防災隊	昭和57	練馬２－２７－２８	開進第二中学校
練馬三丁目町会防災会	昭和57	練馬３－２３	練馬三丁目公園
練馬親和防災会	平成7	練馬３－１１－７	練馬はらっぱ公園
練馬四丁目町会防災組織	昭和64	練馬４－１２－１２	練馬四丁目公園
向山町会防災会	昭和56	向山３－１２－２	向山公園
向山西町会防災会	昭和58		
ブランヴィーヴル富士見台防災会	平成28		
貫井町会西部防災会	昭和63	貫井４－２５－３３	貫井西公園
貫井町会北部防災会	昭和63	貫井５－１３－２４	貫井五丁目児童遊園

練馬消防署管内地区③

防災会組織名	結成年	格納庫設置場所等
貫井町会中部防災会	昭和57	貫井４－２－２０　ガラクタ公園
仲一自治会防災部	昭和53	錦１－７　仲一防災井戸
仲二町会防災会	昭和54	氷川台４－４９－１６　氷川台四丁目児童遊園
氷川台ひばりが丘睦会防災会	昭和56	氷川台４－２０－３　ひばりが丘児童遊園
氷川台四丁目自治会非常災害対策委員会	平成7	氷川台４－３２　都営住宅敷地内
仲三睦会防災会	昭和58	平和台１－２５－３　平和台児童公園
平和台一丁目防災会	昭和60	平和台１－３６－１７　平和台図書館
平和台二丁目町会防災会	昭和57	平和台２－４５　アパート敷地内
平和台二丁目若葉会防災部	昭和56	
平和台二丁目団地自治会防災会	平成11	平和台２－４５　団地敷地内公園
平和台二丁目第３アパート自治会防災会	平成19	
錦一・二丁目町会防災対策本部	昭和52	錦１－４０－４　田柄川緑道
仲町五丁目町会防災会	昭和56	早宮２－１３－５　早宮公園
ライオンズマンション豊島園防災会	平成23	
早一防災隊南部会	平成19	
早一防災隊北部会	平成19	早宮１－４７－１１　はやいち公園
早一防災隊東部会	平成13	早宮１－１０　早一中央児童遊園
早一防災隊西部会	平成13	
早宮３・４丁目町会防災会	昭和53	早宮４－１４－５　早宮地区区民館
ファストジュール練馬春日町防災会	平成24	
練馬区春日町１丁目住民防災会	昭和54	春日町１－３０－１１　練馬東小学校
練馬区春日町２丁目住民防災会	昭和54	春日町２－４－３０　春日公園
練馬区春日町３丁目住民防災会	昭和54	春日町３－１０－２２　春日児童遊園
練馬区春日町４丁目住民防災会	昭和54	春日町４－２１－２３　こんにちは公園
練馬区春日町５丁目住民防災会	昭和54	春日町５－２０　春日町南地区区民館
練馬区春日町６丁目住民防災会	昭和54	春日町６－１０　新場児童遊園

光が丘消防署管内地域①

防災会組織名	結成年	格納庫設置場所等
高松町会第一防災会	昭和56	高松１－４０－１　わかみや公園
高松町会第二防災会	昭和56	高松２－７　高松二丁目児童遊園
高松町会第三防災会	昭和56	高松３－１６－１　高松小学校
高松第四防災会	昭和56	高松４－２４－２２　高松中央公園
高松町会第五防災会	昭和56	高松５－３－５　高清平公園
高松町会第六防災会	昭和62	高松６－３３－３　つくし児童遊園
北町１丁目１部町会防災会	平成3	北町１－６－５　北町一丁目公園
北町１丁目２部町会防災会	昭和57	北町１－３８－２３　電車の見える公園
北町二丁目町会防災会	昭和58	北町２－３３－３　ボヌール北町東側
練馬北二自治会防災会	昭和60	北町２－１０　都営北二アパート敷地内
ライオンズマンション練馬北町防災会	平成28	北町２－３３－９　マンション敷地内
コスモ練馬北町防災会	平成28	
北町三丁目町会防災会	平成3	北町３－１４－１４　北町三丁目児童遊園
北町西町会防災会	平成10	北町８－２２－１　氷川神社境内
練馬北町６丁目自治会防災会	平成4	北町６－１６－１　わらべ児童遊園
パティオ北町防災会	平成5	北町８－１９　空き地
田柄第一防災会	昭和56	田柄１－１０　南田柄緑地樹木育成場（田柄苗圃）
田柄第二防災会	昭和56	田柄２－２６－２３　田柄もくせい遊園
田柄第三防災会	昭和56	田柄３－１７－１３　上田柄児童遊園
田柄第四防災会	昭和56	田柄４－３４　上野氏所有地
田柄第五防災会	昭和56	田柄５－５－２　田柄梅林公園
D'クラディア光が丘RESIDENCEっ防災会	平成29	
むつみ台団地防災会	昭和57	光が丘１－１　公団住宅敷地内
光が丘パークタウンゆりの木通り南住宅管理組合防災会	平成3	光が丘１－６－２　団地敷地内
光が丘第一自治会防災会	昭和58	旭町１－３３　団地敷地内
光が丘第二自治会防災会	昭和60	光が丘５－５－３　都営住宅敷地内
光が丘都営第三アパート第一防災会	昭和61	光が丘２－７　団地敷地内
光が丘都営第三アパート第二防災会	昭和63	光が丘２－７　団地敷地内
光が丘都営第三アパート第三防災会	平成9	光が丘２－４　団地敷地内
光が丘都営第三アパート第四防災会	平成9	光が丘２－４　団地敷地内

光が丘消防署管内地域②

防災会組織名	結成年	格納庫設置場所等
プロムナード十番街防災会	平成10	光が丘２－１０　団地敷地内
コーシャハイム光が丘第一防災会	昭和63	光が丘３－３－１　団地敷地内
シティコープ光が丘防災会	平成1	光が丘３－３－３　団地敷地内
コーシャハイム光が丘第二自治会防災部	昭和60	光が丘３－３－４　公社住宅敷地内
コーシャハイム光が丘第三自治会防災委員会	平成2	光が丘３－３－５　公社住宅敷地内
パークシティ光が丘団地防災会	平成4	光が丘３－３－６　団地敷地内
パークサイド光が丘防災会	平成5	光が丘３－３－８　団地敷地内
コーシャハイム光が丘第四防災会	平成8	光が丘３－３－９　公社住宅敷地内
光が丘パークタウンいちょう通り東第一団地防災会	平成2	光が丘３－７－２　３号棟北側ポンプ室
いちょう通り東第二団地防災会	平成3	光が丘３－７－１１　いちょう通り東第二団地内
いちょう通り東第３団地管理組合防災会	平成4	光が丘３－７－１　団地敷地内
光が丘パークタウンいちょう通り八番街団地防災会	昭和62	光が丘３－８－１　団地敷地内
いちょう通り八番街自治会防災会	平成3	光が丘３－８－１２　団地敷地内
光が丘大通り中央1号棟自治会防災会	平成3	光が丘３－９－１　大通り中央一号棟地下１階
光が丘団地大通り中央二号棟自主防災会	平成9	光が丘３－９－２　団地敷地内駐輪場
光が丘パークタウン大通り中央３号棟防災委員会	平成7	光が丘３－９－３　団地敷地内
光が丘パークタウン四季の香弐番街団地防災会	平成2	光が丘５－２　四季の香公園
光が丘四季の香弐番街4・５号棟防災会	平成9	光が丘５－２　団地敷地内
光が丘パークタウン公園南住宅１号棟防災会	昭和59	光が丘５－６－１　住宅敷地内
公園南住宅防災隊	昭和60	光が丘５－６　住宅敷地内
光が丘パークタウン大通り北団地防災会	昭和61	光が丘６－１　団地敷地内
大通り南７－３－１号棟自治会防災会	平成20	光が丘７－３－１　団地敷地内
光が丘パークタウン大通り南団地管理組合防災会	平成18	光が丘７－３－５　団地敷地内
自治と防災防犯の会「春の風」防災会	平成21	光が丘７－６－３　団地敷地内
光が丘南通り六番街防災会	平成4	光が丘７－６－１８　管理事務所内
光が丘７－７－１号棟自主防災会	平成19	光が丘７－７－１　団地敷地内
自治と防災の会７丁目さとざくら	平成19	光が丘７－７－８　団地敷地内
光が丘パークタウン大通り南７番街団地防災会	昭和60	光が丘７－７－１２　団地敷地内
旭町一丁目防災会	昭和55	旭町１－１１－６　旭町児童遊園
旭町二丁目防災会	昭和55	旭町２－３７－２　都営住宅敷地内

光が丘消防署管内地域③

防災会組織名	結成年	格納庫設置場所等
旭町三丁目防災会	昭和55	旭町３－５－１０　豊渓中学校
土支田一丁目防災会	昭和56	土支田１－３７－１　つつじ山児童遊園
土支田二丁目防災会	昭和56	土支田２－３２－９　どんぐり児童遊園
土支田三丁目防災会	昭和56	土支田３－３５－２３　土支田緑地
土支田四丁目防災会	昭和56	土支田４－２３　八幡児童遊園
南田中団地第一自治会絆会	平成25	
パークハウス練馬高野台防災会	平成29	
高野台町会防災会第一地区隊	昭和56	高野台１－１６－７　氷川神社
高野台町会防災会第二地区隊	昭和56	高野台２－２１－３　高野台ひがし公園
高野台町会防災会第三地区隊	昭和56	高野台３－２８－１１　高野台地域集会所
高野台町会防災会第四地区隊	昭和56	高野台４－２９－１　高野台四丁目児童遊園
高野台町会防災会第五地区隊	昭和56	高野台５－３－２４　まきの木緑地
タワー・ザ・テラス管理組合防災会	平成28	高野台４－１８－１５　マンション敷地内
谷原1丁目防災会	平成17	谷原１－７－５　総合体育館
谷原2丁目防災会	平成17	谷原２－６　ひまわり児童遊園
谷原3丁目防災会	平成17	谷原３－１　北原緑地
谷原4丁目防災会	平成17	谷原４－３　まきば遊園地
谷原5丁目防災会	平成25	谷原５－６－７　谷原地域集会所
谷原6丁目防災会	平成17	谷原６－４　北原公園
ライオンズマンション光が丘公園防災会	平成24	
三原台一丁目防災会	昭和56	三原台１－１９－１　北田中児童遊園
三原台二丁目防災会	昭和56	三原台２－１１－２９　三原台温水プール
三原台三丁目防災会	昭和56	三原台３－７－３４　三原台公園
レジェンド石神井公園防災会	平成27	
都営旭町二丁目第二アパート防災会	平成24	
ライオンズガーデン石神井公園防災会	平成24	高松６－１２－５　マンション敷地内

石神井消防署管内地域①

防災会組織名	結成年	格納庫設置場所等
富士見台１・２丁目防災会	昭和54	富士見台２－２６－２　富士見台公園
富士見台３・４丁目防災会	昭和54	富士見台３－１８　ぞうさん公園
都営練馬富士見台二丁目アパート防災会	平成8	富士見台２－１３　都営富士見台二丁目アパート敷地内
南田中町会第一防災会	昭和56	南田中５－１４－４　稲荷神社境内
南田中町会第二防災会	昭和61	南田中２－１８－３６　南田中地域集会所
南田中団地第１防災会	昭和58	南田中３－３１－７　南田中団地敷地内
南田中団地第二防災会	昭和58	南田中５－２５－２４　都営南田中アパート敷地内
南田中団地第三自治会防災部	昭和59	石神井町１－１－３４　都営南田中アパート敷地内
南田中団地第四自治会防災会	昭和59	石神井町１－１－４２　都営南田中アパート敷地内
河北睦町会防災会	昭和57	石神井町１－１－５８　長光寺橋公園
石神井町一丁目東町会防災会	平成21	
石神井町和田町会防災会	昭和57	石神井町４－１１－３５　光和公園
都営石神井町２丁目アパート防災会	平成8	石神井町２－３　都営石神井町二丁目アパート敷地内
石神井公園ピアレス自主防災会	平成26	
石神井町防災会	平成29	石神井町８－４１　石神みんなの広場
石神井ハイツ防災会	昭和53	石神井町８－１－１１　団地敷地内
石神井町池淵町会防災会	昭和57	石神井町５－１２－１６　区立池淵史跡公園
下石神井千川町会防災会	平成9	下石神井１－３－３９　向三谷公園
下石神井坂下町会防災会	昭和58	下石神井３－４－１２　下石神井坂下公園
パークホーム石神井公園　翡翠の杜防災会	平成9	
豊島橋町会防災会	昭和60	下石神井３－３７－７
南石神井親交会防災会	平成10	下石神井６－２６－８　町会所有の土地
上久保町会防災部	平成28	下石神井２－３４－６　石塚氏所有地
下石神井本睦町会防災会	昭和58	下石神井６－３９　くらまえ児童遊園
下石神井共栄会防災会	昭和56	下石神井４－３０　本橋様所有地
石神井台東町会防災会	昭和55	
ＬＶマンション防災会	平成17	
パークサイド石神井自治会防災会	平成7	石神井台３－２６　都営住宅敷地内
上石神井ハイム管理組合防災会	平成15	石神井台４－１－２　団地敷地内
石神井台沼辺町会防災委員会	昭和58	石神井台２－１７－９　石神井台公園

石神井消防署管内地域②

防災会組織名	結成年	格納庫設置場所等
石神井台中央町会防災会	昭和58	石神井台８－６－３３　石神井台小学校
石神井小関町会防災会	昭和62	石神井台８－１４－２　小関児童遊園
都営上石神井団地自治会防災会第一ブロック	昭和57	上石神井４－２１－５　都営上石神井団地敷地内
都営上石神井団地自治会防災会第二ブロック	昭和57	石神井台４－５－１２　都営上石神井団地敷地内
都営上石神井団地自治会防災会第三ブロック	昭和54	
上石神井町会第一班防災会	昭和56	
上石神井町会第二班防災会	昭和56	上石神井２－１６－２７　上石神井東公園
上石神井町会第三班防災会	昭和56	上石神井３－１６　上石もくれん児童遊園
上石神井町会第四班防災会	昭和56	上石神井４－１１－１１　上石神井ちびっこ児童遊園
上石神井町会第五班防災会	昭和56	関町東１－３－２　日の出児童遊園
石神井公園団地管理組合防災会	昭和62	上石神井３－１９　団地管理事務所前
上石神井公社住宅防災会	昭和55	上石神井１－２４　公社住宅敷地内
区営上石神井一丁目第二アパート防災会	昭和55	上石神井１－９－１５　区営住宅集会所横
マンハイム上石神井防災会	平成25	上石神井2－12－5　マンション敷地内
藤和上石神井ホームズ自主防災会	平成28	
善福寺コーポ防災会	平成25	関町南2－2－6　マンション敷地内
関町町会防災会北群団	昭和55	関町北１－４－１　都営住宅敷地内
関町町会防災会南群団	昭和55	関町南３－１０　石神井西中南側
関町町会防災会東群団	昭和55	関町東１－１９－４　関町ひがし公園
関町東防災班	平成22	関町東１－４－１２　さわやか児童遊園
関町北二丁目防災会	平成28	関町北２－２５－１　関町北二丁目アパート敷地内
わかば公園防災会	平成28	関町南４－１２－１９　わかば児童遊園
北裏防災会	平成28	関町南４－２２　都営練馬関町南４丁目第二アパート内
関町北三丁目町会第一防災会	昭和55	関町北３－２３－２４　関町小学校
石神井防災会	昭和58	上石神井南町１０　下石神井緑地
関町北三丁目町会第二防災会	昭和55	関町北３－４３－４０　関北けやき児童遊園
関町北三丁目町会第三防災会	昭和55	関町北３－４５－１　武蔵関公園
関町北三丁目第二アパート自治会防災部	平成28	関町北３－９－８　関町北三丁目アパート敷地内
関町北四・五丁目町会防災会	昭和52	関町北５－８－２１　関町北児童遊園
ファミールシティ武蔵関防災会	平成8	関町北５－１９　団地中庭

石神井消防署管内地区③

防災会組織名	結成年	格納庫設置場所等
ブロッサムコートむさし野防災会	平成15	関町北５－１６－３６　団地敷地内
元関町一丁目町会防災会第一地区隊	昭和57	関町南１－４－３６　竹の子児童遊園
元関町一丁目町会防災会第二地区隊	昭和57	関町南２－３－１０　たけしたちびっこ広場
元関町一丁目町会防災会第三地区隊	昭和57	関町南２－８－３　竹下ひだまり公園
元関町一丁目町会防災会第四地区隊	昭和57	関町南２－１２－１　都営住宅敷地
元関町一丁目町会防災会第五地区隊	昭和57	関町南２－１４－６　関町すずしろ公園
プラネ吉祥寺防災会	平成24	関町南２－２０－１０　マンション敷地内
吉祥寺北ハイツ防災会	平成21	
都営練馬関町南四丁目第２アパート自治会防災会	平成29	
武蔵野グリーンタウン防災組織	平成11	関町南４－１５－７　団地敷地内
立野第一防災会	昭和54	立野町１８　立野児童遊園
立野第二防災会	昭和59	立野町３１　立野公園入口横
東大泉一丁目第三アパート防災会	平成26	
プラウドシティ大泉学園防災会	平成24	東大泉２－４２－８　マンション敷地内
和泉町会防災会	昭和55	
東大泉二丁目町会防災会	昭和59	東大泉２－１５－１１　つくしの子児童遊園
東大泉二丁目アパート防災会	平成13	東大泉２－１７－１　団地敷地内
東大泉２丁目第２アパート自治会防災会	平成14	東大泉２－３－１　団地敷地内
みつはし自治会防災会	昭和58	東大泉２－２９　白子川調節池
大泉住宅共栄会第一防災部	平成14	東大泉３－３４　もみじ台公園
大泉住宅共栄会第二防災部	平成8	東大泉３－５４　憩いの丘公園
東大泉団地自治会防災部	昭和60	東大泉３－５９－１６　東大泉公園
東大泉仲町町会防災会	平成16	
みやの町会防災会	昭和59	東大泉４－２７－３５　大泉中学校
東大泉中村町会第一防災会	昭和58	東大泉５－４０－３２　あかしあ児童公園
東大泉中村町会第二防災会	平成20	東大泉５－１４　東大泉つばき緑地
東大泉中村町会第三防災会	平成24	東大泉１－２６－４　泉こぶし公園
東大泉井頭町会防災会	昭和54	東大泉６－３５　第二都営アパート
東大泉宮本南町会防災会	平成23	東大泉６－４９－１９　区道
むつみ長月町会防災会	平成8	東大泉６－５２

石神井消防署管内地域④

防災会組織名	結成年	格納庫設置場所等
泉ニコニコ町会防災会	昭和55	東大泉７－６－１７　大泉つつじ公園
西大泉連合町会１丁目防災会	昭和58	西大泉１－２７　登戸公園
西大泉連合町会２丁目防災会	昭和58	西大泉２－２３－１　西大泉中央児童公園
西大泉連合町会３丁目防災会	昭和58	西大泉３－２６－２０　西大泉こぐれ公園
西大泉連合町会４丁目防災会	昭和58	西大泉４－１６　久保新田さくら公園
西大泉連合町会５丁目防災会	昭和58	西大泉５－２２　西大泉いずみ公園
西大泉連合町会６丁目防災会	昭和58	西大泉６－１９－３９　むさしの広場公園
一新町会防災委員会	昭和54	西大泉１－１４－３　あやめ児童遊園
西大泉三丁目アパート泉会防災会	昭和58	西大泉３－３　西大泉都営住宅敷地内
西大泉北部町会防災会		西大泉４－６－１１　町会管理地
南大泉１丁目町会防災会	昭和56	南大泉１－２２－４５　南泉台児童遊園
南大泉２丁目町会防災会	昭和62	南大泉２－２７－２　庄部児童遊園
南大泉３丁目町会防災会	昭和56	南大泉３－２９－２２　いずみ児童遊園
南大泉三丁目町会第二防災会	平成25	南大泉３－１４－２５　南大泉かきのき児童遊園
南大泉4丁目第1町会防災会	平成14	南大泉４－５　井頭
南大泉4丁目第2町会防災会	平成14	
南大泉四丁目第四町会防災会	平成18	南大泉３－２７－６　南大泉三丁目緑地
南大泉5丁目町会防災会	昭和60	南大泉５－２０－１９　南大泉材料置場
南大泉六丁目防災会	平成18	南大泉６－１０－６　ひよどり児童遊園
東泉町会防災会	昭和55	
つくし町会防災会	昭和55	
南泉町会防災会	昭和55	
大泉町一丁目町会防災会	昭和55	大泉町１－４４　八坂神社
大泉町二丁目町会防災会	昭和55	大泉町２－４６－６　北大泉幼稚園
大泉町三丁目町会防災会	昭和55	大泉町３－１６－２３　大泉第一小学校
大泉町四丁目町会防災会	昭和55	大泉町４－３５－８　影山公園
大泉町五丁目町会防災会	昭和55	大泉町５－５－１２　北大泉児童遊園
大泉町六丁目町会防災会	昭和55	大泉町６－１５－５　くりばやし公園
橋戸会防災部	昭和57	土支田３－２７－２９　橋戸新田公園
大泉学園町泉会防災会	昭和51	大泉学園町２－３－１８　町会共有地
大泉北泉町会防災会	昭和58	大泉町３－３１－４４　北大泉野球場
大泉北泉町会第二防災会	平成21	大泉町３－３１－４４　北大泉野球場

石神井消防署管内地域⑤

防災会組織名	結成年	格納庫設置場所等
北園救援対策会	平成11	大泉町５－２５－２３　地域振興課所有用地
大泉学園親交会防災会	昭和51	大泉学園町４－２－４　こぐれの森緑地
大泉学園好友会防災会	昭和51	大泉学園町２－２１－１７　大泉図書館敷地内
大泉学園町仲町会防災会	昭和51	大泉学園町５－１４－３６　すずしろ公園
大泉学園中央会防災会	昭和51	大泉学園町４－７－１　大泉学園小学校
大泉学園長久保町会防災会	昭和51	大泉学園町８－９－３７　西長久保緑地
大泉学園南町会防災会	昭和51	大泉学園町２－２－２　大泉中島公園
みどり会防災会	平成9	大泉学園町２－２－１　都営住宅敷地内
大泉学園町長栄会防災会	昭和51	大泉学園町８－９－６　大泉学園公園
大泉学園東町会防災会	昭和51	大泉学園町７－７　風致地区公園
大泉学園東自治会防災会	昭和51	大泉学園町４－１８－６　あおい公園
大泉学園緑町会防災会	昭和51	大泉学園町６－２６－２６　大泉公園
大泉学園西町会防災会	昭和51	大泉学園町６－４　さくら公園
緑泉町会防災防犯部	昭和53	大泉学園町５－３５－１２　加藤氏所有地
泉新会防災会	平成26	

資料 20-013　市民消火隊一覧

（*平成29年7月1日*現在）

番号	市民消火隊名称	格納庫設置場所	結成年	管轄
1	豊玉第三市民消火隊	豊玉北６－１２－１　区役所西庁舎裏	54年移管	練馬
2	高松第一市民消火隊	高松５－１４　高松５丁目防災ひろば	54年移管	光が丘
3	谷原市民消火隊	谷原１－２０　みのわ公園	54年移管	光が丘
4	高野台市民消火隊	高野台３－１０－３　長命寺	54年移管	光が丘
5	北町第一市民消火隊	北町３－１４－１４　北町三丁目児童遊園	54年移管	光が丘
6	関町北三丁目第一市民消火隊	関町北３－６　公園内	54年移管	石神井
7	関町北三丁目第二市民消火隊	関町北３－３２－２　都営関町北三丁目アパート	54年移管	石神井
8	立野市民消火隊	立野町１７－１３	54年移管	石神井
9	関町町会市民消火隊	関町北１－１－５　石神井西小学校	54年移管	石神井
10	大泉学園第二市民消火隊	大泉学園町６－２５－２５　大泉公園	54年移管	石神井
11	みやの町会市民消火隊	東大泉４－２５－１　大泉小学校	54年移管	石神井
12	東大泉仲町市民消火隊	東大泉４－２５－１　大泉小学校	54年移管	石神井
13	東大泉井頭市民消火隊	東大泉６－３５　都営アパート	54年移管	石神井

資料 20-014　避難拠点における収容可能人数

この表は、以下のスペースを全て使用するという前提ではなく、想定を超える避難者が避難した場合、各避難拠点における収容可能人数を算出したものである。

【算出にあたっての前提条件】
(1)　避難者１人あたりの収容スペースを２㎡とする。
(2)　体育館面積は、体育館アリーナの面積である。ただし、格技室がある学校は、格技室面積を加えた面積である。
(3)　全教室数のうち５室（理科室、図工室等）を除く教室を、収容可能教室数として算出する。
(4)　教室の面積は、１室あたり63㎡として算出する。

No.	小学校名	体育館面積（㎡）	体育館収容可能人数（人）	全教室数（室）	収容可能教室数（室）	教室収容可能人数（人）	収容可能人数合計（人）
1	旭丘小	504	252	18	13	403	655
2	小竹小	504	252	20	15	465	717
3	豊玉小	768	384	24	19	589	973
4	豊玉第二小	532	266	22	17	527	793
5	豊玉東小	504	252	21	16	496	748
6	豊玉南小	768	384	25	20	620	1,004
7	中村小	504	252	35	30	930	1,182
8	中村西小	522	261	21	16	496	757
9	早宮小	504	252	24	19	589	841
10	開進第一小	768	384	28	23	713	1,097
11	開進第二小	532	266	24	19	589	855
12	開進第三小	459	229	30	25	775	1,004
13	開進第四小	504	252	24	19	589	841
14	仲町小	504	252	31	26	806	1,058
15	南町小	572	286	21	16	496	782
16	北町小	504	252	29	24	744	996
17	北町西小	504	252	22	17	527	779
18	練馬小	768	384	22	17	527	911
19	練馬第二小	504	252	22	17	527	779
20	練馬第三小	532	266	21	16	496	762
21	練馬東小	894	447	27	22	682	1,129
22	田柄小	532	266	25	20	620	886
23	田柄第二小	768	384	31	26	806	1,190
24	向山小	504	252	23	18	558	810
25	豊渓小	495	247	25	20	620	867
26	旭町小	504	252	21	16	496	748
27	高松小	504	252	22	17	527	779
28	春日小	504	252	29	24	744	996
29	光が丘四季の香小	504	252	19	14	434	686
30	光が丘春の風小	504	252	23	18	558	810
31	光が丘夏の雲小	768	384	24	19	589	973
32	光が丘秋の陽小	504	252	26	21	651	903
33	光が丘第八小	768	384	22	17	527	911
34	石神井小（改築中）	768	384	33	28	868	1,252
35	石神井東小	468	234	21	16	496	730
36	石神井西小	504	252	21	16	496	748
37	石神井台小	504	252	27	22	682	934
38	上石神井小	504	252	26	21	651	903
39	上石神井北小	704	352	27	22	682	1,034
40	下石神井小（改築中）	486	243	31	26	806	1,049
41	光和小	504	252	32	27	837	1,089
42	谷原小	662	252	36	31	961	1,213
43	北原小	504	252	26	21	651	903
44	立野小	672	336	22	17	527	863
45	関町小	504	252	30	25	775	1,027
46	関町北小	504	252	28	23	713	965
47	大泉小	504	252	21	16	496	748

48	大泉第一小	576	288	21	16	496	784
49	大泉第二小	504	252	31	26	806	1,058
50	大泉第三小	504	252	29	24	744	996
51	大泉第四小	744	372	28	23	713	1,085
52	大泉第六小	504	252	24	19	589	841
53	大泉東小（改築中）	504	252	38	33	1,023	1,275
54	大泉西小	504	252	23	18	558	810
55	大泉南小	504	252	30	25	775	1,027
56	大泉北小	504	252	29	24	744	996
57	大泉学園小	504	252	26	21	651	903
58	大泉学園緑小	504	252	26	21	651	903
59	大泉学園桜小	504	252	19	14	434	686
60	泉新小	504	252	25	20	620	872
61	橋戸小	560	280	21	16	496	776
62	南田中小	504	252	25	20	620	872
63	南が丘小	486	243	21	16	496	739
64	富士見台小	504	252	26	21	651	903
65	八坂小	504	252	24	19	589	841
小学校　計		36,228	18,034	1,648	1,323	41,013	59,047

No.	中学校名	体育館面積（㎡）	体育館収容可能人数（人）	全教室数（室）	収容可能教室数（室）	教室収容可能人数（人）	収容可能人数合計（人）
1	旭丘中	570	285	19	14	434	719
2	豊玉中	618	309	22	17	527	836
3	豊玉第二中	540	270	26	21	651	921
4	中村中	1,075	537	29	24	744	1,281
5	開進第一中	1,106	553	30	25	775	1,328
6	開進第二中	850	425	28	23	713	1,138
7	開進第三中	638	319	23	18	558	877
8	開進第四中	1,106	553	31	26	806	1,359
9	北町中	1,075	537	25	20	620	1,157
10	練馬中	1,090	545	30	25	775	1,320
11	練馬東中	894	447	27	22	682	1,129
12	貫井中	1,106	553	26	21	651	1,204
13	田柄中	1,106	553	27	22	682	1,235
14	豊渓中	558	279	19	14	434	713
15	光が丘第一中	638	319	22	17	527	846
16	光が丘第二中	1,106	553	20	15	465	1,018
17	光が丘第三中	1,385	692	27	22	682	1,374
18	光が丘第四中	616	308	21	16	496	804
19	石神井中	1,106	553	34	29	899	1,452
20	石神井東中	690	279	34	29	899	1,178
21	石神井西中	1,019	509	32	27	837	1,346
22	石神井南中	558	279	25	20	620	899
23	上石神井中	576	288	26	21	651	939
24	南が丘中	982	491	23	18	558	1,049
25	谷原中	558	279	25	20	620	899
26	三原台中	540	270	29	24	744	1,014
27	大泉中	700	350	36	31	961	1,311
28	大泉第二中	960	480	31	26	806	1,286
29	大泉西中（改築中）	558	279	32	27	837	1,116
30	大泉北中	814	407	26	21	651	1,058
31	大泉学園中	616	308	27	22	682	990
32	大泉学園桜中	558	279	17	12	372	651
33	関中	558	279	30	25	775	1,054
34	八坂中	796	398	23	18	558	956
中学校　計		27,666	13,765	902	732	22,692	36,457

小中学校　合計	63,894	31,799	2,550	2,055	63,705	95,504

資料 20-015　練馬区福祉避難所一覧

平成30年3月1日現在
※避難収容人員＝使用面積×1/3÷4㎡

運営主体	名称	施設の種類	所在地	電話	設置	開館年月日	協定締結日	併設建物	敷地面積㎡	建物延面積㎡		※人
										総面積	使用面積	
社会福祉法人練馬区社会福祉事業団	関町デイサービスセンター（区⇒事業団）	老人デイサービスセンター	関町南4-9-28	3928-5030	練馬区	H5.6.1	H24.11.1	特別養護老人ホーム在宅介護支援センター	4,175.88	4,165.86	307.64	26
	富士見台デイサービスセンター（区⇒事業団）	老人デイサービスセンター	富士見台1-22-4	5241-6010		H6.6.1		特別養護老人ホーム在宅介護支援センター	3,000.50	3,021.12	554.24	46
		老人デイサービスセンター（認知症専用）				H6.6.1			3,000.50	3,021.12	110.07	9
	土支田デイサービスセンター	老人デイサービスセンター	土支田2-40-18	5387-6760		H5.6.1		高齢者集合住宅在宅介護支援センター	2,264.69	2,534.32	590.84	49
	豊玉デイサービスセンター		豊玉南3-9-13	3993-1341		H6.1.17		高齢者集合住宅在宅介護支援センター	858.10	1,701.24	652.45	44
	高松デイサービスセンター		高松6-3-24	3995-5107		H6.6.1		高齢者集合住宅在宅介護支援センター	1,167.04	1,686.59	544.38	45
	東大泉デイサービスセンター		東大泉5-15-2	5387-1021		H8.6.1		都営住宅在宅介護支援センター	1,645.69	2,174.71	559.02	47
	練馬デイサービスセンター		練馬2-24-3	5984-1701		H8.10.1		都営住宅在宅介護支援センター	6,566.34	1,812.61	590.43	49
	田柄デイサービスセンター（区⇒事業団）		田柄4-12-10	3825-1551		H1.6.1		特別養護老人ホーム在宅介護支援センター	3,972.84	4,974.20	398.76	33
	光が丘デイサービスセンター		光が丘2-9-6	5997-7706		H1.10.1		区民センター在宅介護支援センター	4,012.27	13,096.45	429.00	36
	大泉デイサービスセンター（区⇒事業団）	老人デイサービスセンター	東大泉2-11-21	5387-2201		H11.5.1		特別養護老人ホームケアハウス在宅介護支援センター	3,855.59	8,202.68	493.94	41
		老人デイサービスセンター（認知症専用）				H11.5.1			3,855.59	8,202.68	112.66	9
	錦デイサービスセンター	老人デイサービスセンター	錦2-6-14	3937-5031		H10.3.1		在宅介護支援センター	1,097.99	566.52	566.52	47

平成30年3月1日現在
※避難収容人員＝使用面積×1/3÷4㎡

運営主体	名称	施設の種類	所在地	電話	設置	開館年月日	協定締結日	併設建物	敷地面積㎡	建物延面積㎡ 総面積	建物延面積㎡ 使用面積	※人
社会福祉法人泉陽会	光陽苑デイサービスセンター	老人デイサービスセンター	西大泉5-21-2	3923-5264	社会福祉法人泉陽会	H3.5.1	H25.3.29	特別養護老人ホーム在宅介護支援センター	1,909.38	2,963.10	637.39	53
		老人デイサービスセンター（認知症専用）				H3.5.1			1,909.38	2,963.10	144.90	12
	第二光陽苑デイサービスセンター	老人デイサービスセンター	関町北5-7-22	5991-9917		H11.5.1		特別養護老人ホーム在宅介護支援センター	5,678.59	5,446.74	541.49	45
		老人デイサービスセンター（認知症専用）				H1.6.1			5,678.59	5,446.74	194.55	16
社会福祉法人育秀会	特別養護老人ホーム育秀苑	介護老人福祉施設	桜台2-2-8	3557-7637	社会福祉法人育秀会	S63.1.18	H25.3.18	特別養護老人ホーム在宅介護支援センター	970.21	2,191.00	93.98	8
	第2育秀苑デイサービスセンター	老人デイサービスセンター（認知症専用）	羽沢2-8-16	3991-0523		H10.6.1	H25.12.10一部変更	特別養護老人ホーム在宅介護支援センター	1,555.20	2,510.31	172.41	14
	第3育秀苑デイサービスセンター	老人デイサービスセンター（認知症専用）	土支田1-31-5	6904-0105		H25.6.1	H29.11.24一部変更	特別養護老人ホーム在宅介護支援センター	1,770.50	3,318.00	264.17	23
社会福祉法人章佑会	やすらぎ舎デイサービスセンター	老人デイサービスセンター	大泉学園町7-12-32	5387-5577	社会福祉法人章佑会	H6.11.1	H25.3.18	特別養護老人ホーム在宅介護支援センター	1,942.68	1,942.48	260.86	22
	やすらぎミラージュデイサービスセンター	老人デイサービスセンター	大泉町4-24-7	5905-1191		H11.5.1		特別養護老人ホーム在宅介護支援センター	3,150.01	3,651.43	568.27	47
社会福祉法人キングス･ガーデン東京	練馬キングス･ガーデンデイサービスセンター	老人デイサービスセンター	早宮2-10-22	5399-5315	社会福祉法人キングス･ガーデン東京	H9.2.1	H25.3.22	特別養護老人ホーム在宅介護支援センター	2,392.30	2,391.57	432.41	36
	練馬の丘キングス･ガーデンデイサービス	老人デイサービスセンター（認知症専用）	練馬2-27-7	6629-4599		H29.8.1	H29.9.14一部変更	特別養護老人ホーム	4,016.46	4,711.16	85.58	7

平成30年3月1日現在
※避難収容人員＝使用面積×1/3÷4㎡

運営主体	名称	施設の種類	所在地	電話	設置	開館年月日	協定締結日	併設建物	敷地面積㎡	建物延面積㎡ 総面積	建物延面積㎡ 使用面積	※人
社会福祉法人 創生	老人デイサービスセンター 土支田創生苑	老人 デイサービスセンター	土支田3-4-20	3978-0801	社会福祉法人 創生	H13.4.1	H25.3.29	特別養護老人ホーム 身障者療護施設 在宅介護支援センター	3,943.69	3,925.52	463.59	39
		老人 デイサービスセンター (認知症専用)									130.71	11
社会福祉法人 東京福祉会	練馬高松園 デイサービスセンター	老人 デイサービスセンター	高松2-9-3	3926-3026	社会福祉法人 東京福祉会	H12.4.1		特別養護老人ホーム 在宅介護支援センター	2,315.17	3,044.74	483.67	40
		老人 デイサービスセンター (認知症専用)									109.20	9
社会福祉法人 福音会	大泉学園 デイサービスセンター	老人 デイサービスセンター	大泉学園町2-20-21	5933-0742	社会福祉法人 福音会	H14.5.1		在宅介護支援センター	661.53	504.46	355.74	30
		老人 デイサービスセンター (認知症専用)									142.49	12
社会福祉法人 安心会	高野台 デイサービスセンター	老人 デイサービスセンター	高野台5-24-1	5923-0831	練馬区	H13.11.1	H25.2.4	居宅介護支援事業所 訪問介護事業所	5,785.90	575.17	545.17	45
		老人 デイサービスセンター (認知症専用)									30.00	2
	豊玉南しあわせの里 デイサービスセンター	老人 デイサービスセンター	豊玉南2-26-6	5946-2323	社会福祉法人 安心会	H16.4.1		特別養護老人ホーム	1,121.39	2,687.55	147.06	12
社会福祉法人 練馬豊成会	フローラ石神井公園 デイサービスセンター	老人 デイサービスセンター	下石神井3-6-13	3996-6600	社会福祉法人 練馬豊成会	H15.5.1	H25.3.29	特別養護老人ホーム 在宅介護支援センター	4,730.20	4,721.35	496.15	49
社会福祉法人 北山会	さくらの苑 デイサービスセンター	老人 デイサービスセンター	北町8-21-19	3931-0008	社会福祉法人 北山会	H14.4.1		-	241.62	724.46	624.04	52
練馬区	練馬区立 心身障害者福祉センター	身体障害者 福祉センター (B型)	貫井1-9-1	3926-7211	練馬区	S54.8.1	-	出張所 地区区民館	3,856.87	4,772.94	446.00	37
	練馬区立 大泉学園町福祉園	生活介護 (通所)	大泉学園町3-9-20	3923-8540		H9.4.1	-	-	2,799.08	1,800.00	685.50	57

平成30年3月1日現在
※避難収容人員＝使用面積×1/3÷4㎡

運営主体	名称	施設の種類	所在地	電話	設置	開館年月日	協定締結日	併設建物	敷地面積㎡	建物延面積㎡		※人
										総面積	使用面積	
練馬区	練馬区立 氷川台福祉園	生活介護 (通所)	氷川台2-16-2	3931-0167	練馬区	S52.4.1	-		2,005.00	1,500.57	636.30	53
社会福祉法人 武蔵野会	練馬区立 光が丘福祉園		光が丘2-4-10	3976-5100		S63.4.1	H25.4.1	都営住宅	1,786.02	958.55	470.40	39
社会福祉法人 東京援護会	練馬区立 関町福祉園		関町南3-15-35	3594-0217		S61.4.1		-	2,000.00	1,077.50	404.80	33
社会福祉法人 武蔵野会	練馬区立 大泉町福祉園		大泉町3-29-20	5387-4681		H4.4.1		都営住宅	1,938.98	1,492.45	654.50	54
社会福祉法人 東京都知的障害者育成会	練馬区立 石神井町福祉園		石神井町2-12-5	5393-7438		H11.4.1			989.02	515.90	245.00	20
	練馬区立 貫井福祉園	生活介護(通所) 就労移行支援	貫井2-16-12	5987- 0400		H16.2.1		貫井活動交流室	1,459.17	1,347.64	532.00	44
東京都	都立 大泉特別支援学校	特別支援学校	大泉学園町9-3-1	3921-1381	東京都	S55.4.1	H20.9.2 協定変更 H27.5.14		15,000.02	8,929.05	690.00	57
	都立 石神井特別支援学校		石神井台8-20-35	3929-0012		S58.4.1	H18.3.28 協定変更 H29.3.10		10,094.22	6,384.80	565.76	47
	都立 練馬特別支援学校		高松6-17-1	5393-3524		H24.4.1	H28.3.31		12,987.20	3,905.00	672.00	56
社会福祉法人 武蔵野会	東京都練馬福祉園	生活介護 (通所)	大泉学園町9-4-1	3978-5141		S59.4.1	H25.4.1		19,000.74	6,118.29	384.00	32
社会福祉法人 東京援護協会	田柄福祉園		田柄3-14-9	3577-2201	社会福祉法人 東京援護協会	H26.6.1	H27.4.1		595.37	920.08	300.55	25

資料 20-016　東京都指定避難場所一覧

平成25年度改定

番号	避難場所	練馬区割当地区	避難計画人口（人）※	総面積（㎡）	有効面積（㎡）	最遠距離（㎞）	避難有効面積（㎡/人）
67	江古田の森公園一帯	豊玉中１～４丁目 豊玉南１～３丁目 豊玉北５～６丁目	21,718人	165,225㎡	82,158㎡	1.50	1.36
82	上井草スポーツセンター一帯	上石神井南町 関町南１丁目 下石神井４丁目（一部）	3,850人	172,920㎡	72,104㎡	1.40	1.96
100	公社向原住宅一帯	旭丘２丁目 小竹町１～２丁目	10,692人	150,825㎡	66,167㎡	1.70	1.30
101	城北中央公園一帯	羽沢１～３丁目 錦１～２丁目 氷川台１～４丁目 平和台１～４丁目 北町１丁目 桜台１～３丁目、６丁目	56,848人	386,275㎡	252,262㎡	2.20	1.86
102	光が丘団地・光が丘公園一帯	田柄１～５丁目 早宮１～４丁目 春日町１～６丁目 高松１～６丁目 北町２～８丁目 光が丘１～７丁目 旭町１～３丁目 土支田１～４丁目 谷原１～６丁目 三原台１～３丁目	182,132人	1,737,587㎡	981,271㎡	2.80	4.00
103	石神井公園一帯	石神井町２～８丁目 東大泉１、５～６丁目 石神井台１～３丁目 下石神井１～６丁目 （下石神井4丁目は一部）	62,972人	395,557㎡	169,575㎡	0.90	2.69
104	上石神井アパート一帯	石神井台４～８丁目 上石神井１～４丁目 関町東１～２丁目 東大泉７丁目 南大泉１～４丁目	66,587人	173,763㎡	75,888㎡	2.20	1.14
105	大泉中央公園一帯	東大泉２～４丁目 西大泉１～６丁目 南大泉５～６丁目 大泉町１～６丁目 大泉学園町１～９丁目 西大泉町	95,639人	282,503㎡	190,291㎡	3.50	1.99
120	グリーンパーク	関町北１～５丁目 関町南２～４丁目 立野町	38,327人	580,571㎡	329,291㎡	2.10	8.59
147	武蔵大学	旭丘１丁目 栄町 豊玉上１～２丁目 豊玉北１～４丁目	30,549人	77,702㎡	36,940㎡	1.00	1.21
148	豊島園	貫井１～５丁目 向山１～４丁目 中村１～３丁目 中村南１～３丁目 中村北１～４丁目	55,781人	232,610㎡	92,497㎡	1.90	1.66
207	都営南田中アパート	高野台１～５丁目 石神井町１丁目 南田中１～５丁目 富士見台１～４丁目	41,112人	160,763㎡	72,713㎡	1.90	1.77
208	練馬総合運動場一帯	桜台４～５丁目 練馬１～４丁目	19,743人	106,027㎡	35,484㎡	0.80	1.80
		計　13か所	685,949人	4,622,328㎡	2,456,641㎡		

※各避難場所あたりの避難計画人口は、第６回の区別の避難計画人口の割合を第７回の避難計画人口の総数に乗じて算定。

資料 20-017　飲用可能な受水槽等一覧（避難拠点）

平成29年10月1日 現在

小学校 ６５校	校舎用受水槽	校舎用高置水槽		計
	ＦＲＰ	室内型	露出型	㎥
旭　　丘	24.0	4.5	6.0	34.5
小　　竹	20.0		8.0	28.0
豊　　玉	24.0		9.0	33.0
豊玉第二	17.5	4.0		21.5
豊玉東	18.0		11.0	29.0
豊玉南	8.0			8.0
中　　村	24.0	2.5	6.0	32.5
中村西	14.0	3.4	3.4	20.8
早　　宮	14.0		5.0	19.0
開進第一	24.0	3.8	7.5	35.3
開進第二	15.4	3.8	4.5	23.7
開進第三	21.0			21.0
開進第四	18.0		12.3	30.3
仲　　町	20.0		9.0	29.0
南　　町	16.0		9.0	25.0
北　　町	26.0		11.4	37.4
北町西	30.0	6.8	6.0	42.8
練　　馬	18.0	9.0		27.0
練馬第二	12.0		6.0	18.0
練馬第三	16.0		14.0	30.0
練馬東	18.0	12.0		30.0
田　　柄	18.0	2.5	3.0	23.5
田柄第二	15.0		4.5	19.5
向　　山	12.0		4.5	16.5
豊　　渓	12.0	7.5		19.5
旭　　町	12.0	4.0	6.0	22.0
高　　松	13.0		10.4	23.4
春　　日	16.0		4.0	20.0
光が丘四季の香	24.0		6.0	30.0
光が丘春の風	12.0		4.5	16.5
光が丘夏の雲	4.0		2.3	6.3
光が丘秋の陽	12.0		4.0	16.0
光が丘第八	9.0		3.0	12.0
石　神　井	24.0	6.0		30.0
石神井東	15.0	4.5	8.0	27.5
石神井西	16.0		8.4	24.4
石神井台	16.9		9.0	25.9
上石神井	24.0		12.0	36.0
上石神井北	20.0	3.8	4.5	28.3
下石神井	24.0		9.0	33.0
光　　和	15.0		12.0	27.0
谷　　原	50.0			50.0
北　　原	12.0		4.0	16.0
立　　野	16.0	3.0	6.0	25.0
関　　町	18.0	3.8	3.0	24.8
関町北	24.0	7.5	3.8	35.3
大　　泉	13.5	3.0	6.0	22.5
大泉第一	15.0	2.5	1.5	19.0
大泉第二	24.0			24.0
大泉第三	24.0		9.75	33.8
大泉第四	24.0	9.0		33.0
大泉第六	24.0		12.0	36.0
大泉東	21.0	4.5	6.0	31.5
大泉西	20.0			20.0
大泉南	24.0			24.0
大泉北	25.0		12.0	37.0
大泉学園	15.0		6.0	21.0
大泉学園緑	12.0		6.0	18.0
大泉学園桜	20.0		7.5	27.5
泉　　新	21.0		10.1	31.1
橋　　戸	14.0		8.0	22.0
南田中	15.0		12.0	27.0
南　が　丘	21.9		8.0	29.9
富士見台	21.0		6.0	27.0
八　　坂	24.0		10.3	34.3
計	1,210.20	111.40	381.15	1,702.75
				均 26.20

中学校 ３４校	校舎用受水槽	校舎用高置水槽		計
	ＦＲＰ	室内型	露出型	㎥
旭　　丘	16.0	3.0	4.0	23.0
豊　　玉	22.0	3.0	3.4	28.4
豊玉第二	8.8			8.8
中　　村	25.0		12.0	37.0
開進第一	24.0		9.0	33.0
開進第二	20.0		10.0	30.0
開進第三	21.0			21.0
開進第四	15.0			15.0
北　　町	18.0		10.1	28.1
練　　馬	21.0		22.0	43.0
練馬東	25.0		9.0	34.0
貫　　井	21.0		7.6	28.6
田　　柄	25.0	7.6		32.6
豊　　渓	9.0	2.5	2.3	13.8
光が丘第一	10.0		5.0	15.0
光が丘第二	14.0		4.0	18.0
光が丘第三	10.0		4.5	14.5
光が丘第四	18.0		7.5	25.5
石　神　井	18.0		6.0	24.0
石神井東			6.0	6.0
石神井西	27.0	4.5	4.5	36.0
石神井南	18.0		7.4	25.4
上石神井	15.8			15.8
南　が　丘	15.0		6.0	21.0
谷　　原	13.5		4.5	18.0
三　原　台	9.0		6.0	15.0
大　　泉	39.4	3.0	13.8	56.2
大泉第二	21.0		9.0	30.0
大泉西	30.0		9.0	39.0
大泉北	9.0		2.2	11.2
大泉学園	16.0	5.0		21.0
大泉学園桜	9.0		4.0	13.0
関	18.0		7.0	25.0
八　　坂	24.0		9.0	33.0
計	605.50	28.60	204.80	838.90
				均 24.67

(1)　受水槽・高架水槽の容量は外寸（清掃内訳による）。
〔実際〕 ①　通常水槽上部に６０ｃｍ程度空間あり。

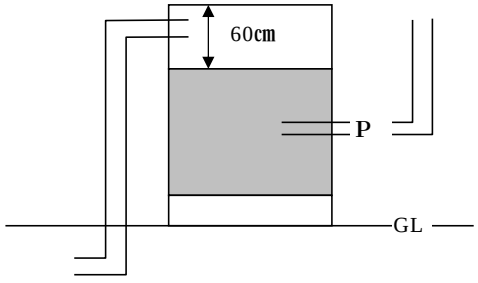

②　受水槽は常時水を補給するが、高架水槽は１/3～1/5に減水しないと補給されない。
③　上記を勘案すると、日常保有水量は
・受 水 槽…容量×0.85
・高架水槽…容量×0.85×1/5程度となる。

(2)　地上式受水槽および高架水槽は地震により管が外れ、水が流れ出す可能性がある。

資料 20-018　給水拠点一覧(東京都設置)

平成29年4月1日現在

名称				所在地	容積(㎥)
給水拠点(東京都設置)	応急給水槽	みずのとう公園	☆	中野区江古田１－３	100
		江古田の森公園	☆	中野区江古田３－１４	100
		都立城北中央公園	★	板橋区桜川１－１	1,500
		区立みんなの広場公園	☆	練馬区石神井町８－４１	100
		区立大泉公園	★	練馬区大泉学園町６－２５	1,500
		区立はやいち公園	☆	練馬区早宮１－４７－１１	100
		区立学田公園	★	練馬区豊玉南３－３２	1,500
		井草森公園	★	杉並区井草４－１２－１	1,500
	練馬給水所			練馬区光が丘２－４－１	66,600
	上井草給水所			杉並区上井草３－２２－１２	60,000
	杉並浄水所			杉並区善福寺３－２８－５	1,000

★震災対策用応急給水槽（1,500立方メートル槽）
☆小規模応急給水槽（100立方メートル槽）

資料 20-019　練馬給水所概要

○施設概要

練馬給水所は、有効容量約２０万立方メートルの配水池と、送配水ポンプ所を備えた大規模な給水所です。

給水所は、浄水場から送られてきた水道水を配水池に貯留を行い、水道使用量の時間的な変化に応じて配水量の調節をし、配水区域内に水道水を配る施設です。また、震災時対応として配水池内には、常時３分の１の水道水が、確保されています。

練馬給水所では、三郷浄水場（埼玉県三郷市）と三園浄水場（板橋区三園）から送られた水を、配水池にいったん貯水したあと、水需要に応じてポンプ運転を行い、東京２３区西側の城北・城南地区に給水しています。

配水池とポンプ所は都立光が丘公園の地下に築造されています。

所在地　　練馬区光が丘二丁目４番１号

用地面積　66，474m²（公園地下占用面積）

給水区域　板橋区、練馬区、北区、豊島区、文京区、新宿区、中野区、杉並区、渋谷区、港区、品川区、大田区の各一部

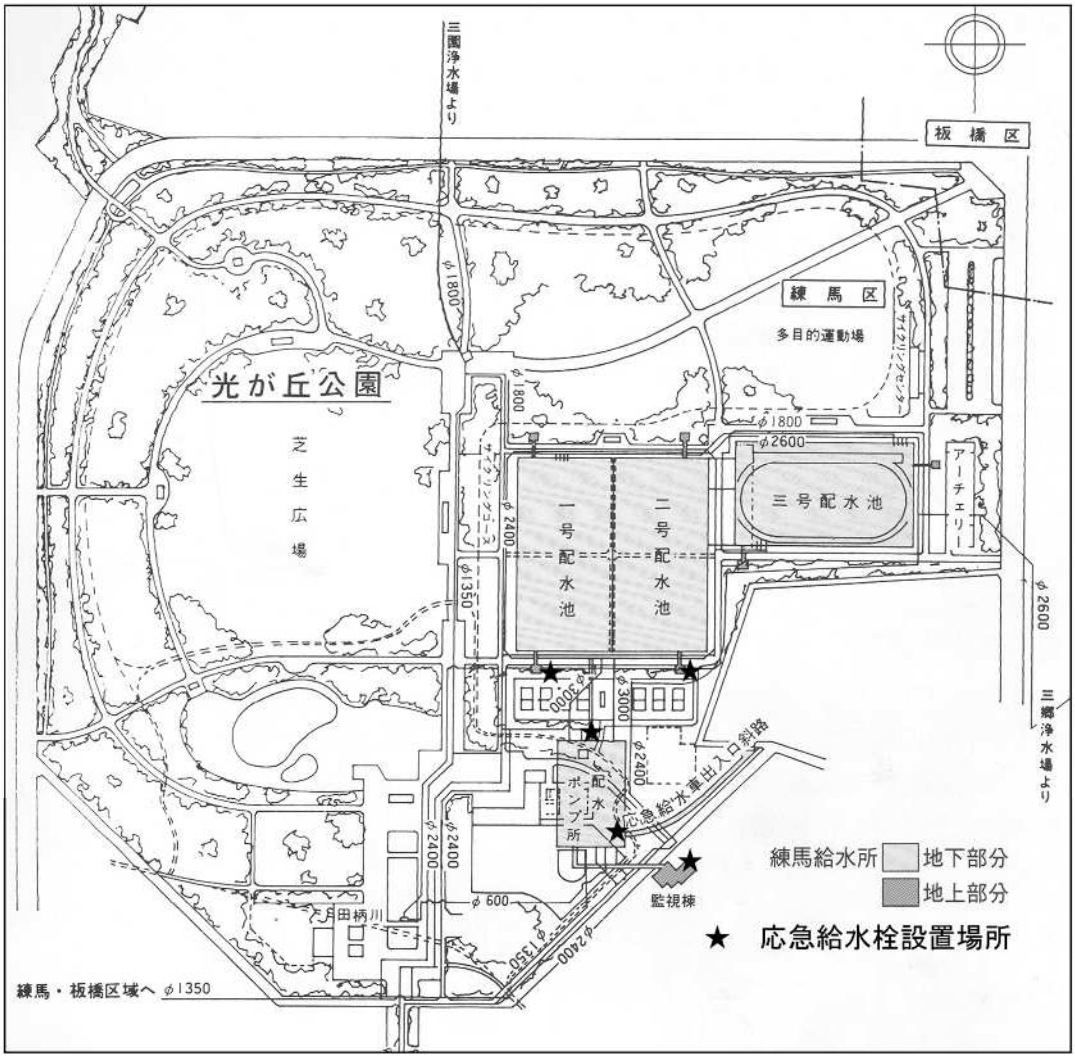

練馬給水所　平面図

資料 20-020　防災井戸一覧

（平成29年8月31日現在）

No.	設置年度	名　　称	所　在　地	自家発出力 ＫＶＡ	揚水量 (毎分)ﾘｯﾄﾙ	1日3時間稼働 ㎥	井戸の深さ m
1	S54	桜台６丁目防災井戸	桜台６－６－８	45	450	81.0	100
2	S54	田柄町水道利用組合1号	田柄２－１８－２	60	560	100.8	200
3	S54	大　泉　名　水　会	東大泉３－３８－１３	60	560	100.8	130
4	S55	練　馬　区　役　所	豊玉北６－１２－１	2,750※	500	90.0	140
5	S55	武　蔵　関　公　園	関町北３－４５－１	60	1,500	270.0	190
6	S55	豊　　島　　園	向山３－２５－１	73	2,000	360.0	200
7	S55	豊島橋町会水道部	下石神井３－３４	35	400	72.0	120
8	S56	田柄町水道利用組合6号	田柄５－９	60	560	100.8	180
9	S56	仲　一　防　災　井　戸	錦１－７	35	500	90.0	100
10	S56	石　神　井　公　園	石神井町５－２１	60	1,000	180.0	160
11	H7	仲町台住宅給水管理組合	平和台１－２１-７	20	500	90.0	110
12	H7	一　　六　　八　　会	東大泉６－４２	35	300	54.0	100
13	H7	関町北３丁目防災井戸	関町北３－１４	20	200	36.0	80
14	H7	石神井町１丁目防災井戸	石神井町１－１１－３２	35	500	90.0	130
15	H9	土支田３丁目防災井戸	土支田３－１９－１７	20	150	27.0	100
16	H15	田柄町水道利用組合3号	田柄１－１０－１２	80	700	126.0	162
17	H15	慈　雲　堂　病　院	関町南４－１４－５３	135	220	39.0	150
18	H21	石神井台３丁目防災井戸	石神井台３－２４－３７	20	286	51.5	61
19	H24	中　村　か　し　わ　公　園	中村１－１７	31.5	250	45.0	100
20	H24	中　　新　　井　　公　　園	豊玉上２－１８－１	100	2,000	6,000	150
21	H25	南　石　神　井　親　交　会	下石神井６－２６	20	30	90	100
22	H25	神　の　教　会　保　育　園	羽沢２－１２－９	35	100	300.0	120
23	H27	アカオアルミ（株）	旭町３－３３－１	50	420	75.0	100

※　庁舎全体の自家発電出力

資料 20-021　ミニ防災井戸一覧

計536か所

平成29年4月1日現在

ミニ防災井戸所在地			
旭丘1-3-4	豊玉中4-1-8	桜台1-36-11	練馬2-1-13
旭丘1-14-7	豊玉中4-11-5	桜台1-45-18	練馬2-5-5
旭丘1-29-1	豊玉南1-20-6	桜台1-47-13	練馬2-5-7
旭丘1-29-3	豊玉南1-20-20	桜台1-47-14	練馬2-6-13
旭丘1-29-9	豊玉南2-3-7	桜台2-4-9	練馬2-8-3
旭丘1-36-2	豊玉南2-10-7	桜台2-14-4	練馬2-8-14
旭丘1-42-12	豊玉南2-10-13	桜台2-19-10	練馬2-16-16
旭丘1-60-4	豊玉南2-15	桜台2-19-11	練馬2-23-8
旭丘1-62-12	豊玉南3-18-5	桜台2-20-2	練馬2-33-10
旭丘2-9-5	豊玉南3-21-1	桜台2-20-13	練馬3-4-19
旭丘2-20-7	豊玉南3-26-6	桜台2-21-13	練馬3-9-12
旭丘2-33-7	豊玉南3-30-8	桜台2-23-16	練馬3-12-3
旭丘2-35-3	豊玉南3-30-17	桜台2-29-7	練馬3-14-6
旭丘2-35-17	豊玉北1-3-5	桜台2-30-1	練馬3-21-10
小竹町1-21-3	豊玉北1-10-8	桜台2-30-13	練馬3-21-14
小竹町1-22-1	豊玉北1-23-12	桜台2-30-17	練馬3-32-4
小竹町1-34-15	豊玉北2-16-8	桜台2-31-5	練馬3-32-7
小竹町1-75-1	豊玉北3-17-11	桜台2-31-6	練馬4-6-15
小竹町2-2-10	豊玉北3-30-8	桜台2-31-7	練馬4-12-8
小竹町2-7-7	豊玉北4-2-8	桜台2-32-5	練馬4-23-9
小竹町2-14-2	豊玉北4-2-12	桜台2-34-16	練馬4-26-2
小竹町2-17-5	豊玉北4-8-10	桜台2-36-3	練馬4-26-5
小竹町2-19-9	豊玉北4-9-3	桜台2-36-5	練馬4-26-6
小竹町2-20-2	豊玉北4-25-7	桜台2-40-2	練馬4-26-6
小竹町2-20-8	豊玉北4-31-8	桜台2-41-2	練馬4-28-7
小竹町2-26-1	豊玉北5-3-3	桜台2-44-11	向山1-12-9
小竹町2-34-7	豊玉北5-3-20	桜台2-46-2	向山2-6-7
小竹町2-38-5	豊玉北5-6-10	桜台2-46-14	向山2-14-23
小竹町2-43-12	豊玉北5-8-8	桜台2-50-5	向山2-21-7
小竹町2-59-9	豊玉北5-9-6	桜台2-54-8	向山2-25-11
小竹町2-64-2	豊玉北6-6-8	桜台2-54-17	向山2-28-15
小竹町2-65-8	中村1-2-15	桜台2-55-15	向山3-3-8
栄町3-9	中村1-2-9	桜台3-6-4	向山3-6-3
栄町8-11	中村1-10-19	桜台3-15-15	向山3-6-14
栄町9-14	中村2-10-5	桜台3-27-14	向山3-15-18
栄町9-15	中村2-12-10	桜台3－30－4	向山4-3-12
栄町10-1	中村2-22-7	桜台4-14-2	向山4-5-13
栄町13-3	中村3-3-12	桜台4-19-10	貫井1-1-12
栄町17-14	中村3-4-12	桜台4-33-3	貫井1-32-16
栄町20-10	中村3-14-13	桜台4-33-6	貫井3-23-11
栄町21-7	中村3-16-3	桜台4-35-6	貫井3-49-4
栄町24-4	中村3-26-8	桜台4-35-9	平和台2-48-4
栄町24-11	中村3-34-4	桜台4-38-17	平和台4-17-2
栄町39-12	中村3-3-4	桜台4-39-4	氷川台4-45-4
栄町44-14	中村南1-28-17	桜台5-1-2	氷川台4-47-3
羽沢1-3-12	中村南2-8-19	桜台5-4-3	氷川台4-54-24
羽沢1-6-12	中村南2-11-8	桜台5-15-13	早宮1-20-3
羽沢1-10-13	中村南2-13-3	桜台5-15-17	早宮3-7-6
羽沢1-22-4	中村南2-15-11	桜台5-21-12	早宮3-41-14
羽沢2-5-2	中村南2-19-10	桜台5-22-4	早宮4-26-7
羽沢2-8-11	中村南3-2-22	桜台5-24-3	早宮4-37-26
羽沢2-9-3	中村南3-4	桜台5-25-2	春日町2-1-4
羽沢2-20-1	中村南3-6-10	桜台5-31-7	春日町2-10-30
羽沢2-25-9	中村南3-15-7	桜台5-34-6	春日町2-13-13
羽沢2‐26‐4	中村北2-10-11	桜台5-39-8	春日町2-22-1
豊玉上1-15-10	中村北2-22-1	桜台5-40-14	春日町2-23-2
豊玉上1-25-10	中村北2-24-10	桜台5-44-11	春日町2-26-9
豊玉上2-25-9	中村北4－2	桜台6-18-29	春日町4-1-30
豊玉中1-6-11	桜台1-17-8	練馬1-18-8	高松2-20-3
豊玉中2-23-3	桜台1-17-13	練馬1-31-5	高松2-25-6
豊玉中3-1-13	桜台1-17-14	練馬1-33-10	高松4-2-16
豊玉中3-10-12	桜台1-18-6	練馬1-37-2	高松4-12-14
豊玉中3-15-5	桜台1-31-16	練馬1-37-3	高松5-1-28
豊玉中3-16-10	桜台1-34-11	練馬1-44-7	高松5-19-14
豊玉中3-23-5	桜台1-34-12	練馬1-44-10	高松5-23-10
豊玉中3-23-20	桜台1-36-10	練馬1-44-10	高松6-37-9

ミニ防災井戸所在地			
北町1-4-15	土支田2-6-22	三原台3-13-24	東大泉3-9-2
北町1-20-7	土支田2-14-10	石神井町2-11-7	東大泉5-32-6
北町1-22-9	土支田2-28-23	石神井町2-15-13	東大泉5-40-22
北町1-26-14	土支田2-30-25	石神井町4-7-18	東大泉6-34-51
北町1-35-27	土支田2-34-9	石神井町6-32-16	東大泉6-37-5
北町1-37-17	土支田2-34-17	石神井町7-9-26	東大泉6-40-7
北町1-40-12	土支田2-42-4	石神井町7-25-3	東大泉7-17-15
北町1-44-17	土支田3-1-2	石神井町8-14-10	東大泉7-17-22
北町1-46-7	土支田3-1-25	石神井町8-18-3	東大泉7-34-33
北町2-18-1	土支田3-4-20	石神井町8-20-11	東大泉7-35-34
北町2-33-2	土支田3-7-5	石神井町8-27-24	西大泉1-11-35
北町5-4-1	土支田3-10-22	石神井町8-28-16	西大泉1-14-14
北町5-6-16	土支田3-14-8	石神井町8-32-10	西大泉1-18-4
北町5-8-17	土支田3-25-4	東大泉3-36-1	西大泉1-22-12
北町5-9-9	土支田3-27-7	東大泉5-25-9	西大泉1-36-22
北町5-19-15	土支田3-28-13	石神井町8-1	西大泉2-10-26
北町6-38-7	土支田3-29-31	石神井町8-32-14	西大泉3-1-10
北町7-10-24	土支田3-34-5	石神井町8-32-16	西大泉3-16-7
北町7-16-3	土支田3-35-2	石神井町8-34-1	西大泉3-17-3
北町7-16-25	土支田3-37-1	石神井町8-35-7	西大泉4-14-10
北町7-19-18	土支田3-38-24	石神井町8-44-7	西大泉5-13-2
北町8-8-4	土支田3-39-15	石神井町8-45-5	南大泉4-6-2
北町8-9-1	土支田3-42-13	石神井町8-47-3	南大泉4-6-4
北町8-14-9	土支田4-11-6	石神井台1-18-24	南大泉4-7-7
北町8-24-12	土支田4-38-5	石神井台2-6-3	南大泉4-16-28
北町8-32-7	富士見台1-7-17	石神井台3-2-41	南大泉4-17-6
北町8-37-18	富士見台1-9-8	石神井台3-5-26	南大泉4-20-16
田柄1-9-4	富士見台1-9-21	石神井台3-10-19	南大泉4-23-4
田柄1-9-4	富士見台1-10-3	石神井台3-39-4	南大泉4-30-2
田柄1-9-5	富士見台1-21-19	石神井台7-7-19	南大泉5-5-13
田柄1-9-12	富士見台2-7-5	石神井台7-24-34	南大泉5-6-7
田柄1-10-14	富士見台2-8-24	石神井台8-18-46	南大泉5-17-1
田柄1-19-5	富士見台2-10-5	上石神井1-29-4	南大泉5-21-8
田柄2-22-19	富士見台2-10-7	上石神井1-29-7	南大泉5-23-3
田柄2-23-19	富士見台2-10-8	上石神井1-29-8	南大泉5-23-19
田柄2-27-12	富士見台2-25-3	上石神井1-30-16	南大泉5-23-38
田柄2-36-5	富士見台2-26-9	上石神井1-32-21	南大泉5-33-1
田柄4-27-3	富士見台2-29-3	上石神井1-36-14	南大泉5-35-12
田柄4-28-11	富士見台4-26-14	下石神井1-16-3	南大泉5-35-17
田柄4-30-21	南田中1-13-24	下石神井1-18-10	南大泉6-4-3
田柄4-31-15	南田中1-13-29	下石神井1-19-1	南大泉6-10-22
田柄4-33-5	南田中2-14-2	下石神井1-19-3	南大泉6-22-4
田柄4-37-5	南田中2-18-15	下石神井1-19-8	大泉町1-5-5
田柄4-33-19	南田中2-18-27	下石神井1-19-7	大泉町1-43-30
田柄4-44-2	南田中3-5-2	下石神井2-8-16	大泉町2-13-13
田柄4-44-26	南田中4-3-12	下石神井2-9-13	大泉町2-25-4
田柄4-45-5	南田中4-7-10	下石神井2-11-3	大泉町2-25-6
田柄4-45-5	高野台1-10-3	下石神井2-18-8	大泉町2-39-6
田柄4-48-19	高野台2-16-2	下石神井2-23-3	大泉町2-48-16
田柄5-19-8	高野台3-16-17	下石神井2-33-6	大泉町2-52-10
田柄5-25-10	高野台3-26-6	下石神井2-33-29	大泉町2-56-7
旭町1-12-17	高野台3-33-26	下石神井2-34-5	大泉町2-57-2
旭町1-12-28	谷原1-9-16	下石神井2-35-13	大泉町2-54-9
旭町1-16-11	谷原4-17-14	下石神井3-5-26	大泉町4-22-34
旭町1-21-4	谷原5-28-18	下石神井5-2-26	大泉学園町2-19-15
旭町2-4-8	谷原6-4-16	下石神井5-10-6	大泉学園町7-9-36
旭町2-9-13	谷原6-7-9	下石神井5-14-15	大泉学園町7-17-1
旭町2-15-11	谷原6-15-29	下石神井5-15-4	大泉学園町7-17-30
旭町3-13-7	谷原6-19-1	下石神井6-2-2	大泉学園町7-19-37
旭町2－47－3	三原台1-23-4	東大泉1-20-8	大泉学園町8-4-18
旭町3-14-8	三原台1-23-18	東大泉1-21-7	大泉学園町8-8-7
旭町3-26-17	三原台1-34-1	東大泉1-27-35	大泉学園町8-30-23
旭町3-28-8	三原台1-35-11	東大泉2-11-1	大泉学園町8-32-20
旭町3-29-13	三原台2-16-3	東大泉2-23-14	関町北3-46-10
土支田1-9-8	三原台2-17-19	東大泉2-27-12	関町東1-1-17
土支田1-14-5	三原台3-2-32	東大泉2-40-1	関町東1-1-17
土支田1-34-8	三原台3-5-16	東大泉3-3-16	関町東1-23-5
土支田1-35-17	三原台3-8-15	東大泉2-1-26	関町東1-25-1

資料 20-022　備蓄倉庫一覧

平成29年4月1日現在

番号	名　称	所　在　地	建物		設置年度	備　考
			延面積（㎡）	構　造		
1	谷原備蓄倉庫	谷原４－２０－３８	150.00	鉄筋コンクリート、平屋	昭和50年度	土木資材置場敷地内
2	大泉町備蓄倉庫	大泉町２－１－３１	132.00	鉄筋コンクリート、平屋	52	関越道路高架下
3	高野台備蓄倉庫	高野台３－８－３２	67.25	鉄筋モルタル、平屋、２棟	52	32㎡と35.25㎡ 高野台運動場敷地内
4	春日町備蓄倉庫	春日町２－１２－１	145.20	鉄筋コンクリート、平屋	53	土木資材置場敷地内
5	栄町備蓄倉庫	栄町９－１０	75.40	鉄筋コンクリート、平屋	53	栄町防災広場内
6	南大泉備蓄倉庫	南大泉５－２０－１９	156.00	鉄筋コンクリート、２階	55	土木資材置場敷地内
7	関町北備蓄倉庫	関町北５－１３－４０	67.25	鉄筋コンクリート、２階	56	関町北小学校敷地内
8	北町備蓄倉庫	北町３－１－３４	123.00	鉄筋コンクリート、２階	57	北町中学校敷地内
9	練馬備蓄倉庫	練馬１－１７－３７	145.80	鉄筋コンクリート地上4階建 の内地下１階の部分	57	練馬文化センター内
10	関町南備蓄倉庫	関町南３－１０－３	138.00	鉄筋コンクリート、２階	58	石神井西中学校敷地内
11	光が丘備蓄倉庫	光が丘２－９－６	210.00	鉄筋コンクリート地上4階建の内 地下1階の一部	平成元年度	光が丘区民センター内
12	中村かしわ公園 備蓄倉庫	中村１－１７－１	34.10	鉄筋コンクリート、平屋	24	中村かしわ公園内
13	リズモ大泉学園 備蓄倉庫	東大泉１－２８－１	30.00	鉄筋コンクリート地上4階建の内 地上4階の一部	27	リズモ大泉学園内
14	西大泉備蓄倉庫	西大泉５－２５	49.58	鉄筋コンクリート、平屋	27	西大泉こさくっぱら緑地内
15	桜台備蓄倉庫	桜台２－１９	81.02	鉄骨、２階	28	
16	土支田備蓄倉庫	土支田２－１２－２	50.22	鉄筋コンクリート、平屋	28	土支田けやき公園内
17	大泉学園町 備蓄倉庫	大泉学園町３－５－５	47.12	鉄筋コンクリート、平屋	28	いずみの里公園内
合　計			1,701.94		１７か所	

資料 20-023　移動系防災行政無線一覧

平成 29 年４月１日現在

【子局の配備状況】

◎避難拠点　９８台

◎区立施設　２１台

東部土木出張所　４台
西部土木出張所　２台
豊玉保健相談所
北保健相談所
石神井保健相談所
大泉保健相談所
関保健相談所
練馬清掃事務所
石神井清掃事務所
谷原清掃事業所
総合体育館
練馬文化センター
光が丘区民事務所・光が丘保健相談所
石神井区民事務所・総務課総務石神井係
早宮区民事務所
大泉区民事務所
関区民事務所

◎車両　２２台

区長車
議長車
危機管理室車　９台
経理用地課車　７台
土木部管理課　４台

◎防災関係機関　２２台

練馬区医師会
歯科医師会
薬剤師会
柔道整復師会
獣医師会
水道局北部支所
東京電力パワーグリッド
　荻窪支社練馬事務所
東京ガス北部支店
練馬消防署
光が丘消防署
石神井消防署
練馬警察署
光が丘警察署
石神井警察署
練馬光が丘病院
順天堂練馬病院
練馬総合病院
浩生会スズキ病院
大泉生協病院
川満外科
田中脳神経外科病院
辻内科循環器科歯科ｸﾘﾆｯｸ

◎危機管理室　５２台

情報拠点・避難拠点グループ一覧

「情」・・・情報拠点　「水」・・・給水所支援　「医」・・・医療救護所の位置づけを持つ

練馬グループ（41） 危機管理室担当無線202		
グループ番号		
20	情	旭丘小／６０１
	医	旭丘中／９６１
		小竹小／６０２
21	情	開進第四小／６１３
	水・医	開進第三中／９６７
	水	開進第三小／６１２
	水	開進第四中／９６８
22	情	南町小／６１５
		開進第二中／９６６
		開進第二小／６１１
		向山小／６２５
23	情	早宮小／６０９
	水	開進第一中／９６５
	水	仲町小／６１４
	水	開進第一小／６１０
24	情	春日小／６２９
		練馬中／９７０
		練馬小／６１８
		高松小／６２８
		練馬東小／６２１
	医	練馬東中／９７１
25	情	中村西小／６０８
	水	中村中／９６４
	水	中村小／６０７
	医	貫井中／９７２
		練馬第二小／６１９
		練馬第三小／６２０
26	情	豊玉中／９６２
	水	豊玉第二小／６０４
	水	豊玉第二中／９６３
		豊玉東小／６０５
	水	豊玉南小／６０６
	水	豊玉小／６０３

光が丘グループ（42） 危機管理室担当無線203		
グループ番号		
27	情	北町西小／６１７
		北町中／９６９
		北町小／６１６
28	情	豊渓小／６２６
		八坂小／６６９
		八坂中／９９４
		大泉第一小／６５２
29	情	谷原小／６４６
	医	谷原中／９８５
		北原小／６４７
	水	光和小／６４５
30	情	富士見台小／６６８
		石神井東小／６３９
		南田中小／６６６
	医	石神井東中／９８０
31	情	光が丘夏の雲小／６３５
		光が丘第三中／９７７
		光が丘春の風小／６３３
		光が丘第二中／９７６
32	情	光が丘四季の香小／６３０
		光が丘第一中／９７５
		旭町小／６２７
		豊渓中／９７４
33	情	田柄小／６２２
		田柄第二小／６２３
		田柄中／９７３
	水	光が丘秋の陽小／６２４
	医	光が丘第四中／９７８
	水	光が丘第八小／６３７

石泉グループ（43） 危機管理室担当無線204		
グループ番号		
34	情	南が丘中／９８４
		南が丘小／６６７
		石神井南中／９８２
		下石神井小／６４４
35	情	三原台中／９８６
		泉新小／６６４
		橋戸小／６６５
		大泉北中／９９０
		大泉北小／６６０
36	情	大泉学園中／９９１
	水	大泉桜学園／９９２
	水	大泉学園緑小／６６２
		大泉学園小／６６１
37	情	大泉小／６５１
		大泉中／９８７
		大泉第四小／６５５
	医	大泉西中／９８９
		大泉第三小／６５４
		大泉西小／６５８
38	情	大泉第二中／９８８
	医	大泉南小／６５９
	水	大泉東小／６５７
		大泉第二小／６５３
		大泉第六小／６５６
39	情	上石神井北小／６４３
	水	石神井中／９７９
	水	石神井小／６３８
		石神井台小／６４１
		上石神井小／６４２
		上石神井中／９８３
40	情	石神井西小／６４０
	水	関中／９９３
	水	関町小／６４９
	水	関町北小／６５０
	医	石神井西中／９８１
		立野小／６４８

資料 20-024　被害程度の認定基準

1　人的被害

⑴「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認できないが死亡したことが確実なものとする。

⑵「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。

⑶「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものできる見込みのものとする。

⑷「軽症者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

2　住家の被害

⑴「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

⑵「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。

⑶「半壊」とは、住家のその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。

⑷「一部損壊」とは、全壊および半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラス数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

⑸「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。

⑹「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3　非住家の被害

⑴「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

⑵「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

⑶「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
⑷　非住家被害とは、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4　その他

⑴「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
⑵「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
⑶「畑の流出、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
⑷「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
⑸「道路」とは、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
⑹「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
⑺「河川」とは、河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
⑻「港湾」とは、港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
⑼「砂防」とは、砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
⑽「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
⑾「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
⑿「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったものおよび流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
⒀「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
⒁「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
⒂「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
⒃「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
⒄「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
⒅「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
　例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
⒆「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

５　火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火のみ報告するものであること。

６　被害金額

⑴「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

⑵「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。

⑶「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

⑷「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

⑸　災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

⑹「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

⑺「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

⑻「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

⑼「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

⑽「水産被害」とは、農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。

⑾「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

７　その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料 20-025　り災証明書（様式）

書式提示用

り災証明書

第　　号
平成　年　月　日

世帯主住所				
世帯主氏名			世帯人員	
り災状況	災害の原因			
	り災者住所			
	り災者			
	り災者区分			
	り災場所			
	り災物件種別			

世帯構成

氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

り災程度	区分	
	参考	
	その他	

上記のとおり、り災したことを証明する。
平成　年　月　日
練馬区長

資料 20-026　生活福祉資金

貸付対象	低所得世帯（生活保護基準額のおおむね 1.7 倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
貸付限度額	１世帯　　１５０万円
貸付条件	据置期間　　６か月以内
	返済期間　　７年以内
	償還方法　　元利均等の月賦返済
	利　　率　　保証人あり　無利子 保証人なし　年 1.5%
	保 証 人　　原則必要　ただし、保証人なしでも貸付可
実施主体等	実施主体　東京都社会福祉協議会 窓　　口　地区社会福祉協議会

資料 20-027　水防実施状況報告書

（第１号様式）

平成　　年　　月　　日

東　京　都　知　事　殿

水防管理者
または所長　　印

水　防　実　施　状　況　報　告　書

水防作業の日時	平成　　年　　月　　日　　自　　日　　時 至　　日　　時
水防作業の場所	区 川　　岸　　市　　町　　地内 郡
水防作業の状況	工法　　延長　　m　　巾又は高さ　　m
使用資材数	袋　　木材　　㎥　　その他
出動作業員数	消防団　　名　　傭上人夫　　名　　その他　　名
民地の被害及び交通制限等	

（第２号様式）

平成　　年　　月　　日

東　京　都　知　事　殿

水防管理者
または所長　　印

水　防　実　施　状　況　報　告　書

出水の状況	川　　警戒水位　　m　　Cm 雨　　量　　Mm							所要経費					
								物件費	資材費	円	人件費	手当て	円
水防実施箇所	左 川　　支流川 右 地内　　m								器材費			その他	
									運搬費			計	
日時	自　　月　日　時　　至　　月　日　時								応急工事 その他		合計		
出動人員概要	職員	消防団員	その他	合計									
水防作業の概況及び工法	工法　　箇所　　m							負担区分	都費　　円 区市町村費　　円				
		堤防	田	畑	家	鉄道	人口		功労者の氏名 年齢所属及び功績概要				
水防の結果	効果	m			m	m	人						
									水防活動及び制限に関する事例				
	被害												

資料 20-028　水防上注意を要する箇所（東京都第四建設事務所）

平成 29 年度東京都水防計画（平成 29 年３月発行）より抜粋

１　洪水箇所　　（平成29年度）

番号	水　系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	最寄の水防倉庫
①	荒　川	石神井川	左	練馬区石神井五丁目地内（螢橋下流）	30	大泉水防倉庫
②			右	練馬区下石神井六丁目地内（螢橋下流）	30	
③			左	練馬区石神井台一丁目地内（松之木橋下流～上御成橋下流）	270	
④			右	練馬区上石神井三丁目地内（松之木橋下流～上御成橋下流）	290	
⑤			左	練馬区石神井台二丁目地内（栄橋上流～愛宕橋下流）	40	
⑥			右	練馬区上石神井三丁目地内（栄橋上流～愛宕橋下流）	40	
⑦			左	練馬区石神井台四丁目地内～同区関町北三丁目地内（小ヶ谷戸橋～溜渕橋）	2,320	
⑧			右	練馬区石神井台三丁目地内～同区上石神井四丁目地内（小ヶ谷戸橋～豊栄橋）	710	
⑨			右	練馬区関町東二丁目～同区関町北三丁目（曙橋～溜渕橋）	1,320	
小計	９箇所				5,050	
⑩	荒　川	白子川	右	練馬区旭町三丁目地内（子安橋上流）	130	大泉水防倉庫
⑪			左	練馬区大泉学園町一丁目地内～同区南大泉四丁目地内（御蔭橋～七福橋）	2,030	
⑫			右	練馬区東大泉三丁目地内～同区東大泉七丁目地内（御蔭橋～七福橋）	2,030	
小計	３箇所				4,190	
計	１２箇所				9,240	

2　工事施工箇所

番号	水系	河川名	左右岸	位置	工事件名	延長（m）	完成予定	最寄の水防倉庫
①	荒川	石神井川	左	練馬区石神井町五丁目地内（螢橋下流）	石神井川整備工事（その153の3）	30	平成30年1月	大泉水防倉庫
②			右	練馬区下石神井六丁目地内（螢橋下流）		30		
③			左	練馬区石神井台一丁目地内（松之木橋上下流）	石神井川整備工事（その158）	70	平成31年2月	
④			右	練馬区上石神井三丁目地内（松之木橋上下流）		70		
⑤			左	練馬区石神井台一丁目地内（上御成橋下流）	石神井川整備工事（その161）	120	平成32年3月	
⑥			右	練馬区上石神井三丁目地内（上御成橋下流）		140		
⑦			左	練馬区石神井台一丁目地内（上御成橋下流）	石神井川整備工事（その159）	80	平成30年2月	
⑧			右	練馬区上石神井三丁目地内（上御成橋下流）		80		
⑨			左	練馬区石神井台四丁目地内（豊城橋～集い橋）	石神井川整備工事（その160）	130	平成31年3月	
⑩			右	練馬区上石神井四丁目地内（豊城橋～集い橋）		130		
小計	１０箇所					880		
⑪	荒川	白子川	左	練馬区大泉学園町二丁目地内（学園橋）	白子川整備工事（その132の3）	10	平成30年3月	大泉水防倉庫
⑫			右	練馬区東大泉四丁目地内（学園橋）		10		
⑬			左	練馬区大泉学園町二丁目地内（前田橋）	白子川整備工事（その134の2）	30	平成29年7月	
⑭			右	練馬区東大泉四丁目地内（前田橋）		30		
⑮			左	練馬区大泉町五丁目地内～同区大泉六丁目地内（大泉氷川橋）	外かく環状線関連工事（国土交通省施工）	100	平成33年3月	
⑯			右	練馬区大泉町二丁目地内～同区東大泉二丁目地内（大泉氷川橋）		100		
小計	６箇所					280		
計	１６箇所					1,160		

資料 20-029　橋梁一覧表

No.	橋名	所在地	橋長 (m)	総幅員 (m)	竣工年	共用年数	橋種
1	羽城歩道橋	羽沢3-15	17.90	2.6	S55	37	PC橋
2	湿化味橋	氷川台3-1	16.10	9.0	S55	37	PC橋
3	開進橋	氷川台3-5	16.70	6.0	S55	37	PC橋
4	羽根木橋	氷川台3-6	16.40	9.0	S55	37	PC橋
5	羽根沢橋	羽沢3-28	16.40	9.0	S56	36	PC橋
6	仲羽橋	羽沢3-40	16.30	8.4	S56	36	PC橋
7	宮宿橋	氷川台3-34	16.56	7.0	S58	34	PC橋
8	正久保橋	桜台3-12	16.18	9.9	S58	34	PC橋
9	丸山橋	桜台3-46	16.10	7.2	S61	31	PC橋
10	四の宮宿橋	桜台6-4	20.76	11.8	S62	30	PC橋
11	鎌田橋	早宮1-19	16.10	7.2	S61	31	PC橋
12	高稲荷橋	早宮1-21	16.10	7.2	S62	30	PC橋
13	早宮橋	早宮1-32	16.10	2.6	S60	32	PC橋
14	大橋	早宮3-21	16.22	7.0	S59	33	PC橋
15	糀谷橋	早宮3-27	16.10	7.0	S60	32	PC橋
16	東中央橋	練馬2-29	22.65	9.2	S61	31	鋼橋
17	東山下橋	早宮3-49	16.10	7.2	S62	30	PC橋
18	西早宮橋	早宮3-54	25.74	7.2	S62	30	鋼橋
19	南宮橋	早宮3-55	20.87	9.2	S61	31	鋼橋
20	中之橋	練馬4-20	16.22	12.8	S63	29	PC橋
21	石川橋	春日町1-1	16.00	7.2	S48	44	鋼橋
22	田中橋	春日町5-3	16.10	7.2	H9	20	鋼橋
23	西田中橋	向山4-31	17.40	6.2	H9	20	PC橋
24	神路橋	高松1-7	16.50	9.8	H10	19	PC橋
25	道楽橋	向山4-36	24.42	11.8	H2	27	鋼橋
26	新小橋	貫井5-24	16.10	6.2	H1	28	PC橋
27	小橋	高松3-1	17.42	9.2	H2	27	PC橋
28	竹橋	貫井4-47	16.21	7.2	H2	27	PC橋
29	境橋	貫井4-47	16.40	7.2	H1	28	PC橋
30	上新田橋	高野台2-1	16.36	12.8	H8	21	PC橋
31	大野橋	富士見台4-21	17.30	7.2	H15	14	PC橋
32	こぶし橋	高野台2-7	16.20	7.2	H9	20	PC橋
33	谷原三之橋	高野台2-9	18.80	9.2	H10	19	PC橋
34	桜見橋	富士見台4-49	16.20	7.2	H11	18	PC橋
35	谷原二之橋	高野台2-20	16.20	11.8	H12	17	PC橋
36	すずしろ橋	高野台1-19	16.20	7.2	H17	12	PC橋
37	高野橋	高野台1-11	16.50	7.2	H10	19	PC橋
38	富士見橋	高野台1-6	16.40	7.2	H13	16	PC橋
39	高富士橋	高野台1-5	16.50	9.8	H12	17	PC橋
40	下薬師堂橋	富士見台3-59	17.70	15.7	H12	17	PC橋
41	薬師堂橋	南田中3-7	17.93	15.0	H6	23	PC橋
42	長光寺歩道橋	南田中3-31	19.06	2.5	S59	33	PC橋
43	平成みあい橋	南田中5-25	48.58	5.0	H4	25	鋼橋
44	南田中橋	南田中5-25	23.90	15.8	H6	23	PC橋
45	和田前歩道橋	南田中5-25	20.96	3.3	H5	24	PC橋
46	山下橋	石神井町5-1	18.10	10.7	S50	42	鋼橋
47	坂下橋	石神井町5-4	20.72	7.2	H20	9	PC橋
48	憩い橋	石神井町5-5	15.30	3.6	H20	9	PC橋
49	睦橋	下石神井6-24	16.14	7.2	H15	14	PC橋
50	根ケ原橋	石神井町5-9	18.30	7.2	H16	13	PC橋
51	茜歩道橋	下石神井6-34	15.20	3.8	H19	10	PC橋
52	松之木橋	石神井台1-2	13.00	5.8	S42	50	ＰＣ橋
53	上御成橋	石神井台2-1	19.60	12.8	H28	1	ＰＣ橋
54	栄橋	石神井台2-2	15.20	7.2	H23	6	ＰＣ橋
55	愛宕橋	上石神井3-36	17.66	12.8	H25	4	ＰＣ橋
56	小ヶ谷戸橋	石神井台4-1	10.20	6.7	S54	38	ＰＣ橋
57	豊城橋	石神井台4-5	9.90	9.4	S48	44	鋼橋
58	豊城歩道橋	石神井台4-5	11.50	2.3	S45	47	ＰＣ橋
59	西豊城橋	石神井台7-1	10.43	6.7	S42	50	ＰＣ橋
60	曙橋	石神井台7-5	8.00	4.8	S36	56	ＰＣ橋

No.	橋名	所在地	橋長(m)	総幅員(m)	竣工年	共用年数	橋種
61	日之出橋	石神井台7-8	13.00	8.0	S41	51	ＰＣ橋
62	稲荷橋	石神井台7-9	8.40	5.7	S47	45	ＰＣ橋
63	庚申橋	関町北4-5	8.20	8.4	S52	40	鋼橋
64	関新橋	関町北4-6	8.10	5.9	S53	39	ＰＣ橋
65	若宮橋	関町北4-3	8.20	6.2	S53	39	ＰＣ橋
66	睦橋歩道橋	関町北4-2	9.20	2.4	S54	38	鋼橋
67	長者橋	関町北2-34	11.60	6.6	S53	39	ＰＣ橋
68	弁天橋	関町北3-45	8.40	5.7	S54	38	ＰＣ橋
69	武蔵関公園橋	関町北3-45	8.60	4.1	S50	42	ＰＣ橋
70	つたや橋	関町北3-45	6.10	4.0	S54	38	ＰＣ橋
71	緑橋	関町北3-44	5.80	4.0	S54	38	ＰＣ橋
72	よしきり橋	関町北3-44	5.30	4.0	S54	38	ＰＣ橋
73	とちの木橋	関町北3-6	6.54	2.0	S57	35	鋼橋
74	溜渕橋	関町北3-5	9.00	5.2	S54	38	ＰＣ橋
75	子安橋	旭町3-33	9.00	6.2	S34	58	ＰＣ橋
76	越後山橋	土支田4-47	14.87	5.6	S44	48	ＰＣ橋
77	八坂歩道橋	土支田4-48	13.36	2.2	S44	48	ＰＣ橋
78	下中里橋	土支田4-16	9.70	6.0	S45	47	ＰＣ橋
79	不動橋	大泉町1-5	9.40	5.8	S44	48	ＰＣ橋
80	中里橋	大泉町2-59	11.30	7.1	S44	48	ＰＣ橋
81	万年橋	大泉町2-39	9.46	6.6	S45	47	ＰＣ橋
82	向下橋	大泉町2-20	9.40	8.2	S44	48	ＰＣ橋
83	弥生橋	大泉町2-9	10.60	7.2	H12	17	ＰＣ橋
84	新橋戸橋	大泉町2-4	11.10	11.5	H5	24	ＲＣ橋
85	比丘尼橋	大泉町2-3	10.90	4.7	H5	24	ＰＣ橋
86	三ツ橋	東大泉2-28	16.70	7.3	H21	8	ＰＣ橋
87	水道橋	東大泉2-31	16.70	8.5	H22	7	鋼橋
88	東映橋	東大泉2-33	9.40	5.1	S44	48	ＰＣ橋
89	外山橋	東大泉2-34	12.60	12.8	H21	8	鋼橋
90	月見橋	東大泉3-59	10.30	7.4	H19	10	ＰＣ橋
91	御園橋	東大泉3-61	14.60	7.0	S53	39	ＰＣ橋
92	北豊島橋	東大泉3-62	9.40	5.6	S47	45	ＰＣ橋
93	学園橋	東大泉3-66	15.60	12.4	S46	46	鋼橋
94	前田橋	東大泉4-31	10.70	7.7	S45	47	ＰＣ橋
95	一新橋	東大泉4-21	9.00	4.9	S48	44	ＰＣ橋
96	宮本橋	東大泉4-15	9.40	5.9	S48	44	ＰＣ橋
97	緑橋	東大泉7-44	9.20	4.8	S47	45	ＰＣ橋
98	松殿橋	東大泉7-43	6.00	4.1	S41	51	ＰＣ橋
99	火の橋	東大泉7-35	9.40	5.6	S54	38	ＰＣ橋
100	井頭橋	東大泉7-34	9.40	6.8	S54	38	ＰＣ橋
101	七福橋	東大泉7-34	7.10	4.5	S24	68	ＲＣ橋
102	竹下橋	関町南3-2	4.54	5.1	S48	44	ＲＣ橋
103	久山橋	関町町2-27	4.10	6.0	S56	36	ＲＣ橋
104	田中橋	関町南3-8	5.64	5.1	S46	46	ＲＣ橋
105	吉祥寺橋	武蔵野市吉祥寺北町3-15	4.50	14.2	S49	43	ＲＣ橋
106	豊中橋	豊玉中1-15	10.90	4.8	H19	10	ＰＣ橋
107	ねむのき橋	光が丘7-1	122.45	4.0	S59	33	鋼橋
108	月見大橋	光が丘5-1	65.23	29.9	S61	31	鋼橋
109	てんびん橋（北）	光が丘6-1	99.08	3.5	S60	32	鋼橋
110	ゆうなぎ橋	光が丘6-4	177.84	4.5	S60	32	鋼橋
111	てんびん橋（南）	光が丘5-1	174.60	3.5	H3	26	鋼橋
112	ひまわり橋	光が丘5-2	37.23	3.5	S60	32	ＰＣ橋
113	せせらぎ橋	光が丘5-6	20.20	3.5	S59	33	ＰＣ橋
114	こだま橋	光が丘5-2	28.29	4.5	S60	32	ＰＣ橋
115	ひびき橋	光が丘4-1	106.70	4.5	H2	27	鋼橋
116	やすらぎ歩道橋	豊玉北6-12	59.05	10.0	H9	20	鋼橋
117	大泉学園駅南ペデストリアンデッキ	東大泉5-42	250.50	6.8	H14	15	鋼橋
118	練馬駅北ペデストリアンデッキ	練馬1-3	66.70	12.4	H13	16	鋼橋
119	練馬区高野台いきいき歩道橋	高野台3-1	36.40	4.9	H17	12	鋼橋
120	ふれあい歩道橋	田柄5-28	21.70	2.4	S59	33	鋼橋
121	ゆめりあ歩道橋	東大泉5-43	22.40	3.6	H15	14	鋼橋
122	けやき橋	光が丘5-2	44.02	6.8	S60	32	ＰＣ橋
123	西大泉橋	大泉学園町3-23	37.01	6.9	S45	48	鋼橋
124	富士見橋	西大泉4-4	37.30	6.8	S46	47	ＰＣ橋
125	境橋	大泉学園町5-37	47.60	6.8	S46	47	ＰＣ橋
126	大泉学園駅北ペデストリアンデッキ	東大泉1-29	88.26	4.3	H27	2	鋼橋

資料 20-030　急傾斜地崩壊危険箇所

	箇所番号	所在地
1	１２０Ａ１－００１	旭町２－１０
2	１２０Ａ１－００２	土支田４－１４
3	１２０Ａ１－００３	関町北３－５
4	１２０Ａ１－００４	関町東２－７
5	１２０Ａ１－００５	上石神井３－３１
6	１２０Ａ１－００６	南田中５－１４
7	１２０Ｂ１－００２	春日町３－５
8	１２０Ｂ１－００３	貫井４－４３
9	１２０Ｂ１－００４	桜台６－４０
１０	１２０Ｂ１－００５	東大泉３－３８
１１	１２０Ａ２－００１	土支田４－３０
１２	１２０Ａ２－００２	南田中３－３０

資料 20-031　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

○印は区域が存在することを示す。　×印は区域が存在しないことを示す。

【練馬区指定区域】

	区域番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	120001-K001	大泉町一丁目	急傾斜地の崩壊	○	×
2	120001-K002	桜台六丁目		○	○
3	120001-K003			○	○
4	120001-K004	南田中三丁目		○	×
5	120001-K005	南田中五丁目		○	○
6	120001-K006			○	○

【板橋区指定区域】

	区域番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	119001-K001	旭町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	×

※平成28年３月に板橋区成増一丁目の一部が土砂災害警戒区域に指定され、その所在地の一部である旭町三丁目が指定区域に含まれている。

資料 20-032　啓開路線指定平面図

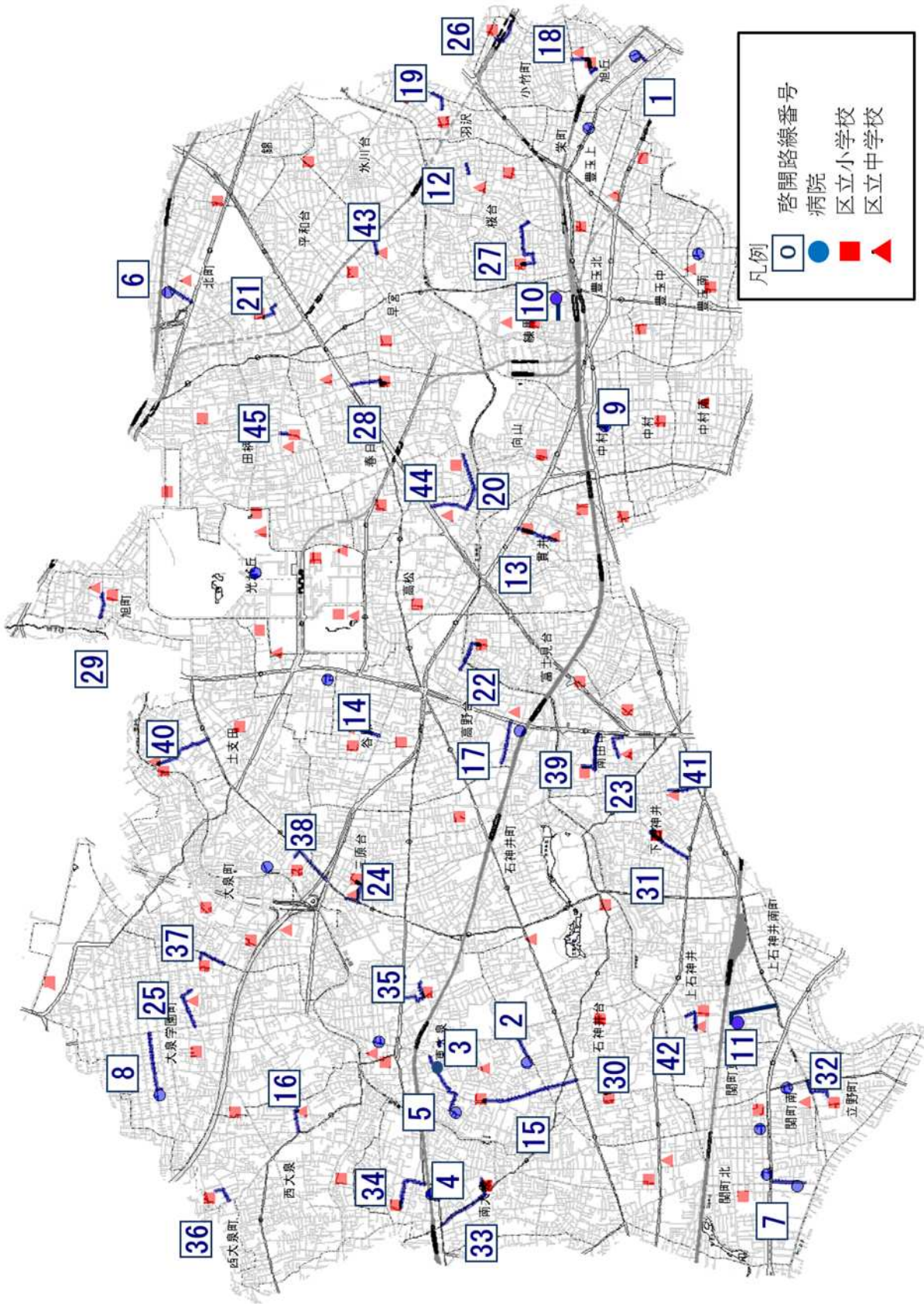

資料 20-033　啓開路線指定一覧

啓開№	優先区分	起点となる施設名	所在地	起点路線名	最寄主要路線名及び幅員(m)	啓開道路延長(m)	啓開道路幅員(m)	備　考
1	第一	練馬総合病院	旭丘1-24-1	一般区道15-206号線	都道：千川通り（18）	110	4～7	災害拠点連携医療機関
2	第一	大泉生協病院	東大泉6-3-3	一般区道22-128号線	主要区道39号線（9）	270	4～6	災害拠点連携医療機関
3	第一	川満外科	東大泉6-34-46	私道	主要区道39号線（8）	30	4	災害拠点連携医療機関
4	第一	保谷病院	南大泉4-50-15	一般区道33-285号線	都道：東大泉田無線（8）	50	3～5	災害医療支援医療機関
5	第一	東大泉病院	東大泉7-36-10	一般区道22-198号線	主要区道39号線（10）	590	4～6	災害医療支援医療機関
6	第一	東京聖徳病院	北町3-7-19	一般区道43-107号線	国道：川越街道（25）	220	5～6	災害医療支援医療機関
7	第一	慈雲堂病院	関町南4-14-53	主要区道46号線	都道：青梅街道（25）	260	5～6	災害医療支援医療機関
8	第一	大泉病院	大泉学園町6-9-1	一般区道32-263号線	主要区道39号線（12）	500	5	専門的医療支援医療機関
9	第一	東海病院	中村北2-10-11	一般区道14-144号線	主要区道9号線（8）	140	6	専門的医療支援医療機関
10	第一	武蔵野総合クリニック練馬	練馬1-26-1	一般区道12-210号線	一般区道12-488号線（18）	70	7～9	透析医療機関
11	第一	優人上石神井クリニック	上石神井1-13-13	主要区道39・40号線	都道：千川通り（13）	315	7～8	透析医療機関
12	第一	開進第三中学校	桜台3-28-1	一般区道12-379号線	主要区道29号線（9）	90	3～4	医療救護所
13	第一	貫井中学校	貫井2-14-13	一般区道11-201号線	都道：目白通り（25）	320	3～8	医療救護所
14	第一	谷原中学校	谷原4-10-5	一般区道31-116号線	主要区道70号線（10）	240	5～6	医療救護所
15	第一	大泉南小学校	東大泉６-２８-１	主要区道42号線	都道：富士街道（12）	800	4～9	医療救護所
16	第一	大泉西中学校	西大泉3-19-27	一般区道33-202号線	都道：練馬所沢線（11）	290	4～6	医療救護所
17	第一	高野台運動場	高野台3-8-8	主要区道31号線	都道：笹目通り（25）	350	4～8	ヘリポート
18	第二	旭丘小学校	旭丘2-21-1	区有通路15-244号線	主要区道30号線（9）	300	5～6	情報拠点
19	第二	開進第四小学校	羽沢２－３３－１	一般区道13-248号線※板橋区境	主要区道15号線（8）※石神井川　羽根木橋	170	5～6	情報拠点
20	第二	春日小学校	春日町５－１２－１	主要区道4号線	都道：環状8号線（35）	※780m－110m（練馬中学校）＝670m	4～10	情報拠点
21	第二	北町西小学校	北町７－３－８	一般区道42-198号線	一般区道42-186号線（9）	170	6	情報拠点
22	第二	富士見台小学校	富士見台４－１６－１０	一般区道11-114号線	一般区道11-363号線（8）※石神井川　谷原三之橋	300	4～8	情報拠点
23	第二	南が丘中学校	南田中４－８－２３	一般区道21-182号線	都道：環状８号線（40）	250	3～6	情報拠点
24	第二	三原台中学校	三原台３－１３－４１	一般区道31-223号線	都道：土支田通り（9）	290	5～6	情報拠点
25	第二	大泉学園中学校	大泉学園町４－１７－３２	区有通路32-217号線	主要区道39号線（12）	360	4～6	情報拠点
26	第三	小竹小学校	小竹町２－６－７	一般区道15-247号線	都道：要町通り（40）	250	3～7	避難拠点
27	第三	開進第二小学校	桜台５－１０－５	一般区道12-307号線	主要区道15号線（8）	550	3～6	避難拠点
28	第三	練馬東小学校	春日町１－３０－１１	一般区道12-130号線	都道：環状8号線（33）	310	5～6	避難拠点
29	第三	旭町小学校	旭町２－２９－１	一般区道41-205号線	主要区道74号線（9）	200	3～6	避難拠点
30	第三	石神井台小学校	石神井台８－６－３３	一般区道23-155号線	主要区道38号線（8）	200	5	避難拠点

啓開№	優先区分	起点となる施設名	所在地	起点路線名	最寄主要路線名及び幅員(m)	啓開道路延長(m)	啓開道路幅員(m)	備　考
31	第三	下石神井小学校	下石神井２－２０－１８	一般区道21-416号線	都道：新青梅街道（15）	420	5～6	避難拠点
32	第三	立野小学校	立野町１７－１３	一般区道24-136号線	都道：吉祥寺通り（11）	270	5～7	避難拠点
33	第三	大泉第二小学校	南大泉４－２９－１１	主要区道44号線	都道：東大泉田無線（8）	580	3～8	避難拠点
34	第三	大泉第六小学校	南大泉５－２５－２９	一般区道33-333号線	都道：東大泉田無線（10）	400	4～6	避難拠点
35	第三	大泉東小学校	東大泉１－２２－１	一般区道22-501号線	都道：大泉街道（16）	340	3～6	避難拠点
36	第三	大泉西小学校	西大泉４－２５－１	一般区道33-331号線	主要区道69号線（10）	170	5～9	避難拠点
37	第三	大泉学園小学校	大泉学園町４－７－１	一般区道32-189号線	主要区道59号線（8）	250	5～6	避難拠点
38	第三	橋戸小学校	大泉町２－１１－２５	一般区道32-103号線	都道：目白通り（25）	390	6～7	避難拠点
39	第三	南田中小学校	南田中５－１５－３７	一般区道21-171号線	都道：笹目通り（25）	410	4～5	避難拠点
40	第三	八坂小学校	土支田４－４８－１	主要区道55号線	都道：土支田通り（11）	480	5～12	避難拠点
41	第三	石神井南中学校	下石神井２－７－２３	主要区道34号線	都道：千川通り（12）	230	5～7	避難拠点
42	第三	上石神井中学校	上石神井４－１５－２７	一般区道23-170号線	主要区道42号線（8）	200	7	避難拠点
43	第三	開進第一中学校	早宮1-16-50	一般区道12-268号線	一般区道12-349号線（11）	150	4～6	避難拠点
44	第三	練馬中学校	高松1-24-1	主要区道3号線	都道：環状8号線（35）	110	5～6	避難拠点
45	第三	田柄中学校	田柄3-3-1	一般区道42-123号線	主要区道71号線（12）	60	4～5	避難拠点

資料 20-034　阪神・淡路大震災発災時の神戸市における時系列別発生事象表

神戸市の被災状況の概要
（「阪神･淡路大震災の概要及び復興（平成23年1月神戸市）および「阪神･淡路大震災　被災状況及び復興への取り組み状況（平成25年1月神戸市）」より）

1　平成7年兵庫県南部地震の概要
（1）発生日時　平成7年1月17日　午前5時46分
（2）震源　淡路島（北緯34°36′東経135°02′）
（3）震源の深さ　約16km
（4）規模　マグニチュード7.3
（5）震度　6（一部地域で震度7）
（6）特徴　横揺れと縦揺れが同時に発生

2　人的被害
・死亡者　4,571人（平成17年12月22日現在）
・負傷者　14,678人（平成12年1月11日現在）
・高齢者（60歳以上）が死亡者の約59%
・家屋倒壊による死者多数（窒息・圧死が全体の約70%）
※ 高齢者、家屋倒壊による死者の割合は、平成17年12月22日現在（死者4,571人）での割合
（ただし、窒息・圧死の割合は直接死3,895人での割合）

3　避難（ピーク時）
・箇所数　599箇所（平成7年1月26日）
・避難人数　236,899人（平成7年1月24日）
・避難所就寝者数　222,127人（平成7年1月18日）

4　都市機能の被害
（1）建築物、構造物の被害
・全壊67,421棟、半壊55,145棟（平成7年12月22日現在）
（2）火災による焼損
・全焼6,965棟、半焼80棟、部分焼270棟、ぼや71棟
・延べ焼損面積819,108㎡
・火災件数175件（震災とほぼ同時に54件発生）
（3）交通ネットワークの寸断
・阪神高速道路の倒壊（全線復旧：神戸線　平成8年9月30日、湾岸線　平成7年9月1日）
・鉄道の寸断（復旧：JR在来線　平成7年4月1日、神戸高速鉄道：大開駅 平成8年1月17日）
（4）港湾施設等の被害
・コンテナバース、岸壁等がほとんど全て使用不能
・港湾幹線道路の寸断
・東部2～4工区、ポートアイランド等で液状化
（5）ライフラインの寸断（応急復旧の完了、復旧に要した期間）
・電気市内全域停止（平成7年1月23日、7日間）
・電話約25%停止（平成7年1月31日、15日間）
・水道市内ほぼ全域停止（平成7年4月17日、91日間）
・ガス約80%停止（平成7年4月11日、85日間）

(1) 発災～1週間後

月日･時刻	発災後 経過時間･日	活動主体 ･事象の種別	活動内容
1月17日（火）			
5時46分	0分		発災
5時46分	0分	市災対本部	全職員動員指令発令（事実上24時間勤務）
5時46分	0分	消防	勤務中消防局職員　305人　22%　80小隊　ポンプ車22台　はしご車4台
5時50分	4分	市災対本部	気象台から地震情報受信
5時54分	8分	消防	消防局／長田消防署から市消防本部へ長田区川西通付近火災炎上中の第1報
6時00分	14分	消防	火災累計59件
6時15分	29分	警察	県警　災害警備本部設置
6時30分	44分	市災対本部	市長登庁
7時00分	1時間14分	市災対本部	神戸市災害対策本部設置
7時00分	1時間14分	県災対本部	兵庫県災害対策本部設置
7時00分	1時間14分	消防	火災累計68件
7時00分	1時間14分	市災対本部	職員　200人程度
7時10分	1時間24分	消防	消防局/同時多発性を考慮し管轄内の災害は各消防署で対応する基本方針を決定
7時27分	1時間41分	消防	消防局/監視カメラの機能が復旧し市内の25件の炎上を確認
7時30分	1時間44分	消防	消防局より市長へ災害状況、災害防御活動の状況、活動方針等を報告
8時00分	2時間14分	市災対本部	本部内にプレスルーム設置
8時00分	2時間14分	消防	火災累計75件
8時00分	2時間14分	消防	消防局職員　約50%参集
9時00分	3時間14分	物資	主食、毛布等救援物資調達開始
9時00分	3時間14分	消防	火災累計84件
9時05分	3時間19分	消防	消防局から県に被害状況報告
9時20分	3時間34分	消防	消防局/消防機動隊ヘリに市内全体の被害情報収集を指示
9時30分	3時間44分	市災対本部	兵庫県知事に対し、自衛隊の派遣を要請
9時30分	3時間44分	消防	京都市及び大阪市消防局長から応援可能の申し出
9時40分	3時間54分	消防	消防局/ヘリより被害状況を受理「火災は市内全域で20数件炎上中。家屋等の倒壊は全市内に渡り」
9時50分	4時間4分	消防	兵庫県知事に対し、消防広域応援要請
10時00分	4時間14分	県災対本部	兵庫県知事から自衛隊派遣要請
10時00分	4時間14分	消防	消防庁が消防広域要請を受諾、都道府県知事に応援を指示した旨の連絡を兵庫県知事から受理
11時00分	5時間14分	医療	入院患者の搬送、主食･医薬品等の調達
11時10分	5時間24分	消防	三田市消防局ポンプ隊1隊到着（県下第1弾）
12時00分	6時間14分	消防	消防局/午前中には、1,300人の全職員が、ほぼ活動体制に入れた

12時00分	6時間14分	物資	小中学校へ食料配布
12時00分	6時間14分	県災対本部	兵庫県が災害救助法を適用（1月22日通知、遡及適用）
13時00分	7時間14分	水	大都市に対して応急給水支援を要請
13時10分	7時間24分	自衛隊	自衛隊姫路第3特科連隊216人が到着（自衛隊第1陣）、救援活動を開始
13時40分	7時間54分	消防	大阪市消防局ポンプ隊10隊到着（県下第1陣）
15時00分	9時間14分	市災対本部	第1回災害対策本部会議開催 ①人命救助、消火に全力を ②生活物資の確保（避難所の救援物資、量販店等の開店、 食糧確保、飲料水の確保、卸売市場の食品確保） ③市民生活の復旧（まず水道復旧、道路啓開、バス復旧）
16時40分	10時間14分	医療	日赤病院より数班の医療救護班到着
17時00分	11時間14分	水	小中学校へ給水開始
17時00分	11時間14分	市議会	市会全体議員総会で被害状況について本部長より緊急報告　出席議員19人/72人　遅参　5人
18時00分	12時間14分	市災対本部	局･部長　全員登庁済み
不明	1日	市災対本部	職員登庁数 市長部局　8,850人中約 3,100人　35% 区　3,818人中約　900人　24% 消防　1,372人中約 1,300人　95% 水道　1,006人中約　700人　70% 交通　2,249人中約　850人　38% 教育　541人中約　500人　92% 計　17,836人中約 7,350人　41% 職員被災　死亡　15名、4割強　被災
不明	1日	市災対本部	兵庫県南部地震対策本部連絡会議（国県市）の設置（～1/31）　幹事会6回、連絡会議4回 ①現地対策本部に対する要望、協議状況　②被害状況報告　③各省新制度　④震災復興計画　⑤ガレキ対策、仮設住宅対策
不明	1日	警察	県警　派遣部隊の応援を受け13,000人を確保
不明	1日	流通	市内量販店に食料等生活関連物資の安定供給･価格安定要請
不明	1日	医療	避難所救護班（保健所の医師と看護婦）を編成、17班･34人
不明	1日	避難所	避難所数497か所、避難者数98,291人、就寝者数202,043人（避難所で寝泊まりしている人）
不明	1日	医療	日赤･県立病院より17班の医療救護班到着
不明	1日	医療	東灘区　本山第一小学校での診療数　600件
不明	1日	医療	救援医薬品集積センターを市役所1号館に設置
不明	1日	物資	調達車両　20台
不明	1日	物資	農政局他おにぎり製造配達　21,000個
不明	1日	こども	避難･疎開児童および新たに保育に欠ける児童となったものに対し緊急仮入所を実施（～3/31）　市内1,478人　県内435人　県外1,236人　総数3,149人
不明	1日	警察	遺体収容数　1,845体　検死班144人

不明	1日	避難所	避難所582か所、避難者数134,007人(就寝者数222,127人)
不明	1日	消防	火災累計109件
1月18日 (水)			
6時00分	24時間14分	市災対本部	避難勧告・ＬＰガス爆発の恐れ (東灘区御影浜町・7万人)
9時00分	27時間14分	市災対本部	災害対策本部会議を開催 ①自衛隊、他都市等の応援を得て、被災市民の救助に全力をあげる ②避難者への生活物資の確保・供給 ③避難所の拠点給水、医療救護班の増強を ④仮設住宅の建設、市営住宅等空き家への入居のあっせん ⑤道路、鉄道、バス等の早期復旧を ⑥日本水道協会に対し、応急復旧工事の支援を要請 ⑦避難所に仮設トイレを設置
10時00分	28時間14分	情報	インターネットによる震災情報の発信開始
17時00分	35時間14分	市災対本部	災害対策本部会議を開催し、被害状況の報告等 ①垂水・北学校給食共同調理場で炊き出し開始 ②ヘリコプターによる救援物資および救急患者の搬送 ③市営地下鉄の運交再開(西神中央～板宿駅間) ④震災がれき受け入れ開始 ⑤避難所救護班　19班　60人 ⑥死者 1,479人、行方不明 884人、負傷者 6,794人 ⑦全壊家屋等 2,232棟
不明	2日	流通	本場青果部野菜せり開始
不明	2日	建物調査	第1次応急危険度判定実施 (～1/23) 4階建て以上の建物、目視、1,000人　使用禁止のみ　1,268件
不明	2日	情報	NTT関西より　ショルダーホン20台、携帯電話30台無償貸与
不明	2日	物資	農業公園でのおにぎり製造配達40,000個/日(～2/8)
不明	2日	物資	自衛隊、消防のヘリコプターによる食料輸送開始
不明	2日	トイレ	大阪の業者が仮設トイレ設置　7か所　79台　神戸市所有バキューム車5台
不明	2日	トイレ	全国環境整備事業協同組合より仮設トイレ1,000基　バキューム車30台提供申入れ
不明	2日	融資	金融機関に対し特別融資を創設するまでの間、中小企業の元利返済について弾力的に取り扱うよう要請
不明	2日	産業	市内商店街被害調査の実施 (～1/20)
不明	2日	学校	全学校園の被害調査実施 (3日間)　教育委員会
不明	2日	ボランティア	災害対策本部に救護ボランティア窓口設置　医療関係専門職のボランティア受付開始
不明	2日	市災対本部	職員6割登庁
不明	2日	物資	調達車両18台
不明	2日	警察	遺体収容数　2,000体　棺不足生じる
不明	2日	警察	身元不明遺体を1か所に集約　78体
不明	2日	警察	行方不明者相談所開設(～3/31)

不明	2日	避難所	避難所582か所、避難者数134,007人(就寝者数222,127人)
不明	2日	消防	火災累計14件
1月19日 (木)			
9時00分	51時間14分	市災対本部	災害対策本部会議を開催(～1月27日) 救護ボランティアの受付状況の報告等
9時00分	51時間14分	医療	他都市の医療救護班到着始まる
9時00分	51時間14分	遺体	遺体安置所への職員派遣開始
12時40分	54時間54分	市災対本部	避難勧告・家屋倒壊の恐れ(中央区北本町通・160世帯200人) 以降避難勧告2件
12時40分	54時間54分	議会	市会代表者会議で被害状況および応急対策等今後の市の対応について説明、質疑応答
14時00分	56時間14分	議会	市議会代表者会開会　被害状況の報告　第一定例会予定変更、臨時会を開会し補正予算を成立させる旨決定
18時00分	60時間54分	市災対本部	災害対策本部会議を開催(～1/27) 被害状況および復旧状況・計画等について説明 ①避難所救護班：33班・184人 ②死者 2,270人、行方不明 718人、負傷者 9,025人、 ③家屋倒壊等 2,309棟 ④応急仮設住宅第一次分発注
不明	3日	県災対本部	知事が災害対策基本法による緊急輸送ルートを指定
不明	3日	動物	神戸市獣医師会と被災動物対策を協議　ボランティア活動を要請
不明	3日	トイレ	仮設トイレ設置　181基
不明	3日	学校	全学校園の被害調査 (2週間)　営繕部との共同調査
不明	3日	流通	本場青果部果実せり開始
不明	3日	本部	職員7割登庁
不明	3日	警察	県警　16,000名体制を確保
不明	3日	警察	県警　外国人相談センター開設(～3/31)
不明	3日	物資	調達車両　230台
不明	3日	消防	火災累計15件
1月20日 (金)			
7時00分	4日	市災対本部	災害対策本部員会議 救援物資の配布状況の報告等
10時00分	4日	流通	市内量販店に食料等生活関連物資の安定供給・価格安定を再要請
11時00分	4日	市災対本部	避難勧告　擁壁崩壊の恐れ(垂水区星丘　12世帯37人)　他11件
18時00分	4日	市災対本部	災害対策本部会議 ①被害状況及び復旧状況、計画等検討 ②明石市等周辺市町に火葬業務の支援を要請 ③仮設住宅の建設着手　兵庫区菊水公園 ④他都市応援職員の臨時宿泊施設として客船を使用 ⑤市内ゴルフ場の浴場を一般に開放 ⑥死者　3,304人　行方不明　573人　負傷者　10,517人 ⑦全壊家屋等2,309棟

不明	4日	仮設住宅	仮設菊水住宅着工
不明	4日	物資	救援物資受け入れ配布センター4か所を設置
不明	4日	遺体	明石市等周辺市長に火葬業務の支援を要請
不明	4日	衛生	営業公衆浴場　5施設　全市浴場数　194施設　116施設が半壊以上
不明	4日	警察	県警　24時間集団パトロール開始(～7/25)
不明	4日	トイレ	仮設トイレ設置数　155か所　280基　バキューム稼働数　30台
不明	4日	ボランティア	灘区に学生グループが「灘区災害ボランティア」を結成し受け入れ、調整を開始 中央区に区対策本部と連携する「中央区ボランティア」が結成
不明	4日	物資	調達車両　236台
不明	4日	消防	火災累計8件
不明	4日	水	常駐給水所を各区1か所設置
1月21日（土）			
7時00分	5日	市災対本部	災害対策本部会議 ①2次災害防止(建築物）の緊急措置を検討
10時40分	5日	本部	避難勧告　家屋倒壊の恐れ(灘区長嶺台　3世帯5人） 以降避難勧告8件
18時00分	5日	本部	災害対策本部員会議 ①避難市民への交代策の検討 ②海上輸送ルートの新設等について検討 ③死者　3,304人　行方不明　260人　負傷者　13,814人
不明	5日	物資	調達車両433台　人員565人
不明	5日	市災対本部	職員8割　登庁
不明	5日	衛生	兵庫県よりシャワー設置の通知　調整開始
不明	5日	動物	動物救護本部設置
不明	5日	医療	兵庫県難病患者等(災害)支援センター開設
不明	5日	トイレ	仮設トイレ設置総数　216か所　244基　バキューム稼働数　30台
不明	5日	遺体	京都市火葬場で遺体火葬開始　15府市町　366体
不明	5日	消防	火災累計5件
1月22日（日）			
7時00分	6日	市災対本部	災害対策本部会議 ①救援物資の配布状況報告 ②救護ボランティアの申し込み状況報告
10時30分	6日	市災対本部	避難勧告　石垣擁壁の一部落下（北区有馬町　1世帯2人） 以降避難勧告12件
18時00分	6日	市災対本部	災害対策本部会議 ①建物応急危険度判定の実施 ②ボランティアの活動状況報告 ③死者　3,483人　行方不明　182人　負傷者　14,218人
不明	6日	国	国の現地対策本部設置

不明	6日	衛生	自衛隊風呂設置調整開始
不明	6日	情報	FM KOBE 「サンデー神戸」毎週日曜日8:30から9:00放送開始(～2/12)
不明	6日	仮設住宅	仮設脇の浜住宅 82戸 着工
不明	6日	トイレ	仮設トイレ対策本部を高松事業所に設置
不明	6日	医療	救援医薬品集積センターを産業貿易展示館に移転
不明	6日	ボランティア	CATVにより後方支援ボランティア募集の放送開始
不明	6日	医療	医療救護班による診療数 9,703件 最高値
不明	6日	医療	てんかん協力支援センター開設
不明	6日	物資	調達車両 433台 人員565人
1月23日（月）			
7時00分	7日	市災対本部	災害対策本部会議 ①区役所への職員応援体制について検討
14時00分	7日	議会	市会各会派代表者会議、運営委員会委員、常任委員会委員長による災害対策関係合同会議を開催。被害状況、復旧状況の説明、神戸市災害対策委員会設置を決定
18時00分	7日	市災対本部	災害対策本部員会議 避難所、救護所の設置を報告(1000人以上の避難所71か所に常駐、24時間体制)
18時30分	7日	市災対本部	避難勧告 地滑りの恐れ（東灘区住吉山手 50世帯 150人）
不明	7日	建物調査	第2次建物応急危険度判定（～2/9） 共同住宅･長屋17,359棟 2,565人 目視
不明	7日	物資	生活物資価格監視スタート、物価110番の開設
不明	7日	インフラ	幹線道路の応急復旧完了
不明	7日	流通	中央卸売市場本場水産部、東部青果部 せり開始
不明	7日	流通	小売市場に対し早期再開要請
不明	7日	学校	学校園の再開(135校園、40%)
不明	7日	電気	電気応急復旧完了
不明	7日	医療	市医師会急病診療所診療開始
不明	7日	ごみ	小野浜グランド ごみ仮置き場設置 5,000㎡
不明	7日	ごみ	落合クリーンセンター運転再開
不明	7日	物資	調達車両 434台 人員624人
不明	7日	被害	死者 3,538人 行方不明 163人 負傷者 14,286人
不明	7日	消防	火災累計6件

(2) 発災1週間～1か月後

活動主体 ・事象の種別	活動内容
1月24日（火）【発災後8日】	
市災対本部	7時　災害対策本部会議　仮設住宅入居者募集について報告
建物調査	建築相談ボランティアセンター開設（～2/10）応急危険度判定対象外個人住宅の相談対応 4,711件
国	激甚災害に指定(閣議決定)
議会	災害対策委員会　国の現地対策本部へ要望活動
衛生	本格的な消毒指導開始(～3月末)
情報	神戸通信工業よりトランシーバー20台　寄付
情報	モトローラー社より携帯電話30台無償貸与
情報	ノキア社より携帯電話300台寄付
情報	関西デジタルホンよりノキア社の通信料負担　付属品寄付
物資	調達車両　415台　人員881人
被害	死者　3,583人　行方不明　95人　負傷者　14,376人
避難所	避難所589か所、避難者数ピーク236,899人(就寝者数195,567人)
消防	火災累計9件
ボランティア	長田区に個人ボランティアを受け入れる「長田ボランティアルーム」が開設
ごみ	東クリーンセンター隣地　ごみ仮置き場設置　18,000㎡
ごみ	西クリーンセンター運転再開
市災対本部	18時　災害対策本部会議
1月25日（水）【発災後9日】	
市災対本部	7時 災害対策本部会議
広報	災害対策広報第1号発行　　仮設住宅1次募集の周知　電柱など1,000箇所に掲示
義援金等等	義援金募集委員会の設置
議会	災害対策委員会　総理大臣、衆参両院議長、各政党へ要望活動
産業	中小企業総合相談所を開設（～4/26）
融資	産業特別融資決定　5,000万円、10年返済、実質無利子
融資	災害復興住宅融資受付開始（～9/30）　1,438件
外国人	外国人電話相談窓口を開設
生活	消費生活相談業務スタート　震災につけこんだ悪質契約への対応
水	応急給水ピーク　給水車432台　人員804人
市災対本部	18時 災害対策本部会議
医療	歯科診療所開設　192箇所/全市　率　23%/全市
医療	インフルエンザ流行調査(～1/26)
ボランティア	須磨区　市職員とボランティアリーダーにより区対策本部としてボランティア受付、調整開始
市災対本部	職員の9割が登庁するようになる(～3/31)

物資	調達車両　474台　人員725人
被害	死者　3,582人　行方不明　62人　負傷　14,584人
消防	火災累計3件
1月26日（木）【発災後10日】	
市災対本部	7時 災害対策本部会議　水道応急復旧のための各都市応援について報告
市災対本部	神戸市震災復興本部設置
生活	市政一般・法律相談開始(～2/28)
学校	学用品受入れセンター開設(～2/16)
市災対本部	18時 災害対策本部会議
物資	調達車両　564台　人員855人
物資	自転車、ミニバイク寄付受け入れ開始（～3/10）　自転車3,815台　ミニバイク32台
医療	医療機関の診療情報広報再開
医療	一般病院開設数　91箇所/全市　率　89%/全市
医療	一般診療所開設数　570箇所/全市　率　41%/全市
被害	死者　3,591人　行方不明　55人　負傷　14,679人(以後同数)
消防	火災総件数175件（1/17～）
避難所	避難所ピーク589か所、避難者数236,638人(就寝者数178,872人)
医療	常設救護所116か所　内24時間対応　33か所　巡回班　31班
1月27日（金）【発災後11日】	
市災対本部	7時 災害対策本部会議　神戸港港湾審議会の開催報告
広報	地震対策広報第2号発行　　交通状況のお知らせ
仮設住宅	一時使用住宅入居者第一次募集(～2/2)
仮設住宅	仮設住宅大阪府下等特別募集
融資	生活福祉資金特別貸付開始(～2/9)
こども	ホームステイ相談センター開設(～2/28)　受け入れ希望2,746件　成立件数14件
建物調査	り災調査実施のための他都市応援要請
生活	土地・建物税務相談開始(～2/28)
流通	東部市場花き部　せり開始
インフラ	中国自動車道全線開通
物資	調達車両　570台　人員838人
市災対本部	18時 災害対策本部会議
被害	死者　3,596人　行方不明　49人
1月28日（土）【発災後12日】	
市災対本部	7時 災害対策本部会議　生活福祉資金特別貸付状況を報告

広報	地震災害対策広報3号発行 り災証明発行のための調査実施中のお知らせ　生活福祉資金特別貸付のお知らせ　税金、使用料の納付期限延長のお知らせ
議会	災害対策委員会　現地上空視察
広報	くらしのかわら版第1号発行
物資	調達車両　502台　人員753人
国	個人住宅等のガレキ処理について政府方針の決定【市が解体,処理。国は費用の1/2を補助(解体費用含)。自衛隊の積極的協力】
ガレキ	市のガレキ処理方針 記者発表【解体撤去を市の事業で行う。公共性、緊急性の高いものから実施。各区で1/29から受付ける。解体撤去の標準単価を知らせる】
1月29日（日）【発災後13日】	
市災対本部	7時30分 災害対策本部員会議(以後同時刻で開催)　常設救護所の設置状況報告
ガレキ	倒壊家屋解体撤去受付開始　90%以上の解体を1年で処理　最終処理も平成10年3月末で完了　65,978棟　804万トン
情報	AM　KOBE　「サンデー神戸」毎週日曜日9:00から9:30放送開始
生活	市民へ盗難防止を呼びかけ
医療	インフルエンザ予防接種を実施(～2/16)
建物調査	全棟り災調査の実施(～2/3)　調査人員　3660人（応援人員130人）　住宅地図に外観目視により判定結果を記入 94,124棟のり災一次確定
物資	調達車両　512台　人員753人
被害	死者　3,604人　行方不明　13人
1月30日（月）【発災後14日】	
議会	神戸港の復興に向けて神戸港港湾審議会を開催
議会	全市議会議員による上空視察
義援金等	義援金募集委員会から各機関に取り扱い方針を通知
義援金等	義援金募集委員会に大阪府共同募金会を加える
情報	関西デジタルホンより携帯電話20台無償貸与
物資	在宅避難者用カセットコンロ4,000台、ボンベ24,000本　配布　大阪ガス
ボランティア	神戸市福祉人材センターが在宅者支援ボランティア募集　登録数3,300(～3/31)
要援護者	しあわせの村に障害者緊急ケアセンター(2次避難所)開設(～6/15)
広報	地震対策広報第4号の発行　家屋解体･がれき撤去は市が行うが時間がかかる旨のお知らせ　Faxでの災害関連情報　電話相談
物資	調達車両　369台　人員598人
警察	検視立会い医師、歯科医師の応援終了
議会	災害対策委員会　総理大臣、衆議院議長　現地対策本部へ要望活動
被害	死者　3,605人　行方不明　13人
1月31日（火）【発災後15日】	
復興まちづくり	震災復興市街地･住宅緊急整備の基本方針を決定(2月1日から市内6地区で建築制限)
情報	電話応急普及完了
トイレ	仮設トイレ設置総数　462か所　2,381基　バキューム稼働数　30台

物資	調達車両　367台　人員642人
ボランティア	東灘区に個人ボランティアを結集する情報センターが結成される。あわせて地元ボランティアによる「地域助け合いネットワーク」が結成される。社会福祉協議会が受け入れ、調整を行い始める（～2/4）
議会	災害対策委員会　衆参両院の災害対策特別委員へ要望活動
被害	死者　3,605人　行方不明　12人
2月1日（水）【発災後16日】	
市災対本部	兵庫県南部地震対策本部連絡調整会議（～2/15）　幹事会11回　連絡会議1回 ①現地対策本部との協議状況　②被害状況報告
生活	建築確認業務再開
生活	社会保険相談開始
物資	食料のメーカーによる避難所直接配達開始
物資	毛布乾燥実施　乾燥車3台　1,500枚/日
議会	災害対策委員会　バスで現地視察
広報	地震対策広報第5号発行　　建築制限区域指定のお知らせ
流通	商店街・小売市場再開率　23.3%
動物	保護収容動物ワクチン接種、狂犬病予防注射、避妊、去勢手術の実施
こども	保育園通所　4,382人/全市　32%対1月1日通所数　　開所数（仮設含む）86/158
物資	市発注弁当数　最大24万食
被害	死者3,611人　行方不明　11人
2月2日（木）【発災後17日】	
こども	受験者向け学習コーナー開設(3か所)
ごみ	大阪ガス跡地　ごみ仮置き場設置　10,000㎡　(～2/26)
ガレキ	建物解体申込み数　5日間で4,244件に達する
被害	死者　3,611人　行方不明　9人
2月3日（金）【発災後18日】	
ガレキ	災害廃棄物対策室の開設
生活	戸建住宅の応急修繕等に関する相談窓口を開設
医療	救援医薬品集積センターを国際展示場に再移転(～5/17)　3月中旬まで24時間体制
衛生	自衛隊風呂　市内16か所設置完了　(～4/25)
議会	全体議員総会　議長より災害対策委員会からの報告　市より現状と今後の対応について報告
広報	地震災害対策広報第6号発行　2月6日からり災証明発行・義援金申請受け付け　ホームスティ受け入れ先の紹介
在宅避難者	在宅避難者への救援物資の配布(11日間)　公園6か所　ボランティア1,100人/日
流通	小売市場再開状況調査開始
学校	学校再開での不足教室特定のため学校長へのヒアリング（～2/8）
被害	死者　3,612人　行方不明　6人

2月4日（土）【発災後19日】	
広報	地震対策広報第1～5号の英語版発行
在宅避難者	在宅避難者への救援物資の配布(～2/16)　児童館28か所
建物調査	り災台帳の作成(～2/5)
被害	死者　3,692人　行方不明　6人
2月5日（日）【発災後20日】	
広報	震災復興まちづくりニュース第1号発行
情報	サンテレビ　ふるさとステーション　毎週日曜日　9:00～10:00　県政番組で放送開始
要援護者	高齢者緊急一時受け入れ施設(保養センターひよどり）開設
学校	教科書を学校ごとに配布開始(～3/2)
被害	死者　3,695人　行方不明　6人
2月6日（月）【発災後21日】	
義援金等	義援金・り災証明の受付開始
情報	AM　KOBE　神戸市災害対策本部からのお知らせ放送開始　月～土　10:15～10:20　タイトル、時間帯は4、5、7月に変更するも放送は続ける
情報	FM　KOBE　神戸市災害対策本部からのお知らせ放送開始　毎日　15:00～15:05　英語でも放送　時間帯は4、5、7月に変更するも放送は続ける
情報	サンテレビ　神戸市災害対策本部からのお知らせ　月～土曜日　17:30～17:35　放送開始　4、5月に時間帯、タイトル変更　(～6/30)
要援護者	高齢者入浴サービス開始
広報	くらしのかわら版第2号発行
広報	地震災害対策広報第7号発行　被災者用一時使用住宅(大阪府下)の入居者募集(2/13～）お知らせ　テレビ・ラジオでの情報提供のお知らせ　水道復旧状況
り災証明	り災証明発行開始(～4/21) 発行総数　558,285件(平成12年1月31日現在）全壊　161,063　全焼　12,624　半壊 130,580　半焼 504　一部損壊　253,450　水損 61　再調査　61,403件(ほとんどが倒壊再調査）　人員 14,002人・日
ごみ	苅藻島クリーンセンター運転再開
義援金等	第一次義捐金交付開始(～4/24)
遺体	遺体安置所の閉鎖
被害	死者　3,695人　行方不明　　6人
議会	災害対策委員会　衆議院議長、運輸大臣、現地対策本部へ要望活動
医療	医療救護所　133か所　巡回班　47班
流通	計量緊急調査・指導開始(～3/31)
2月7日（火）【発災後22日】	
仮設住宅	仮設住宅第1次募集の入居者決定
議会	復興計画検討委員会スタート
議会	災害対策委員会　大蔵大臣、自治大臣、関係国会議員へ要望活動
イベント	合同慰霊祭の日時等決定

警察	治安確保のため警察庁長官、兵庫県知事に対し兵庫県警察官の緊急増員を要望
被害	死者　3,711人　行方不明　　6人
2月8日（水）【発災後23日】	
議会	県・市会議員選挙の日程繰り延べを兵庫県選挙管理委員会に要望
広報	地震災害対策広報第8号発行　生活福祉資金特別貸付受付期限(2月9日)のお知らせ　交通状況のお知らせ　電話相談　ホームステイ受け入れ
生活	被災者の心の電話相談を臨時解説(～5/31)
2月9日（木）【発災後24日】	
流通	西部市場　せり開始
議会	災害対策委員会　衆議院議長、運輸港湾局長、鉄道局長に要望活動
融資	国の支援を受け産業融資のメニューが確定
仮設住宅	応急仮設住宅管理部を設置
2月10日（金）【発災後25日】	
広報	地震災害対策広報10号発行　神戸市合同慰霊祭　悪質業者に注意　公害健康被害認定患者へのお知らせ　医療情報
医療	一般病院開設数　95箇所/全市　率　93%/全市
医療	一般診療所開設数　982箇所/全市　率　70%/全市
医療	歯科診療所開設　480箇所/全市　率　58%/全市
警察	県警　のじぎくパトロール隊結成　避難所、仮設住宅パトロール開始(～4/16)
ボランティア	須磨区　須磨ボランティア結成
情報	FM　KOBE　ヒョウゴアミューズメントクラブ　17:30～17:35　毎週金曜放送開始
2月11日（土）【発災後26日】	
ごみ	港島クリーンセンター運転再開
義援金等	義援金募集委員会に新聞社、放送局を加える
義援金等	義捐金交付対象者を拡大
議会	災害対策委員会　衆議院議長が現地視察したい要望活動
ボランティア	兵庫区　区対策本部等と連携した「兵庫区ボランティア対策本部」が東京や全国の支援を受けて結成
ボランティア	住宅ボランティアのお知らせ第1回
2月12日（金）【発災後27日】	
物資	野菜ジュース週1回供給開始
情報	サンテレビ　ウィクリーこうべ　手話/震災関連情報　毎週日曜日　18:15～18:20　放送開始　4月に放送時間変更
2月13日（土）【発災後28日】	
建物調査	り災証明家屋被害2次調査開始　調査人員　14,002人・日
議会	全体議員総会　議長より災害対策委員会からの報告　市長より平成6年度補正予算案　震災復興本部の設置、神戸市復興計画審議会の設置、神戸市震災復興緊急整備条例の報告・質疑
こども	青少年電話相談再開

要援護者	高齢者緊急一時受け入れ施設(国民宿舎須磨荘) 開設
要援護者	要援護者実態調査(～3/10)
2月14日 (日)【発災後29日】	
生活	民生局災害対策室設置
広聴	市民と市長のふれあいトーク　長田区内避難所　避難所・まちづくり協議会訪問
こども	避難所児童向け移動児童館開設(～3/31)　36回　1,751人の児童参加
住宅	分譲マンション補修・建て替え相談登録センター開設 (1か月)　274件
仮設住宅	仮設脇の浜住宅　82戸　完成
2月15日 (月)【発災後30日】	
広報	地震災害対策広報10号発行　義援金の交付対象者拡大　遺骨の無料預かり　中小企業への震災復旧緊急特別融資
情報	臨時災害FM放送局　FM796フェニックスに情報提供開始　毎日　12:00～20:00　(～3/31)
議会	臨時市議会開会
仮設住宅	応急仮設住宅入居開始
融資	特別融資の受付開始
こども	開設保育所 (仮設含む) 128/158
復興まちづくり	震災復興本部の設置、神戸市復興計画審議会の設置、神戸市震災復興緊急整備条例の提案説明、質疑　可決
予算	平成6年度2月補正予算　提出　同可決
2月16日 (火)【発災後31日】	
市災対本部	兵庫県南部地震対策本部連絡調整会議 (～2/27)　幹事会6回　連絡会議2回 ①現地対策本部との協議状況　②被害状況報告　③ひょうごふぇにっくす計画　④神戸市震災復興計画　⑤避難所、仮設住宅対策　⑥ガレキ対策
復興まちづくり	神戸市震災復興緊急整備条例施行
インフラ	市営地下鉄全線開通
物資	幕の内弁当の導入、汁物の追加、カット野菜の週1回供給開始
トイレ	仮設トイレ設置総数　546か所　3,012基　バキューム稼働数　16台
学校	不足教室の建設着工
議会	災害対策委員会　現地対策本部へ要望活動

(3) 発災1か月～1年後

月日	経過日	活動主体 ・事象の種別	活動内容
2月17日	32	国	被災者対策関連法案の閣議決定
2月17日	32	広報	広報こうべ　災害対策特別号を発行　以降月2回ペースで発行　市長挨拶　り災証明、義援金、家屋解体　ごみ排出抑制の呼びかけ　水道、電気、ガスのお知らせ　各種相談窓口案内　災害対策情報
2月17日	32	避難所	避難所527か所、避難者数177,912人(就寝者数106,050人)
2月17日	32	議会	災害対策委員会　衆議院議長、運輸省、厚生省、通産省、自治省へ要望活動
2月17日	32	要援護者	精神障害者共同作業所11か所　再開完了
2月17日	32	ボランティア	ボランティア活動延べ人数　620,000人(1/17～)
2月18日	33	学校	第2学用品受入れセンター開設
2月18日	33	在宅避難者	在宅避難者への救援物資の配布(～3/10)　児童館19か所
2月19日	34	医療	歯科診療所開設率　60%/全市
2月20日	35	こども	児童生徒向け心のケア相談室開設　(～3/24)
2月20日	35	ごみ	東クリーンセンター運転再開
2月20日	35	こども	児童館4館を保育室に借用 (～8/20)
2月21日	36	広報	地震災害対策広報11号発行　神戸市合同慰霊祭　医療保険･国民年金
2月22日	37	医療	透析患者･腎疾患患者生活福祉相談開始
2月22日	37	ガレキ	建設業者に対しアスベスト粉塵対策の実施を指導
2月23日	38	国	建設省災害査定開始(～10/17)
2月24日	39	広報	地震災害対策広報12号発行　一時使用住宅の入居2次募集　災害廃棄物の処理
2月24日	39	国	復旧、復興、被災者支援関連財政各法案の閣議決定
2月24日	39	学校	全学校園で授業再開
2月24日	39	ライフライン	ライフライン復旧率　電気99.5%　上水道59%　下水道67.7%　ガス24.6%　電話99%
2月25日	40	市災対本部	県市震災対策連絡調整会議設置　避難所対策について
2月25日	40	ごみ	兵庫突堤　ごみ仮置き場設置　3,000㎡　(～3/31)
2月25日	40	産業	仮設賃貸工場第1次募集　170戸
2月26日	41	国	被災市街地復興特別措置法施行
2月27日	42	議会	災害対策委員会　現地対策本部、衆議院議長、国対策本部長へ要望活動要望活動
2月27日	42	流通	商店街、小売市場訪問復興指導開始
2月28日	43	広報	地震災害対策広報13号発行　被災企業用仮設賃貸工場入居企業募集　まちづくり計画案の縦覧　被災者への市税減免
2月28日	43	仮設住宅	一時使用住宅入居者第二次募集開始(～3/7)
2月28日	43	議会	災害対策委員会　地震対策担当大臣等へ要望活動
2月28日	43	インフラ	市バスの運行73路線中65路線
2月28日	43	トイレ	仮設トイレ設置総数　546か所　2,938 基　バキューム稼働数　21台

3月1日	44	市災対本部	兵庫県南部地震対策本部連絡調整会議（～2/27） 幹事会3回 阪神淡路大震災関係法令の概要
3月1日	44	市災対本部	他都市応援職員数 136,238人
3月1日	44	広報	広報こうべ 災害対策特別号 神戸市合同慰霊祭 一時使用住宅の2次募集 震災関連融資 職員募集･文化･教養･保健･福祉のお知らせ 各種相談窓口案内 災害対策情報
3月1日	44	衛生	シャワー設置完了 48か所 236基
3月1日	44	医療	医療救護所 80か所 巡回班 9班 夜間常勤班 4班
3月1日	44	こども	保育園通所 8,996人/全市 67%対1月1日通所数 開設保育所（仮設含む） 137/158
3月1日	44	生活	各区役所で相談業務再開 平日毎日(～3/31)
3月1日	44	激励	がんばってね全国からのはげましの手紙より 第1号発行 2,000部
3月1日	44	情報	震災関連情報コーナーの設置（三宮そごう西 総合インフォメーションセンター内）
3月2日	45	市災対本部	県市震災対策連絡調整会議 共同仮設店舗事業補助金の創設について
3月3日	46	広報	地震災害対策広報14号発行 排水設備の修繕貸付 地域型仮設住宅の開設 高齢者震災法律･税務相談
3月3日	46	流通	東部市場水産部 せり開始
3月3日	46	情報	兵庫リコーよりファクシミリ25台寄付
3月3日	46	建物調査	京大システムによる解体建物GIS利用データ処理開始
3月3日	46	国	文部省専門官査定開始（～3/10）
3月3日	46	医療	一般診療所開設数 1,182箇所/全市 率 84%/全市
3月4日	47	市災対本部	県市震災対策連絡調整会議 ①兵庫県緊急パトロール隊について ②避難所の緊急改善 ③応急仮設住宅の供与 ④仮設住宅及び店舗付き仮設住宅について
3月5日	48	イベント	合同慰霊祭開催
3月5日	48	議会	災害対策委員会 総理大臣、外務大臣、大蔵大臣、通産大臣、国土長官へ要望活動
3月5日	48	在宅避難者	自宅等で食事の用意ができる方に対する食事の提供を終了する旨お知らせ
3月6日	49	医療	一般病院開設数 97箇所/全市 率 95%/全市
3月6日	49	医療	歯科診療所開設 577箇所/全市 率 70%/全市
3月7日	50	広報	地震災害対策広報15号発行 共同仮設店舗建設費･借受費補助 震災関連情報コーナーの設置 避難所調査
3月7日	50	議会	災害対策委員会 建設大臣、復興プロジェクトチームへ要望活動
3月7日	50	要援護者	高齢者緊急一時受け入れ施設（しあわせの村）開設
3月8日	51	融資	商店街･小売市場共同仮設店舗補助制度受付開始（～7/31） 31件申込み
3月10日	53	広報	地震災害対策広報16号発行 神戸市災害見舞金･兵庫県災害援護金の交付 倒壊家屋の解体撤去
3月10日	53	避難所	避難所避難者実態調査
3月10日	53	要援護者	高齢者緊急一時受け入れ施設（有馬保養所）開設

3月10日	53	物資	主食単価を850円から1,200円に変更、朝惣菜パン･菓子パン･サンドイッチ･牛乳、昼缶詰･果物･カップラーメン、夜弁当･味噌汁
3月11日	54	ボランティア	区ボランティアセンター開設開始
3月12日	55	流通	商店街･小売市場再開率　46.4%
3月12日	55	情報	サンテレビ がんばろう神戸　震災関連情報･復興状況　毎週日曜日　10:00～10:30　放送開始　4月に放送時間変更
3月13日	56	義援金等	神戸市災害見舞金(住宅)交付受付開始(～5/12)
3月13日	56	国	政府が義援金の2次配分決定
3月13日	56	要援護者	高齢者向け賃貸マンションの募集(～3/22)
3月14日	57	広報	地震災害対策広報17号発行　市による住宅の応急修理　災害廃棄物の無料搬入券　皇太子同妃両陛下からの遺族の皆様へのお言葉
3月14日	57	ボランティア	住宅ボランティアのお知らせ第2回　情報提供総件数　817件
3月14日	57	議会	災害対策委員会　現地対策本部へ要望活動
3月14日	57	広聴	市民と市長のふれあいトーク　東灘区内避難所
3月15日	58	ガレキ	建設業者に対しアスベスト粉塵対策の実施を再度指導
3月15日	58	議会	第1回定例市議会開会(～3/28)
3月15日	58	予算	平成7年度当初予算案提出
3月16日	59	市災対本部	兵庫県南部地震対策本部連絡調整会議（～3/31）　幹事会6回　連絡会議1回 ①自衛隊の応援体制　②震災復興関係都市計画　③ボランティア活動　④被災宅地対策
3月16日	59	広報	地震災害対策広報18号発行　一時使用住宅の入居2次募集締め切り（予告）市バス･地下鉄定期券の販売再開　住民健診
3月16日	59	本部	県市震災対策連絡調整会議　県･市における基本構想･計画の策定について
3月16日	59	議会	災害対策委員会　厚生大臣、建設大臣、衆参両院災害対策特別委員への要望活動
3月16日	59	医療	避難所での健康診査開始(～3/31)
3月16日	59	義援金等	弔慰金申請用紙の郵送開始
3月16日	59	激励	がんばってね全国からのはげましの手紙より　第2号発行　2,000部
3月16日	59	ボランティア	ボランティアい活動延べ人数　380,000人(2/18～)
3月17日	60	避難所	避難所442か所、避難者数115,541人(就寝者数62,604人)
3月17日	60	復興まちづくり	県が都市計画決定
3月17日	60	広報	広報こうべ　災害対策特別号　7年度当初予算の解説　市災害見舞金･県災害援護金　家屋解体撤去　共同仮設店舗　住宅･土地、保健･福祉、市税の納付申告等のお知らせ　各種相談窓口案内　災害対策情報
3月18日	61	広報	地震災害対策広報19号発行　災害弔慰金の支給　市長挨拶　観光施設･宿泊施設の営業状況案内（Faxサービス）
3月19日	62	医療	歯科救護所解消　診療件数　1,769件
3月21日	64	義援金等	災害弔慰金相談窓口開設(～4/10)
3月21日	64	産業	仮設賃貸工場第2次募集　250戸

3月23日	66	市災対本部	県市震災対策連絡調整会議　①仮設住宅の管理　②避難所対策
3月23日	66	広報	地震災害対策広報20号発行　災害援護支援金貸付　被災企業用仮設工場2次募集　国民健康保険の一部負担金免除証明書の交付
3月23日	66	復興まちづくり	神戸市復興に向けての提言募集　対象　全世界　(～4/21)　応募345件　425項目
3月23日	66	予算	平成6年度3月補正予算　提出
3月23日	66	予算	平成7年度補正予算　提出
3月24日	67	融資	神戸市災害援護資金貸付(第1次)開始(～4/30)
3月26日	69	避難所	避難所食事提供を最小限度にする
3月27日	70	復興まちづくり	神戸市復興計画ガイドライン策定
3月28日	71	市災対本部	県市震災対策連絡調整会議　神戸市復興計画ガイドラインについて
3月28日	71	予算	平成6年度3月補正予算　可決
3月28日	71	予算	平成7年度補正予算　可決
3月28日	71	広報	地震災害対策広報21号発行　復興に向けての提言募集　国民健康保険料の減免　水道･下水道料金の納期延長　広報誌の市外郵送サービス
3月29日	72	ガレキ	倒壊ビルのアスベスト使用実態調査第1回（～4/6）
3月29日	72	広聴	市政アドバイザー意識意向調査開始　(～4/7)
3月29日	72	予算	平成7年度当初予算　可決
3月30日	73	市災対本部	県市震災対策連絡調整会議　①避難所実態調査のまとめについて　②応急仮設住宅に係る要望について
3月30日	73	仮設住宅	あじさいシステムによる特定優良賃貸住宅入居募集　(～4/7)
3月31日	74	広報	地震災害対策広報22号発行　40歳以上の被災者無料検診　地域型仮設住宅の案内　り災証明書･義援金申請締め切り（予告）
3月31日	74	ライフライン	上下水道復旧
3月31日	74	トイレ	仮設トイレ設置総数　451か所　2,213 基　バキューム稼働数　18台
3月31日	74	医療	灘区、兵庫区、長田区　精神科救護所の解消
3月31日	74	広聴	市長への手紙　736件　(1/17～)
3月31日	74	広聴	市長陳情　482件　(1/17～)
4月1日	75	生活	民生局災害復旧担当部設置
4月1日	75	医療	仮設住宅保健師循環健康相談開始
4月1日	75	広報	広報こうべ　災害対策特別号　神戸市震災復興住宅整備緊急3か年計画　地域型仮設住宅　災害弔慰金　災害援護資金　医療費関係　職員募集、住宅、文化･教養、保健･福祉等お知らせ　各種相談窓口案内　災害対策情報
4月1日	75	生活	法律相談を強化してすべての相談業務を再開
4月1日	75	インフラ	JR神戸線全線開通
4月1日	75	物資	菓子パン･惣菜パンをロールパン･ジャム･マーガリンに変更
4月1日	75	医療	医療救護所　6か所　巡回班15班　夜間常駐班　4班
4月1日	75	ごみ	遠矢浜　ごみ仮置き場設置　5,000㎡

4月1日	75	こども	開設保育所（仮設含む）148/158
4月3日	77	要援護者	高齢者・障害者地域型仮設入居者募集開始(～4/11)
4月3日	77	広聴	市民と市長のふれあいトーク　生田中学校避難所　被災市民との懇談
4月3日	77	激励	さんちか地下道で全国からのはげましの手紙掲示(～5/31)
4月3日	77	外国人	外国人相談窓口開設
4月3日	77	ボランティア	ボランティア活動延べ人数　130,000人(3/17～)
4月4日	78	市災対本部	兵庫県南部地震対策本部連絡の解散
4月4日	78	広報	地震災害対策広報23号発行　一時使用住宅の入居3次募集・常時募集　宅地・私道の応急措置　埋火葬費の清算
4月5日	79	インフラ	私道緊急復旧受付開始(～4/30)
4月7日	81	仮設住宅	一時使用住宅入居者第3次募集開始(～4/11)
4月7日	81	建物調査	り災証明再調査受付打ち切り
4月8日	82	インフラ	山陽新幹線全線開通
4月9日	83	避難所	避難所に保冷庫の設置開始
4月10日	84	市災対本部	県市震災対策連絡調整会議　①応急仮設住宅にかかわる要望について　②避難所の管理体制について　③職員の応援体制について　④周辺環境調査について
4月10日	84	議会	災害対策委員会　現地視察
4月10日	84	激励	がんばってね全国からのはげましの手紙より　第3号発行　2,000部
4月11日	85	ライフライン	都市ガス復旧
4月11日	85	広報	地震災害対策広報24号発行　倒壊家屋の解体撤去（清算手段・三者契約の申し込み）　一時使用住宅の常時募集　災害廃棄物の無料搬入券
4月11日	85	議会	災害対策委員会　衆議院調査団、運輸大臣、運輸事務次官、復興プロジェクトチームへの要望活動
4月14日	88	市災対本部	県市震災対策連絡調整会議　①避難所対策について　②仮設住宅に付帯する要望について
4月14日	88	学校	全小学校で本来給食再開
4月17日	91	広報	広報こうべ　地震災害対策特別号　神戸市復興計画ガイドライン　教育再生緊急提言　倒壊家屋の解体撤去　宅地・私道の応急処置　市長を囲んでの懇談会　り災証明書・義援金申請期限　スポーツ施設状況　イベント情報　住宅・土地、保健・福祉、スポーツ、観光施設情報　各種相談窓口案内　災害対策情報
4月17日	91	避難所	避難所391か所、避難者数55,337人(就寝者数42,330人)
4月17日	91	こども	児童心の相談110番開設
4月17日	91	ライフライン	水道応急復旧完了
4月18日	92	広報	地震災害対策広報25号発行　神戸市災害見舞金　災害援護資金貸付締切（予告）　児童心の相談110番
4月18日	92	インフラ	新幹線復旧
4月18日	92	ボランティア	ボランティア活動延べ人数　40，000人(4/4～)
4月20日	94	インフラ	街路灯補修・新設箇所　3,058灯に達する

4月25日	99	広報	地震災害対策広報26号発行　一時使用住宅の常時募集　街づくり事業の現地相談所の開設　総合住宅相談所
4月27日	101	仮設住宅	一時使用住宅入居者常時募集開始
4月27日	101	自衛隊	自衛隊全面撤去
4月27日	101	避難所	避難所就寝者4万人を割る(38,350人)
4月27日	101	医療	一般病院開設数　100箇所/全市　率　98%/全市
4月27日	101	医療	一般診療所開設数　1,233箇所/全市　率　88%/全市
4月27日	101	医療	歯科診療所開設　600箇所/全市　率　84%/全市
4月28日	102	広報	地震災害対策広報27号発行　一時使用住宅の常時募集　義援金2次配分の予告　一時使用住宅の入居4次募集
4月30日	104	避難所	避難者数　46,120人
4月30日	104	医療	医療救護所の解消
4月30日	104	トイレ	仮設トイレ設置総数　304か所　1,216 基　バキューム稼働数　21台
4月30日	104	医療	精神科医療救護所解消　相談件数　6,741件　入院　179件　投薬　2,226件
5月1日	105	こども	開設保育所（仮設含む）148/158
5月1日	105	広報	広報こうべ　災害対策特別号　がんばろうKOBE　災害見舞金･援護金　選挙　仮設賃貸工場補充登録　職員募集、保健･福祉、文化･教養、スポーツ等お知らせ　各種相談窓口案内　災害対策情報
5月2日	106	広報	地震災害対策広報28号発行　国民健康保険･老人医療での負担金免除期間の延長　一時使用住宅の常時募集　避難所個別面談調査
5月5日	109	避難所	弁当保管冷蔵庫全避難所に設置完了
5月6日	110	議会	災害対策委員会　衆議院議長現地視察に際し要望活動
5月9日	113	広報	地震災害対策広報29号発行　高齢者･障害者向け仮設住宅入居申し込み　仮設賃貸工場補充登録受付中
5月10日	114	避難所	避難所避難者個別面談調査開始(～5/16)
5月10日	114	仮設住宅	一時使用住宅入居者第4次募集開始(～5/14)
5月10日	114	議会	災害対策委員会　現地視察
5月13日	117	動物	新たなプレハブ動物舎建設
5月14日	118	避難所	希望避難所へ豚汁セットの提供開始
5月15日	119	義援金等	第2次義援金(重傷者見舞金、要援護家庭激励金）交付開始
5月15日	119	議会	第2回定例市議会開会(～5/19)
5月15日	119	予算	平成7年度5月補正予算　提出
5月17日	121	要援護者	高齢者･障害者向け地域型仮設住宅入居者募集開始(～5/12)
5月17日	121	融資	生活福祉資金災害援護資金貸付申込開始(～7/31)
5月17日	121	避難所	避難所361か所、避難者数38,166人(就寝者数31,132人）
5月18日	122	物資	カット野菜の週2回供給開始
5月19日	123	予算	平成7年度5月補正予算　可決
5月21日	125	ボランティア	ボランティア活動延べ人数　36,000人(4/19～)

5月22日	126	医療	長田区長楽町仮設診療所（歯科）開設
5月23日	127	広報	地震災害対策広報30号発行　要援護家庭への義援金配分　市県見舞金の交付　税減免の拡大　一時使用住宅常時募集　2次災害対策
5月23日	127	義援金等	神戸市災害見舞金(負傷者)交付受付開始(～6/9)
5月24日	128	医療	中央区ポートアイランド仮設診療所（内科）開設
5月25日	129	仮設住宅	仮設住宅追加建設決定
5月31日	135	ライフライン	下水道応急復旧完了
5月31日	135	トイレ	仮設トイレ設置総数　237か所　750 基　バキューム稼働数　9台
6月1日	136	広報	広報こうべ　災害対策特別号　神戸市会議員･兵庫県議会議員選挙　住まいの再建Q&A　第2次義援金の配分　一時使用住宅の常時募集　保険料　梅雨に入る前の2次災害への備え　職員募集、住宅･土地、保健･福祉、文化･教養、スポーツ･レジャー、イベント情報等お知らせ　各種相談窓口案内　災害対策情報
6月1日	136	生活	こころのケアセンター開設
6月1日	136	こども	仮設保育所3か所　総定員260人　開設
6月1日	136	こども	臨時保育室5か所　総定員150人　開設
6月1日	136	こども	開設保育所（仮設含む）152/158
6月5日	140	外国人	外国人相談窓口追加開設
6月11日	146	議会	市議会議員、兵庫県議会議員選挙実施
6月12日	147	インフラ	阪急電鉄復旧
6月12日	147	医療	灘区大石東公園仮設診療所（内科、外科）開設
6月13日	148	医療	灘区六甲アイランド仮設診療所（歯科）開設
6月16日	151	広聴	市民と市長のふれあいトーク　須磨海浜水族館レクチャールーム　避難所リーダー･ボランティアとの懇談
6月16日	151	ボランティア	ボランティア活動延べ人数　18,200人(5/22～)
6月17日	152	避難所	避難所314か所、避難者数25,960人(就寝者数21,609人)
6月18日	153	インフラ	山陽電鉄復旧
6月20日	155	広報	地震災害対策広報31号発行　一時使用住宅の常時募集　特定優良賃貸住宅供給促進制度　災害障害見舞金の給付相談　復興住宅ﾒｯｾ　2次災害対策
6月21日	156	予算	平成7年度　6月補正予算　提出
6月22日	157	インフラ	神戸電鉄復旧
6月22日	157	復興まちづくり	神戸･復興住宅メッセの開設
6月26日	161	議会	神戸市議会復興委員会設置
6月26日	161	インフラ	阪神電鉄復旧
6月26日	161	医療	北区鹿の子台仮設診療所（歯科）開設
6月26日	161	流通	被災地区商店街･市場調査開始（～7/7）
6月29日	164	ガレキ	倒壊ビルのアスベスト使用実態調査第2回（～4/6）
6月30日	165	復興まちづくり	神戸市復興計画策定

6月30日	165	復興まちづくり	神戸市震災復興住宅整備緊急3か年計画
6月30日	165	避難所	避難者数　22,677人
6月30日	165	トイレ	仮設トイレ設置総数　186か所　491 基　バキューム稼働数　8台
7月1日	166	広報	広報こうべ　災害対策特別号　神戸市復興計画策定　一時使用住宅の5次募集　災害復興住宅入居者募集　被災児童･生徒教育助成金　老人保健施設開所　参議員選PR　須磨海水浴場海開き　寄付の三ない運動　区民センター開館状況　博物館･植物園、職員募集、住宅･土地、保健･福祉、文化･教養、スポーツ･レジャー、イベント情報等お知らせ　各種相談窓口案内　災害対策情報
7月1日	166	仮設住宅	一時使用住宅入居者第5次募集開始(～7/6)
7月1日	166	復興まちづくり	神戸市震災復興住宅緊急3か年計画策定
7月3日	168	予算	平成7年度　6月補正予算　可決
7月4日	169	議会	復興委員会　復興計画について質疑
7月7日	172	議会	復興委員会　総理大臣に要望活動
7月8日	173	仮設住宅	応急仮設住宅入居者実態調査(～7/9)
7月11日	176	広聴	婦人市政懇談会開催　婦人市政懇談会からの要望への回答
7月13日	178	広聴	市民と市長のふれあいトーク　神戸市産業振興センター　まちの復興と商い
7月17日	182	避難所	避難所283か所、避難者数18,849人(就寝者数16,748人)
7月17日	182	流通	商店街･小売市場再開率　64.2%
7月17日	182	議会	復興委員会　建設大臣に要望活動
7月17日	182	復興まちづくり	市政セミナー開催　愛するまち神戸の復興
7月20日	185	議会	復興委員会　地震対策担当大臣、内閣官房長官、政府、政党に要望活動
7月25日	190	広報	地震災害対策広報32号発行　住宅融資に対する復興基金による利子補給　市長挨拶　震災関連情報まとめ　2次災害対策
7月25日	190	広聴	市民と市長のふれあいトーク　新長田ジョイプラザ　長田らしさを求めて
7月26日	191	予算	平成7年度　7月補正予算　提出
7月30日	195	生活	ふれあいセンター開設
7月31日	196	インフラ	ポートライナー復旧
7月31日	196	トイレ	仮設トイレ設置総数　143か所　392 基　バキューム稼働数　7台
8月1日	197	広報	広報こうべ　災害対策特別号　補正予算案の編成　こうべ･すまいまちづくりセンター　国民健康保険料年額の確定　こころかよわす市民運動月間　戦後50回目の8月15日　市民と市長のふれあいトーク　博物館･植物園、職員募集、住宅･土地、保健･福祉、文化･教養、スポーツ･レジャー、イベント情報等お知らせ　各種相談窓口案内　災害対策情報　2次災害対策
8月1日	197	議会	復興委員会　復興に向けた取り組みについて質疑
8月2日	198	予算	平成7年度　7月補正予算　可決
8月3日	199	仮設住宅	仮設住宅のふれあい相談員制度創設
8月3日	199	議会	復興委員会　大蔵省へ要望活動

8月9日	205	広聴	市民と市長のふれあいトーク　中央区役所　よみがえる街の活力
8月11日	207	仮設住宅	仮設住宅計画戸数完成（32,000）
8月12日	208	医療	西区春日台仮設診療所（内科、循環器科、呼吸器科）開設
8月13日	209	インフラ	神戸高速鉄道復旧
8月14日	210	医療	東灘区六甲アイランド仮設診療所（内科、婦人科）開設
8月15日	211	広報	地震災害対策広報33号発行　住宅助成義援金の交付　仮設住宅段差解消 広報誌の市外郵送サービス
8月17日	213	避難所	避難所222か所、避難者数9,820人(就寝者数8,491人)
8月20日	216	避難所	避難所閉鎖、配食･物資配布終了
8月20日	216	避難所	避難所196か所、避難者数8,140人(就寝者数6,672人)
8月21日	217	避難所	待機所開設(10か所から12か所)
8月21日	217	医療	西区室谷仮設診療所（内科）開設
8月21日	217	医療	西区福谷仮設診療所（内科）開設
8月23日	219	インフラ	六甲ライナー復旧
8月24日	220	義援金等	第2次義援金(住宅助成）交付開始
8月28日	224	議会	復興委員会　衆議院議長、内閣官房長官、国土長官へ要望活動
8月29日	225	議会	復興委員会　自治大臣、建設事務次官へ要望活動
8月31日	227	トイレ	仮設トイレ設置総数　97か所　220 基　バキューム稼働数　7台
8月31日	227	広聴	市長への手紙　1,225件　(4/1～)
8月31日	227	広聴	市長陳情　400件　(4/1～)
9月1日	228	インフラ	私道災害復旧工事助成受付開始（～平成9年度末）
9月3日	230	医療	東灘区深江浜仮設診療所（歯科）開設
9月18日	245	予算	平成7年度　9月補正予算　提出
9月22日	249	予算	平成7年度　9月補正予算　可決
10月4日	261	復興まちづくり	第4次神戸市基本計画策定
10月9日	266	義援金等	第2次義援金(被災児童特別教育資金)交付開始
10月31日	288	復興まちづくり	第1次災害復興(賃貸)住宅1次募集開始(～11/15)
11月30日	318	仮設住宅	仮設入居者ピーク(約31,000世帯)
12月9日	327	仮設住宅	仮設住宅入居実態調査実施
8年1月17日	366	イベント	阪神淡路大震災犠牲者神戸市追悼式

資料20-035　「南海トラフ地震に関連する情報」の発表について

報 道 発 表 資 料
平成 29 年 9 月 26 日
気　　象　　庁

「南海トラフ地震に関連する情報」の発表について

本日、中央防災会議防災対策実行会議が開催され、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）の検討結果が報告されました。

WGの報告では、南海トラフ沿いで発生する、大規模地震につながる可能性がある現象を観測し、その分析や評価結果を防災対応に活かすことができるよう、適時的確な情報の発表に努めることが重要であると指摘されています。また、国・地方公共団体はあらかじめ当面の暫定的な防災体制を定めておく必要があることも指摘されています。

このWG報告と防災対策実行会議を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された際の政府の対応が決定されました。気象庁が発表する当該情報は別紙のとおりで、平成 29 年 11 月 1 日から運用を開始します。

また、当該情報を発表するため、気象庁では、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」（以下「評価検討会」という。）を開催することとしました。評価検討会は、従来の東海地域を対象とした地震防災対策強化地域判定会と一体となって検討を行います。なお、評価検討会の詳細については、後日お知らせします。

本件に関する問合せ先：気象庁地震火山部地震予知情報課
電話：03-3212-8341（内線）4719

（別　紙）

「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象（※１）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※１：南海トラフ沿いでマグニチュード７以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。